

1984

大井城

大井城関係文献史料集

昭和五十九年一月

佐久市教育委員会

例 言

一、本書は、佐久市岩村田に所在する大井城（石並城・王城・黒岩城の総称）の内、大和町小集落事業に伴う黒岩城跡の破壊が止むなきにあたり、発掘調査を昭和五十八・六十年代にわたり実施することとなつた。その際に大井城跡関係の文献史料を集成したものである。

一、本書は、大井城跡総合発掘調査団が組織され、団員である大井隆男・木内寛・本沢慎輔・森泉かよ子が編集にあたつた。
一、本書は左記の文献を引用した。（但し、旧字・異体字等は活版に忠実に転載したが、一部改まつた箇所もある。）

『信濃史料』第二卷「第十一卷 信濃史料刊行会 昭和二十八年～昭和三十三年

『新編信濃史料叢書』 信濃史料刊行会 第一卷「信濃地名考」昭和四十五年

第二卷「大塔物語」「信州大塔軍記」昭和四十七年

第四卷「信陽雑誌」昭和四十六年

第八卷「西鴻譜載」昭和四十九年

第九卷「千曲之真砂」「依田記」昭和四十八年

第十五卷「長岡寺殿御事蹟稿」昭和五十二年

「北佐久郡志」全 長野県北佐久郡役所 大正四年

「北佐久郡志」第二卷歴史編 北佐久郡志編纂会 昭和三十一年

「南佐久郡志」 南佐久郡役所 大正八年

「建武中興を中心としたる信濃動王史攷」上・下巻 信濃毎日新聞株式会社 昭和十四年

復刻「長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書」第七卷「大井城」 長野県文化財保護協会 昭和五十年

「日本城郭大系」第8巻 新人物往来社 昭和五十五年

目 次

目 次

卷頭図版一 大井城航空写真

卷頭図版二 一、大井太郎の邸（一浦上人繪伝）
二、古代村絵図

卷頭図版三 一、岩村田町文明度の古図
二、寛文十年岩村田古地図

卷頭図版四 一、岩村田町永正度の古図
二、寛文十年岩村田古地図

卷頭図版五 松原諱訪神社祠籬

第一図 大井城跡見取図

信濃史料
依田記.....一
四隣譜載.....三三

信陽雑誌.....三九
信濃地名考.....五六

千曲之真砂.....一〇一
大谷物語.....一〇三

信州大塔軍記.....一〇七
長國寺殿御事續稿.....一一八

北佐久郡志 全.....一二五
北佐久郡志.....二五

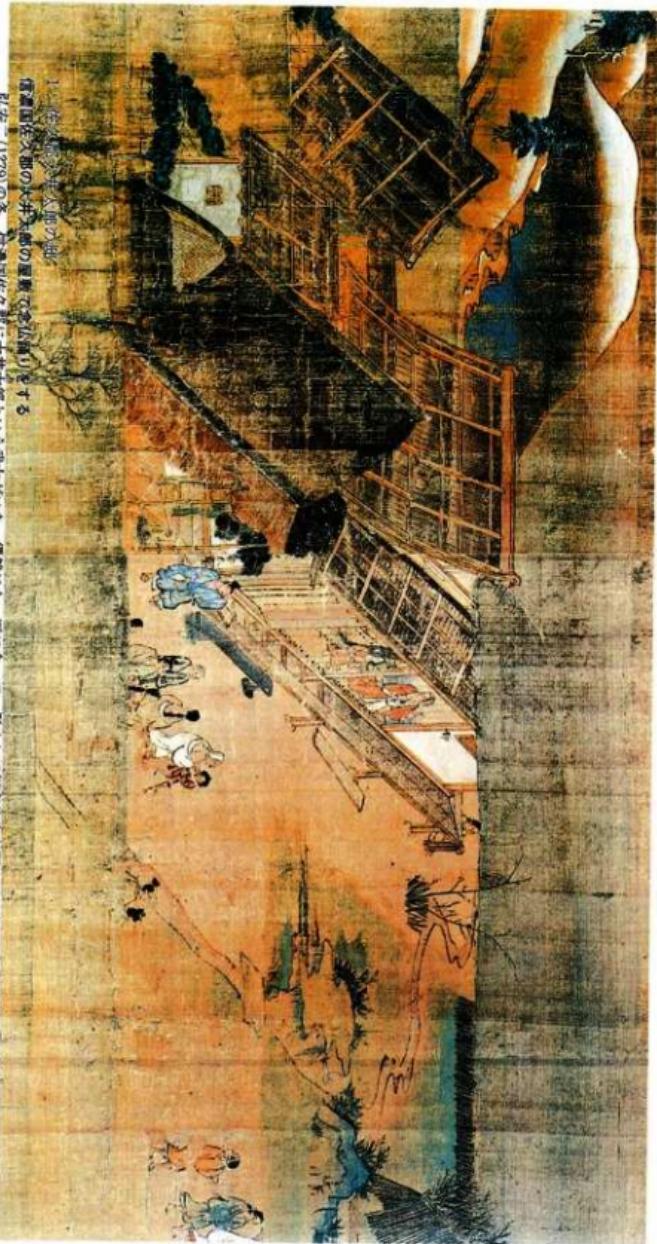
南佐久郡志.....一七四
建武中興を中心としたる信濃勤王史叢.....一一〇

長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書第七卷—大井城—.....一四一

日本城郭大系 長野県佐久市—大井城—.....一四四



1. 大井城跡航空写真



「一通上人始伝」の挿絵

伊豫国守・大井太郎の勇斬を金正直とする

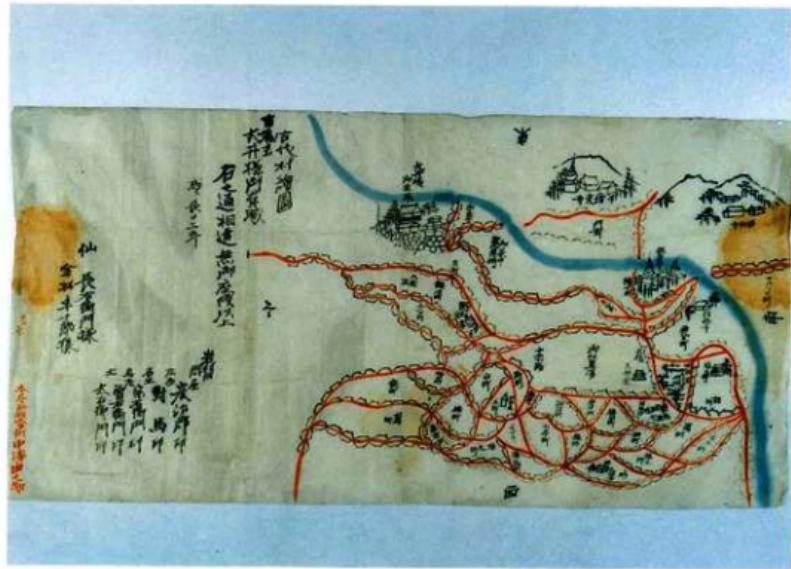
弘安二（1279）の冬、信濃国佐久郡に大井太郎という武士がいた。偶然にも一通に会って、発心して極楽往生を願っていた。この人の船は、仏法にまったく関心がなかった。が、ある夜夢を見た。家の大工を小仏たちが行進している。中に骨の高い一通の姿がある。と見る間に夢から覚めた。きっと藤原師を呼んで吉と占わせた。もちろん吉と出た。そこで一通に隣じて三日三夜の間通り念仏の供養を行った。集まつた人々は五、六百人にも及んだという。家の板敷きは抜け落ちてしまつたが、これは一通の形見だとして、かえって修理もしないでそのままにして保存したという。

これは、前の板敷きである。草葺きながら入母屋、また板運搬の切妻造りの構えが地方の豪族の風格のありさまをゆきりなくも表わしている。後ろの屋根には、煙出しの小屋根がみえるので厨であろうか。後の山々は、すでに初雪をかぶり早くも冬の到来を物語っている。

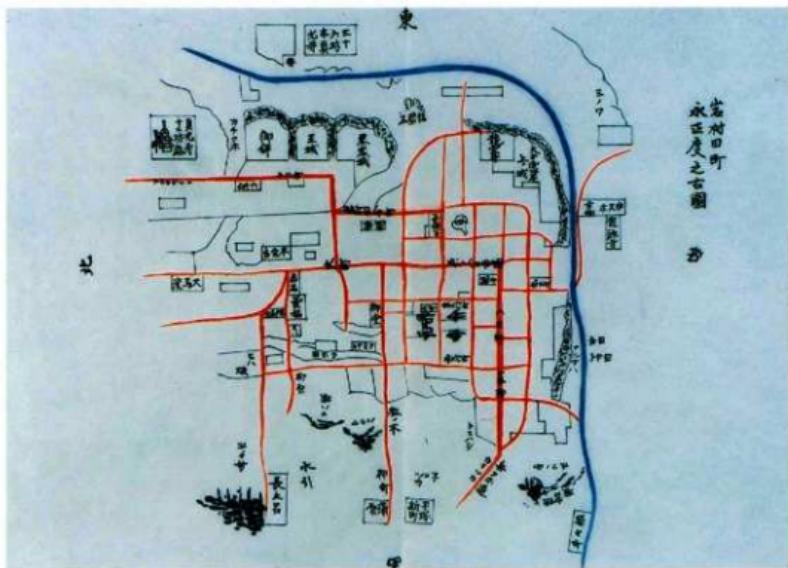
（『美術・歴史元年記』（『日本絵巻大成別巻 小松透美編 中央公論社昭和53年より）



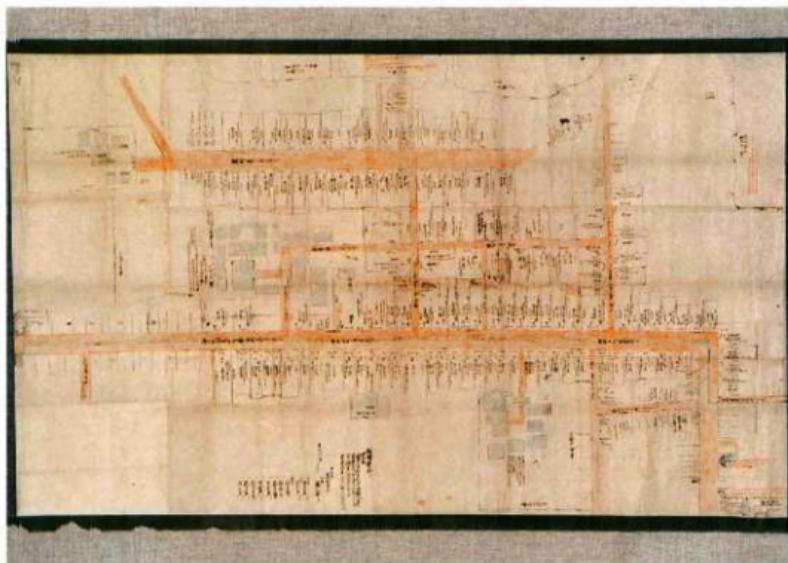
1. 岩村田町文明度之古図（模写・佐久市塙原 池田教一氏蔵）



2. 古代村絵図（慶長十二年・佐久市岩村田 篠沢秀雄氏蔵）



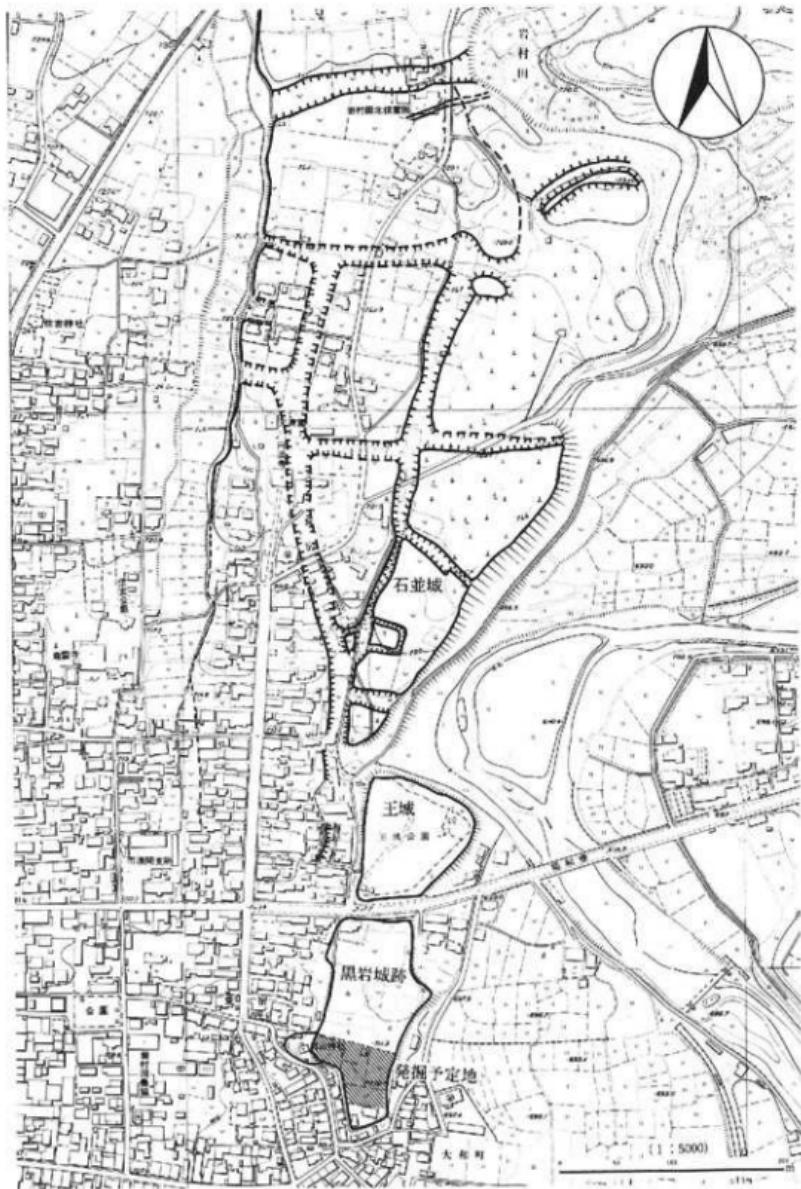
1. 岩村田町永正度の古図（模写・佐久市塙原 池田教一氏蔵）





1. 松原諏訪神社銅鐘

敬白
信州佐久郡大井庄落合
新善光寺
奉施入植鐘一口 長四尺二寸
一尺六寸
右志者為法界衆生往生福樂也
大般達法阿彌陀佛
勸進說法者二人 念阿
弘安二年己卯 八月十五日
道空
大旦那源朝臣光長
并諸旦那 大工伴長



第1図 大井城跡見取図（昭和58年佐久市志編さん委員 郷原哲章氏作製）

笠原牧(南條)

同北條

望月牧

新張牧

如此事、只可計沙汰之由、可被仰也。

馬○中

塙河牧

菱野

塙野

金倉井

越後國(庄名ヲ)
鶴大

諸馬牧

多々利牧

金倉井

右注進如件、

文治三年二月 日

〔訓説〕三月十二日、庚寅、(中略)又關東御知行の國々の内、乃貢米賛の庄々の注文、之を下さる。今日到來す。家司等を召下して、

催促を加へ給ふべきの由と云々。(訓説略)

文治四年五月(一一八八)第三卷三九八

〔吾妻鏡〕△

六月四日、戊辰、所々地頭沙汰之間事、注條々、合付帥中納言(相房)、給之處、御返報今日到着、於勅告之趣者、爲譲子細、所副櫻權右中弁定長朝臣奉書也。時中

八條院領

信濃國大井庄(後久慈)

○中
(伊賀郡)

信濃國伊賀良庄

以上一件の庄頭の年貢、或は先々に注し還はし、或は本文書

紛失す。平家の時分は自由の沙汰を致さしむる事も候ひき。又庄の大小を知らず増進の事も候ひき。子細は庄家皆存知か。委しく搜りて計らひ沙汰せしむれ。益頭庄の事も、彼の辺同事と思食して、能保朝臣に仰せられ候ひき。時政地頭にて、他人の沙汰入るべからざるの様に聞召しきば、言上沙汰に及ばず。此の如き事は只計らひ沙汰すべきの由、仰せらるべきなり。(中略)

以前の条々、此の趣を以て、計らひ通はざるべきの由、御氣色に候か。恐々讀書。

五月十二日

權右中弁

〔訓説〕六月四日、戊辰、所々の地頭沙汰の間事、条々を注して、帥

中納言(經房)に付せしめ給ふの處、御返報今日到着す。勅答

の趣に於ては、子細を譲らんが爲め、權右中弁定長朝臣の奉書を附へ候る所なり。(中略)

八條院領

信濃國大井庄(中略)

權右中弁

以上、件庄領年貢、或先々注進、或本文書紛失、平家時分、令致自由沙汰事も候き、又不知庄大小、增進事も候き、子細庄家皆存知候、委挾可令計沙汰、益頭庄事も、彼邊同事と思食て、被仰能保朝臣候き、時政地頭にて、他人沙汰不可人之様聞召しきば、言上不及沙汰、

建久五年七月（一一九四）第三卷貢四五四

〔吉妻鏡〕十四

四十七番 武田五郎次郎 仁科次郎三郎 小野源左近大夫

○中

七月十六日、乙亥、信義國大井庄乃貢事、於今年考、十一月中可免濟京都
之旨、被仰下云々。

〔訓説〕七月十六日、乙亥、信義國大井庄の乃貢の事、今年に於ては、

十一月中に京都に究済すべきの旨、仰下さると云々。

曆仁元年二月（一二三八）第四卷貢六八

〔吉妻鏡〕十五

正月廿八日、乙亥、天晴、晴朗、將軍家御上洛。各弓參進一○中已刻御進發、被用御興、馬下

二月十七日癸巳、天晴快晴、已刻、御出野路宿、先隨兵以下供奉人、白庭
上至路次、二行座列、寄御興之後騎馬、降親卿以下、於關寺邊見物云々、
子列御入洛、着十六波羅御所此間新給、

行列

○中

御所隨兵百九十二騎三輪用兵各弓參進一

〔吉妻鏡〕十六

八月二日、癸巳、天晴、知刻、將軍家二所御參進、晴朗也、二日也先御參進鶴岳宮、於
鳥居内御盃拜、御先進參會、次御進發、行列、

○中 次御進發

次御進發

次御進發

平賀三郎兵衛尉 長兵衛三郎

○中 得江藏人

平賀三郎兵衛尉

得江三郎

○中 得江藏人

五十一番 大井太郎光久郎 南部次郎

○中

五十九番 伊豆守

○中

武田四郎

○中

小笠原六郎勝元

○中

〔訓説〕正月廿八日、乙亥、天晴る。將軍家御上洛。中略已刻御進
發、御興を用ひらる。下略、

二月十七日、癸巳、天晴快晴、已刻、野路の宿を御出。先づ隨
兵以下の供奉人、庭上より路次に至るまで二行に座列し、御興
を寄するの後騎馬す。隆親卿以下、關寺邊に於て見物すと云々。

子列御入洛、六波羅御所この間新給に着き給ふ。行列以
下訓説略す)

〔守矢文書〕○諏訪郡宮川村 守矢真幸氏所藏

諏訪上宮五月會付流鏑馬之頭・花會頭等可爲同前御射山頭及結番之事

一番五月會分左頭・伊那郡野庄内
中針田村・宇久津村・福寺・搖鶴・里原・阿鳴・伴野地頭等・駿河入道

上野御司以下、

右頭・大井庄内矢鳴・湯原・幾原・大井六郎入道、付〔小立〕北田井・東有施縣等

地頭等、

流鏑馬・大井庄内長士呂郡・薩摩五良左衛門尉付同庄内城原地頭等并小田功

左衛門尉知行分、

御射山左頭・東条庄内本郡・龜・法達・新保郷地頭等・小布施・部木田・

治・眞野・矢鶴・堤原地頭等、

左頭・佐久郡小諸・小諸太郎、

二番五月會分

左頭・伴田半分源與左近・大夫將監、

右頭・伴田半分源與左近・東条村和田豊岐入道、

流鏑馬・赤須・遠山・甲斐若・大河原・鹿嶽地頭等、

三番五月會分付山左頭・塙田庄半分跡與人道、

右頭・海野在内岩下鄉海野次郎左衛門人道知行分、付〔小尾郡〕國分寺・南條・並善

右頭・海野在内岩下鄉海野次郎左衛門人道知行分、付〔小尾郡〕國分寺・南條・並善

右頭・海野在内岩下鄉海野次郎左衛門人道知行分、付〔小尾郡〕國分寺・南條・並善

右頭・海野在内岩下鄉海野次郎左衛門人道知行分、付〔小尾郡〕國分寺・南條・並善

右頭・平賀縣小井河東明寺内山平林地頭・付平賀次郎入道女子、並高橋七郎左

衛門尉女子・陰谷四良六郎知行分、

右頭内田牧・並原地頭波田判官代隊、

流鏑馬、(筑紫郡)阿礼崎・大甘十郎・付大村地頭等、

御射山左頭・長池・付〔水内郡〕一萬瀬入道・付林尾・上漫野・倉井・並小堀高梨知行、

右頭・月輪寺一方隆寺新左衛門尉跡・付戸狩郡地頭等、

四番五月會分、

左頭・小泉庄半分内上田原・津井地・穗屋謹守知行分、

右頭・海野庄内林三ヶ条地頭等、

流鏑馬・宮田郡地頭等・付名子東西地頭等、

御射山左頭・船山郡普見寺入道、

右頭・西牧・埋櫛兩廻地頭等・付長田村地頭等、

五番五月會分、

左頭・伊賀良庄内江馬達江前司後家以下、

右頭・木内郡内和田郡和田三河入道、付石渡戸・三和衆・當武地頭等、

流鏑馬・付賀茂方左衛門入道、

御射山左頭・佐久郡伴野庄大澤・鹿野郡駿河守跡、

右頭・大河内郡南条地頭等・付手林地頭等、

六番五月會分、

左頭・北高田内河野郡地頭等・付小井郡内木工左衛門尉入道知行分、

右頭・大井郡内安原・香坂等大井又三良入道・南市村・崎田・西布施・栗

鄉・除大井三郎寄子分地頭等、

流鏑馬・赤木郡赤木太郎入道跡・付草澤・並御兩尋地頭等、

御射山左頭・付田中余矢野伊賀入道・付小田切義佐・木豈前・司跡、

右頭・水内郡御方刀四郎左衛門跡・付〔水内郡〕御方刀四郎左衛門跡、

七番五月會分、

御射山左頭、大井庄内大井次郎入道知行分、

右頭、下浅野(佐久郡)小鍋、(佐久郡)村大鷹保三郎入道知行分、太倉郷大隅彦四郎知行分、

赤塙郷地頭等、

右、守總番之次第、無懈怠可勤仕、者亦嫌君勤仰、下知如件、

相模守平朝臣(佐久郡)

高時

嘉慶四年三月 日

〔訓説〕〔訓説上略す〕

右、結番の次第を守り、懈怠なく勤仕すべし。てへれば嫌貪殿

の仰に依り、下知件の如し。(以下訓説略す)

〔諫訪大社上社文書〕○諫訪郡中洲村 諫訪大社上社所藏

大宮御造榮之目録

右上社御寶殿者、安曇・深間兩郡三十六萬石(佐久郡)而以三百五十人之夫、

令慈仕之時、在廳一人・書生一人・為小行事、取扱材木、遂御造榮等(佐久郡)、然者

當後年曆之時、自初春、差定國司・日代・巡役・官人於大行事、切御符、

國中之要路門居間(佐久郡)分配神用者也、

次御柱之事、申年二月初申日、充課切付於智々、同四月初申日奉引御柱事、

寅年毛如斯(佐久郡)三五中中、但二ノツ弓(佐久郡)花番相當、

一ノ御柱 大井床七十五解

二ノ御柱 小縣小泉庄六十五解

三ノ御柱 小縣塙田庄五十五解

四ノ御柱 小縣浦野庄四十五解

次御鳥居役者之事

一ノ鳥居一根北方(佐久郡)有所々

二ノ鳥居一ノ南方(佐久郡)上田庄

神長 称宜

三ノ鳥居一ノ東方(佐久郡)西牧鄉

權就

四ノ鳥居一ノ西方(佐久郡)権就

権就

五ノ鳥居一ノ中門平賀・田口(佐久郡)副就

副就

次不開門(佐久郡)勝江七十五解就立

勝江七十五解就立

外垣十間(佐久郡)佐野庄

佐野庄

同 七間半(佐久郡)草田

草田

玉垣六間(佐久郡)野澤・楊井・下野・賀津・宇原・春日・勝澤、

野澤・楊井・下野・賀津・宇原・春日・勝澤、

同 一間半(佐久郡)曰田

建武二年十二月(一三三五)第五卷頁三一一

〔忍辱文書〕卷一
〔忍辱文書〕

〔忍辱文書〕卷一
〔忍辱文書〕

伊豫國忍辱鳥東捕地頭(佐久郡)次郎重清致軍忠子細事

右、曾氏・直義爲謀將、自京都發向山道之處、小笠原信義前司・村上源藏

人以下凶徒不、爲朝敵人之間、被謀伐之刻、去廿三日、於信州大井庄致合

戰了、且島津上總入道之木手村三郎入道・東條國昌助木、見知之上者、不

及子細、而詮被成下判列、爲備つ續之面日、言上如件、

建武二年極月廿五日

〔訓説〕
〔花押〕

伊豫國忍辱鳥東捕地頭彌彌次郎重清軍忠を致す子細の事

右、曾氏・直義殊對のため、京都より山道に発向のところ、小

笠原信義前司・村上源藏人以下の凶徒等、朝敵人たるの間、殊

金澤稱名寺雜掌光信申信濃國太田庄内大倉郷地頭職事、任被仰下之旨、

(水内部)

令下知守護代(大井)光長候處、當知行人鶴津大夫判官宗久跡、被毛死今年謹方上

宮御射山大頭人之上者、可被闇進行以下旨、令申之由、今月七日今注進狀
如此候、子細令載于狀候、且頭人之段無相候、此条偽申候者、

八幡大善藏御討可罷榮候、以此旨可有御披露候、恐極謹言、

貞和五年三月十七日

(小切落)
遠江守政長在判

【訓詁】金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職の間の事、

仰せ下さるる旨に任せ、守護代光長に下知せしめ候のところ、事

当知行人鶴津大夫判官宗久跡、今年四月上宮御射山大頭人差
し死てらるる上は、進行以下を聞かるべき旨、これを申さ

しむるの由、今月七日の注進状かくの如く候。子細状に載せし
め候か。且頭人の段相違なく候。この条偽り申し候はば、八幡

大善藏の御討を願り蒙るべく候。この旨を以て御披露あるべく
候。恐極謹言。

貞和五年三月十七日

遠江守政長在判

大井甲斐守殿

【訓詁】金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職事、御教書并重訴狀如

此、早任被仰下之旨、海野左衛門代官相共、遣於使者被所、嚴密可沙汰付
於下地等家雜掌、且進行實否、起請之詞、可言上子細之狀如件、

貞應元年三月六日

甲斐守光長在判

大井甲斐守殿

正平五年三月（一三五〇）第六卷頁六二
〔金澤文庫文書〕○神奈川縣
〔金澤文庫藏〕

金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職事、重訴狀如此、度々
被仰守護人之處、不事行云々、大不可然、可詮、浦野左衛門(海野)相共、不日莅

彼所、退鶴津大夫判官宗久跡代官井高梨能登守以下乱妨、嚴密沙汰付下地
於雜掌、可被全寺家布施、且進行實否、起請之詞、可被注申、使節更不

可有緩急之狀、依仰執達如件、

貞應元年三月六日

治部卿在判

大井甲斐守殿

【訓詁】金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職事、御教書并重訴狀如

此、不日かの所に在み、鶴津大夫判官宗久跡代官井高梨能登守に、
以下の亂妨を避け、嚴密に下地を雜掌に沙汰し付け、寺家の所

務を全うせらるべし。且は進行の実否、起請の詞を載せ、注し
申さるべし。使節更に緩急あるべからざるの状、仰に依り執達

件如し。

貞應元年三月一日

甲斐守光長在判

大井甲斐守殿

【訓詁】金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職事、御教書并重訴狀如
此、早任被仰下之旨、海野左衛門代官相共、遣於使者被所、嚴密可沙汰付
於下地等家雜掌、且進行實否、起請之詞、可言上子細之狀如件、

甲斐守光長在判

大井源藏人大夫殿

【訓詁】金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職事、御

教書並びに重ねての訴狀かくの如し、早く仰せ下さるるの旨に
任せ、海野左衛門副代官相共に、使者をかの所に遣はし、嚴密
に下地を寺家の雜掌に沙汰し付くべし且は進行の実否、起請の
詞を載せ、子細を言上すべきの状件の如し。

貞應元年三月一日

甲斐守光長在判

大井源藏人大夫殿

○幕府、鶴津宗久跡代官等、稱名寺領太田庄六倉郷地頭職ヲ押

勢スルヲ停メ、同寺ヲシテコレヲ案堵セシムルコト、康永元年九月六日ノ條ニ、小笠原貞宗、同兼經ヲシテ同庄内ノ遺策ヲ停メシムルコト、同二年二月廿日ノ條ニ、幕府、貞宗ヲシテ、遂亂ヲ停メコレヲ安堵セシムルコト、貞和二年九月廿日ノ條ニ見

五、

応永七年十月（一四〇〇）第七卷頁四〇一

〔市河文書〕○山形縣 本間眞子氏所藏

市河刑部大輔入道・奥仙申軍忠事

右當國〔信州〕因徒村上中務少輔満信、依令達背上意、令銀行審訴、爲御退

治、今年應永九月十日、小笠原信義守長秀、自善光寺有御打立、被召河

中島横田御陣、仍大文字一委高梨謹膳〔守朝義以下、諸侯同心合力、前々帳陣、同廿四日、被囚黨等打立、一同斬殺之、於更科郡四宮御合戰之時、

屬於御手、父子忠節之處、若黨江尻兵庫助、鶴田彦太郎兩人被班死、其

者〔信〕、後於塙野城令塔志、抽忠功者也、次則市河六郎頼重、加小笠原信義石見守

入道清忠手、於二樹城築戰功被褒舉、如此親類同前近致軍忠、御見知之上

者、賜御證判、爲後代急続、恐々言上件件、

應永七年十一月十五日

〔證判〕〔花押〕

〔承了〕〔花押〕

〔訓説〕市河刑部大輔入道・奥仙申す軍忠の事

右、當國〔信州〕因徒村上中務少輔満信上意に違背せしめ、

敵訴を帳行せしむるに依り、御退治のため、今年應永〔七〕

九月十日、小笠原信義守長秀、善光寺より御打ち立ちあり、

河中島横田の御陣に召さる。仍て大文字一委高梨謹膳守朝

高口下満信に同心合力せしめ、所々に陣を張り、同廿四日か

の凶黨等打ち立ち、一同駆逐懸るの間、更級郡四宮に於て、

御合戰の時、御手に属し、父子忠節を致すのところ、苛黨江

尻兵庫助・鶴田彦太郎兩人紙を被り死んぬ。その後塙野城に

於て塔志せしめ、忠功を抽んでるものなり。次いで甥市河六

郎頼重・小笠原信義石見守入道清忠の手に加はり、二樹城に

於て戰功を端し紙を被り畢んぬ。かくの如く親類同前に軍忠

を致すのところ、御証判を賜はり後代の急続

に備へんがため、恐々言上件の如し。

應永七年十一月十五日

〔承了〕〔花押〕

応永十年七月（一四〇三）第七卷頁四二五

〔市河文書〕○山形縣 本間眞子氏所藏

市河美濃入道性幸の代子息三郎氏貞申軍忠事

右當國守護代々御下向時者、老父美濃入道性幸、於都鄙致軍忠云々、就中

當大將國御入道刻、氏貞取前府中宿奉、在々守々致宿直警固處、去應永十

年七月廿四日、村上・大井・友詩・井上・須田爲御敵勦向間、塙原御合戰

時、於御前、氏貞敵々大刀打仕、蒙自身死、次生〔信〕城攻時、爲前總合戰仕、

重蒙殺罪、同十月三日塙野新城空没落期、抽忠勤罪、〔中略〕全文ハ十一年十

應永十一年十二月 日

〔證判〕〔花押〕

〔訓説〕市河美濃入道性幸の代子息三郎氏貞申す軍忠の事

右、當國守護代に御下向の時は、老父美濃入道性幸、都鄙に於

て軍忠を致すと云々。なかんづく、當大將威御入都の刻、氏貞
最前に府中に馳せ参じ、在々所々に於て宿直警固を致すのとこ
ろ、去る應永十年七月廿四日、村上・大井・友野・井上・須田
御敵として馳せ向ふの間、壇原御合戦の時、御前に於て兵貞故々
に太刀打仕り、自身疵を蒙る。次いで生仁城攻の時前縣として
合戦仕り、重ねて疵を蒙り畢んぬ。(中略) 同十月三日壇崎城没
落の期に至り、忠勤を抽んで畢んぬ。同月三日壇崎城没落の
期に至り、忠勤を抽んで畢んぬ。(中略)

應永十一年十二月

(花押) 一承はり候ひ了んぬ。(花押)

永享七年正月(一四三五)第八卷頁五〇

〔満濟准后日記〕○京都府三寶院所藏

廿九日、晴、早旦渡御壇下、信濃小笠原廿六日壇下へ來、内々依仰也。○

〔花押〕(正通)

へ来る。内々の仰に依るなり。關東の事について仰せ出さるる
旨等凡て仰せ合め丁んぬ。その御返事の様、また委しく御尋ね
申し入れんぬ。大井と壇田と弓矢落居。かたがた然るべく存

永享七年二月(一四三五)第八卷頁五一

〔足利將軍御内書并奉書留〕

大井前守與壇田下野守不快事、不可和諒之旨、被仰出候、仍
當國面々、被成御教書候了、若猶不事行者、可被差遣美濃・越後御勢之由、
可申沙汰候、此段堅可被仰合候、恐々。

(正通)

じ候。佐久郡「信州なり。」にこの大井も壇田も要害を構へ候。

佐久郡を通りて碓氷峠へも、また上野國へも繩り通るべきの間、

越後勢を以て大井を御合力候て、壇田を御退治然るべし。大井

と小笠原と一所に罷り成り候はば、信州の事は何程あるべく候
か。左様に僕へば、關東辺の事もまた一方は御用に罷り立つべき
の由存すと云々。この由申し入るるところ、越後勢合力の

事、赤松播磨を以て長尾に仰せ付けるべしと云々。(下略)

應永十一年十二月

(花押)

二月十七日

小笠原殿

(正通)

(花押)

(花押)

(花押)

(花押)

(花押)

(花押)

(花押)

(花押)

〔集古文書〕

「持元」
熊令啓儀、抑信州大井方御座候自若君承、繪旨井錦御執事御中候乎、舊冬十七日到來之上者、近々可有還御之〔印〕被成御書、然者不日令出〔印〕御忠候〔印〕
者、可然候、恐々謹言、
正月十八日

石川中務少輔殿

〔訓説〕わざわざ寄せしめ候、そもそも信州大井方に御座候若君承より、

論旨井に據の御處の事御申し候ところ、旧冬十七日到來の上は、近々還御あるべきの由御書を成さる。然らば不日出陣せしめ、御忠候はば、然るべく候、恐々謹言。

正月十八日

左馬助侍國

石川中務少輔殿

○コノ文書、ナホ研究ノ餘地アリト雖モ、姑クココニ掲グ、

〔無名大草紙〕中

爰に又故^{〔持元〕}院殿の御子達、去年御滅亡の刻近習の人々日光山へ落し申たりける。其後に愛の禪院かしこの律寺に一夜二夜を明し、世上の様を離れ聞てしましけるか、いつまで角て在るべき、いそき一味同心の聲を招き、再び關東をほり揚を塗り槍を振せ、見勢を出し御旗を立て、白旗・赤旗、

二つ引・左巴・鉄拔・棍の葉の紋出たる旗も其威風に譲て滿々たり、亦野田右馬助を大將として矢箭大炊助以古河城を縛てたて籠る。此由早馬を以て京都へ披露されれは、争き追跡すべきよし御教書を被成下御旗を被下、因茲管領清方より武藏國上杉因應^{〔持元〕}性類に罷向て退治有へしと下知し給へは、無勢にて難叶と申けるに依て、長尾左衛門副景仲を加勢として被遣けり、同三月十五日兩大將二手になり継倉を立つ。〔中

又上杉中務少輔持房、同五月朔日京都の御旗を帶て継倉に下向す、上杉兵庫頭清方・同修理大夫持朝、四月十九日に継倉を立出で、處々を催促して軍勢を集めらる、東海道は不及申武藏・下野の一揆の聲・越後・信濃の軍勢數萬騎馳集る事不違注之、亦安房入道長使津門も伊豆國に御座けるを京都より頻に被仰ける程に、同四月六日伊豆國を立、山の内の庄に歸参、長尾の鄉に令滞留、同五月十一日神奈川へ出勢有り、〔中

く思事去こと成へし、然ども去年の一亂に京方へ御和睦有しかば、京公方も管領も殿を二心非しと深く頼み給ふ所を、引かへ謀反の張本とならせ給ふべき御恨何事ぞや、人として無遠慮必有近憂と云り、能々御謀案有へしと申も果ぬに、厚木場助馳參て若公迷入有と申す處に、氏朝の一男結城の七郎御供申、若公入御有ければ、家老一門大に驚き、恐々是經の一大事を我々に被仰合までに不及思召立、我々をは物の數とも思召さりけるこそ、今度の御大事に逢て無證とて、水谷以下四人の家老とも本島切て一同に遭世の桑門となりけり、其中に水谷伊勢守計様々問答申て、亂を見て搶は弓矢の道ならず、無力なり、討死するより外の事有るましとて取て返す、残る三人は終に出来入道してんけり、然共近國・他國の内に志を通してける大名・小名駆集り結城の城に籠る、本より拂へ嚴しけれ共、俄に亦大難をほり揚を塗り槍を振せ、見勢を出し御旗を立て、白旗・赤旗、

二つ引・左巴・鉄拔・棍の葉の紋出たる旗も其威風に譲て滿々たり、亦野田右馬助を大將として矢箭大炊助以古河城を縛てたて籠る。此由早馬を以て京都へ披露されれは、争き追跡すべきよし御教書を被成下御旗を被下、因茲管領清方より武藏國上杉因應^{〔持元〕}性類に罷向て退治有へしと下知し給へは、無勢にて難叶と申けるに依て、長尾左衛門副景仲を加勢として被遣けり、同三月十五日兩大將二手になり継倉を立つ。〔中

〔鎌倉大草紙〕下

鎌倉成氏へ同姓持氏一亂之時、永享十二年十一月朔日永壽王と申、五歳にて鎌倉小八幡社まで落し、瑞泉寺昌在西堂廢して常陸國住人筑波別當大夫部等二人御供申、甲州へ忍て鎌倉か家にかくれけり、信濃へ落行大井越前守持光を頼居たまひしか、同十三年三月四日、舍兄二人常陸國中郡に越起して逆心を企、同二十一日、結城氏朝をたのみ難城有しかば、大井持光か家臣董田・溝野をつけて六歳の時結城の城に難城す。

〔永享記〕結城難城事

上杉兵庫頭清方・同修理大夫持朝は、四月十九日、鎌倉を立、在々所々を催促して軍勢を集らる、東前道は不及申、武藏・上野の一揆の叢、越後・信濃・軍勢數万騎馳集事、不遙計之、亦安房入道棟神門も、伊豆國に御座けるを、京都より頻に被仰ける程に、同四月六日、伊豆國を立、山田庄へ歸参り、長尾郷に令滞留、同五月十一日、神奈川へ出勢ある。

永享十二年八月（一四四〇）第八卷貞一四四

〔永享記〕村岡合戦事

〔上杉記〕（正三十一年）神奈川を立、野本唐子に逗留し、同八月九日、小平長機・主は、七月八日、神奈川を立、野本唐子に逗留し、同八月九日、小平山莊・國の城に著玉ふ、其比信濃國住人大井越前守持光、御所方に成、揚旗、臼井時迄押來る所聞へければ、爲防之、上杉三郎重方・國分に取陣、爲相州奪回、上杉修理大夫相州高麗寺の下徳宣に取陣、○鎌倉大草紙・結城難城事アシナリ。

〔南方紀傳〕下

〔永享十二年〕七月一日、一色謹州築起、武州拔須賀土佐守城、同三日、上杉憲信・長尾景仲一色合戰、一色敗北、又信州大井越前守源持光、以永壽丸・舟・四起箭吹

紳、上杉重方征之、

〔訓説〕七月一日、一色謹州築起し、武州須賀土佐守の城を抜く。同三日、上杉憲信・長尾景仲一色と合戦し、一色敗北す。また信州大井越前守源持光、永壽丸「持氏の四男」を以て笛吹峰に起る。上杉重方これを征す。

嘉吉元年五月（一四四一）第八卷貞一六〇。

〔足利系圖〕

成氏

結城沒落時六歳、號永壽王、大井越前守持光隨信濃國、○下

〔訓説〕成氏

結城沒落の時六歳。永壽王と号す。大井越前守持光信濃國に隸す。

(下略)

〔上杉略譜〕

嘉吉元年四月、上杉清方急攻結城、○結城・上杉士卒力戰、時に内應者放火於城中、城陷、春王・安王變容逃去、長尾因幡守捕之、氏朝及其族皆殺悉死、唯氏朝子成朝等逃匿常州、持氏子永壽王、氏朝・成朝在信州大井持光家、無知之者、清方歸鎌倉、諸軍各歸國、

〔訓説〕嘉吉元年四月、上杉清方急に結城を攻む。氏朝士卒を励し力戰す。時に内應する者ありて火を城中に放ち、城陥る。春王・安王容を変じて逃げ去る。長尾因幡守これを捕ふ。氏朝及びその族皆殺して悉く死す。唯氏朝の子成朝幸に逃れ常州に匿る。

持氏の子永壽王「後に成氏と号す。」匿れて信州大井持光の家にあり、これを知る者なし。清方鎌倉に帰る。諸軍おのおの國に

帰る。

〔永享後記〕

同十四年、改元して嘉吉元年卯月十六日、摠實に落城して、結城氏朝・子息七郎其身朝兼、氏朝の弟原の三郎光義・駿河守朝助以下の侍、悉て死或は自害しけるに、若君達落城ひしを、長尾因幡守生捕申て、御上洛有しか

美濃國垂井の金輪寺にて、佐々木太夫參りてさしろし奉る。其弟を、め

のとかいたきて、信濃國に落行、大井越前守源持光を頼、山中にて養育し奉る。

〔足利治亂記〕結城合戦事

○持氏卿ノ末子ニ永壽王ト云ハ密ニカレテ信濃國へ落行テ、大井ノ持光ヲ頼カタレタリ、是人ノ知ル事ナケレハ討手ヲ向ラル、事ナシ、

〔浦山星移集〕

春王殿・安王殿、於美濃國垂井道場御生害、永壽王殿信濃國御落候、大井殿在扶助御申、下略

〔訓讀〕春王殿・安王殿、美濃國垂井道場に於て御生害、永壽王殿信濃

國に御落ち候。大井殿扶助御申しあり。(上・下略)

〔結城戦場別記〕

大將春王殿・安王殿、十二・十三にて御座志 れ共、さら／＼敷若君ふをハ、軍勢よまきを、落裕ふ市旗、長尾因幡守見付甲、そきまもなく生擒奉り、諸卿よせ奉り、先饗食へやと奉り、それをより御上洛あす、御第六戦申て生捕申す、小山大膳大夫弟松源寺兄弟をハ因幡守生捕て上洛ときゑし、^{○下}

○結城城陥落ノ後、永壽王丸ノ消息ニ二説アリ、饗食大草紙等諸

本ハ、美濃守護土岐持益ニ預ケラルルトナシ、喜通川判斷等諸

本ハ、信濃大井持光ノ許ニ逃ルトナス、ソノ何レンナルヤヲ詳カニセズ、仍リテ、コノ後、寶徳元年九月九日、永壽王丸、^{足利將}

軍事利義政ニ許サレ、関東管領ニ補セラレ、鎌倉ニ入ルコト、

便宜左ニ合皎ス、

〔鎌倉大草紙〕下

爰に越後の守護上杉相模守房定(奥、以下同)、關東の諸士と評議して、九ヶ年か間毎年、

上洛して、拂訴状を、基氏の曾孫水壽王丸を以關東の主君として、等持院

殿の御遺命を守り、京都の御かためたるべきよし望て、無數の主幣をつい

やし、丹精を盡し歎き申ければ、諸奉行人も尤と感し頻に次第申けるか、

寶徳元年正月御沙汰有て、^(足利將)土岐左京大夫持益にあつけられし永壽王殿をゆ

るし、亡父持氏の跡をたまはり、公方御剣面あり、御太刀、御馬を被下、

馬中かくて水壽王取關東におもむき給ふ、これにより上杉相模守は越後・上

野の境へ出むかひ政事を補佐し、^(上杉)同願定は上野國府中へ參、邊衛の御支度

を駆走策申、八月廿七日上州白井をたち饗食へおもむきたまよし聞へければ、^(足利將)○中同九月九日鎌倉へ還御、

〔鎌倉九代後記〕

成氏(持氏四男、永壽王丸、左馬頭、持氏威辯才、^(足利)時州ニ秀ん、大井總角不仲元接助ス、^(足利)音廣院禪教公

左馬頭從四位下成氏、^(足利)文安二、^(足利)鎌倉没落ノ際、信濃國ニ落トリ玉フ、大井持光義立申、今年閏

東ノ諸家京都へ訴申シ、鎌倉へ請待シ、如元公方ト稱ス、御元服有チ成氏

ト號ス、^{○下}

〔高連川判斷〕

成氏(持氏四男、永壽王丸、左馬頭、持氏威辯才、^(足利)時州ニ秀ん、大井總角不仲元接助ス、^(足利)音廣院禪教公

左馬頭從四位下成氏、^(足利)文安二、^(足利)鎌倉没落ノ際、信濃國ニ落トリ玉フ、大井持光義立申、今年閏

東ノ諸家京都へ訴申シ、鎌倉へ請待シ、如元公方ト稱ス、御元服有チ成氏

〔上杉略傳〕

四年秋七月、長尾昌賢等、與關東諸將議、迎持氏季子永壽王於信濃大井持光家、爲關東王。

〔訓説〕四年秋七月、長尾昌賢等、關東の諸将と議し、持氏の季子永壽王を信濃大井持光の家より迎へ、關東の主となす。

〔足利系圖〕

成氏

結城沒落時六歳、號永壽王、大井越前守持光應信濃國、生捕上洛、義政時被免許下向、文安年中上杉相州井長^(元)人道取立之元服、移鍛倉殿、京公方義成一字號成氏、任左兵衛督、從四位下、享德三年十二月上杉義忠

誅、關東又大亂、鍛倉被迫落、移古河城、明應六年九月晦日卒、行年六十四歲、乾亨院殿久山道昌。

〔訓説〕成氏

結城没落時の六歳、永壽王と號す。大井越前守持光應信濃國に懲す。生捕りて上洛す。義政の時に免許せられて下向す。文安年中上杉相州井びに長尾入道これを取立てて元服し、鍛倉殿に移す。京の公方義成の一字をもつて成氏と号す。左兵衛督、從四

位下に任す。享德三年十二月上杉義忠を誅す。關東また大乱し、鍛倉を追ひ落され、古河城に移る。明應六年九月晦日卒す。行年六十四歳、乾亨院殿久山道昌。

〔水草後記〕

又關東にも、上杉大夫持朝・長尾左衛門兼仲以下相計、持氏の末子永壽丸、信濃にしのひたまひしを取出し、成氏と號し、公方に仰ぎ、又安房守三男龍若丸、伊豆に活躍しを呼越、上杉右亮徳忠と號し、長尾一家補佐して、十年の春秋を榮かに送りむかへける。

〔浦山星移集〕

長崎兼御子左近兵衛督持氏、長亨院殿中、是八男御座、一男賢王殿、二男春王殿、三男安王殿、四男永壽王殿、次四人者御出家也、○中賢王殿永安寺御自害也、春王殿・安王殿於美濃國委井道臣御生害、永壽王殿信濃國御落候

大井殿在扶助御中、其後長尾左衛門入道昌賢奉引出、奉成將軍御申候、四

位少將成氏是也、乾亨院殿申、上子少將成氏是也、乾亨院殿申、上子

〔訓説〕拔て滿兼の御子左近兵衛督持氏、長春院殿と申す。これに八男御

座ます。一男賢王殿、二男春王殿、三男安王殿、四男永壽王殿、次の四人は御出家なり。(中略) 賢王殿は永安寺に御自害なり。

春王殿・安王殿は美濃國垂井道場に於て御生害あり。永壽王殿は信濃國に御落ち候を大井殿扶助申あり。その後長尾左衛門入

道昌賢引出し奉り、將軍になし奉り御申し候。四位少將成氏これなり。乾亨院殿と申す。(上下略)

〔木草記〕成氏の御事

去程に關東鎮りければ、憲實猶世を物憂思て、徳丹・清藏三人の子を相伴ひ、諸國修行に出給、三男龍右丸をは伊豆の國に打捨給へば、上杉之

一門家老寄合て、奉所京都、關東にも、公方管領なくて不叶事なれば、故

長春院殿の末の御子永壽王殿とて、信濃の住人大井越前守持光應か隱匿申けれるを取立て、元服有て、左兵衛督成氏と號す、龍右丸を元服させ、管領に居申ける、右京充憲忠是なり。

文安四年七月（一四四七）第八卷頁二三四

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢真幸氏所藏

文安四年丁御射山

一岩村田 御符禮三貢三百文、頭役錢五拾貢文、馬一疋、大井耕磨守持光
被動候。
〔佐久郡〕

一伊賀良、同年御符禮三貢三百文、御鉢本一貢三百文、使一貢文、代官下
頭役錢百貢文、御教書錢如御符之礼也、御行上馬一疋、
枝河内多弥慶元。
〔小笠原光秀〕

一奥居ヨリ、其時守護六郎殿、御行祝、以上六貢六百六十文、御教書六
貫六百、蘆、神馬同前。

享德三年（一四五四）第八卷頁三二七

享德三年（甲御射山）
〔佐久郡〕

一塙田庄、代官福澤入道領何、御符之礼三貢三百文、御鉢本一貢三百文、
使一貢文、頭役六拾貢文、神鷹、神馬御教書之礼如各、御行之時、次年
入道死去之後、葦毛馬一疋進上、
〔佐久郡〕

一岩村田庄、大井太郎政光、御射山御符之礼三貢三百文、政光八月東出陣
之間、頭使五拾貢文、馬一疋、奉行中之礼五貢文、
〔佐久郡〕

一桐原、大和守秀國奸子被當候、御符之礼五貢八百文、
〔佐久郡〕

一大岩、須田信義守祐國、御符之礼五貢八百文、頭役十貢文、御教書五
貫六百、
〔佐久郡〕

一中条、寺尾三河守泰春、御符之礼五貢六百文、頭役二拾貢文、
〔佐久郡〕

一大井弓、筑前守御符之礼一貢八百文、頭役拾貢文、
〔佐久郡〕

一柴生田、岩見守、一貢八百文、頭役八貢文、馬一疋、
〔佐久郡〕

一高田、井上山城守持家好子當候、御符之礼三貢三百文、御鉢本一貢三百
文、使一貢文、御教書之礼如各御符之時、頭役四拾貢、
〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢真幸氏所藏

寛正二年（一四六一）第八卷頁四四〇

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢真幸氏所藏

寛正二年丁御射山

〔中略〕

一左頭、岩村田、大井刑少輔政光、初御符之礼三貢三百文、是
〔佐久郡〕

一貫、馬一疋、兩奉行拾貢、
〔佐久郡〕

一右頭、平野賢、代官大井清河美作守光繁、御符之礼四貢六百文、
〔佐久郡〕

一假二拾貢、
〔佐久郡〕

一下増、小宮山貞雄、御符之礼四貢六百文、是
〔佐久郡〕

一貫、高梨、源政高代初御符之礼、以上五貢六百文、
〔佐久郡〕

一貫三百文、御鉢本一貢三百文、使一貢文、
〔佐久郡〕

一貫、神鷹之代一貢文、神馬之
代二貢文、此時之返狀江部入道沙弥常光、御教書之時返事八江部入道指
合之間、代官善哉右馬部高良、御頭服日奉之代一貢文、
〔佐久郡〕

一貫、新野朝光、七貢八百文御符之礼、是
〔佐久郡〕

一貫、頭役三拾貢、頭駕神長守立申礼拾貢、御教書五貢六百、
〔佐久郡〕

一三塙、代官武者宮内少輔常光、御符之礼一貢八百文、是八小宮山之寄子
也、頭役拾貢、
〔佐久郡〕

一貫頭、深井、肥前守治光、御符之礼一貢八百文、
〔佐久郡〕

寛正五年四月（一四六四）第八卷頁四七六

〔守矢滿實書留〕○諒訪郡矛野町 守矢氏幸氏所藏

（端裏書）

〔寛正五年六月長満實書留〕

（内月）子午時ニ、當選下米原にてくふいたおをメ大地勤相モヨリテ、彼光ハ上伊那宮前龍ヶ崎之城西之切岸江落、其あより血也、萬民不思儀成次第哉と色をそんさす。同五日當方甲州へ出陣、矢崎上野守以義御柱十三

口ヨリ可有候し。佐久大井殿と申合候とて上野守出陣候とて、安藝守信滿・子息小太郎殿滿有・三男越前守出陣候間、當方より我先ニと誰々志共無弓矢之方計よて候とて、老若上下皆不残出陣候之間、花會之儀式も其方

ある迄にて候と、御柱引可申入足も有間數候、大政府出陣仕候之間、經も未出來候。す候とて、既ニ御柱引を廿五日申迄延可申と安藝守信滿・伊与守被申、社家方へ使を被立候。八十七歳、権官貞清御返事ニハ、四月二申候時ハ初之

申、三申候時ハ中申と承候、御延候事をハおほえ不申候、淺間數次第よて候と被申候へ共、いりに引申さんと存候共、郡内人夫一人もよく、大かうの経も無くて、もうせんとあき禮させ給、思様自在古無自用本とて、神

應を次ニ申されん事外聞、兩界ノ云、末代迄之傳言と申、社參萬民むふしく可販事御内證不可然候也、加様ニ自用を本とし、先定祭礼を内外へのは一使しめられん事、亦神慮からぬめ被申事、無念之至是ふ不可過と存ハ、往古ニは神を仰ハ加様之祭礼ふ遠ざん無近付、月四日ノ御水取ノ年四月是を安藝守拜見被候て懸事有るん神應おそろく候とて、出陣も神應ヲ背候てかふふまく候とて、陳中をいそ召被引候へと、飛脚を被立候、然間七年間ハ萬民此御柱ニ相申候ハんとこそ念願申候間可期とて、越前守被罷歸候間、物陳被引歸候し、縄も俄打給候、十三日ニ御柱引候ニ、大而降候一々、

（語訳）

宮川を引越申候へ日照あり候、一社參人民御柱之縄ニ手杖縣申さんとて我先ニと色めく有縄、肝めいして貰かりる、男ハかまを引くよされ、

モリ縄れすそ復ふんていふミ入、りよつ様のモて縄う手袋懸、こー・ち

りとりふのりる人ハ、みそする毎にゆるんなりけ、あらする社なんと

引かさ、こゑをもあてて忍へば女、こうまんも、きちやうも、かふく

りわけて、十二の衣の色めくもすそを何ふらむ、水ふるぬきふふみ入て、

ひそれのかんさー候、いさはりこにそるぬ、我先ニといそたあてつは

ありさあ、可貴ハ當社御内證也、此御柱之年ハ、鑑樂一人も不參候、ふす

うもふく、さて御柱立給、前宮三之御柱を次日被立申候、くせ事也、

（語訳）

寛正六年五月（一四六五）第八卷頁五二一
〔親元日記〕

五月十五日、辛酉、晴候、
○中
大内殿御狀

（語訳）

大井方江

馬一足月毛、即給候、尤以喜悅候、就中船山事、早々可被遂入都候、巨細松雪江可被申候、

（語訳）
（伊了）

謹上 大井刑部少輔殿

此兩通松雪ニ渡手、

六月五日、辛巳、天晴、
○中御狀事、彼是三通以松雪軒奉之、整案候、
（語訳）
（伊了）

（語訳）

（伊了）

一、馬一足月毛印筆日總給候、祝着之至候、仍太刀一腰吉、小袖一重上、進之候、

併御礼計候、將又船山事近日被入部候由、一段御計略本望候、恐々、
六月五日 同日

同日

謹上 大井刑部少輔殿

以上三通

七月二日、丁未、天晴、略中以松雪伊勢守義書殿奉之、就信州船山郷事、大井被官

阿江木越後入道、以物語便宜、令上洛申聞、事次大井以書狀申、甲斐國事、

巨細別ニ注置之、

〔訓説〕五月十五日、辛酉、晴れ候る。(中略)

大内殿へ御状(中略)

大井方へ

馬一足月毛印筆日總給はり候、尤も以て喜悦に候、
なかんづく船山の事、早々入部を遂げらるべく候。巨細は
松雪へ申さるべく候。

今日

伊了

謹上 大井刑部少輔殿

この兩通松雪に渡し奉るぬ。

六月五日、辛巳、天晴る。(中略)御御状の事、かれこれ三通

松雪軒を以てこれを奉はり、案を整へ候。(中略)

一、馬一足月毛印筆日總給はり候。祝着の至りに候。仍

つて太刀一腰吉宗・小袖一重上總これを進じ候。併せ
御礼計に候。はたまた船山の事、近日入部せられ候由、
一段と御計略本望に候。恐々。

一殷と御計略本望に候。恐々。

同日

謹上 大井刑部少輔殿

以上三通

七月三日、丁未、天晴る。(中略)松雪を以て、貴殿よりこれを

奉はる。信州船山郷の事に就き、大井被官阿江木越後入道、物

語の便宜を以て、上洛申さしむるの間、事の次いで、大井書状
を以て申す。甲斐國の事、巨細別にこれを注し置く。

文明四年五月(一四七二)第九卷貢八四

〔訓説〕御射山明年御頭王□

文明四年五月御射山明年御頭王□

一上増、伴野櫻井、鹿野中務入道沙勿道沙勿道中子息盛野又五郎橘種吉始

御行礼三貫三百三十二路錢五百、使三郎、御教書札同前、

一右頭、岩村田、大井政光代官依田主計入道密立、謹左衛門尉久長、御行

礼三貫三百三十二路錢五百、使四郎、頭役五十貫、馬一足、

一右頭、須田小鶴、代官稻穂後死去而、須田上總介満定、御行禮三貫三

百文三十三使孫六、二郎四郎、御教書札同前、

一下増馬、櫻井透頬、御行禮三貫三百三十二使孫六、御教書札同前、

一右頭、須田小鶴、代官稻穂後死去而、須田上總介満定、御行禮三貫三

百文三十三使孫六、二郎四郎、御教書札同前、

下略

〔妙法寺記〕○甲斐

〔文政〕壬申甲州花取リ山ニ信州ノ大吹殿合戰セシ、五月廿日、

〔文政〕壬申甲州花取リ山ニ信州ノ大吹殿合戰セシ、五月廿日、

〔文政〕壬申甲州花取リ山ニ信州ノ大吹殿合戰セシ、五月廿日、

〔文政〕壬申甲州花取リ山ニ信州ノ大吹殿合戰セシ、五月廿日、

ス、

文明四年五月廿四日、信濃勢甲州へ亂入ス、略中九十二日、信州勢出張

文明六年十月（一四七四）第八卷頁一二〇

〔補藝京華集〕文明甲午

懷玉号說

播州刺史源公政光、其先小笠原氏也、世奉相府、不貳其心、由是、加冠封爵、號命京師、而信州大井其家邑也、人不名之、称大井公、爲國之望族也可知矣、惟公起家、名節益顯、騎射之業、不擊先著、而雅抱恬淡、愛謙愛信、參洞上京師、頗會活祖意、非淺大夫之所企也、甲午載、遠寄小稿、就余求序以表德、說以釋義也、眷余一個野衲、何自傳聞而有此命哉、是好事者所爲、而盛意不可得而拒焉、仍尋以懷玉、且諭曰、按與地志、信州有山曰懷玉、唐戴叔倫、文又張之、宋王介甫、詩以攝之、而楊文公億、生於此焉、有懷玉山人來託之事、可徵矣、傳有詩曰、願盡清忠節、終身立聖朝、蓋篤策也、景德初、校定櫛燈、序古清規、以行于世焉、於宗教亦有補者矣、抑公之出信州也、清忠事主、外隱知傳、與德行事、可并拔矣、余以懷玉命之、實不誣也、夫玉者、在山則木潤、在潤則水秀、以至隨掌夜光、鄙撫蓮城、不易耀舉矣、公、溫潤于內、堅剛于外、玉其德者、玉其成者、而施之子弟、瑕瑜也瑕玷也、被之閭里、嵐岡也藍田也、魯直曰、國士懷珠玉、有所以哉、吁、人物渺然、也無如叔倫、介甫者、雖有懷玉之美、豈可殆澁其聲哉、可惜矣、碧蘿胡有謂、於諸賢中、法寶爲上、公平日、或參講學道、或抱子弄孫、皆法寶也、不知得此寶否哉、富士者我國之臯也、不到此山者、爲不是僧、余也、瘦藤破笠、脚債尚在、万一千東遊、必取途於信州、与公一笑、未爲晚矣、左抱懷玉山之後、右抱富士峰之肩、所謂法寶、不得余指示、而自現焉耳矣、文明六年小春吉辰、補藝京華集三、

〔調試〕懷玉の号の説

播州刺史源公政光、その先は小笠原氏なり。世々相府に奉じて、その心を式へす。これによつて、冠を加へ爵を封じ、命を京師に聽く。而して信州大井は、その家邑なり。人これを名ばず、大井公と称す。國の望族たるや知るべし。惟ふに公家を起して、名節ますます顯はる。騎射の業、先緒を墜さずして、雅抱恬淡、雲を愛し僧を愛し、洞上の宗筋に參じて、頗る活祖意を会す。茂大夫の企つるところに非ざるなり。甲午載、遠寄小稿を寄せ、余に就いて号して以て徳を表はし、説いて以て義を釈かんことを求む。譽みるに余は、一個の野衲なり。何れより伝へ聞いてこの命あるか、これ好事者の所為なり。而れども盛意得て拒むべからず。仍つて号するに懷玉を以てし、且つ詠て曰はく、興地志を接するに、信州に山あり懷玉といふ。唐の戴叔倫、文以てこれを張り、宋の王介甫、詩以てこれを攝ふ。而して楊文公億、ここに生る。懷玉山人來託の事あり。微すべし、意詩あり曰はく、願はくは清忠の節を尽して、身を終ふるまで聖朝に立たんことをと。蓋し篤策なり。景德の初め、傳證を校定し、古清規に序して、以て世に行ふ。宗教に於てもまた補ふ者あるか。そもそも公の信州に出づるや、清忠事主へ、外隱知傳に備す。億の行事と、井披すべし、余懷玉を以てこれに命ず。實に謹ひざるなり。それ玉なる者は、山にあつては木潤、潤にあつては水秀。以て隠嘗の夜光、露振の蓮城に至るまで、禪華に易からず。公、内に温潤にして、外に堅剛。その徳を玉にする者、その成を玉にする者なり。而してこれを子弟に施せば、瑕瑜なリ現計なり、これを閭里に被らせば、嵐岡なり藍田なり。魯直

曰はく、國士珠玉を懷くと。所以はあるかな。吁、人物眇然たり。

また叔倫・介甫の如き者なし。櫻玉の美ありと雖も、豈その声を吟誦にすべんや。惜しむべし。碧雲の胡す謂ふあり、諸宝中に於て、法寶を上となすと、公平日、或は參禪學道し、或は抱子弄孫するは、皆法寶なり。知らずこの宝用得するや否や、富士はわが國の慶卓なり。この山に到らすば、これ倍ならずとなす。余や、瘦藤破笠、脚儂なほあり。万一東遊すれば、必ず途を信州に取り、公と一笑せんも、未だ能しとなさず。左に僕玉山の袂を握し、右に富士峰の肩を拍つ。謂ふところの法寶、余の指示を得ざれども、自ら現ぜんのみ。文明六年小春吉辰、補庵景三。

○信濃ノ僧一二言、前政光ノ使節トシテ上洛スルコト、本年是

〔副説〕 梅寄字頃「井に鉢」(これ以下二首は甲午の治造)
甲午載、一音上人、信州より洛に入る。蓋し大井源政光、事を
枢符に奉するを以てなり、是に於て、官命特に藏主の位に任す。
觀光といひつべし。一日余を客間に訪ひ、紙を出して、字を求
め、且つ曰はく、音、平日觀音氏に帰依して、靈験響應。その
音と曰ふは、これに慕蘭するなり。遂に梅寄の二大字を書して
これに与ふ。世に伝ふ、補植録伽山、一に梅寄と名づくと、余
の命するところ此にあり。仍つて小偈を題し、以て左筆となし
て云はく、
大塙枝頭雪月佳し、湖山千樹点加ふることなし。人あり若し春の
消息を問はば、小白巖南昨夜の花。

○政光、景三ヨリ表徳號ヲ受クルコト、本年十月是月ノ條ニ見
二、

文明十年七月(一四七八)第九卷頁二二一

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所蔵

〔文政六年〕(前号) 甲午載、〔前号〕 上人、自信州入洛、舊以大井源政光、奏事福府也。於是、

官命特任藏主之位、可謂觀光矣。一日訪余客館、出紙求字、且曰、音、
平日歸依觀音氏、靈驗甚應、其曰音者、惠蘭於此也、遂書梅寄二字與

一左頭、〔後久郎〕 岩村田、大井源政朝代初、御符威三貫三百、使殊六、路錢一貫、
一右頭、〔後久郎〕 伊豆入道沙弥宿賢、御符威三貫三百、使殊五百、
一貫、十郎四郎、御教書同前、頭役三拾貫、

梅寄字頃井に鉢

此以下二首、甲午載、梅寄

文明六年(一四七四)第九卷頁一二四

〔補庵景三〕 文明七年乙未

〔文政六年〕(前号) 梅寄字頃井

甲午載、〔前号〕 上人、自信州入洛、舊以大井源政光、奏事福府也。於是、

官命特任藏主之位、可謂觀光矣。一日訪余客館、出紙求字、且曰、音、
平日歸依觀音氏、靈驗甚應、其曰音者、惠蘭於此也、遂書梅寄二字與

一左頭、〔後久郎〕 岩村田、大井源政朝代初、御符威三貫三百、使殊六、路錢一貫、
一右頭、〔後久郎〕 伊豆入道沙弥宿賢、御符威三貫三百、使殊五百、
一貫、十郎四郎、御教書同前、頭役三拾貫、

大盛枝頭雪月佳、湖山千樹點加ふることなし。人あり若し春の
消息を問はば、小白巖南昨夜の花。

○信濃ノ僧一二言、前政光ノ使節トシテ上洛スルコト、本年是月ノ條ニ見

二、

(佐久郡御嶽寺)寺江御嶽山被成、明應九年迄御在住ニ而候、○下略(明應九年是歲、惟、九年)

〔調説〕その後詳貞禪師は明應三年に長源寺を啓三和尚に譲り、当寺へ

御場山なされ、明應九年迄御在住にて候、(上略)

〔大田山實錄〕

○上後九年よりて、明應三年再來して舊地端下の平を捨て今在所トト須坂城西
寺を再造モ、今の道場是也、同九年、師ハ宇都宮成高寺ム移轉モ、至
爰々住職七ヶ年の間也、

大田山龍雲寺

〔大田山實錄〕寺江御嶽山被成、明應九年迄御在住ニ而候、○下略(明應九年是歲、惟、九年)

〔御内書案〕乾
伴野六郎與大井太郎確執之由、被及聞食候、不可然候、閱是非、急度令和
時候様相調者、可爲神妙候、猶中含諱江和尚候也、

五月三日

上杉(第五郎)
上杉(第四郎)入道とのへ

同
五郎とのへ

〔調説〕伴野六郎大井太郎と確執の由、聞し食し及ば候、然るべから
ず候。是非を聞き、急度和諧せしめ候様相調はば、神妙たるべ
く候。なほ練江和尚に申し含め候なり。

五月三日

上杉四郎入道とのへ

同
五郎とのへ

大永三年三月(一五二三)第十卷頁四八六

〔蓮華定院文書〕○和歌山縣 蓮華定院所藏

高野山上之事、信州大井知行分僧俗共、一心院蓮華定院可爲宿坊、但於津
金寺衆徒中者、從前々相定所候故、可被除之候、爲後證進一筆候、
大永三載三月十一日

貞隆(花押)

蓮華定院

〔調説〕高野山上之事、信州大井知行分の僧俗共に、一心院蓮華定院を
宿坊となすべし。但し津金寺衆徒中に於ては、前々より相定する

郡に正眼禪院を創造し、師を正妻に奉じて開祖となし、自ら第一代に居す。本州牧島の典禪・長沼の妙笑・須坂の興國また皆

是の如し。

水正六年五月(一五〇六)第十卷頁二七二

〔御内書案〕乾
伴野六郎與大井太郎確執之由、被及聞食候、不可然候、閱是非、急度令和

時候様相調者、可爲神妙候、猶中含諱江和尚候也、

五月三日

上杉(第五郎)
上杉(第四郎)入道とのへ

同
五郎とのへ

〔調説〕伴野六郎太郎と確執の由、聞し食し及ば候、然るべから
ず候。是非を聞き、急度和諧せしめ候様相調はば、神妙たるべ
く候。なほ練江和尚に申し含め候なり。

五月三日

上杉四郎入道とのへ

同
五郎とのへ

大永三年三月(一五二三)第十卷頁四八六

〔蓮華定院文書〕○和歌山縣 蓮華定院所藏

高野山上之事、信州大井知行分僧俗共、一心院蓮華定院可爲宿坊、但於津
金寺衆徒中者、從前々相定所候故、可被除之候、爲後證進一筆候、
大永三載三月十一日

貞隆(花押)

蓮華定院

〔調説〕高野山上之事、信州大井知行分の僧俗共に、一心院蓮華定院を
宿坊となすべし。但し津金寺衆徒中に於ては、前々より相定する

ところに候か、これを除かるべく候。後證のため一筆進め候。

大永三年三月十一日 貞隆（花押）

蓮華定院

〔高野山蓮華定院古文書〕○長野市長門町 總立長野圓書館所藏

加來意、年甫之賀吉、珍重^{〔甚不可〕}有際限候、就之如恒例有御祈念、御卷數^{〔口〕}、近比^{〔煮器〕}、給候、一段貢販無候、何様御下向之時分、以面可申承候間、不能重便候、恐々敬白、

大井

刑了太輔貞隆（花押）

〔訓説〕來意の如く、年甫の賀吉、珍重^{〔甚不可〕}有際限候、就之如恒例有御祈念、御卷に就き恒例の如く御祈念あり、御卷數^{〔口〕}、近比^{〔煮器〕}給はり候。一段貢^{〔祭器〕}候なく候。何様御下向の時分、面を以て申し承はるべく候間、重便する能はず候。恐々敬白。

大井

刑部大輔貞隆（花押）

有御祈念、御卷數送候、目出大慶奉存候、殊筆下給候、畏入候、弥御新念^{〔意〕}奉候、事々期來音時候、恐々敬白、

大井

源貞隆（花押）

源上

葉花定院

尊答

〔訓説〕御祈念ありて、御卷數送り給はり候、目出大慶に存じ奉り候。

八月十三日

信虎（花押）

殊に筆下し給はり候。畏り入り候。いよいよ御祈念の儀類み奉り候。事々來音の時を期し候。恐々敬白。

霜月一日

源貞隆（花押）

源貞隆（花押）

大井

天文九年五月（一五四〇）第十一卷貞一五

〔勝山記〕○山梨縣 富士御室浅間神社所藏

〔天文九年〕此年五月ヨリ武田殿信州へ取廻被食候、去程ニ弓矢ニ切勝被食候て、一日ニ城ヲ三十六ラント（ノミテ）近比^{〔煮器〕}被食候ト聞エ候、去レモサクノカラリト申候ヲ御手ニ入レ候、小山田殿ノ代トメ、小林宮内助殿セ一城ヲカマエ申候、去間此方ノヨリコ近付陣立シケタ御座候テ、皆々迷惑至候、略^{〔○抄云寺記〕}

〔勝山向應禪庵小年代記〕○山梨縣 向應寺所藏
〔天文九年〕中四月上旬、坂垣駿河守泰大守信虎命為大將、信州之佐久郡出張、始而曰田、入澤之兩城、攻破數十城、築前山之城在陳、略^{〔○抄云寺記〕}

天文十年六月（一五四一）第十一卷貞一六二

〔龍雲寺文書〕○北佐久郡淺間町 龍雲寺所藏

〔訓説〕尊意之趣とも承知候、於信虎大慶之至候、始末御存之旨共候、恐々謹言、

八月十三日

信虎（花押）

長老様へ參

長老様へ参る。

〔高白齋記〕

六月小、丙十四日巳、信虎公甲府御立、駿府へ御越「至今年無御歸國候。」

如毎歲有御祈誓、御卷數目出簡要候、當郡悉屬本意候様、御祈念奏入之外
無他候、委曲直々及御報候間、不具候、恐々敬白。
三月七日

兵ア少輔隆世（花押）

謹上 蓮花定院

御報

〔高白齋記〕
〔天文十九年〕九月九日、辛亥、申刻、大井貞邦、光台爲御退治千塚迄御出陣、十日若神子ニ御着、十一日海野口、十五日宮ノ上、十六日前山、十七日巳未、御着陣、申刻長篠ノ城被爲攻、十九日午後、光台生捕、廿日望月一族被爲生者、同廿日光台爲警

候間、其にせず候。恐々敬白。

三月七日

兵部少輔隆世（花押）

謹上 蓮花定院

御報

如賀例、有御祈念、卷數被越候、日出度御取進申候、當郡長久之御精誠奉
奏候、殊更恩ヘ墨筆送給候、忝存候、何様重可申宣候、恐々敬白。

大井兵ア少輔

九月廿七日

隆世（花押）

蓮花定院

御報

代々信濃國佐久郡岩村田の城に住す、そのころ同郷より兵賦六千騎をい
だす、貞隆は千騎の將たり、武田信虎猛威をふるひ、しばりせめうつ
といへどもくだらす、信玄がときにいたり、貞隆家臣等にあさむかれて
甲府におもむき、信玄のためにとらはれ、某年甲府にをして死す、法名
高臺、
高臺、

〔参考〕

〔寛政重修諸家譜〕二百三 大井

貞隆 今のは譜に忠重が男とす、

蓮華定院御報

人：御報

如毎年有御祈念、配供送給候、目出簡要ニ候、殊更不動一段信仰無比類候、當郡屬靜謐候、御祈念□入之外無他候、委曲得口上申含候、不能具候、恐々敬白、

大井

左衛門督貞清（花押）

霧月六日
進上

大井次郎

信景（花押）

三月八日
謹上 蓮華定院

〔訓説〕毎年のことく御祈念あり、配供送り給はり候。目出簡要ニ候。

殊更不動一段信仰無比類なく候。當郡靜謐に屬し候様、御祈念感
み入るの外他なく候。委曲得と口上に申し含め候、具にする
能はず候。恐々敬白、

大井

左衛門督貞清（花押）

三月八日
謹上 蓮華定院

人々御報

〔蓮華定院文書〕○和歌山縣 蓮華定院所藏
如仰當年著未申承候處、急度御卷數（束）當來、目出度存候、勞：御祈念並仰候、隨而者去秋不忍之進退難成候、于今不致還住候、可爲御談音候哉、一度遂
奉急度迄候、一途還住之御祈念相候、同坊主様へも切希遠候、御届尤候、
如毎年之鳥日雖ニ承候、宰：之儀候間、令無沙汰候、爰元之不如意可過御
察候、然共小諸ニ致滞留候間、可有御意易候、子細者口述申候間、不能具
候、恐々謹言、

十月五日

謹上 高野山蓮華定院

御報

〔訓説〕

昌穂（花押）

御拿具令披見候、誠ニ過當此事奉存候、如仰被下候、今計御世上故、久
敷不申達候、御床敷存候、於委細者御使相類候、早々及貴報候、恐々
謹言、

大井次郎

信景（花押）

霧月六日
進上

蓮華定院

仰の如く当年は未だ申し承はらず候ところ、急度御卷數到来、
目出度く存じ候。いよいよ御祈念仰ぐところに候。随つては去
る秋忍びざるの進退に顧り成り候。今に還住致さず候。御談音

たるべく候や。一度本意を遂げたままで候。一途還住の御祈
誓願み奉り候。同じく坊主様へも切紙達め候。御届尤に候。毎
年の如く鳥日進むべく候と雖も、率々の儀に候間、無沙汰せし
め候。爰元の不如意御察に過ぐべく候。然れ共小語に御留致し
候間、御意易かるべく候。子細は口述に申し候間、具にする能
はず候。恐々謹言。

十月五日

謹上 高野山蓮花定院御報

昌頼（花押）

新付を立而、うちより原よて、そぞを引付而、ゑんの
ぎやうおひやへ出で、其寄あゑの小屋へゆき々なれば、早野さひの城を明、
前山之城ヲやきらいてのきけるふ、其城へうほ見て有ふ、四方ニ一理ニ
理之内ニ、小城、星敷城共ニ十二三有、こむろ之城・物佐・もぢだき
のあふごき・内山之城・少々をの城・みよ取之城・かおきの城・ひらじ
らは城・田之口之城・ゆゑむらだ之城・うみの口・平尾之星敷城・あらじ
れ星敷城、此城々の中へモリ入而、四方へ取合而、其内ニ此力彼方を引付
ケり、まつ岩村を引付而寄、午之年之內ニ、大方引付而、下付

天文二十年八月（一五五二）第十一卷四九六

〔高白齋記〕

〔文子考〕情、已刻重テ御出馬、八月小、朔日丁申、〔佐久郡〕櫛井山〔御着城、略廿
八日甲、午刻向未ノ方若尾ノ城ノ鍬立、七五三、〔佐久郡〕同岩村ノ鍬立、申ノ刻向
未ノ方七五九、「東原左ニ門被仰付候テ相勧ル」廿九日節、九月小、朔日丙、
十四日巳、岩村田ノ地下人書始ム、

〔勝山記〕○山梨縣 富士御室浅間神社

〔天文廿年〕

此年マテモ信州當國取合不止、八月朔日御陣立申候、〔妙法寺記〕

天正十年十一月（一五八二）第十一卷五〇四

〔三河物語〕三

家康もくい之國をおさめさせ給ひ面、其寄大久保七郎右衛門尉を仰被付面、
作ノ都へ召せりまされ而、御馬ハ入、七郎右衛門尉ハ御うけ申面、午之九月、

〔参考〕

〔寛政重修諸家譜〕三百七十一

柴田忠房死後、十一月、また蘆田信吾とともに、信濃國前山の城をよび高
柳・小井井等のを城攻索せしかば、信濃國の諸士多く隣參す、下付

〔寛永諸家系圖傳〕五十二

高付〔寛政重修諸家譜〕吉久内裏信州岩村田大炊介〔寛政重修諸家系圖傳〕あさがひ、
大炊介帰ろびてろち、武田信玄らひふ勝賴よつふ、

久利門〔寔〕東照大權現甲州新府へ御駕向のをき、信州の軍士どもあらざし
を氏直と通じ、又蘆田修理大夫右衛門信重作ら〔月久所譜〕、信州佐久郡見澤山
の小屋とぞてこまる、とき大權現御朱方へまいるへきよし、御書を屢
田ふ下さは、蘆田すなへち鉄命ふ應し、ひそりに岩村田の軍士と繋つて、
兵糧等を復ふとこびて、見渡る小屋ふおくりいと、時刻をさざめ合戦す
へきよし約詰し、岩村田城ふ放火を、このゆへ氏直ふ屬する土卒ども、

みふ蘆田が下知ふあさぢひ、御方方ふまいる、久利も仰をかふあり、蘆田
小脣せ、

原其孫共信州岩村田大炊助ヨツリハへ、りれゝち武田信玄・勝頼父子ふたり
ふ、

長正主北條氏直ヨツシキふ、時ふ東照大權現甲州新府へ入御のとき、信州お

ほく氏直ヨツシキふ属す、こゝふ蘆田修理大夫舉ヨウヨウ、トヨタケイ久見薄トヨミ山小屋ヨコヤマふあ

りしほ、大權現より協書を康貞ヨウジンふら書ハサカへりて、御朱方ふまいるべきよしを

おめさは、ころおもむきを岩村田ヨツムラタ軍士ふあひまで、各同意せしめ、根
米・鹽醬ソイ等を夜るヨツルかの小屋ヨコヤマはこび、合戦の日れあひ圖ヨコハタをさよた、岩

村田ヨツムラタ城を放火せしより、氏直ヨツシキふあひろさしを通せしともぐら、ことトコト

く康貞に屬して、信州大權現乃御座下となり、岩村田ヨツムラタ兵士等は康貞ヨウジンふあ
ひろさふ、

五日、筑摩郡曾田衆等、上杉景勝ヨウセイノ援ヨウ得テ同郡矢久城二籠ツツル、是日、小
笠原貢慶、諸將ヲ遣ハシテ、之ヲ攻アサム、尋イデ、城將軍内總前守討死シ、
落城ス、

〔御書類〕 ○ 笠原大成附錄

〔朱書〕 「本書折各御自筆」尚ヨリ、茶蕃・青賀・明日未明ヨモニミタケ可被歸候、將又ヨリ「いくつ
新緒之儀、りく而指越候、以上、

天正十年十一月 第十一卷頁五一八

〔大宮文書〕 ○ 北佐久郡北源牧村 大宮國大部氏所藏
〔家康公〕 「家康公よりの御書狀」

一筆令啓候、仍今度右田莊致ヨウジヶ布被ハフヒ、殊無比類スルビリ御之由、芝田七九郎被
露ハラ候、定惑入祝セイガク、委曲申端シムダウ之筋ヨウジ可申候、恐シ謹言、

十一月十二日

小山田藤四郎殿

家康(押)

御本領之分

内山(主)、ヨリ子ノ馬ヨリ馬ヨリ、

武百拾貢文

拾貢文

拾貢文

新地之分

七百貢文

參百貢文

入澤

岩尾之内

右合千武百參拾貢文、今度被屬御當方ハ、無二可有御忠勤之由承儀矣、
任御策候、恐シ謹言、

天正十五年

霜月十九日

信蕃(花押)

依田右衛門佐

小山田藤四郎

例 言

一信濃史料第二卷以下は、神代より寛永二十年までの信濃關係の記載・文書・金石文等、あらゆる文献史料につき、編年順に編纂刊行する。各巻ははゞ六百頁内外と紙数を定めたので、巻の區割に特別の内容的意味はない。

一體裁は概ね東京大學史料編纂所刊行の大日本史料に據り、年月日にかけて、初に綱文を掲げ、次に關係史料を列挙した。史料の配列は、原則として価値の高下によつた。綱文に直接關係なくとも、間接に關係し、綱文の理解を便ならしめる史料は、「参考」として掲げた。また、内容的に密接な闇暦を有しながら別條を立てるに及ばないものや、時日が不明で綱文を立て難いものは、便宜關係の様に合併した。やゝ疑を存する史料であつても、異聞を博めるために必要と思はれるものについては、注意を附してこれを収録した。

一本巻に於ては、信濃諸侯の貢馬と思はれるものでも、文献的に「信濃」のものと考定し得ないものは全部これを除くこととした。

一本巻にあらはれる信濃關係諸氏（特に交名）の中にはやゝ不確實のものがあり、また、没れてゐるものもあるが、今後の研究に俟つこととした。

一史料のうち、漢文のものについては、つゞいて「訓説」の欄を設け、仮名交り文に書下した。この場合、本文における割註の箇所は、「」をもつて標んだ。

一引用書名の下に○符を施し、都道府縣及び所藏者名を註記したものは、原史料に據り、また、國名を註記したものは、東京大學史料編纂所蔵

の影寫本に據つた。なほ、○符・註記なきもので次項に掲げるものゝ他は、原則として東京大學史料編纂所蔵の寫本に號り収録したものである。

一本巻史料の底本として用ひた活版本のその主なものは次の如くである。

〔古打圖史大系〕

吾妻鏡

〔古書刊行會本〕 參考太平記

〔正統群書類從〕 錄文大草紙 上杉系圖 妙法寺記 滋賀准后日記
喜連川判斷 小笠原系圖 永享記 永享後記 南方紀傳

〔古史籍集覽〕 錄文九代記

〔古正統史籍集覽〕 上杉略譜 足利治亂記

一史料の記載は概ね所據の原本の體裁に従つたが、句讀點はすべて「」と並列點「・」とに統一し、返點・送假名は省いた。また、綱文に關係なしと認めて省略した部分は、○符を附して上略・中略・下略等を記載し、必要なものについては、その名略文の内容及び所在をその所に註記した。

また、系圖の如きは、所要の人物のみを摘記してその關係を表示し、必ずしも原書の體裁に従はないものもある。

一綱文・史料等につき、特に編者の注意を加へる必要があるときには、○符を首してこれを記した。

一文字の異同その他編者が説明として加へた傍書は「」をもつて團み、原本缺字の箇所は「」をもつて字數を填め、字數不明の場合は「」、或は上缺・下缺に従ひ「」及び「」を用ひた。

一頭書・端書・裏書・奥書、もしくは外題・別筆・追記等のあるときは、「」符を施し、その右肩に〔頭書〕等と註して、本文と区別した。

一相互に連結のある事項は、参照の便宜を考慮し、各節の下に○符を加え

て按文を附した。

史料のうちに見える注意すべき事項や、網文に掲げられてゐるものについては、欄外に掲書した。

一本巻に用ひる古體・異體・略體文字のうち、主なものは次の通りである。(括弧内は正字)

刁(夷)	ア(部)	太(等)	与(與)	九(凡)	无(無)	弔(弔)
知(智)	同(因)	世(四十)	卒(本)	刻(引)	尔(爾)	弁(辨)
采(采)	役(役)	弘(弘)	吏(事)	承(承)	秉(承)	国(國)
國(國)	壳(壳)	寺(寺)	季(年)	科(科)	急(急)	
弥(彌)	芳(等)	井(井)	符(符)	害(害)	刻(利)	政(政)
正(圓)	蒼(蒼)	侏(侏)	祢(禰)	祖(程)	倂(備)	罰(罰)
類(類)	勒(勒)	得(得)	竝(並)	亟(亟)	称(稱)	俗(俗)
任(能)	亥(亥)	胥(胥)	酒(須)	逸(逸)	俗(俗)	紫(紫)
魏(魏)	重(處)	黑(悉)	離(離)	穢(穢)	雅(雅)	

一現存する原史料で特に貴重と考へられるものは口跡寫真に掲げた。

一文化財は重要文化財及び重要美術品等として指定または認定されてゐるものと様式の時代順に從つて巻頭に収めた。

本書の刊行については、文部省より昭和二十八年度研究成果刊行費補助金が交付された。

解題

「信濃史料」第三卷～十一卷 信濃史料刊行会 昭和二十八年～昭和三十三年（一九五三）～一九五八）

信濃史料 信濃史の編年史料。全三二巻。第一巻は考古資料編で、上・下二巻になつておらず、第二巻以下第二八巻までが史料編で、さらに史料編の補遺巻上・下二巻と同史料編の索引一巻からなつておる。第一巻上は先土器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代におよぶ各遺跡の都市町村別地名と各遺跡の内容を項目で示し、下巻は各時代別に概説と特色を総括し、さらに信濃考古学に関する既刊の文献目録を収録している。第二巻以下の史料編は『古事記』『日本書紀』以下の文献、古文書、諸銘文などを編年順に収め、一六四三（寛永二〇）年までのものを網羅しており、史料は長野県内所在はもちろん、県外所在のものにまで及んでおり、緻密な調査のうえ、信頼性のあるものだけを収めておる。その体裁は各史料について綱文を付し、漢文體の史料には、本文後に訓詁欄を設けて仮名まじりの文をおき、さらに史料と他史料との連絡を注記して、各史料間の連絡をはかっている。補遺上・下巻も同様で、索引は、第二巻以下補遺編の史料編につき、人名、地名、神社、寺院、件名、書目別索引としている。信濃史料刊行会の編さん刊行によるもので、一九四一（昭和十六）年刊行会発足以来二八年を要した、長野県空前の史料大集成である。

信濃毎日新聞社発行『長野県百科事典』より

（米山一政）

依田
記

一 依田常陸之介一代之儀御聞被度由被仰越候つる、誰も企と不存候、我等表候通書付申候、

常陸介儀、天文十七庚申之年出生、若名源十郎、其後石門佐、又天正九年ニ常陸介ニ成被申候、名乗者信蕃ニ御座候、

一歳拾三之頃、諏訪高島之城ニ信玄公へ之証人ニ居被申候、其後年月寛不

申候得共、武藏之内上野境御座之城ニ居被申候、我本為二者祖父下野守

信守被致在城候節、常陸介茂彼地ニ被參、父子一所ニ武年か在城ニ候つ

るよし、家老之著共近年迄物語仕候、上野ノ我等知行之内淨法寺と申所

ニ麗有候時、御歎ニ而之事不斷定老之者共物語仕候、御歎と淨法寺と同

前にて御座候、城ハ御歎、町ハ淨法寺ニ而御座候へ共、城ハ武藏之内、

町ハ上野之内淨法寺ニ而御座候、

一 其後信玄公、今川氏直為退治駿助江進發、其時祖父に候依田下野守信守、

同常陸介信蕃、蒲原に父子共ニ在城かと聞申候、下野父子之先手さつた

の浜にて父子共ニ尽粉骨候故、駿助退治の由古き者共申候、久敷儀ニ而

候間、年月ハ覚不申候、駿河崩氏直寧人被成候年之義ニ御座候候と存候、

駿河崩年の駿河空人に在世之與可有御候、其元ニ而御尋可被成候、

一 其後信玄公為信長退治、元龜三年壬午年討テ御上候時、先失方ヶ原にて合

戰御座候、其時分ニ常陸介者証人心よ信玄公之算本ニ居被申候、是廿五

之歲ニ可有之候、信玄公東海道、是大手ノ備ト聞ヘ申候、擇手ハ我等

祖父下野守信守御手の大将ニ而美濃口を封て上り被申候、美濃之内上村
ト申所において、祖父下野守信守被致合戦、打勝て、敵の大將明智宗政
を打捕被申候、宗政ノ人数五千ニ而申由にて、大手擡手共ニ同時分ノ会戦、日も
勝利候旨信玄公へ注進之飛脚、大手口に味方ケ原信玄公軍ニ御勝候御吉
左右之飛脚と両方途中ニ而申由にて、大手擡手共ニ同時分ノ会戦、日も
三日共逃ひ不申候かと聞ヘ申候、

一 甲戌年より亥年迄、祖父下野守親にて御座候常陸介信蕃父子共ニ、遠州

二侯に在城、亥年ニ至迄、五月廿二日筑に長篠之合戦ニ、信長公并家

康公御勝、武田勝頼公打負、甲斐國へ引退、其上家康様者直ニ二侯に城

御貴候半とて押寄、五ヶ所の向城

南邊方山

辰巳鳥羽山

東からら口山

北みならら口山

西とうたうの取手、是和田ヶ島共申候、

一 御取り五月末より御貴候成候、六月十九日祖父下野守者病死、其より常

陸介信蕃其保城持堅メ、十二月廿三日七ヶ月城持詰有候、後者兵無

之、浜松近辺迄城中より足輕を出シ、夜討強盜亂捕、夜々ニ御座候つれ

とも、兵糧奪ハ左様之時城中へ入候義不罷成候つる、五月より十二月迄

之内ニ候間、兵糧尽果候得共、軍兵ハ之乞付候也、常陸介謀ニ上侯を三

百余申付、藏ニ結置城中下々ノ者共ニ見せ候、兵糧ニ事關申儀著有間敷

候間、心安存候得と被申候得者、軍兵得力候、十一月時分甲斐之勝頼公

より二侯之城ヲ明渡、甲斐國へつぼみ侯様ニと兩度申來候得共、常陸介

被申儀様ハ、脇々の奉書之分にてハ如何ニ候、勝頼公之御直書ニ而無之

明渡申候如何之由、兩度被申候得者、三度日ニ勝頼公之御直書參候ニ付、十二月中旬初級之談合にて、家康公より者大久保新十郎殿・神原小平太尉殿何茂無事ニ而証人に御越候、又我等親之方よりハ第ノ依田善九郎・同源八郎同人証人ニ參、廿三日ニ城相渡候半約束ニ候所、廿三日少雨降申付て、親常陸介被申候様ニ、雨降ニ而者質笠にて見苦候間、雨晴候而廿四日五日成共と被申候而、城を出不被申候、是を家康様御感被成候由來申候、其上廿四日ニ天気晴、城相渡候、二俣川之辺にて人質ヲ互ニ返シ縛陣被申候。

一其後常陸介者遠州高天神に被致在陣、其内毎日每夜之陣者無際限候間、不及記紀。

一正六七年之頃か、越後ノ景勝と北条三郎殿と取合ニ成候時、勝頼公上り三郎殿江加勢、親ニて候常陸介申候、小田之浜ト中所にて無比類縛、其上景勝を追崩、追討ニ數多討取被申之事、

一正八年辰年より四年至て三ヶ年、駿州田中ニ在城、此内度々之攻合之軍數多之義ニ候間、三年之内不及記候、然急午ノ年之春、信長為遠治信玄公出馬、木曾心要故早遠信州落居、信長公信易高とう迄打入候間、家康様穴山施雪より内通被申候、駿府江尻まで御先手打人、家康様御氣向之翻迄、常陸介信著田中城持詰繩有候付、家康様より勝頼滅亡ニ究候上者、いつを可悟と之御断ニ付て、不及是非田中城大久保七郎右衛門殿江相渡申候、其節山本帯刀為御使、既ニ木曾・穴山両領を始信長公江一味、其外茂甲斐江心要之砌り、常陸介者只今迄田中ノ城持詰被居候事、乍敵も神妙之旨御惑ニ思召、其上某年信著手柄をは敵々ニて御存ニ候間、御家中江被召抱度与内存御應ニ被仰下候へ共、木曾之落居も無之時分改、先信品小諸ニ三月十四日帰宅、森勝蔵小諸ニ被居候ニ付、常陸介則勝蔵と

對面被申候、其上信長江御礼可申由ニ而、小諸ヲ出、諭訪に城之介殿御事候間、先城之介殿ニ御禮可申存候得共、中辺迄家康様より御飛脚被下、城之介殿へ出仕無用、信長より甲斐國大名切腹可被仰付需立參に、依田常陸介切腹之一筆ニ而書付候間、必諭訪へ參候事相止、夜通ニ筆ニ甲斐ノ国市川江參、家康様江御目見へ仕候様ニト家康様ダ御飛脚被下候付、則市川ニ而御自見へ仕、直ニ渡山路遠高ニ保之奥ニ小川と申所ニ、上下六人よて隨を居候申候、其後六月二日ニ信長御渠侯由家康様ダ御飛脚被下、本田弥八江也通常陸介江老邁、御書箋下候候、其書今度明智信長御父子を奉殺候、其折節和泉之境為見物家康様御魁候、其御主ニ而、無何夏境ガ大和路を直ニ伊勢路より御船ニ而大高江可有御着由ニ而候間、早速常陸介者甲斐國井信易江參、兩国共ニ家康様江御手ニ入候様ニ引付候得と御書ニ付テ、則甲斐國衆引付可申として二儀を出、甲斐國へ上下六人ニ而被參、甲斐國柏坂之峰ニ築之築立候得者、柏坂之築五里三里ノ間、右之築ヲ見て、芦田殿之築ニ候と見知、横田基右衛門始這ニ出、甲斐衆悉常陸介ニ礼を申、其る人数三千ニ成申候、其後信幕小諸江六月廿日頃ニ被參候、其時濱川左近上野郡にて氏政と合戦ニ打負、信易小諸ニ被居ニ付而、濱川左近ニ常陸介も対面ニ而其保春日と申在所ニ候間、被參、濱川左近江六月廿三日ニ小諸ヲ立、木曾路を指て尾高長崎江落居申候、其跡ヘ氏政之先手信州江打入、小諸ニ大遠寺尾張守入替居申候、家康様ト北条氏政と御取合ニ成、氏政七万人數ニて臼井口ヲ進候、就夫常陸介ハ春日山之奥三沢小屋と申所江篠り被居候、芦田小屋と申ハ此事ニ而御座候、氏政者芦田小屋實候半とて、役行者と中山越を諭訪郡江かち原と申所を通り、甲斐國のみの原ニ陣を取、家康様甲斐新府中ニ被成御座候、小田原衆と新府御對陣の様子者其元之衆委可有御覽候、其内ニ

常陸介ハ芦田小屋ニ竪、氏政ニ關東ノ之運送之兵帳人馬芦田小屋より討捕、氏政江之陣ニ統羅成候故、氏政も開陣、其後未ノ正月芦田小屋より常陸介討て出、岩村田江櫛、此時常陸介を再擧を取、馬を入追散シ、家中之者共も數度家康様より御感状を取申候、其時若真田安房守も上田より出合、筑摩川を越隔軍見物、其時常陸介ト対面にて御座候、是より打続高綱と申小城、小井井と申小城共、其外四五ヶ所に御座候城を取之、残而小侍共常陸介に出仕申候、大井民部之助・小山田六左衛門・平尾平藏・平原善真・森山景後・志々与密左衛門・柏木六郎・望月印月兼、其末々家中之者ニ罷成候、田口ノと申城は阿江木能登守居申候つる、常陸介威勢ニ過、田ノロ光明退申候、其時小諸ニ大道寺尾張守、又岩尾城に岩尾之主居申候、此兩所より外ニ佐久郡ニ敵一所莫無之候間、岩尾之城ハはぞづけニ罷成へくと、二月廿二日ニ無理賣ニ岩尾の城を存候迹、常陸介自身一先を仕、自身解を束候所を、内より鉄炮にて押当打、弟ノ依田源八郎又右前鉄炮にて被打、兄源八郎廿二日之曉ニ相果、常陸介申ル、

一甲斐・信濃両国、権現様御手ニ入候事

大久保七郎右衛門被指遺、信州之内味方ニ成不申候々其之儀、御手ニ入候者御書付御座候、先以比良左様ニ而無御座候、佐久郡城共ハ午ノ年十
月末より極月中旬迄之内ニ依田右衛門佐城々落、又歟歟參ニ而出仕申謂申候、大久保七郎右衛門被遣候義翌年三月ノ事ニ御座候、是ハ右衛門佐討死之後、拙者兄其節治四歳ニ而御座候故、万事七郎右衛門申付候、右之分計よてハ委細難被聞召分候半間、具ニ書付仕候、

天正十年壬之秋より依田右衛門佐計策を以、真田安房守大名と申、殊ニ先年之時より武田信玄公便番、其節武勝喜兵衛武藏之行ヲも見聞申候者、江也も返事御座候つる、就夫二度目に依田十郎左衛門と申者を真田へ弥和談ニ仕、三度目ニハ真田安房守自身芦田小屋之築迄參候、右衛門佐も芦田小屋より築出、真田と対面仕置ニ良久相談御座候、其時右衛門佐申様、家康様江住々存候様ハ、起請文をハ申上可然と好み被申候者、真田尤同心仕候、則請文を上ケ申候、此時真田望ニ乍愚家東様御起請文を申請度由申ニ付て、右衛門佐方より真田上ヶ申候起請文を為持、新府へ使を越、真田望之役も申上候処ニ、家康様殊外御満足被成、則家康様之御起請文ヲ真田ニ被下候、是を持右新府より罷備申候、拔右衛門佐前之起請文をも相添、真田方江為持達し申候へ者、真田別而委被存候、御起請文再三頂戴拜見仕候由申候、其時真田ニ一郡可被下由御約束ニテ御座候由裏及候、其後不被下候而、真田御不足を存候ニ付、右衛門佐申様ニ、而如此ニ御座候、

一真田も御審方ニ罷成候」と申、右衛門佐と申合、岩村田と申地ヲ責取候半と申、八幡原と申所ニ陣を取、筑摩川の左ニ人數を立ならべ罷有候、右衛門佐ハ筑摩川を打堀、塙名田と申所を越上り、則川ニ而満候人數を集メ、夫より岩村田江櫛キ、其川口ニ敵突振り候所ニ、右衛門佐自身真田先へ馬を入、乗崩、人數二三百も討捕申候様承候、其時家康様より御感状御直判頂戴之者ハ、依田右衛門佐・同善九郎・同弟依田源八郎、家

中之者ニハ依田左近之助・依田主膳・奥平金勢此者共に御座候、其保
真田茂上田へ罷帰り、右衛門佐も人致入、其後頃而岩村田之著ニ降参仕
せ、岩村田右衛門佐手ニ入申ニ付て、名代ニ依田勘助と申者を指置申候、
前山と申城右衛門佐貢取申、則午霜月右衛門佐も芦田小景を罷出候得而、
前山之城江移りありと罷有候、

一高懸と申城、計策ニ而取申候、小田井と申城ヲ手ニ入申、此外城之小侍
共あなたより降參仕候者、一番ニ平原善心、二番ニ平尾平蔵、三番ニ大
井民部之助者備中ニ而御座候、小山田六左衛門・森山豊後・志賀守三左
衛門・柏木六郎・望月印月斎、是ニハ名知行三千石之かぶにて御座候、
何至人數三百或は百余持申程の小侍共ニ御座候、右之分牛ノ霜月中ニ
皆右衛門佐所ニ出仕申候、

一佐久郡牛ノ霜月ニ治り、手ニ立敵無御座候ニ付、此中各苦勞ノよし右衛
門佐被申、振舞候半と追鳥狩ニも諸代之家人ガ右之侍衆も罷出、追鳥
狩仕、則鳥を右衛門佐前ニ上ケ、其鳥之料理御座候よし來候、其上為表
美金子・紅之系甲、其外色々ア出度右衛門佐存候得共、片恨如何ニモ候、
是を各へ出し度候間、仲間にて罷取に致候得と申、罷の約束ヨリ皆々取
被申候、誰て戴き申候キ、右衛門佐牛様ニ、昨日今日迄互ニ討フ敵ニ而
候るに、如此證代ノ被官並・仕合満足之旨申候由承候、

一癸未正月元日ニ、右之侍共者再々右衛門佐前ニ大々打紙ニ而礼盃も善
代之被官並ニ候る由承候、此年家東様四拾武之御年ニ而候間、四拾三
ニ御祝直シ被成候御心持て、閏正月ニ外御祝被成候、御分因其分ニ候
申候、

一大連寺尾張守小諸を領而明退、佐久郡中ニ散宅人も無御座候き、拙者伴
時分之儀ニ候間、何之途方も無御座候つゝ共、家中ノ年齢寄候者共物
萬、毎度承置申候通申候、以上

寛永式治年末ノ七月日

一先日古き義書付、奉指上候處ニ、大納言様御便見ニ入、御不審之儀被為
晴、御満足被為成下旨御意候由、被仰下悉仕合奉存候、然者長驥合戰之
後、依田右衛門佐二保之城、五月末より極月迄築城之時、勝頼公より明渡
申候得共、奉書參候得共明渡不申候、直書參候ハシ明渡可申よし右衛門
佐申張、直書參候ニ付明渡シ申候、此段被及聞召、右勝頼判形ニ今所持
仕候者指上可申旨御意之由被仰下候、信長公甲高打人、芦田切腹可被仰

諸城計敵ニても有ニ、其外岩尾ノ小城をつにくき仕合ニ候、明日實つ
ぶし可申候間、柴田七九郎ニハ老人も御出候ハシ御見物候得、可掛御日
由右衛門佐広吉を申候、廿一日ニは城より降參可申様子ニ付て、一日相
待、廿二日ニは早天ニ取巻、右衛門佐も城跡ニて馬より下り、足駒旗指
より真先ニ右衛門佐振を、乗候処を鉄炮にて押当、ほその下を打抜れ臥、
依田源八郎是も辦業所を左のいやう人の住所を右のまやうもん所へ打
抜申候、總軍取巻候得共、大将右之仕合ニ而廿二日之晚源八郎先相果、
廿三日之未明ニ右衛門佐相果申候、岩尾ノ次郎ハコラヘカ、関東筋へ
出奔仕候、

一三月ニ至て、大久保七郎右衛門ニ被仰付、右衛門佐子十四歳ニ成候間、

万事七郎右衛門指引次第ニ尤之由豫環様御意ニ候、治四歳ノ依田竹福丸

を御名字被下置、松平源十郎ト名被為替、七郎右衛門ト同道にて、未三

月小諸へ参候、是よりして大久保七郎右衛門後見ニ佐久郡之仕置申付

候、

付之旨御書立候ニ付而、家康様右衛門佐を御懸シ可被為置之御同意ニ而、如何ニも密ニ上下六人ニ而江州市川より直ニ遠山家へ被遣候時、在所ニ諸道具差遣中候を、海川左近打入、屋内一物を不殊觸所仕候ニ付て、書物道見⁽¹⁾下給失仕候、無御座候、六月ニ至て信長公御果候而、其時右衛門佐は甲信両国、家康様御手ニ入候様ニ才覚仕候得と被仰付、六人之林ニ而小諸へ六月十八日ニ罷居り候、六月末ニは氏政信モヘ打入、新府御對陣之仕合、芦田小屋ニ而ハ毎日之主戦耳ニ而罷在候き、中々道具書物などの穿鑿可仕日限無御座候と聞ニ候、

天正十一年七月廿六日之御書、依田右衛門佐方へ之書通書上ヶ申候、此時分之義先書ニ申上候、

天正十一年八月十二日之御書、依田右衛門佐方立之書通書上申候、是ハ前山と申城、伴野刑部括籠有候を依田右衛門佐午ノ露月賀⁽²⁾、
〔書根方〕伴野明ニ退去申候き、退去申候き、頃而前山城立右衛門佐移り無有候内ニ、加勢被成、小畠人數前山へ被遣候時分之御書ニ御座候、

天正十四年四月十五日拙者願、家康様御前、髪を御自身ニやさせられ、御腰物拌頭、松平之御名字并康と申御字被下置、御証文之写書通差上ヶ申候、

天正十八寅ノ年、小田原御陣之時、家康様ニ秀吉公よりノ御書を通書申候、此義委細不申上候得而御合点參兼可申かと存、具ニ申上候、此阿江木ト申ハ所之名ニ而御座候、持主ハ依田木能登守と申候、被能登守田口と申城ニ罷在候、威勢ニ恐れ田口ノ城明退、関東へ率人仕、小田原に罷有候所ニ、秀吉公氏政江御出陣ヲ承、氏政江内意申し、信易佐久都河江木谷江寧人田能登守・伴野刑部兩将ニ而御出申候、諸代之主ニて候、阿江木谷之者共、悉々能登守と一味仕敵ニ罷成候、三月十五日之申ノ

魁ニ告來リ申ニ付て、兄ニ而候松平修理大夫旗國并推者打連、小諸を即時ニ築出、一輪鬼⁽³⁾田舎道三拾里程參候得者、勝間と申城正參着、十六日之早明二人數を調、そつとう坂と中山を打越、敵合近ニ參候得者、日暮半時程足程攻合御座候間に、旗の色も見へ不申候程ニ、夜ニ申ニ付而、其夜ハ篝ヲ燃、其前ニ夜明候、曉より打立取懸り申候得者、白石⁽⁴⁾と申城ニ築申候女⁽⁵⁾則蒙朝シ候、平林と申所ニ敵ヲ追詰、敵も取て返シ、敵味方入乱て合戰御座候、其より山之しけみへ敵退上り候處を、先手之者追掛申候得者、木立之内ニ鯨波をどつと上ヶ申候ニ付、木立之内ニテ突て返し崩候かと存、拙者馬より下立、鎧作り替掛申候得者、又味方より押返シ、不残追付ニ付、上州野宗谷と申所迄悉追付ニ付、分捕高名仕候、能登守ハ何と逃候哉覽、首も見へ不申候、刑罰を乞封取申候、此仕合為始、拙者側之一つ書を修理大夫方より夜通し、家康様へ注進仕候處ニ、則秀吉公江被懸御目、秀吉公より家康様へ御書御座候、此御書御感状ニて御座候由、家康様御意ニ而頂戴、于今所持仕候を申し上申候、

天正八年卯月廿九日、秀吉公より松平修理大夫江之御書宅通書シ差上ヶ申候、

同年五月十一日家康様より拙者方へ之御判形⁽⁶⁾申上候、四月中旬ニ松井田之城竹把ニテ、羽柴筑前守⁽⁷⁾景勝、真田・芦田四手を以仕寄御座候、中ニモ修理大夫拙者場際を進、諸手ニ勝れ資斧候き、乍去其時之書物御感状書無御座候き、其後上高石倉と申城請取に參候得而罷有候内、於陳屋之内氣速ひの様成者御座候而、修理大夫相来申候、跡式拙者ニ被下置候、經日之御刊之写シ指上ヶ申候、

同一年八月朔日、秀吉公より拙者方へ之御書宅通、是ハ別儀無御座候得共、

一文禄三年ノ年八月廿二日之御書ハ伏見御普請之時、秀忠様より拙者方へ
被下賛候を老通写上ヶ申候、

一此年十月ニ諸大夫ニ被仰付、右衛門大夫ニ罷成候、是ハ八月ノ御書故、
新六節と御座候、輪旨之箋写し上申候、及不申候儀ニ御座候間、其儀無
御座候、

一文禄四年ノ年七月廿六日、秀忠様より拙者方之御書老通、是ハ闇白殿御
切腹之時、拙者ハ江戸ニ罷有候ニ付、江戸ヘ之御書ニ而御座候、

一文禄五年ノ年、九月八日ニ家康様より拙者方江之御書老通写上申候、
寛永武拾年

未ノ九月廿日

祖父下野守信守
依田常陸之介信蕃

同弟善九郎
同弟源八郎

依田竹福丸
年十四歳之時、権現様より御名字被下、康と申御字被下候、
権現様より
松平源十郎ニ被成、

解題

【依田記】

本書は寛永二十年九月廿日、依田信蕃の次男同康真が幕府の命により、父右衛門佐信蕃の武功を中心に、兄康国及び康真の事蹟を併せて記述し書上げたものである。一名芦田記の名がある。

信蕃は佐久郡芦田城主依田信守の子で、はじめ父と共に武田信玄に属し、ついでその子勝頼に仕え、遠江二俣城を守ったが、天正十年、武田氏滅亡後、徳川家康に属し、天正十一年二月、佐久郡岩尾城攻撃に勇戦して討死した。その子康国は父の功績により松平の新号を許され、天正十八年、豊臣秀吉の小田原の北条氏討伐に際して出陣し、諸所に戰功を立てたが、同年四月、北条方の上野石倉城諸敗に赴いた際、不慮死方にたおれた。ついでその弟康貞（康寛）が跡をついた。本書には、これら父子三代の事蹟を記していく、戦国時代末頃の佐久地方の諸氏の動向を知ることができる。

本書の原本の所在は不明であるが、早く続群書類從に収められ、信濃史料叢書にも収められている。

本巻に収めたものは、小県郡長門町清水佐左衛門氏所蔵本に拠った。同書は絹紙巻子仕立、表紙外題はないが紙上本の体をとり、その書体そ

「新編信濃史料叢書」第九卷「四郷譜藏」

四郷譜藏 卷之三 草稿 吉沢清石銘門編（頁三三一—三四四）

佐久郡に八ツの郷名あり、いわゆる

美理 大村 大井 余戸

刑部 茂理 青沼 小沼

右源氏後名龜に續たり、今八百余歳を経て、地形うつり郷村変て、郷名全ものなし、ひとり大井のみ連綿として絶す、岩村田ハ、大井郷のうちの一所名なり、

むかし大井郷は、民家六千軒、交易四通し、厥ひ國府にまされり、八日町通石橋といふ所、城外市店の中央なりとぞ、文明甲辰の兵火にかかりて、神社仏閣、一塵の煙となりて、終におこらず、市店の地を縮て拡ル

岩村田といへり、
往昔大井城外の広狭を按、南北凡四十丁許方ノ内ノ間ノ度より而東西凡三十四丁、或ハ四十三五丁許西方勝山田より東、交易利達の地続也。、大永の先紀云、大井城建武二年役あり、是より小応仁元年役、文明三年、同九年、同十六年ノ役あり、岩村田延徳二年役、享禄元年大火、大永、天文の役、天正十年役、

一天正の末、文禄のはしめ、既に絶んとす、民家十七軒残れりとハ、かゝる時ニヤ、其後元和・寛永より、國朝の淳化に沿して、ふたゝひ衆落成ル、今之地式十七丁三拾丁、町家南北十丁余、東西三丁半、高式千八百六十余石、駅伝人廿五人、馬廿五疋、助標高九千七百八十三石、以來改可追加

一 東鑑に、大井の庄号を載たり。

雜記に、佐久郡三十六郷といふ事あり、其内二十四郷大井庄とす、十武

郷伴野庄とす、今の一郷百余戸ハ、中古三十六郷の屬邑如し、又天正

紀云、大井・伴野・平賀の庄と、各一庄十二郷、属村六あり、すべて六

十郷なり、平賀庄ハ、旧記の大井庄を半わかつるもの也、

一 新編纂因に、小笠原朝光大井知行といへり、大井居城のあるしを、大井

物領職といふ事明かなり、

一 諸云、嘉慶元年三月十九日、岩村田館において卒すと云云、

按古城跡凡南北七町余、東西七丁半或武丁余、今之荒町此郡内なるへ

し、中に切通シ二ヶ處あり、中央を王城と云、北をいせならびと云、北の城跡

し、前に御坪といふ所あり、南を黒岩といふ、上田軍記にいわゆ

る、黒岩の陣城是也、今十二といふ祠あり、天正年中の、大手の橋跡

とぞ、中央わうちやうの切通し、精進場といふ内に穴あり、二重掘あり、

井水あり、赤座垣外といふ所より水を取たる堰形あり、北にも門

台・橋台皆残れり、本丸に米穀の砂利出る所あり、大石を覆ふたる所

あり、

一 黒岩陣城の南四丁を隔て、上の城といふあり、南北武丁半、東西武丁、
塹かた橋台あり、八日町へ東南岸高く湯川を帶びたり、

一 稲作記云、天德四年庚申秋、村上天皇の皇子信濃に下向します、始、佐久郡春日村に官道して住給へり、正應三年甲州御動陸によつて、同郡勝間の王城を建、同四年岩村田王城を建て、皇子爰に住玉ふと云云、未詳

考 按春日村、北に内裏塙、内裏塙等の所名あり、大井郷外に、姫宮塙といふあり、故ある事にや、

一 東鑑に、大井の庄号を載たり。

雜記に、佐久郡三十六郷といふ事あり、其内二十四郷大井庄とす、十武

郷伴野庄とす、今の一郷百余戸ハ、中古三十六郷の屬邑如し、又天正

紀云、大井・伴野・平賀の庄と、各一庄十二郷、属村六あり、すべて六

十郷なり、平賀庄ハ、旧記の大井庄を半わかつるもの也、

一 新編纂因に、小笠原朝光大井知行といへり、大井居城のあるしを、大井

物領職といふ事明かなり、

一 諸云、嘉慶元年三月十九日、岩村田館において卒すと云云、

按古城跡凡南北七町余、東西七丁半或武丁余、今之荒町此郡内なるへ

し、中に切通シ二ヶ處あり、中央を王城と云、北をいせならびと云、北の城跡

し、前に御坪といふ所あり、南を黒岩といふ、上田軍記にいわゆ

る、黒岩の陣城是也、今十二といふ祠あり、天正年中の、大手の橋跡

とぞ、中央わうちやうの切通し、精進場といふ内に穴あり、二重掘あり、

井水あり、赤座垣外といふ所より水を取たる堰形あり、北にも門

台・橋台皆残れり、本丸に米穀の砂利出る所あり、大石を覆ふたる所

あり、

一 黒岩陣城の南四丁を隔て、上の城といふあり、南北武丁半、東西武丁、
塹かた橋台あり、八日町へ東南岸高く湯川を帶びたり、

上の城乾松山の内に、大井城主たまやといふあり、方三四十間、今ハ
雲神又りやうをうともいへり、ならびに上古竈靈寺の跡あり、東西三
丁許、湯川の岸に至る、近年造の出る事あり、又だびの靈を出せり、たゞ二王門の跡とて残れ
り、成云、大井城別名法華院、岩村田今奉仰帝慈大明淨ラノ名也

一平といふ所ハ、古城の東六丁許なり、南北七八丁あり、昔城に屬した

一平といふ所ハ、古城の東六丁許なり、南北七八丁あり、昔城に屬した
るやしき也とそ、

今駒ぐらみといふ所ニ、町家の跡とて古井あり、むかし幾多町此所に

ありしと云、

岩村田之門 あら城ハ、古城の乾十余丁にあり、南北四丁余あり、東西三五十間、其

邊に屋敷の跡多し、

或記云、天正年中、岩田東國の筑く所也、岩村田のうち、荒城といふ
是也、西ハ舟久保とて岸高し、南に上城戸・城戸在家といふ所名あり、
此陣城につゝきて、かまへ植たるさいかの木なを残れり、東南場の
うちを、穴むしといふ、むかし胸の住たる所ならん、

一番掛三里、岩村田三里、望月八里、諏方古代の通路なりといへり、
一三百年已来通路三更せりとおもれる、北の方赤坂戸外に入りて、縣外荒

町より馬場の内といふ所を過、西延の坂、天神堂の辻八日町を経て、若宮の

森を右に見る、百歩がき塚、大井の町すへなり、落合村の北舟塚を渡

りて、望月へ通すへし、

按、落合村の北に舟塚あり、広町・町田などといふ地名あり、落合村

井城外斬罪の地なるへし、今に至て、異人ひるけを置かず、貞享の頃
かとよ、長太夫といふもの、塚の辺を切たるに、續着たるが、立なか

ら埋たる、見出る、土に隨て崩れ落る、たゞ太刀のかなものゝ、こか
ねのみ残れりとぞ、

一大永・天文・弘治の間通路一変して、岩村田之門・横町・本町・柳町・相町に下三
甲利通の通る所に出る、塙元通り備村の東にあり、元平塙・中路・舟久保をわた
る、

弘治年中、竈靈寺職法講の因といふものありし、岩村田の町形今に同
くて、黒君の西邊馬場の内といふあり、按に、此馬場を後世過りし所
を、今宿と名づくとみへたり、

按、江源武鑑、天文十九年十一月、諸国に仰て一里塙を策ぎ、四拾丁
を一里と定と、

按、信長記天正三年春、兩海道を巡る、道は、三間半、三拾六丁を一
里とし、松樹を植しむ、鷹岡・右衛門、板井文助等奉之三里、岩村田駅、
天正以前荒町に問屋ありと云、柳町ハ黒岩大手の名に出たり、

一度長八年三月、諸道に金ありて一里塙を策ぐ、同五月成就せりと、慶長
此としの新道今に至るもの足ならむ、

古老的の語伝へて、塙元通、兩天の通路宜からず、今の造り道變に起る
と、元平塙の地をうつし、西を刈て今地を立るといへり、

文様以来、新駅定の所ハ、香掛・追分・小田井水五丈・岩村田五丈・

塙なたの三里・荒町水八丈・望月・芦田・長久保・和田なり、普追分ハ、

今東にあり、慶長の末、洪水に亡村すといへり、小田井ハ、児玉村

の南なりしよし、今地ハ、小田井の砦の裏内なりと、塙なたハ、北
の西にあり、東わた鶯林といふにつゝきたる所なりと云、

一於宿ゝ荷物付番不相定、出合次第、早速可付送事

一御伝馬之荷物者、考駄ニ付三拾貫目、並駄貢ハ四拾貫目ニ相極候、若於難波之輩者、以書付可申上事

一荷物之輕重者、はかり遠候間、掛改可付事
第可仕事

一駄貨称積之義者、奈良屋市右衛門・梅屋三四郎ニ申付候、此兩人切手次

一御伝馬駄貢共ニ不限夜中可付送事
右之条ゝ相定哉、若於違背之族者、可為曲事者也、仍如件、

大久保十兵衛
板倉四郎右衛門

慶長七年六月二日

加藤喜左衛門
元和元年四月一日

元和元年四月一日
酒井備前守
大井大次助
安藤対馬守

本田上野助
板倉伊賀守

定路次中駄貢之賞

一岩村田よりしをなた迄荷物考駄四拾貫目ニ付、永楽五文小田井へ永五文之事
一乗尻市人考駄八貫目相定候、并少々乗掛荷物成共はかりニかけへ右之積

を以無運ト様、付送可被申事
一ひた錢若永楽六文ニ立取引可被申事

右之条々、御奉行所より被仰付候間、如此書付置申也、仍如件、

慶長七年六月十日

奈良屋
市右衛門
三四郎

定

一錢の売買金子也兩ニ四貫文之御定之上者、勿論金子考分ニ考賣文たるへき事

此旨を相背、高下之売買仕におゐてハ、御定之通違背之方より、其売かふ銭金一倍可出之事

一御伝馬駄貢荷物いつれも考駄ニ付四拾貫目之事

一岩村田より塩名田迄、上下荷物考駄付ひた錢式拾考文、小田井へ拾七文、

井傳馬之駄貢も右同前之事

付、人足賃錢も馬之半分たるへき事

一御定之外、増錢取もの有之者、其町中より通錢として、東考軒に付て、ひた錢百文ト可出、但当人者五十日可為電舍事

一御伝馬駄貢荷、中馬持次第可付之事

一駄貢馬多入候時者、其町より在ゝの馬ともやとひ、荷物運ト無之様、雨風をも不嫌可出候事

右之条々、若於相背者、其町之年寄共可為曲事者也、仍如件、

慶長七年六月二日

大久保十兵衛
板倉四郎右衛門

元和元年四月一日

酒井備前守
大井大次助
安藤対馬守

本田上野助
板倉伊賀守

一大かけ一われ錢一かたなし

一ころ銭 一新銭 一なまり銭

此六錢之外撰ふへからず、若撰ふ

其面に火印を可捺事

右相守此吉ヘし、若但之輩於有之者、在々所々代官庄屋、至町中ニ者、

年寄科として五貫文、其外ハ一家一軒より百文づゝ可出之、見出し候者に

寛永二年八月廿七日 奉行

寛永二年御定、屋むら田より地名田迄、上下荷物荷駄十九文、小田井今十五文、馬之法賣古同前之事

付人足資馬之半分可為事上耳

寛永十四年二月御改、屋むら田より塩なた迄廿六文、小田井へ廿弐文、

此間可追考。

寛文六年に至て、塩たなへ四拾文、乗らすに廿六文、人足廿文、小田

本馬五十二文、軒尻三十四文、人或十六文、小田井へ馬四十七文、軒尻

三十三文、人廿四文、

昔ハ、年の吉凶によりて、賃銭之定を何付らるゝ事ありと、近くハ、賃銀に倍せり、凡五幾七道といへとも如此なるへし、皆泰平の御代のたま

もの也。

岩村田をやむら田と云たるあり、今も近村よりハ、矢田村とよへり、事の通へは也。

一千貫文
卷四

琴村

按永正之後、軍記等一に岩村田とするせり、高千賀文ハ、天文廿二年の改に出たるへし、夫詳ならず、元和・寛永にも右之高増減なし

此石寛保二年戊八月洪水ニ碎て三片となれり、

一此辺、赤石にやとり木を生するあり、石の一種なるもの也、鳥石の高公

萬石の高谷

一城東に石あり、高水上者す許、是をつむれ石といふ、方俗つぶれ石と云
音の渦れる也、万葉にいわゆるつら石にハあらす、
按、韻瑞、^{フジツ}、陪壇、註云、田中高龜也、又註田中小高也、倭名鈔に
も風俗通を引り、

一 信 石 有 限 公 司	一 勝 田 石 在 上 屋 屋 主 業
一 巻 石 在 屋 主 業	一 赤 石 吉 田 内 ア リ 、 坡
一 夫 劍 石 有 限 公 司	一 豆 伞 札 石 在 城 東 用 中
一 嘉 石 有 限 公 司	

也、其北に西の宮といへるも、是にならひたる地なるへし、
一辻に、七井七石なといふ事あり、昔大井郷に、源氏山の八幡をうつし、
法華堂を建つらる、鎌倉の代の名目をうつしたるなるへし、鎌倉に谷七郷
七ヶ十井五名水といへる事あり、

「猿久保村、さるのと書たるありと、くはとつはと通す、尾州田楽久保を、てんかくつほといふに同じ、或云、平賀入道諸城主の会盟をつかさどりて、申業を置くと云、或ハさいの神を祭て、猿田彦の名に掲といふ、昔信しかたし、猿久保村の

朱印

為營地氣破利在家七拾貫文之処、下略、

天文廿三年五月

岩村田三十人衆

一當總百貫文之營地、岩村田之内二把稻、可被下置者也、仍而如件、

天文廿三年六月十一日

誰某殿

卯月十一日

依田兵庫助昌雄

法華定院

天正十一末七月廿八日

平三昌秀

志賀德分所之内、仁百五拾文之処、下略、

天正十二年二月廿五日

法華堂

德分所之内、岩村田多沢藤左衛門抱老貫文、高野山_(通)法華定院へ我等一代進

候、下略

天正十八年四月五日

依田平三昌鶴

童雲寺僧堂葺営之事 宿中之、下略、

武藏喜兵衛尉

元龜三年壬申

奉之

朱印 二月四日

曾根右近助

岩村田御家人兼

駿州在陳之人兼選參候間、廿一日於信州岩村田可速對面、下略、

二月十二日

勝頼

内藤修理光殿

十月廿三日康國

印判

依田肥前守幸之、

從當中秋之收取より岩村田志賀新左衛門百姓別二十疋之処、永代進候、下略、

天正十一年三月十二日

平原全貞

蓮華定院

才こし御座候へとも、二十疋之矩寄進いたし候、岩し候、岩村田新左衛門

所より、下略、

五百文

小諸之内

定

一五貫文

平井之内

一貫貫百文

岩村田法華堂

一三貫三百文

日向右近抱

五百文

右別而略稱羅、依令泰公、不見。

天正十七年十月廿四日

信州岩村田之町人中沢善三郎商賈として若松へ廻下候、下略、

慶四

三月

若松御陳書中
直江○○

按、慶長五年之役の前、直江山城中山道往来の折からあたへたる書なる
へし、

定

小宮山之内

一拾六貫文

岩村田之内屋敷

一五貫文

上小井之内

一五貫文

合廿六貫文之所何某分

春日手
○○山小屋以来、別而忠信其上拵身金、致奉公跡之儀候間○○○○○

庚午

不見

二年三月
八条院御領

出東鑑

平氏末寺

凡天文以来小知之人、如此、其余載るにいとまあるず、

昔小助といふ百姓、黒岩の内より刀と瓦とを掘出せり、瓦に武田慶の
紋ありと、武田家の陣城にも用たるへし、按、文禄四年慶ス、

一文禄四年六月廿一日、本郡川東五十三村、わかつて八組、高倉万六千百
八十三貫余とす、里魁十四人を定、

岩村田 与良二人 平原 耳取 根井 田口 小海 入沢 小沢

内山 新子田 沢掛 なし沢

按、軍記注・兼倉の代の永貢地を載て云、拾貫文五十四石にあた
れりと、東謙先生制度通に、上方にも永貢の事詳ならず、百貫地
武百石大やう達すとするされたり、此辺古老の談にハ、古高とい
ふもの、百貫地百六七拾石にあたるといふ、古高とハ、寛永以上
の高なるへし、

四庫全書卷之四 草稿 吉沢清右衛門編（貢三四五～三六一）

信濃国佐久郡大井郷年表略

大井庄

幕府多王城

雜記云、一条院六十六代正暦四年三月村上天皇六十二代の皇子宮道して移り
まします、世にわうやうといふ、見于三番

大井庄

幕府多王城

治承四年義仲義兵を挙ぐ、中三兼達、義仲を根井に附託ス、時に根井

○守護

平氏末寺

木曾左馬頭源義仲

治承四年義仲義兵を挙ぐ、中三兼達、義仲を根井に附託ス、時に根井
勇名あり、根井ハ浪野氏、浪野・根津・望月・小諸も一統也、浪野大
仲越後の國府にありし時、ある人類朝に讒言す、於是頼朝發兵して征
せんとす、今井四郎軍議して、戸部大井に策てこれをふせがんと、云

按、大井と根井ハ接地、疑ハ根井行親庄司たるか、
加々美信濃守源遠光

○守護 文治元年八月任信濃守、

後鳥羽院八十一代文治二年鎌倉侍軍右大将源頼朝六十六箇国守追捕使井地

頭職に補せらる、

八条院御領大井庄

城、八条院拾芥抄云、百練抄曰、二条院暫々為皇居及美福門院、

○地頭 小笠原信濃守源長清

按、東鑑文治四年戊申六月四日の記録に、信濃國大井庄之事、自京都御返報到着して、いへゆる八条院御領ハ、信濃國大井庄、越後国太面庄下總國下河辺庄、常陸國田中下村莊、志太庄、此旨早可被仰含云云。

文治五年寅七月十六日記云、

信濃國大井庄乃貢之事、於今年者十一月中可究信京都云云、

甲斐源氏略系 新編纂圖

○透光 (仕事傳) 第一卷第十四章

清和帝第六貞純親王の御子経基王はしめて源氏の姓を賜る、其子満仲に相づゝきて、頼信・頼義・頼守府將軍たり、頼義の五男新羅三郎、從五位上刑部大丞甲斐守に任叙あり、甲源の大祖是也、義光の二男刑部三郎義清、甲斐市川庄に住す故武田冠者とも申、義清の子逸見清光(黒澤七人)に十一子あり、武田太郎信義、逸見太郎光長、加々美遠光、安田義定、平井四郎清隆、河内五郎長義、光義、曾根守篤、奈胡藏人、浅利

与一、八代与一等也、加々美遠光、甲斐の加々美に居住す、治承四年、

平家追討の宣旨を蒙り、元暦年中戦功多し、文治元年信濃守に任せらる、元仁元年甲申四月十九日卒す、八十八歳支流尊んで、遠光大明神と祭れり、

光長 秋山太郎

官名(主大守 小笠原信濃守 二郎 東宮御守上 海波三郎源氏事務官)

長清

伊豆 相模 甲斐 湘江源氏 五郎守(主司)

承安四十一年五月五日元服十三才足利義康加冠、甲斐西郡小笠原住、高倉院後鳥羽院兩朝に忠勇冠たり、高倉帝詔によつて、始小笠原と号す

日米秋山太郎と小笠原二郎と在京して、平知盛に属す、治承四十

十九日、父の病と称して鎌倉に帰す、公私悦不斜、戰功に隨て、勅

賞も他に異なりとぞ、按、東鑑、元暦二年正月、蒲輪領西國在陣之

折から、鎌倉殿御下文云、

甲斐の殿原の中にひいさわとのかよみ賛ことにいとおしく物申さ

せ給へし、かよみ太郎殿ハ二郎殿の兄にて御座候へとも、平家に

つき又木曾に付て心をふせんにつかいし人にて候へば、所知など

奉るへきにハ及ぬ人にて候也、たゞ二郎殿をいとおしくして是を

はくよみ候へき也、

元暦二月二日

右兵衛佐源朝臣

又奥州の役軍功あり、次第に五ヶ国の管領司を経て、承久の役に甲斐・信義五万人を率て、宇治瀬田に於て戦功あり、後信濃・阿波二ヶ國の大守となる、

光行

南都三郎 信濃三郎

加々美守

光俊 載曾五經

大清上

145

文治四年七月錦巣に召す。同九月武衛一たひ見て甚心にかなへり、名を大式局と賜ふ。建久三年八月、千万君御介錯たり、同十二月若君御行始として、藤九郎盛長が甘葛の家に入御あり、大式局と阿波局と奉て、采地を譲ると云、建保元年和田義盛滅^シす。此時奥州由利郡を式局に給ふ。

行意 女 行信 行正 長文

大井庄主嘉邹田館

大井太郎源朝光

ノ法、将軍実朝公これにおもむき結ふ、朝光鳳從之云云、承久元年七月頃經將軍に謁す、同三年上皇倅倉を減給ふ御企あり、關左の諸士に曉宣あり、三浦義胤ひとり応せず、北条義時に告く、義時大に驚き、群士を招て軍議を問ふ、大江広元曰、鳥合の兵恃にたらす、速に兵を進むにしかずと、軍議一決して、承久三年五月、時房・泰時十万余騎を率て、東海道よりうつて登る、武田信光父子八人、小笠原長清父子七人承久記、甲斐信義五万人を率て、中仙道より登る、六月十三日宇治川に於いて合戦あり、同十四日官軍やふれて、泰時洛に入、此合戦に、信濃の土軍功多し、大井太郎も首級を得らる、見音記、抑、小笠原長清へ、鎌倉方無二の人がりけれど、信濃、阿波二ヶ国の太守となりて、息子に領采地、各庄園に付られたり、朝光も大井に入部あり、いくほとなく承保元年三月十九日、於岩村田館坐せらる、時武治八歳、一子あり、女あり、イニヨニ寺記云、法名松山榮公大輝定門、

The diagram illustrates the hierarchical structure of the four main schools of Shinto:

- Shingon**: Represented by a square box containing "光明" (Kōmyō) at the top and "大乘" (Daishō) at the bottom.
- Tendai**: Represented by a square box containing "地藏" (Jizō) at the top and "大乘" (Daishō) at the bottom.
- Shingon**: Represented by a square box containing "觀音" (Kannon) at the top and "大乘" (Daishō) at the bottom.
- Kobo**: Represented by a square box containing "藥師" (Yaku-shi) at the top and "大乘" (Daishō) at the bottom.

Below these four main schools, smaller boxes represent specific branches or sub-schools:

- Shingon**: Contains "行光" (Kōkō) on the left and "大乘" (Daishō) on the right.
- Tendai**: Contains "惠之" (Ei-ji) on the left and "大乘" (Daishō) on the right.
- Shingon**: Contains "淨時" (Jōjī) on the left and "大乘" (Daishō) on the right.
- Kobo**: Contains "濟隆" (Jirōng) on the left and "大乘" (Daishō) on the right.

At the very bottom, a horizontal line connects the labels "朝行" (Chōkō), "大乘" (Daishō), and "大乘" (Daishō).

大井庄総領

大井又太郎源光長

光長ハ朝光の子也、父世を棄す、老臣孤託を守、公私をたすけて先業を保育す、始名又太郎、難て大井太郎と号す、頼経公・頼嗣公・宗尊親王三代に仕ふ、光長に七男あり、嫡大井彦太郎時光、大室と号す、武勇絶倫と称す、大井勢二郎光泰民第に住す、三郎行光大井惣領の家督とす、四男又三郎行氏耳取に住居せり、森山又四郎宗光、平原六郎光盛、次を僧光信といへり、各采地に住して、其後高木郡に普し、本氏を唱ふるもの、こゝに繼承せざるハなし。

慶仁元年、頼経公上洛に供奉たり、寛元三年正月、將軍御弓始に候す、同年御弓始一番に撰せらる。

建長元年三月、關院の内裏炎上に及ぶ、同一年諸士に仰て造らしむ、油小路西土平門の燒地光長率之修造せらる事見東鑑、○○○○九月十日卒去、法名万年在公。

按、光良卒年未詳、一二建治元年、一二康元等の雜記あり、共に信しかたし、新善光寺の鑑ニ勤曰、弘安二年大禮那須朝臣光長云々、これによつてこれをみれば、光長卒歳、弘安己卯の後にあつて事明也。

大井庄総領

大井三郎源行光

行光ハ光長の三男也、大井総領を繼て岩村田の館に住す、行光五男あり、嫡三郎太郎朝行家督を継ぐ、二男三郎次郎時、比田井次郎と号、次男三郎光宗、次五郎宗行次を宰相公と云、各采地に居住す、父光良卒去の後、大井惣領を争ふ事あり、鎌倉の訴論に及ぶ、舍弟森山又四郎宗光、行光の代官を殺害の罪にからず、佐渡島に配流せらる、此頃伴野出羽守高し、足利将軍に仕て功ありとぞ。

大井庄総領

大井甲斐守源光榮

岩村田大永年中の先記云、建武二年十月大井城兵火、大平記と月日少異也、云々、九月九日法名據山金平公、一記云、大井
政則法名據山

大井太郎源朝行

大井太郎源朝行

に、一統ます／＼繁栄せり、

○○○○○○九月十七日卒、法名月山光公乎、一記云、正和二年卒、

大岩院信翁故大権定門と、號ハ院号後世に出たるか、

○○○○○九月九日卒す、法名潤叟觀公或ハ良光とも云、

大井庄

大井治部少輔光矩

大塔軍記

光景男盛人次郎と云、

応永七年、大井治部少輔光矩とあり、大井治部少輔光房

大塔軍記

光景男盛人次郎と云、

大井城主

大井總司守源持光

初名三郎、持子領イニ扶光又氏光、

一云、領六万貫所謂久上四萬貫上

武州三ヶ所、上州縁郡四ヶ村、上州板鼻・五甘・原・横川・坂本・手代
塙・小泉ノ郡五郷、○○○○○其余不見、天正二年渡辺某記、

京都參勤千騎、在國六千騎、

一族衆 岩尾・長久保・矢島・安原・清河・内山・平賀・今井・根井・

耳取・兩小諸・和田、天正舞記

旗本衆、吉沢長徳軒入道・松崎淡路・左藤対馬・船岡隼人・依田右京亮、

近江不見草、寛正記

芦田・阿江木・依田衆・志賀筑前・長尾安芸・平尾・柏山・平原・

板鼻・後閑・武石・百武、

持光ハ、古河公方足利左馬頭成氏公の外戚也、先君長春院從三位佐野御番傳持成氏公

おはく他に異なりしか、文安二年忠誠天下にあらへれたり、はしめ応永三十二年乙巳九月、常陸国小栗係五郎満重の首を得たり、於是軍功第一とす、

抑、東北の國々大乱の靈験を辱るに、応永廿三年、鎌倉執事上杉氏憲入

道押秀謀反して、管領持氏を退て、其弟持仲を関東のあるしとし、其子上杉憲朝を管領とす、是より権秀成爲関東に據ふといへども、同廿四年京兵來て、再持氏公倅舎に遷す、持仲・権秀誅に伏す、此時上野・信濃にハ、吉野の宮方ひまをうかふ故に、おたやかななる事なし、応永三十年正長と改元す、正長二年承享と改元す、同四年九月大地震、同五年八月大なる彗星出現せり、同八年信州守護小笠原政康と、村上右太夫

頼清と確執す、是ハ管領対將軍家反逆の企あり、故に小笠原を倒さんとして如此、上杉憲宋誅之、持氏きかず、かへつてこれを殺さんとす、應実上州平井に之かる、同九年ふたゝゝ里見・田中・一色・桃井・千葉・小山・結城・長沼等、三万人長途を馳て藤岡に陣とる、上杉伏兵を以て敗之、然といへども難をおそれて、京都に付て援兵を乞ふ、將軍義教公大に驚給ひ、上杉権秀か子教朝・持房に御教書を賜て、今川・武田・小笠原・赤松をはじめとして五万余騎、東海道より薦下る、教朝北国勢七千余騎、平井の應実と軍勢を合て貢寄る、持氏戦ひせまりて、薦髮して應実に降るといへとも、其罪過れかたく、終に縫食於永安寺父子自殺せらる、其二子春王丸・安王丸、通て日光山に歸す、子時永享十一年既、同十二年三月、春王丸星あらへる、同十二年結城満朝、其子氏朝・久朝・持氏の二子

を迎て、古河・開宿・結城の三城に攝電、於是武田・小笠原・今川・村上・上杉・京兵合て十万騎、結城氏を貰む、寄手毎度利を失ふ、翌年嘉吉元年四月、城中火をあやまりて落城に及ぶ、是を結城合戦と云、今年五月、於京都得軍義教公・赤松満祐のために殺せらる、於是都の騒動やむ時なし、先年承亨十年足利持氏自殺の時、季子永寿王丸等、大井三郎持光慶抱して、信州大井に通れる、大井の山寺に深く隠れせり、大井持光、長尾賢昌と心を合せ、京師に訴訟の時をうかふ、此時京都守

軍家事多し、文安二年、大井三郎上京して、三老四戰に此事を歎き訴ふ。將軍家も又御遺枝たるを以て、先科をなめられ、鎌倉遷住の事をゆる。御教書（後子年記）を賜る、大井三郎、多年の愁眉を一時にひらき、昼夜五日之間に信州大井に下向して、羽歛を関東に馳しかは、不日に關八州越後、信濃の諸上駒來て、鎌倉に迎ふ。永寿王丸千時十五歳、管領左兵衛佐足利成氏公是なり、鎌倉御所と称す。後にハ古河の公方と申御方也。かゝりしかば越前守鎌倉に威重せらる、或は屋形と称す。御連枝に列す。於是四國大井領に屬し、鄉主大井に勤仕す。近国諸侯も來て城主に興をとる、故大井盛大なり。以下小野、法名教堂孝公、年月を闇く、則此人なるへし。

大井城主

大井三郎持之（後子年記）

管領成氏公鎌倉に還て、其威東北にかゝやく、然に成氏父のあだを報せん事を計る。上杉を誅せんとして事ならず、関東又乱る。享徳三年成氏絶に戦まで古河に走る。是より其威おとろふ。康正・長保・貞正・文正・応仁に至り、四分五裂いよ／＼乱る。管領の職ひみな利あらず、威權大に衰ふ。此時大井孤城となる。応仁元年不見村上氏（後子年記）、老万騎を引卒し、大井を賣む。城主大井原に賣ひ敗れて甲州に走る。

大井城主

大井美作守光熙

美作守或ハ大譲太夫信貞（後子年記）也

一記云、信貞甲源の氏族にして、左衛門尉信正の子なり。文明三年、城主甲州より入部と云。今年成氏戦ひ破れて解州に走る。同十八年終に没落し給ひけり。応仁元年、山名、細川争權（後子年記）、諸侯の勢京に集り騒動す。是より都鄙のみたれとなりて、諸侯貢を奉らす。國司下り給へす。國府

衰頼に及へり、文明五年、細川勝元山名宗全死して、諸侯軍兵長散す。諸侯分國に下りてより掠略度なし。日本一例敵國となる。凡康正より廿余年、洛中の兵革によりて、本朝の旧記諸家の文書既亡紛失あげてかそふへからすと云。

美作守に五男あり、酒大井源正忠良戸邑を繼ぐ。文明三年岩尾に城を築く。二男大井宮内祐貞家根井に住す。三男民部正信直。四男大井伊賀守、両小諸采知也。継き四男ハ、大室の跡目とすといふ。

五男大井和守信弘、武石に住す。文明九年の戰ひ、三月相木右衛門尉討る。其後文明十六年甲辰春、村上佐久郡に亂入し、老万二千の軍兵を以て大井の城を賣かこむ。二月廿七日未刻寄手四方に火をはなつ、折ふし猛風吹わたりて城廓にうつる。煙ハ竜を巻か如く、並木の梢ハ雲を拂く薪となりて、神社仏閣數千の民屋、一時の灰燼となる。城主大井長門守防戰の術尽て、終に降参に及ぶ云云。一記云、（後子年記）承久年中、大井の祖爰に居住より以來凡て百六十余年、城沉没して不起。

大井領

（後子年記）

明応二年丑（後子年記）、長久保氏擴子を以て大井氏名跡とす。又云、同五年辰六月

大井家を取立る。依田氏謙方より立といへり。時に惣領之人二人と大井山莊（後子年記）、大井刑部太輔貞隆

云云、疑らくハ此人乎。

郡主

村上顯因

村上氏ハ応永の比より起て、寛正・応仁の間ます／＼盛也。始河中島より萬尾に移て住、河中島四郡を取る。下越後の内及び出羽の内を取る。源氏野氏を倒して上田を取、大井略々、松津・滝野・長蔵・望月・芦田次第に降參す。領凡四拾五万石余と云。

延徳元年六月五日、甲斐の武田勢佐久郡に乱入とまつ。

岩尾城を貢討、近郷を乱放し、進んで倉見の城を賣寄る、大井伊賀守、

伴野、米持力を合て振ひ戦ひて、甲州勢を追払ふ、此時芦田主殿討伐也、
死亡尤多し、武田勢千曲川倉瀬を渡りて去ル、落合慈寿寺を焼き、洪鑑
を取て帰る、其後乱入度なし、岩村田を取、岩尾を取る、田中、裏の如く
にわかれて、開譯やむ時なし、郷士櫛山帶水陣城を築く、天変地妖かハ
る／＼あらへれ、天下崩縕す。

大井領

大井大学助貞友嫡子、長篠合戦討死云、

加賀例有御祈念執教御越候、自出度御取繼申候、当郡長久之御精誠奉
過計候、下略、

三月八日
謹上蓮花定院

大井左衛門督貞清（花押）

高

通引考

平尾右近侍監守房
大井右京進光義

-50-

村上久嘉縣將

平賀左京太輔成頼

成頼入道玄信、平賀城主也、近国にて大剛の勇名有リ、世に七十人力と

いへり、永正十六年、両郡の士を率引し、甲州に乱入しにら崎に戰ふ、
其後大永・享禄・天文の間、たかいに出張して乱取す、左京太夫信成、
佐久郡に乱入し、白田・伴野等を討伐、岩村田に入、此辺争ひのちまた
となる、岩村田の律宗を焼き、寺僧六十人一腹の糧となす、天文五年
十二月、平賀入道終に戰死、善後城被燒、一云平賀三十六

記云、天文三年端午、白田城主小野派式部、白田國義を賣取、同五年
八、長篠左衛門貞隆同人なるへし、末詳、高野山藏書大井刑部太補貞隆とある

高野山上之事、信州大井知行分、俗共ニ一心院蓮華定院可為宿

坊、但於津金寺衆徒中者、從前々相定所候、可被除之候、為後証

一筆進候、

大永三年三月十一日 貞隆（花押）

右ハ高野山藏書也、又本郡松原社神宝に、源貞隆とて大永年中の人あり、
大井庄小海の辺ハ大井領にして、大井刑部知行せられたるなるへし、

一大井式部大輔信舜、

大井右京助信子、大井源八郎昌業、

大井小兵衛満安或、伊賀守之、大井甘介萬幸、

右水保年中武田家へ連署起請文ニ見タリ、又天正中、大井竹葉齋正棟武
石知行ス、按、大井大和守信広ノ男其外戦國散在之諸家、紛々として詳

ならず、

高

通引考

平尾右近侍監守房

大井右京進光義

高

通引考

大井右京進光義

大井次郎信景

大井兵部少輔隆世

高野山ニ藏書あり、

大井次郎信景

高野山ニ藏書あり、

大井氏之一翼、大井氏家跡とす、

記云、長篠氏、依田氏大井氏家跡とす、
按、大永・天文に至て尚然、末詳、高野山藏書大井刑部太補貞隆とある

記云、天文三年端午、白田城主小野派式部、白田國義を賣取、同五年
八、長篠左衛門貞隆同人なるへし、末詳、高野山藏書大井刑部太補貞隆とある

高野山上之事、信州大井知行分、俗共ニ一心院蓮華定院可為宿

武田領

100

卷一百一十五

武田家

大井原八郎藏此

高 高 高

1

天文五年十二月、信虎・岩村田・平賀を巻ほくすと、甲斐云、六年諸角
之後、平賀をたやすといへり、八年九年、小田井・岩村田の間、せり合

あり、伝云、芦田一番に武田に降ル、海尻・相木も武田に降、天文十一年、

岩村田源太といふもの武田家に仕ふ、同十月、長姫薨さる、此比岩村
田の娘女給やどのかみなるものあり村上を風す、既に武田に属したる事

しられたり、同十二年冬、佐久郡落城九ツ、同十三年、晴信小諸の城に

入給事

一説云、天文八年武田晴信の弓矢廬になり、平羽口のより廻々手に入
海口・海尻・相木・井野・日田・内山・志賀より小諸五ヶ郡、坂井等

部小諸の城に住し、村上義清と取合をはしむと云々、武田三代記云、真田弾正岩尾の城に有、畠富兵部内村の城に入、小諸と三城にて、戸石ノ城と茶寮寺を押ふ、大永以来、岩村田の辺毎度戦場となりて、血戰杵タケツをたゞよふばかり也。

天正十年、武田勝頼もひて除之し、同六月織田・小笠原・吉川
となる。六月十八日、芦田常陸守信蕃、小諸の城に入居し、小田原の先
手大通寺駿河守、大軍を引率して小田井の砦二入、真田安房守ハ、三月沼
田にありしが、武田亡て後、七月北条乱に入したかつて岩村田の砦に入

る。

岩城

見上田軍記

戸は、春日島に入北条氏佑・久村に第河半島にセリ合又年半に畠入す、三河得川家と戦て利あらず、十月和睦して去る、北条に属したる城々あり、小諸に大道寺駿河、岩尾に大井弾正、前山伴野刑部、田ノ口に相木能登、望月城北条源五、高麗城志賀与左衛門、内山城・耳取城・平尾城、所々椎籠で三河勢を拒む、近郷の土集りて、岩村田に四ヶ処の砦をかまへ、御下知にしたかへす、其人々

卷之三

平原乃遼金朝

卷之三

森山兵部助成繁

卷六

志賀与古御門

日武田家に仕へ

往日武田家に仕へし信州先方芦田下野守の嫡子芦田常陸介信蕃ハ、徳河家の命を蒙り、佐久郡を引付けんと、先真田に説いて北条氏の糧道をたち

春日穴小屋に有て北条をなします。十月有頃調て北条開東に去、十月廿八日望月を賣、耳取の城を賣む田口正則が説く。既進んで小諸の城を賣むる。天正十年十月廿七日夜、前山の城を襲ふ、伴野氏没落也、十一月二日、

川を越て、塙名田よりあがり、直に岩村田に立かゝる、「一揆強して寄手利を失ふ、信蕃は自身踏とゞまりて倒く所に、一揆後より崩れたつ。是へ郷士某等うら切によつて也。信蕃大に返して破之。首を得る事三百余

級、一揆退散して一挙に定る。

湘行散記

天正十年十二月四日

依田甘助

其後一はんに平尾降參す、芦田平尾の城に伴野小集人をおく、高櫻はけ

諸城 持村田 草下 稔守康國
天正十一年四月、依田竹福丸時十四父の戦功によりて小諸城を賜り、元服して御譲の字を賜、修理太夫に成、其比佐久郡一揆にまた静ならず。岩村田に砦を築て備ふと云。

耳取・平原・森山・柏木・内山・次第に降参す、相木能登守もたまり得

曾根新城。深山内奸頭去政策之、志政八島左近家守、一男諱助五郎左衛門忠義。萬治元年中上陸同野坂移。青原所城亦遷至田在郡守源氏主。

田口の城を開く十二月於甲府ニ神宮御奉詞名本管安井高行

芦田小説集五万石十叶云、
を題し、天正十二年上田城主真田信之が、
芦

り、閏正月、於御分國正月を祝す事あり、二月岩尾・小諸兩城を貢んと

て小諸を守る。天正十八年春、小田原より相木・伴野来て、佐久郡の士

宜興縣田中石頭山十二日
宿周村有黃石屋舍之說

方曰：兒童宜早教，應開其門戶，才可不拘于家學。

ひをたすく、既に午未の刻に至て城を堅し、城兵浅沼鉄炮の火を誤て、

田、四手を以松井田を賣、進んで宮崎根子屋に至る。然るに降参士長根

第三回 平風平三
平風平三の死

といふもの堅田有説、附答大村監督をして、書を負者多し。余兄弟等正其機

神津・依田・柏山・根ノ井・清水・青木・岡村等を先として、死を一途

新六郎修理太夫に成ル、此辺の人したひ行もの多し、

新定改丁上セ志願久所待
芦田右衛門佐信著
合來源ノ良信幸
乃ノガ

同じ枕に打倒さる、舍弟善九郎信春二人をたすけて兵を引上也、於是敵

天正十八年十月小諸城を襲る、今年七月小田原北条氏降参平均也、於是

あけみたれで四方散す
芦田兄弟共復卒す 其後軍監柴田氏
城主行

徳河家閥ハ州を領し給ふ 佐久・小県・木曾大坂越入となる

三月五日開城で去ル、此時小諸城に大道寺もこらへかねて、頃て上州へ

藤間八平氏、山名八田氏、下越多高政万石保科氏、老万石下越足利八

卷之三

上田城六万石真田家 小諸五万石仙石家

小諸五万石仙石家

河中島四郡上杉旧領 伊奈郡毛利河内守
 松本十万石石河出雲守 謂方郡日根野織部正
 大曾代官石河掃部介

文保元年朝鮮陣、小諸城軍役千人出る、同二年諸城を掃く、
 慶長三年戊戌八月十八日、豊臣家典給ふ、同五年関東御合戦あり、八月
 六日、秀忠賜信州御発駕、三万八千七百人云々、信州案内として、芦田組
 ノ士本田佐渡守備に加ルと云々、浅野弾正岩村田に陣せらる、

御当家

信濃高四拾万八千三百五拾八石
 按天文廿二年改之諸口帳諸取、
 高木光貞、上野晴崎云云

上田城六万石 真田伊豆守信幸
 小諸城五万石 仙石越前守秀久
 松本城八万石 石河玄蕃康昌
 同 二万石 石河肥後守頼明
 高遠城三万石 保科彌正忠正直
 高島城二万七 賢方因幡守賴水
 飯田城五万石 小笠原兵部少輔秀政
 河中島四郡 元和八年壬戌九月、小諸御加恩、于時五万石也、元和九年芦田家士忠長
 木曾五千七百石 諸に付らる、寛永元年除小諸城、

阿島三千石 細川久友忠政
 山吹千四百石 知久内蔵助

山吹千四百石 車光寺勘左衛門
 伊豆木千石 小笠原朝貞長巨

小諸城三万石丹波守
 青山因幡守宗安

慶安元年子閏正月十九日、二万石御増小諸城主被仰付、寛文二年三月

諏方上下、社百石 戸隠山石 菩提等千石
 慶長七年中山道駁々制札賜ふ、同八年帝里塚を筑く、慶長十五年庚戌佐
 久郡高改穢入、慶長十八年五月卒死、法名道機、

小諸城五万石 仙石兵部太輔忠政
 慶長十八年七月御札、則道樹の嫡男也、忠政の嫡政俊二男采女といへり、
 後矢沢と云、女子ハ桑山近作一玄に嫁す、

慶長十九年冬、大阪發あり、佐久郡郷士拾八人召出さるゝ、翌年夏御陣
 拾人召出さるゝ所也、改元あり、元和元年五月、於大阪首級を得らる、
 元和八年上田六万石歸て參る、

小諸城諸石目持 説河大納言忠長傳
 寛永元年甲子、美濃大垣より移給ふ、姓久松藤原氏なり、久松甲斐守忠
 良次男幼名五郎、叙從五位下

寛永四年駿河忠長卿へ、甲斐及佐久の郡の内を添へて六十万石賜ふ、同
 六年己巳佐久都編入、奉行村上三右衛門、駿河衆より平岡甚右衛門等也、

廿九日、大坂御城代被仰襲、

小諸三万石持田村田
凡十七年

初名万千代、寶文二年子六月四日、伊勢守改て小諸城を聽る、佐久五十
五村也、延宝七年九月、駿州田中城を聽、

小諸城二万五千石持田村田
凡三年

西尾隱岐守忠成

延宝七年末九月六日、田中城より移る、天和二年壬戌三月廿二日、小諸
城より遠州横須賀へ替る、

按、天正十一年属小諸領、至此凡九十九年也、

御領持田村田

天羽七右衛門

天和二年より元禄五年に至る、凡十ヶ年

御領持田村田

太田作之進

元禄二日八月平賀碑屋

元禄五年申より凡七年也、
持田村田

御領持田村田

高野太兵衛

岩村田領也万六千石

内藤家

元禄十六年癸未八月より其賜所ハ、

岩村田 赤 岩 長土呂 猪 座

三河田

中 路

上平尾

香 取

横 和

安 原

上平尾

鐵治屋

平 賀

原 邑

橫 和

跡 部

上平尾

大 津

橫 和

湯 原

平 賀

上 煙 村

橫 和

宿 岩

平 賀

下 小 田 切

橫 和

耳 取

平 賀

同 新 田

橫 和

白 田

平 賀

宝永元年申

月 日

大坂御城御定番被仰付、仍之賜攝州者万石、於信州

六 千 石

橫 和

岩 村

橫 和

小 田 井

橫 和

長 土 呂

橫 和

再 賦 老 万 六 千 石

橫 和

岩 村

橫 和

上 平 尾

橫 和

小 田 井

橫 和

赤 岩

橫 和

上 平 尾

橫 和

中 久 保

橫 和

小 田 井

橫 和

下 中 迫

橫 和

中 小 田 切

橫 和

三 河 田

橫 和

野 沢

橫 和

矢 島

橫 和

上 丸 子

橫 和

中 居

橫 和

御 岳 堂

橫 和

北 川

橫 和

長 土 呂

橫 和

中 丸 子

橫 和

市 村

橫 和

上 塚 原

橫 和

飯 沼

橫 和

拿 保 八 年 卯 四 月 御 入 部

内 藤 家

解題

【四郷譜載】吉沢好謙著

本書は佐久郡の人吉沢好謙の著わすところで、信濃国大井郷、今の佐久市岩村田及びその近辺の盛衰の事を敍し、併せて佐久郡の沿革及び地誌を、古文献及び古文書を例証として詳記している。全七巻から成り、第一・第二・第三巻は岩村田を中心に佐久地方の地誌を記し、第四巻には大井郷の沿革を領主年表を中心にして記し、更に戦国時代以後の歴代の小諸城主及び岩村田領主について記し、第六巻には仏寺の伝略記、第七巻に諸寺の廢跡を記しているが、第五巻の神祠の部は未考闇巻である。

吉沢好謙は本兼雷既取の信濃地名考及び信陽雑志の著者で、同人の事蹟についてはその各所で略記したので省略するが、本書の成立は、文中に享保八年の記事を似つて終つてゐるので、その頃稿を終つたものと考えられ、元文元年凡例十三項を記しているので、この時一応完成したようである。

本書の統編ともいべきものに統譜載がある。その内容は方言を蒐集したものであつて、成立年次については明記はないが、四郷譜載と余り年次を隔てないかと思われる。恐らく方言集としては、例のない古いもので、甚だ貴重である。湖沢竜吉氏蔵の原本により収載した。

「新編信濃史料叢書」第四卷「信陽雜誌」

信陽雜記 卷之十四

吉氏好謙補（貞三四）

人皇第六条院 仁安三
仁安元年、平清盛任内大臣、

同二年丁亥、清盛任大政大臣、同三年十一月十一日、依重病出家、入道法

七十七後白河院 保元三

人皇第八条院 新院御方村上判官代基國源為因子、

保元中、信濃守惟範者、少納言人道信西五男也、

平治元十二月九日、解官、

根井大弥太行親（慈野）慈野三郎、望月・三郎・源方平五・進藤式者・桑原

安藤次・安藤三・西田作木曾中太・弥中太・根津神平貞直（慈野）・輕妻

小次郎同太郎・船坂四郎・

平治元年十一月廿七日、屬左馬頭義朝、

片桐小八郎太夫景重・木曾中太・弥中太・常盤井博弘戸次郎、

人皇第十二条院 平治元年十一月廿七日、義朝・義重・義定

平治元年己卯十二月、源重成為信義守、

同十二月廿二日、信西子僧超憲還流于慈乃園、

桑原安藤次・木曾中太・弥中太・根井大弥太・赤津甚平・船坂四郎・風間小次郎等義朝、

同十二月、左馬頭義朝東園落行、平士追之急、於三条川原、平賀義信一騎

返合拒之、世綱美高名云、平賀京者盛義、先生西御部義信者

永曆元年庚辰、平清盛正三位拜參謀、

永曆元年辛巳、清盛右衛門督檢並遣使別當權中納言任、

永曆元年乙酉、清盛權大納言任、

長寛二年二月廿三日、笠原平五精直心了坊逆心、二条田僧房逐電云、

人皇第八条院 嘉元一、承安四
人皇第八条院 嘉元一、承安四治承四年三月、源義經三条橋次末春奥州下向、兵庫安政今二橋次
治承三年三月、武者所安藤石京、右馬太夫義任、文覚院中勅准賜籍依事也、

治承三年十一月十五日、清盛奉恨朝家、大臣以下四十二人皆隸止、其内按

案使大納言賓賀卿信濃國奥郡配流、後帰京、義和二年三月廿日出家、号

丹翌、位者義和、正三佐權大防貴、女三右馬太夫義任治承三年乙亥三月廿四日、善光寺炎燒、○日記、治承三年

同八月、前左大將平重盛薨、

治承四年庚子二月、帝讓位於東宮、太子時三歲、雖非失德清盛計行焉、

人皇第十一安德天皇 義和一、壽永二、

治承四年四月、源賴政謀反、

同四月十日、節度使十郎藏人行家、至当國、奉宮令旨、伝説岡田冠者觀義、

一云因同太郎重義、平賀京者盛義、同太郎義信、大内右衛門尉惟義、木曾冠者義仲等之類氏、

同五月、宮逃高倉宮、入三井寺、復得入南都、平家軍追來、戰宇治川、宮

軍敗散、頼政自殺、宮中流矢斃、○同廿五日、源義和任人曰平家石原光、並源平

五六、清盛還京於攝州福原、

同八月、源賴朝帥軍相州石橋山、

茲年義仲起兵於木曾田中主處之、

同九月七日，笠原平五郎直充發兵，為討木曾，一云某日村山七郎義直、栗田別當範見

等○某田別當範見逃之、戰于市原，木曾出援兵，敗數陣，笠原奔于越後、

木曾義仲乃先生義賢之二男也、久寿二年八月，父義賢於武藏國大倉郡、

為鎌倉源太義平被討，義仲時二歲，幼九、與乳母夫中三兼遠嫁之，遁于

信濃保育之，稍長有得略，号木曾冠者、治承四年起義兵，拔於北陸道故

城，遂退於平家西海，世稱朝日將軍、

同九月八日，為使第北条時政進免于甲州、同十日，武田信義、一条忠頼率

兵責於大田切城、伊吾郡域主音冠者戰屈滅亡、

同時，源賴朝平氏追討為折顯，寄於源方上下社領、

上源方社領 平出 宮所

下源方社領 龍市 岡仁谷

治承四年十月，義仲父義賢由領入于上野多古庄，国人不肖，十二月廿四日，

避上州敏于信濃，住宮越船、

多湖郡佐藤岡坤、先生義賢武藏國住人族父次郎太夫重澄為養子，多古

庄為旧領云云、

同十月，源平陣于駿州畠土河，平軍不敵而敗績，時源九郎義經自泉州來、

於黃瀬川謁願朝、

同十二月，諸國諸神奉增一階、

壽永元年辛丑正月、治承五年七月十四日改元

養和元年正月、高倉院崩、

同正月、中原権頭兼道為義仲、以兄諸文平家

（後名）天下走騎、日來有所懼、身熱如火、世

按、義和元年壽永元年諸書說不同、平家物語軍間田、岡田、爾來佐久、

以為燒東大・興福之現報、百般

壽永元年壬寅、治承五年五月廿一

三月、新宮十郎行家帥嗣、與平家戰于尾墨侯川、行家敗還健倉、

伝云、賴朝殺之、行家終寄身於義仲、再寄義經云云、

「或記曰、七月朔日乙亥、欲追討信濃國、六月十三日丙日雖入、國中

敢無相防之者、殆多諸降之輩、於僅引築城等者、可無煩以攻落、仍各成

勝之志、猶欲襲攻散在之城等之間、信濃源氏比等、分三手、一手木曾党、

一手佐古党、一手申斐國武田等、俄作事變之間、殺檢船之旅軍等、不

及射一矢、散敗敗亂了、大將軍助職兩三所被斬、脫甲胄奔弓箭、僅相率

三百余人、馬云逃去本國、残九千余人或被伐取落、自岐嶺能命、或山林

暗跡、凡無再可戰之力云云」

同五月三日、村山七郎源義直有戰功、鎮賜馬本知安等管乃村山一坡馬本知安等

云云、云云、井都村山朱音二ヶ村

壽永元年、平氏、使城四郎助長任越後守、擊義仲、平助卿抄曰、八月十五日、以

慶焉云、六月十四日、助長營守、擊義仲、平助卿任越後守、為海野郡關

平氏、再其弟使長茂任越後守、將越、與羽兵四万余人、○小字注云、對之、

是名海野、廣澤、軍于千曲川邊、義仲出依城、與長茂迎戰、其兵三千、

分軍七列、除持赤旗揭出、長茂望見赤符、以為信濃平士援我、故不備

矣、義仲相薄面揚白旗、長茂軍驅動大破潰、乘勝追殺越後、十月九日、

壽永元年六月橫田篠井合戰是也、東征有九月非乎、

壽永元年秋、根井濱野行親、樋口次郎、今井四郎等攻丸々、義仲兵威振於

北陸道、九月四日、木曾先陣根井戰前水津于平家從軍、

按、義和元年壽永元年諸書說不同、平家物語軍間田、岡田、爾來佐久、

小東兩郡出張之事、依田在城事宜為費和元年事跡、○小兒、合田合戰、坡、
壽永二年癸卯春、木曾義仲在越後府、

同三月、義仲與賴朝有隙、賴朝將征之、率兵至曰井坂、木曾遂知難其勢
之相敵、○源氏曰、其弟三千弟、源氏曰、其弟三千弟、源氏曰、其弟三千弟、
不得已而以其子義高、質于鎌倉、賴朝遂解其懲、與義仲和睦、以其女嫁
義高、居于鎌倉、

時兼平軍議曰、築草面大井坂可拒敵云云、按、戸部更科郎、大井佐久
郡、今岩村田地是也、

茲年、清水冠者義高、平家族十一歲、西野小太郎寺氏、義高為恩從之、望月三郎
重澄、源方三郎盛澄、藤沢二郎清親等赴鎌倉、

壽永二年癸卯五月十一日、祇浪山夜軍、

五月、小松三位中將惟盛、越前三位通盛、薩摩守忠敏、皇后宮亮基正、

宮房守清房、三河守知義等、將十萬騎陣志保山、加賀、滋賀、義仲率五万騎、
發越後到祇浪山、隔兵於山中凡五所、自登黑坂峯而立白旗焉、義仲撫頭
不出、遠噓伏兵均起、鼓譟而進、平家軍大驚亂、而人馬零落具利加羅谷、
當時平家死者七万人、諸將僅以身免、退加州岬越原、義仲乘勝進兵而
戰、平氏再敗軍而還京、

七月、義仲帥師入洛、平氏奉帝走西國、

八月、法皇責義仲、罷伊予國、任左馬頭、為征夷大將軍_{御印}、

平家初奉幼帝走西海、定皇居於大宰府、于時豐後人精方三郎維義、僕兵
攻平氏、同九月、平氏又奉先帝赴四國、阿波民部重能造內裏於讃州屋島
迎平家、同十月、平家遣兵於南海、山陽衝之、山南之十余州屬平家、義
仲聞之、使矢田義清、海野幸廣等、擊平家於備中國水島、平知盛、教盛

逆擊破之、義清、幸廣戰死、殘兵狼狽歸京、義仲怒、使行家及樞口兼光
讓京師、親督諸軍急治、時行家在洛甚不適、兼光便使告義仲、義仲聞之
恚兵於洛、行家大驚、從五百騎騎丹波路走播州、時平知盛重衝帥數万
騎臨臺山、行家擊平氏為邀罪於義仲、率五百騎守平氏戰室山、行家戰破

奔長野城、

冬十一月、義仲不從皇帝、刺乳皇使、上皇大怒徵兵、義仲聞之、欲發兵
犯皇居、兼平數說之、不聽、率兵西法住寺、發火焚諸堂、宮童失度遁散、
上皇漸脫幸五冬宮、義仲使諸卿首暴六條河原、憲軍、又削公卿四十九人
之爵位、從親政、京都為之大苦、樂洛民倦平氏之苛政、頤原氏之執制、
義仲亦入洛都下大嘆、時義仲暴虐平氏、於是洛中又大失望矣、

十一月、後鳥羽院

元祐、文治

治、傳九主百四十七君、鎌倉右大將賴朝公、

元祐元年辰春正月、賴朝為征義仲之逆威、使舍弟浦崎賴、九郎義經將六万
余騎上洛、箇領帥三万五千騎向瀨田、義經率二万五千騎擣宿治、義仲聞
之、使今井兼平派八百騎守瀨田、使仁科、高梨子等將五万騎守宇治、各
斷橋挑河、時正月廿日、山僧解河水大漲、高綱、景時躍馬直入河先渡、
重忠相扶涉東軍悉潰、義仲被兵而入洛、於是義經慮義仲之疾瘡洞宮、分
兵擊義仲、自与重忠、高綱、景時等、米守上皇、義仲初以為、我軍被挾
上皇赴四國、與平氏勁兵而敵賴朝矣、義經聞衛院洞、無奈何、僅七騎馳
出大津打出兵、兼平為範頃破勢多、殘卒五十騎遇義仲於栗津、君臣執手
且喜且泣、於是又敗散卒、來聚兵三百騎、義仲勝兵破一條次郎之六千騎、
出東西壓南北北當諸隊、義仲之兵死傷分散、所殘義仲、兼平二人而已、兼
平頻連自殺、義仲不得止向松林走、時寒風烈々田水凍冰、義仲騎馬於深

田無奈何、石田為久寇射之、東兵進得義仲之首、兼平拒戰良久、既聞義

仲死自殺矣、

壽永年中屬太曾義仲勇士

志田作三良先生義弘三百騎一匹二馬、長門木、八坂木、大系因、義家、或乞恩顧者伊勢伊勢

武、岡田冠者親義元、○軍事佐竹昌義五男弟、不見久難、他善第、岡田久義子、又同

岡田惟義、子長源利官代、義良、相討死、京古、根津甚平泰平太郎忠時之

根津二郎貞行、子、同三郎信貞、海野守平四郎季廣、又別入、水島敏光、海野小

太郎季氏、小室太郎光兼三千騎、○軍事之子、小室小太郎真光、又作員、望月二郎重隆、

望月三郎重隆、○望月太郎、大室根井大介太行親野根井小介太親直、二千、同二

郎行直、橋六郎忠定、之子、八島四郎行忠、平家發行黨、嘉祥作忠則、落

合五郎兼行、矢田判官代義清、○義清子、又作義榮、傳中國本島、越中守、同

上西院院主人桶口二郎中原兼光、今井四郎兼平、千、柄船女、○千騎、坂井義多、山吹

女、坂井義英、成云義仲弟、朱洋、河野兼保人道謙、太郎左衛門仲貞、太曾弟也、覺明

女中房貞、成云義仲弟、朱洋、河野兼保人道謙、太郎左衛門仲貞、太曾弟也、覺明

始為新田、通名士、老成人物、○木曾、河野、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、

高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、高倉、

守心房、指揮官、村上三郎判官代、法在、御方二何公、村上太郎信國、
樹之本、小笠掛行之、海野、望月命、射之、
壽永三年四月十六日甲子、改元為元暦元年、五月十九日、由井ヶ浜杜戸松
一、二月十八日、八島合戰、木曾中次、平家力、
元暦元年甲辰二月廿七日、村上太郎判官代基國五十騎、攻一谷、同時攝手山
手木戸口合戰、安田三郎義定手信乃住人埴科太郎為秀、會弟安孫二郎高
綱、攻一谷、
一二年二月十八日、八島合戰、木曾中次、平家力、
元暦元年甲辰二月廿七日、村上太郎判官代基國五十騎、攻一谷、同時攝手山
手木戸口合戰、安田三郎義定手信乃住人埴科太郎為秀、會弟安孫二郎高
綱、攻一谷、
同二月廿一日、尾澤太知宣應信乃國中野御牧、紀伊國田中・池田兩庄、自
先祖秀郷令伝領之云云。○高井部
同卅日、東条庄内狩田郷邊附旧主式部太夫繁雅云云。○接、高井部
同四月六日、依勅許、池大納言家領三十四ヶ所如元、此内信乃國調方社
被招博伊賀國六ヶ山云云。
同四月廿六日、於入間河原塚縣次親家^{志水冠者義高}、志水冠者義高、
同五月一日、命小山・宇都宮・比企・河越・春鳥・足立・吾妻・小林之輩
令下向信乃國、木曾志水冠者伴類搜求、
同六月廿三日、賜片桐於片切小太郎為安、
云云、片桐太郎公少八郎太夫景重平治亂時、為故左馬頭供之間、片
桐郷者為平家被取公、已廿余年四手、仍今日如元可領掌云、
同七月十日、高井郡井上領沒收、
時井上光盛於駿河國蒲原駅被誅、是依有同意于一条忠頼之聞也、

同九月十七日 巴女生朝比奈三郎

巴女者中三樞守兼遠女、長武芸、壽永元年橫田河原合戰敵討七騎、太

剛士村上五郎廣ル、爾來木曾七手組為一特、木曾亡後被捕、下獄貯、

和田肇盛為妻，今平次生一子三郎義秀是也。幾經承元年五郎，和田成

卷之三十一

元祐二年三月三日
諸國神奉授一體
記

文治元年乙巳三月、先帝崩于西海、春秋八歲、
○行家隱天王寺、其時三十餘年矣。

同五月，故木曾殿珠公字賜於美濃國遠山莊為一村，命冠小寧大郎光兼以下

○三十部四久·北條平六時定之稱也·長門本五指義

上原九郎・上原次郎・長門本五・信乃五人

八月十六日 加多見遼光任信

十月廿四日、南御堂^{昌宣}供養、村上左衛門尉頼時・春日三郎・村上右馬助

経業・小室太郎・勅使河原三郎○新使河原真道記隨兵、

司月、為征義登二品上祿、又有相與主人恩宗三郎京房云名、先祖源氏、當

卷之三

而有一個理由，照見那末一回在兌詞面門人等可相見云云。

文治二年丙午三月十二日
閩東御知行國令內貢末濟庄冬家可等注文被召下

之，可加催促給云云。○文治二年六月九日，天下政事處事，目錄到來之事，春

伊賀良庄行輔伊
洋野庄上四門良輔行輔伊

東方兩宮二十二上八參院

第三章 計算機的運算

同上
名僧傳
黑河內府司下社僧

接以上六今屬諱方部、不詳

江儀遠山莊見不
大河原龜塙見不

小吳鄉船井鄉不
等中村莊不

卷七十三 不

卷之三

按以上六今伊奈郡等

大吉祖庄	深少村原 庄主	洗馬庄	莊主王
安慶		麻績御厨	大神
大穴庄	今上縣大分御厨頭領	住吉庄	御厨頭領
四宮庄	今上縣大分御廚頭領	野原庄	御厨頭領
前見庄	花見村前八代傳家	仁科御厨	大神
以上今筑	安藝郡之地		
東条庄	御厨頭領	小谷庄	八幡
今風高井郡		石河庄	御厨頭領
善光寺	三井	布施御厨	不見
青浦寺	不見	高富御厨	不見
月林寺	天台	顯光寺	天台
寺來	荷葉	天台靈光寺等寺 御抄抄出。	
善光寺領	(山)古吉	九果庄	御厨頭領
以上八今風水內郡		小河庄	御厨頭領
東条庄	御厨頭領	弘瀬庄	御厨頭領
英多庄	保科御厨頭領	市村庄	御厨頭領
都原御厨	九多	小曾根庄	八朱免
都原御厨	九多	茅河庄	御厨頭領

倉科庄 九条城 同加納屋代村四
属埴科郡 小糸郡 浦野庄 口占 埼田庄 稲荷光
小泉庄 一失大精 常田庄 八条院
海野庄 桑原余田 納古家領 ○
以上小泉郡 佐久伴野庄 大井庄 佐久郡
以上佐久郡 千国庄 六条院 平野社領 今八幡名領也、
今千国在安曇郡、岡田八筑摩郡
左馬寮領 笠原御牧 宮所 平井豆 伊奈
岡屋 全美方郡 小野牧 南内
菱刀 墓原 北内 大塙牧
以上 大野牧
大室牧 常盤牧 高井野牧
笠原牧由来 同北条
以上高井郡
吉田牧 萩金井 新張牧
上二牧 大寺 下小寺
望月牧 塩河牧 菱野

倉科庄 九条城 同加納屋代村四
属埴科郡 小糸郡 浦野庄 口占 埼田庄 稲荷光
小泉庄 一失大精 常田庄 八条院
海野庄 桑原余田 纳古家領 ○
以上小泉郡 佐久伴野庄 大井庄 佐久郡
以上佐久郡 千国庄 六条院 平野社領 今八幡名領也、
今千国在安曇郡、岡田八筑摩郡
左馬寮領 笠原御牧 宮所 平井豆 伊奈
岡屋 全美方郡 小野牧 南内
菱刀 墓原 北内 大塙牧
以上 大野牧
大室牧 常盤牧 高井野牧
笠原牧由来 同北条
以上高井郡
吉田牧 萩金井 新張牧
上二牧 大寺 下小寺
望月牧 塩河牧 菱野
長倉庄 塩野 桂井庄
諸鹿牧 多々利牧 金倉井等也五云

按、宣風佐久郡諸鹿・金倉、今屬上野國多々利、可追、桂井庄詳

文治三年丁未三月廿五日、二品遊于三浦介義澄亭、聽郢曲、時信濃國保

科宿遊女長、為訴、在于饑食、今日彼召遊君、有空暇、且施舞踏詠歌云

云、

同七月廿八日、命目及御家人造善光寺、

同八月十五日、源方太夫盛造紫御免、

同十一月八日、源方祝部訴藤沢与一盛景、押妨諱方社領於黒河内藤沢地、

文治四年戊申二月二日、右衛門佐局信乃國四宮庄地頭不進升年貢并領家得

分之由、自京都被仰下之云云、

同六月四日、京都御返報到着、

八条院御領

信濃國大井庄

越後國大面庄

常陸國村田

田中

下村莊

志田庄

則賤名号大武局、

同九月廿二日、伴野庄 乃實關忌之事地頭長清可弁進云云、

逸事見後

建久三年十二月五日、若君新誕暖酒大式局、近高取酌持盃云云、平万君生
同十二月、新誕若君御行始也、盛長之甘繩家入御、大武局等賜小袖云云、

文治五年己酉正月、若君御弓始、海野幸氏候、

同七月、奥州退討、小笠原次郎長清・平賀三郎輔信・小諸太郎光兼・中野

助光小太郎、同五郎能成、藤沢次郎清親・春日小次郎貞親・効使河原三郎有直・尾藤太知平・宮六郎信国平、秀忠之弟十二月廿三日、命小諸太郎光

兼、再率一族免奥州之役、

建久元年庚戌、文治六年四月改元也、

正月小諸再奥州免兵、平大河二郎、

四月三鶴岡祭、海野氏・源方・藤沢氏勤流鏑馬、

十月上洛供奉隨兵、泉八郎、

平賀三郎成、村上右馬助経業

同判官代基國研葉之、落合三郎

高梨次郎、海野次郎

春日小次郎貞親、藤沢次郎清親

島崎三郎、村上左衛門頼時

村山七郎義昌、春日与市

志村三郎、志村七郎

森三郎、志村七郎

小諸太郎次郎、笠原高六

中野五郎成吉、尾藤次郎

志村小太郎、尾藤次郎

柳津次郎、同小次郎

効使河原三郎右貞、上田楊八郎

小笠原次郎長清、小笠原次郎長長

小田切太郎、○西郷三郎、成吉、夏目村地頭職事

小笠原次郎長清、二萬石之貢、夏目村地頭職事

同二年辛亥

十月廿一日善光寺供養、去ル治承三年回鑑之後、酒々有新造云云、

有善光寺碑文

同四年癸丑

三月、将軍家宣下野國那須野・信濃國三原等狩倉、四月廿八日、自上野

國新田館還御、

三月廿一日、撰廿二人於射手、所謂、

小笠原長清、瑞訪太夫盛造

藤沢二郎清親、望月太郎等列之、

五月八日、將軍家宣富士野・藍沢夏狩、隨兵国人等、

小笠原二郎、海野小太郎

藤沢二郎、望月三郎

赤津二郎、中野小太郎佐光

同六月十八日、故曾我十郎義虎、遂出家赴信濃善光寺云五、

同八月九日、海野幸氏等弓持株申子細云、

同月十六日、流鏑馬、海野・望月・小笠原等列之、

建久五年寅
七月十六日、信濃國大井庄乃貢事、於今年者十一月中可完済京都五云、
十一月五日、小笠原弥太郎長經元服十三、長清

二月上洛、隨兵
村上基國弘三、為
小室小太郎

小田切太郎
同二年辛亥

- 中野五郎地成
大鳥八郎私云、片切小八郎、大鳥宗綱字。
同 次郎
高梨三郎
同 小次郎
望月三郎重隆
高梨次郎
泉八郎
南条次郎
村上左衛門名云、其田親、時平、
建久八丁巳
三月廿八日、將軍家臣義光寺詣隨之國人乎、
小笠原長清馬子
藤沢清近
小笠原長清諱子
諫訪齋邊
長沼五郎宗政
村上七郎義直
仁科太郎
廿八日、加奈川郡、江戸、大宮、熊谷、本庄、松枝、小諸、小諸太郎光兼
兼義體、翌四月六日善光寺御着、七日御參堂、仮前宝物、或砂金被物等
被下、僧衆口別有御布施、八日ヨリ近辺御巡見、同十九日善光寺御發願
也、小諸泊加利、時小諸太郎獻馬、同廿日光兼依爲老農、於信州賜御暇、
直留在所云云。
人望八 土御門院
正治二年三月元四
十三
- 岩屋太郎
藤沢八郎
海野小太郎幸氏
赤津次郎
笠原六郎
村山七郎源義定、村上七郎
中野四郎
志賀七郎
平賀三郎
笠原十郎源、親等也、
無敵、藤沢清親射而虜之、
九月廿一日、伊豆御狩、隨兵小笠原阿波赤太郎儀之、今日中野五郎能成
一人被馳帝弓矢、射手十人、所謂、海野幸氏、望月三郎重隆、笠原十郎
親景等加之、
建仁三癸亥、
九月、小笠原長経鑿居、故比企能員等將軍頼家幸臣、因在閑奢侈也、
同十九日、中野五郎能成被取公所領、
十月八日、將軍御元服、御家入百合穿着座時、近習小官中被擇父母見存
輩、櫻井次郎光高列陪拂役送云、
元久元甲子、
御弓始、射手諫訪太夫盛澄也、當國海野幸氏、藤沢清親、諫訪盛澄三人、
右大將家之時射手八人撰舉人々也、
二年乙丑、
六月、嵐山重忠伏誅、時舍弟長野次郎重清信州在國云云、
承元元丁卯三月十二日、命長井五郎吉賴、以鷹鶲黃雀爲無反應匠云云、
同四年庚午八月十二日、命長沼五郎宗政、停止善光寺地頭職、

吉沢好謙增補

凡討死三百六十九人、手負千八百余人、右之外朝美奈義秀、和田新兵

衛朝使不知死生云云、寶寧、慈惠扶為河御方討死、

建保三甲戌二月十一日、小笠原長忠元服、時十三歲、

建保元辛未、
十四代順院 六承久二

建保元年癸酉二月十六日、泉親衡逐電、

二年八月十九日、可禁斷鷹狩、但於源方大明神御贊應者被免之由云云、

建保三年十二月六日、改元、

建保元年癸酉二月十六日、泉親衡逐電、

七郎弟阿伊賀安念法師白狀云、泉小二郎親平自去年金叛逆、欲滅相州泰

時、与之輩、保科二郎・栗沢太郎父子・吉樂四郎・市村小次郎近村・込

山二郎・同住人桑山小・宿屋二郎・上田原平三父子三人・和田平太等也、不

召虎被謀云云、○源田七郎成原・翁野小太郎・翁野小三郎・本吉虎口・

口召虎被謀云云、翁野小太郎・和田美田・日井・根本百三十人余件

人源田七郎成原・翁野小太郎・和田美田・日井・根本百三十人余件

伝云、五月九日、和田太風長於廣州配處被誅、時三十二歲、風長初領

安豐郡、泉親平篤於建橋、相州使工藤十郎討之、親平振勇斬工藤十郎

去之、其後不知所在云云、

同五月三日、和田義盛含憤、開御所、義秀力戰、三日討死人々和田義盛

父子十一人、横山・平山・古都三十一人、土屋十人、山内・岡崎・由井・

高井・大多和・高柳二十人、洪谷・小山八人、毛利・渋川十人、尾原・

宇佐美・大庭・土肥・愛甲・金子人々十三人、逸見・海老名・六浦・佐々

野・夫佐・奈田・津久井三十三人、生浦人々廿七人、

和田以下百六十人、小者郎等不記、

御所方士討死五十人、手負侍千余人、

五年、宋朝公二人使使節於宋國、村上次郎・海野小太郎至宋國、

建保七年改元、

同四年丙子七月廿九日、大井太郎朝光從將軍家安樂、相模川供奉、

同十月、海野幸氏中上野國三原押以下事、

五年、宋朝公二人使使節於宋國、村上次郎・海野小太郎至宋國、

承久元己卯正月廿七日、將軍為公曉被殺、中野太郎助能公曉與黨属阿闍梨

勝円・義時・道長尾定景誅公曉、○十九三代將軍自治承四年至承久元四十年

源統辰矣、

賴經公

治國

承久元年七月、將軍下向于鎌倉○一作

同三年辛巳、仁科二郎平盛遠沒奴、

同三年五月十五日、上皇欲減銀倉、五畿七道關東下院宣、平泰時起兵上洛、

乃國大井戸、○或曰大井戸・上皇御用・山口・五小笠原二郎長清・同太郎長経・同弥二郎

清行・同八代四郎長行・五郎清家・同六郎長経・七郎朝光・大井・同九

郎為長・十郎行長・与市長澄父子八人、相從國人、所謂讃訪太郎信重・秋

山小太郎光定・同二郎光季・同三郎経明・長清・海野左衛門・幸氏・伊具右馬

尤人道・源政・太・遠山左衛門・局景朝・施・豊前守・源政・源政之子也・承久元作景

西条四郎・堀尾秀三郎・源田四郎太郎・宿屋太郎・勅使河原五郎・董海平太、

並木次兵衛・屋代兵衛尉・裏山小次郎・春日刑部次郎太郎片切盛友

今泉七郎
高野小太郎

志水六郎並
桜井次郎(浦太郎等也)

時・同小三郎・麻績六郎・千野六郎・川上左近・六月大井戸(被大)浦四郎・

伊豆次郎・人情(因店)・妻乃(因店)・岩手三郎(益原・常葉六郎・五國二形・元・別名・光之平・

大妻太郎兼澄(見・後音)・島名刑部三郎・

六月八日、源訪大祝源盛重世上無為悲祈卷數進于漢倉云云・統・源義重・方太郎(信重)・

六月八日、北陸道大將北条式部丞朝時延並山合戰、信濃士仁科二郎盛朝・

友野右馬允道久属官軍・氏(立野本姓安達・信濃国人)

六月十三日、頼田合戰、大將相模守時房五郎・

六月十四日、於伏見車輶東士多役水、官軍類乘勝、武州進欲越川、春日

刑部三郎貞泰謀引其馬、而拘留之、泰感其忠志云云・其外尾張左近特監

景綱・佐久間太郎・南条七郎・勘使河原小三郎等、隨太郎時氏有戰功、而

此日於宇治川、春日貞幸渡川、子恩郎從十七人溺死、貞幸共沈水底、而

部從僅遺死、武藏守手自加炙治矣、懷士如是、

同日涉川討死之國人、
飯田左近特監・布施左衛門次郎
潮田六郎・飯沼三郎
同子息一人
春日刑部次郎太郎
小田切奥太
麻績六郎
織島左衛門二郎
志村弥三郎
同又太郎
大倉六郎

承久三年六月、宇治合戰、討敵人々、

小笠原四郎(發號)
裏山太郎(發號)

利太郎・平井三郎・同五郎行(其・平井三郎高・秋山太郎兄弟三人、星名次郎父

子三人、小柳三郎・有實四郎父子四人、森木次郎・布施中務丞・妻中三・

望月小四郎・同三郎・赤津三郎・矢原太郎・塙川三郎・千野六郎・黒河

刑部丞・海野左衛門尉三三、

利太郎・平井三郎・同五郎行(其・平井三郎高・秋山太郎兄弟三人、星名次郎父

子三人、小柳三郎・有實四郎父子四人、森木次郎・布施中務丞・妻中三・

望月小四郎・同三郎・赤津三郎・矢原太郎・塙川三郎・千野六郎・黒河

承久三年八月七日、平尼子賀附越前國宇津目保於源方宮、

人稱八

後堀河院

真忠二

元仁一

嘉保二

貞貞二

貞木一

十六

後

堀河院

真忠二

九月十六日、善光寺五重塔供養、淨定上人為大勸進令知識奉加云、

十五
人稱八

後堀河院

真忠二

元仁一

嘉保二

信濃、光蓮伏見云、伊豆前司頼定・布施左衛門・康高ニ仰含ラル、

九月、信濃住人奈古又太郎、承久三年亂之時、乍築聚功織其賞由慈申、

三年六月、泰時卒、年六十二 法名觀照

人第八後經院寢元四

寢元二甲辰、

八月日記云、信濃國船山之内青沼村市河掃部助高光領云云、被屬

八月十五日、下矣修理亮長高第ニ毛參隨兵、作

寢元三乙巳

正月九日、御弓始、五番列小笠原七郎候、科目

七月廿六日夜、將軍家御台所武門御林院皮參御也、尾澤太景氏、小野源一

郎時仲慶從之、

八月十六日、將軍家出御於鷹岡、有馬場流鏑馬十六番、其略云、

三番小笠原六郎太郎

射手小笠原六郎太郎

的立前隼人正光重

鐵馬五番

四番右 下矣四郎五郎

寢元四丙午

正月六日、御弓始也、

一番 大井太郎

二番 小笠原六郎

下略

三月十四日、善光寺供養也、勸進上人親基云云、

閏四月一日、正五位下行武藏守平朝臣経時卒、法名安樂十三

五月下旬、鎌倉中物忌也、譲方兵衛入道・尾澤太等、左近御館為警固、

十月十六日、於御馬場殿有笠懸、射手十二騎、小笠原余一列之、

十八日後深草院東市一毛毛七 正元

宝治元丁未

二月廿三日、犬追物、小笠原与市手上列之、

六月五日、譲方兵衛入道蓮佐有戰功第ニ毛

同日、小笠原七郎毛村、逐電云、

十二月十日、遠笠縣射手小笠原与市列之、

建長二戊申

正月十五日、布施三郎御弓始、為射手、

四月廿日有射百番、小笠原三郎列之、

八月十五日、勸岡放生会、小笠原余一長経毛詠兵、

建長元己酉

六月十日、諫訪蓮伝為若君左近御乳母云云、

建長二庚戌

三月一日、

小笠原入道跡

同次郎跡 勳使河原後四郎

春日刑部丞

望月四郎兵衛尉

大井太郎

藤沢四郎

井上太郎

接 兵衛

海野左衛門尉入道毛行年

室賀兵衛尉

志賀七郎

布施左衛門尉康高

西条人々

同月九日、於由井浜被稱御的射手、所謂

布施三郎

藤沢左近将監時親

建長三辛亥

正月、御弓始、兩度射子。

布施三郎藤原行忠 謂方兵衛四郎盛頼

桑原平内平盛時

等列之。

二月廿日、諭方社大槻部申云、烏五十許聚死于社頭玉雲。

三月十四日、諭訪湖水有怪異之由申之。

八月廿一日、大追物、射手小笠原余一列之。

十一月廿七日、准后為鶴訪、諭訪三郎盛綱上洛云云。

建長四壬子

正月十四日、小笠原厚一・同与一大太郎長達・浅間四郎左衛門忠彰・布施

三郎・藤原行忠為隨兵。

建長五癸丑

四月廿六日、赤橋陸奥守平重時修造善光寺供養遂行云。

建長六甲寅

正月四日、四多助使河原小三郎 二番松商小三郎勁射子 三海野矢四郎助、

諭訪四郎兵衛助。

康元丙辰正月、相州亭出物 一箇身

正月四日、御の始、射手海野矢四郎資氏・藤沢左近将監時親・布施秀三

郎・小笠原源次郎・諭方四郎兵衛助(以上二人)

五日、將軍家相州亭御行、出仕八十五人、御引出物一ノ御馬スワ三郎左

衛門盛經、

正月十三日、若槻伊豆守賴定卒、九十七十

正嘉二年戊午正月、御の始、射手諭方四郎兵衛助(後)、知久右衛門五郎在信

誠、依嚴命諭方馳飛脚云、同十一日射手小笠原彦二郎政氏・藤沢時親・

知久左衛門五郎信貞(直作貞入五代祖也、後久知久)

正月十六日(一本ノ月)、依伊具四郎入道犯死、同十八日諭方不左衛門尉(附入道刑)

召喚、先説方田領尾伊具、於是有限、時頃依賢處終諭方伏謀、

十一月十三日、小笠原長氏元服(時十三才)、長政男、母當國村上國忠女、一

云、中弘安伴野出羽守被誅之後、小笠原總領職管領云(見弘安)十九日、人皇八龜山院(文治一弘長)

文定元年正月十二日、於浜有御の射手之試、三海野左衛門五郎光朝、四番藤

沢左近将監時親・海野矢四郎助氏、五番桑原平内盛時、

弘長元年正月十四日、御の始、射手厚月余一節重・木曾六郎俊俊、

弘長元年辛酉二月三日、信乃・若狭二ヶ郡守護從四位下陸奥守重時卒、二〇

月十五日西風吹(見弘安)

同六月廿二日、三浦律師良賢(義村)謀反、諭方兵衛入道連弘等讒之、

二年八月十五日、鶴岡放生会、供奉小笠原六郎三郎時直、(義村)謀反

弘長三年癸亥正月十一日、命布施三郎・藤原行忠御弓始為射手、

同三月十七日、最明寺禪空賣得水内郡深田鄉水田、被充徵善光寺不斷經

鎌倉將軍世良親王八十六代、時執權足利直義。

五月、故高時子北条一郎時行起謀方、諫方祝部諫方三河守頼重仲喜之子屬之、于時木曾源七率徵兵、以遠北条時行多勢也、源七一戰失利、時行進

入于上州、近國土屬者如雲霞、時行陣于板鼻川、從軍攻討新田、直欲貢
錄倉、六月、足利直義撫將軍宮錄倉出奔。

五月十六日、東國管領足利尊氏相模二郎時行追討之御教書屬宗長、

六月八日、關東戰功鷹怒嘗於小笠原信義守宗長、

八月七日、相模二郎滅亡、諫方三河守同祝部等自責、同月、足利尊氏与

新田義貞確証、

十月、大將軍一宮中務親王・新田義貞東國發向、小笠原信乃守宗長・高
梨・風間等属之、

十一月、揚手東山道大將大智院宮憲正尹宮、土大持江田・大船・櫻庭・
石谷・織田・高槻・志賀・真壁・美濃樺介等五千余騎、信義國司集河中

納言率二千余騎馳加之、合以一万余騎落大井城云云。

十二月、官軍潰、

建武三年丙子正月十日、官兵信義國住人勅使河原丹三郎父子三騎、於羅城
門辺死之、

正月廿日、兩宮・堀河等、島津上総入道・同筑後前司中村大・蠶子一
党接濟・村上氏・仁科・高科・志賀・真壁以下落合一族・相場・石谷・頤

頤・伊木津志率

二万人兵、自錄倉上洛、加山門之官軍、

三月、詔以新田義貞為山陰山陽之管領、

五月、補正成於渋川討死、

八月、小笠原貞宗属尊氏公、率數千騎上、奉葬坂本皇居、

十月十日、春宮没落北畠・仁科信義守重貞・春日部治部太夫時賢・同左
近家純・小笠原歲人政道等隨行營、

冬依武命、小笠原信義守贞宗率數千騎、攻討於越前金崎、

信濃國守護九百九十八年

小笠原家九代任信義守為刺史、

貞宗 政長 長基 長秀 政康 持長 清宗 長朝 貞朝

帝系南北朝分流
御膳院西之北生

土御門院第二皇子也、治四年

從是王位兩分矣

御深草院八十一代

龜山院八十九代

御宇多院九十四代

伏見院九十一代

後伏見院九十二代

花園院九十四代

後二条院九十三代

光嚴院九十六代

南朝
後醍醐天皇 九十五代

光明院 九十七代

後村上天皇 南二代

崇光院 九十八代
後光嚴院 九十九代長慶院 三代
後龜山院 四代 右前代早後円融院 百代
後小松院 百一代
後花園院 百三代
後土御明院 百四代榮仁親王 貞成王
後光院 百一代

南北朝年表

正慶二年
延元二年

正慶元年三月、高時連先帝於隱州、子時義良親王薨於吉野城、楠正成舉兵、四月、正成再出自金剛山降赤坂城、五月、正成、戰天王寺敗京兵、七月、棄天王寺、赤松円心起兵於播州、同二年癸酉二月、東軍攻落赤坂城、三月、陷吉野城、楠正成子義破築城、五月廿二日、鎌倉兵火、北条高時滅亡、北条九主

武建甲年後醍醐天皇重祚

乙亥四年
東國管領源氏、八月、時行滅亡、十一月、義貞東國免向、南朝
崇光院
北朝
源尊氏公

弘德三年丙子三月

延元元年丙子

詔以義貞為山陰・山陽管領、五月、權正卒、山中皇后南朝元始、十月、春宮
没落北國、十月、小笠原信義守信義國勢五千
余騎攻金崎城、

新田義貞卒、

建武四年丁丑

人稱第光明院
延元二年
和五

延元二年丁丑

去年、遠江國住人幡谷井伊介道政等
相謀而欲舉義兵、於是第八宮延元二年
法院宗良親王迎于遠州、後道政女幸
生尹良親王、尹良於于吉野元服、任
正二位大納言一品征夷大將軍兵部卿

親王、

建武五年戊寅

曆元元年戊寅

七月五日、根津越中守遠光・風間
屬新田義助、越前國鐵田・田中・荒

神峯・安居渡城十七ヶ所攻落、

朝後村上天皇
南朝
與國元己卯

五月、新田義助卒、

北朝

			二庚辰	三辛巳	四壬午	八月宗良親王攝方媛御、國司細川中 納言光經・高坂四郎高宗・茂谷一族 并上杉勢招云、	康永元年
		五癸未	六甲申	七乙酉	八丙戌	新田武藏守義宗宮大將軍奉成、准水 越戰敗、宮謫方彌、	貞和元年
	三戊子	正平元年丙戌	二丁亥	一丙戌	二乙酉	同七郎・同又三郎・同太郎二郎・ 同藏人・伴野出羽守長房等也、 又二郎、 妻音男別、 備前住人三宅高徳入京欲	八月廿九日
五 九 八 十八 禁 光 院	四	三年	二年	一年	无	襄朝氏不成而奔信濃國、	觀応二

五年庚寅	南朝	五年庚寅	正月五日、四条鶴手合戰駁正行戰 死、八月十二日、林津小次郎屬直義、 伴野麻帥直、	
六年辛卯		觀応元年十二月、兩方下宮大祝部 諫方五郎左衛門盛世率六千騎、破 甲州、洲尻城、高麗冬吉害、 <small>源氏五郎 重義御臣五郎</small>		
七年壬辰		○茲、須沢村曰摩郡西二存、 人燒野後光敷院 <small>文和四年、延文五年、康安一、</small> 十九九後光敷院 <small>貞治六年、延文五年、康安一、</small>		
八年癸巳	二	文和元年		
九年甲午		文和元年		
義宗越後走、上杉民部太輔信州營居 云、		足利方駿加國人、高坂刑部大輔・ 小笠原、坂西、板垣、下条小三郎 小笠原近江守、三河守、弟越後 守加之、二月廿八日破新田陣、 當時小笠原政康爲刑部少輔宗清 領坂西伊奈		

南朝天授元乙卯							
三年甲寅							
七年							
永和元年							

南弘和三癸亥							
永德三年ヨリ							
人曾一後小松院	聖德三 明德四 嘉慶二十九マデ、						
二年							
自神武元年至聖白王凡二千四十二年也、							
一年壬戌							
栗原・高梨・諫方・望月・淺野一統・海野小太郎等光・小二郎幸利等免兵、							
上越後守国衡・逸見・仁科・浅利・							
栗原・高梨・諫方・望月・淺野一							
統・海野小太郎等光・小二郎幸利等免兵、							
三年甲寅							
七年							
永和元年							

信陽雜志 卷之十七

人皇第一
一百一 小松院 永樂
一
靈應
至德
明德
永惠

嘉慶二年戊辰十

嘉慶二年戊辰十一月，小笠原孫二郎政康元服，政康長基之次男也。明德元年庚午四月，尊氏公三十三回。

明徳二年辛未十二月、内野合戦、

同三年壬申八月廿八日、相國寺供贊、先陣小笠原兵庫介長秀、攝關山中三

河守・関太郎左衛門

同日、伴野二郎長信、攝副広沢晃部助実綱・武者六郎秀朝、

十月五日南朝神器入洛

卷之三

永五年戊寅，大內反，擣役小笠原信濃守在國。

同八月、迎尹良王於上野國寺尾城、新田一族守護之。(從力)

同七年、小笠原長秀任信濃守、国人不、鹽崎合戰、記

大系ニ隠ニ宮奈良殿
王上野同司云云

同十二年乙酉十一月九日、小笠原氏康助長秀所々朝恩地并本領恩賞地憑譲

政康、

同十一年甲申、天下凱旋、正威。

応永十三

同十四丁亥三月八日、北山行幸、小笠原孫七郎長氏警衛、

同十五戊子十一月五日、又二郎持長元服、子勢十

治國凡廿一年

源義持公

応永十六己丑

応永十八辛卯八月、飛彈國司征伐、干時小笠原民部太夫持長甲信兵卒一千騎向之、

応永廿年癸巳

同十九壬辰四月廿日、上杉憲定、攻寺尾城、城主世良田政親・新田一族討死、尹良親王遣赴國方而寄于千野六郎頼應・鶴城、小笠原頼季・高坡・

渋谷・木曾郡等、隨之、

人臣第一代

人臣第二代

人臣第三代

人臣第四代

人臣第五代

人臣第六代

人臣第七代

人臣第八代

人臣第九代

人臣第十代

人臣第十一代

人臣第十二代

人臣第十三代

人臣第十四代

人臣第十五代

人臣第十六代

人臣第十七代

人臣第十八代

人臣第十九代

人臣第二十代

人臣第二十一代

人臣第二十二代

人臣第二十三代

人臣第二十四代

人臣第二十五代

人臣第二十六代

人臣第二十七代

人臣第二十八代

応永廿九年壬寅四月、源方神社上下御柱同時折玉、昭配

治國

三年白石井

源義豊公

田中

源義宣公

源義宣

応永卅三年丙午善光寺炎上(或廿四年二月六日)作

同八月、洪水、五日大風、記、九月三日夜大風、人民死、

応永卅四年丁未三月六日、善光寺炎燒、

四月以来雨、六月洪水、四月富士淺間虹、

正長元戊申、源義教任持軍、

治國

自正長元至永亨二年

源義量公

正長元戊申

永享元己酉、源義教任持軍、

人曾滿後花園院

本傳三十二、第三卷、文安五年正月六日

治國

自正長元至嘉吉元

源義公

永享二庚戌

永享四年壬子三月、將軍宇射於小笠原政康、

永享八丙辰秋、守護小笠原政康、与村上左京太夫頼清爭境確執、及合戰、

同九年丁巳、大旱、紀

同十年戊午冬、足利持氏追時、信濃大守政康、起軍向于錄貪、持氏於永安

寺自殺、其子義久於報國寺被殺、上杉憲直、一色直兼等之僕臣悉被戮、持

氏之二子春王丸、安王丸通于日光山、季子永寿王亦遁于信濃國、大井三郎

抱持之、竄于大井、持光上アリ、

□ 永寿王後遷于錄貪、号成氏、大井持光成氏為外戚、以故保育於同郡

安養寺、見戴石今在、号得軍石、

永享十一年己春、得軍家依下知、大守小笠原政康率三千騎至于二荒山、搜

索持氏之二子、

東國管領、

上杉憲直太師持光

同十一月五日、小笠原又二郎清宗元服、

同十一月廿一日、古河・閑宿・結城為征伐、信濃士免向五万余騎云云、

十二年七月、信濃國大井越前守持光永壽王取立、笛吹林姓起、上杉重方は征、

同十二年庚申、小笠原政康在結城被斬、次男小笠原太夫宗康從之、麻

幼名五郎、號伊奈郡、或謂伊奈州

同二月、再攻結城、所謂信濃大守信濃守政康、同小笠原太夫持英、村

上左京太夫頼清、相從侵襲原兵衛尉、西条美作守、諏方三河守入道、秋

山源太左衛門尉、高麗刑部左衛門尉、仁科五郎入道、平賀五郎入道、室

賀常陸入道、同紀伊守、松尾宮内小輔、同又二郎、真田源太、同源五、

同源六、清野美作入道、須田大炊介、福島太郎、海野十郎、望月小太郎、

渡野三郎、芦田入道、弥津小二郎、風間備前守、栗田刑部丞、相木兵衛

尉、黒河内兵部少輔、飯田三郎兵衛尉等都合五万余騎也、

同五月廿六日、將軍義教公賜書及太刀太刀光、於政康、數度武功所被感云云、

同六月、政康自結城有開陳、小吳郡海野平草去、當時持長弟宗康、宗康會弟

六郎光康領伊奈城、光康任遠江守、

治國

自文安元年至嘉吉二年

源義勝公

嘉吉元年辛酉、赤松満祐殺將軍、

九月、源義勝公任將軍、

九月、赤松追討小笠原持長率兵上洛、

嘉吉二年

治國

自文安元年至

源義公

文安元年甲子

伊奈六郎光康、小笠原四郎長宗在京、

同二年乙丑春、立永寿王為錄貪主、初持氏之亂、其家臣大井持光抱持永壽

王遷于大井、人未知之、私保育、至十五歲、於是大井越前守與長尾昌賢

相謀、欲說東土為之於錄倉主、關東土有之、譖奏京師迎永壽王於錄倉、
元服号管領足利成氏、所領

從四位上足利左兵衛佐源成氏山昌公

文安四年卯四月、大雪、同八月廿三日西到大風、源方官顛倒、四弓一張損、
九月、大雪、

文安四年十一月九日御弓始、小笠原民部大輔持長為御箭範、

宝德元年乙巳十一月廿三日、小笠原又二郎長朝元服、兵侍宗男、母武長朝舍

第中務大夫光政嗣西条家、

或云、當時伊奈光康預信州刺史、田代義昌女

(元)宝德年己巳、夏雪降五日

享德元年壬申、關東再攻守始、至文明十八年成氏終沒焉、

享德三年甲戌、德政行、茲年十二月足利成氏發執事憲忠、家人攻成

氏、之敗走于古河城、

康正元乙亥、上杉房顯首管領、茲年京師暴戰、

同二年鎌倉古河相部分、關東大亂、

長祿元年丁丑

同二年戊寅、太田道灌聚江戶、

寛正元年庚辰、山内管領房彌卒、其子顯定與定正^子爭權不止、足利成氏

窺之而降于武藏、於是山内与扇谷又通和而對成氏、成氏不利去、

寛正二年辛巳

□享德康正以来、管領岡上杉昭時起八州大乱、余孰流西隣、甲斐・信濃、

越後・出羽・奥州連年合戰、

寛正六年、築小島城、又号井川城四方皆水、後深瀬城是也、

小笠原修理太夫為持、

百人團後土衛門院
寶生六年文正一
十八
長治二
明治三
明治九

寬正六年乙酉即位、
善光寺供養

文正元年丙戌十一月十日、辰半刻日三ツ出、
同三年十二月、大地震

応仁元年丁亥、山名宗全与細川勝元争權兵革起、五月、譖方小太郎頼經率
兵救細川勝元陣、細川方万人山名万人相分京都对陣、諸國軍兵凡廿万余、
遂為天下大亂、落中神社仏閣沈没、百官離散、土庶失住居、凡本朝旧記
諸家文書逢此兵乱、燒亡紛失考不可勝計焉、

応仁元年、村上出張佐久郡、諸處合戰、

同二年

文明元年己丑、

二年正月四日、鈴國賢佐松尾城年礼被參候處、大手城中兵ヲ伏セ生害、

自古號アリ地名鈴岡松尾彦三郎長貞、伯父遠江守政家、家臣常葉・伊藤・福沢・

伴野・北原始、下桑伊豆守加勢シテ毛賀沢戦、松尾方小笠原小次郎・小

木曾・赤羽二十七人戦死、鈴岡方伊藤・福沢徹死、為加勢林城小笠原信

乃守長朝家臣溝口越前・光加賀・上野・西牧・三村・二木・吉田・後序・

志津野・飛井・征矢野・小笠原長門守、正月十三日松尾押寄、毛賀沢二

戦、長門守則長・溝口・二木・後序ヲ始十三人討死、

文明二年、内侍所鳴動、天下疫病、記

茲年、佐久都聚若尾城、

文明三年辛卯正月一日、小笠原又二郎貞朝元服、卓朝長朝男、

文明三年、上杉頤定攻古河城陷之、成氏奔慈州千葉、

治國
自文明五年
至延喜三年
拜孝義代

源義尚公

文明五年、积良心入異國、星八穴炎法、
文明五年癸巳、將軍義植公江東征伐、小笠原長朝隨之、善光寺燒真河橋

文
文明五年癸巳、將軍義植公江東征伐、小笠原長朝隨之、善光寺燒真河橋

善光寺炎上、

六年五月四日、善光寺炎上、本尊奉移橘山下塔、先例云、文永五三月、應

安四年三月、云云、

文明七乙未十月、將軍家犬追物興行、民部少輔長朝為奉行、小笠原刑部少

輔列之、

文明九年丁酉十一月、諸侯去京師下分國、從是諸侯不忠武命、爭權相掠略、

日本一州為戰國、

日本戰國百余年至天正、

■細川・山名死而諸侯還國、初康正元年白京師暴戰、至文明九、凡二十二

年軍兵退散、

文明十戊戌十月、足利成氏与上杉顯定和睦、還于古河城、

文明十一年、

文明十四壬寅、

文明十五年、祥貞禪師大井龍雪寺住職、

文明十六年甲辰二月廿七日、佐久郡大井城兵火、

文明十八年、成氏終沒落、
自享甲午年政宗始、至文永十八年、凡三十年也。

茲年、太田道羅死、

諸國今富士塚筑、
（予）

長亨元年丁未、向土松山对碑、
（予）今寺也

延喜二年、小諸陣城成、
（予）今寺也

延喜元年己酉、村上攻岩尾城、近鄉放火、

治國自永正二年
源義植公

大井民部少輔信直（子）
佐久郡平賀氏

永正二年乙丑、

當時兩郡小原

平賀左京太夫成頼（予）文永五年不、
（予）平賀左京太夫成頼、

大井郡正忠行滿生久若城主、若庵、長

治國自永正二年
源義植公

明応元壬子八月、將軍義植公江東征伐、小笠原長朝隨之、善光寺燒真河橋
鬼神來折云云、
同三年甲寅、伊勢神九郎長氏取小田原城、号北条早雲庵○善光寺如來真梨

奉取云云、
同四年

明応五丙辰、

明応七

明応五丙辰、

明応七

人皇御後柏原院
百五代後柏原院
文永二
大永七年
治國自永正二年
源義植公

文永元年辛酉、

文永元年辛酉、

永正元年甲子、天下劍鍊、

同十一月、小笠原長機元服、卓惣男也、

茲年、草創松本城、當主島立右近、

信濃國當時割據、

筑前郡小笠原貞朝
伊奈郡松尾城主彈正貞忠
下条

諏方郡諏方政満
藤沢城類親

河内島村上賴平
小県源野党

佐久郡平賀氏

大井伊賀守忠勝小笠原家主
水六郎

大井美作入道玄岑内山城主
永正中卒

望月浪野昌純水正比人

相木周防昭本成主

伴野形部太夫貞慶伴野比人、李
親之介ノ生

市河丹波守信光田井ノ内助行
岩村田小

小野沢式部義紙

長澤左衛門貞隆兵衆主、人
水比人

大井大和守信弘武石城主
大永中卒

芦田（？）

水正三丙寅

水正五戊辰

水正九壬申

茲年、保科甚四郎正俊生於高井郡保科郷、始号彌正、後号筑前、

永正十一年甲戌、大風砂降、田口

永正十五戊寅、天下銀光、

七月朔日、淺間岳雪降、

永正十六己卯、甲斐武田左京太夫信虎猛勇抜畠國中、故年滅一族加々見四郎、（？）遂櫻井兵部少輔、

同十月、平賀成頼率四千五百人、甲州右衛門駒井攻入、于時武田從軍馬場伊豆守貞虎・板垣駿河守信形・工藤下總虎豊・萩原常勝介・跡部尾張・

原大隅・橋田備中・小幡入道・安間三右衛門・多田三八等率三千騎進撃、

破之、平賀成頼敗走三云、世ニ塙川敗北ト云、

大永元年辛巳、

治國
水二

源義晴公

大永二壬午、
大永年中、信虎佐久郡出張、所々放火、甲信攻戰不止、武田信虎參謀、諫臣馬場・山県・内藤・工藤等之謀四人、

佐久郡岩村田律宗二寺放火、寺僧六十餘人焼死、

大永七年四月、淺間發燒、
大永七年四月、（？）享和元戊子、

當時佐久・小縣攻戰地散在之士、
芦田下總守信守、平尾右近將監守方

志賀肥前守

當時佐久・小縣攻戰地散在之士、
芦田下總守信守、平尾右近將監守方

志賀肥前守

和田信定、川上人道、平賀入道

伴野刑部貞慶、（不詳）田口左近將監長能

大井小二郎隆景、武石正権

大井右京助信子、大井源八郎昌業

大井河内守、（不詳）白日城跡

長澤左衛門、（不詳）田口左近將監長能

大井民部太輔信舜、大井勘助昌泰

大井右京助信子、大井源八郎昌業

大井河内守、（不詳）白日城跡

仁科盛政、室賀山城守信俊

小島内匠助貞基、屋代越中守政國

海野三河守幸貞、（不詳）小笠原下總守信貞

浦野左衛門尉幸次、大島五郎左衛門長利

片切昌為、

松島軒常安著
麻績勘解由左衛門清長
依田又左衛門信盛
小林与兵衛尉
飯島大和守為方
海野伊勢守幸忠
人皇一代後奈良院
大永七年即位、享和
治國二十二年
源義晴公

吉沢好謙補
御子皆、頼茂攝台ヶ原兼備武田、
村元方舟山殿守千七百人、
源氏主日高萬代、
御子皆、源氏主日高萬代於多
八年己亥、
戰、
八月、南蛮船首率羅叔舍來于隅州赤尾木湊、
伝鐵炮術、
赤島時亮、

當時信濃國
守護五人
筑前郡松本城
小笠原修理太夫長穂
埴科郡葛尾城
村上中務少輔頼平
筑前郡福島城
木曾源太 義康
諫方郡高島城
諫方刑部大夫頼隆
佐久郡

正月十六日、板垣信以計略陷筑城、晴信使小山山彌中、日向大和昌
時、長坂左衛門等守海尻城、村上將軍御寺右近進、多治三太兵衛、小沼
川舎人助三人、外山内・喜田村氏房・芳賀・須々井等云云。
二月十八日、村上幕下野清野・高梨・井上・須田・須々井・喜田村・相葉
其勢三千五百人、発向于甲州、武田討破之、晴信使小宮山丹後守守瀧野
口城、

同年辛丑、岩村田・小田井辺、武田・村上追合數度、又於台ヶ原・萬木・
青柳迎番手足疑迫合、
同月廿日、村上兵二千五百人与武田兵戰于平沢、村上敗北、使井上・高梨
信境瀕死、與武田一戰敗北、原美濃守九度戰、首十一級討取、村上士党
押小山田城、小宮山海ノ口、村上得兼篠寺右近進清三・布下平次入道知
十軒・相木周防守、同厚石衛門尉・小沼川舎人助・清野六郎二郎・井上・
高梨等也、

六月四日、武田帥七千五百人、攻諫方左馬助所居高島城同五日、武田晴
信、
伊奈郡松尾城
小笠原下野守信貴
伊奈郡高遠城
保科甚四郎正則
右二人為諫方守力、

天文五年丙申、
十二月廿六日、武田信虎帥甲兵備海野口軍、
信義飛彈曾領
上杉兵部太輔壽政
(傳)伊奈郡加賀
七年戊戌、

七月十九日、小笠原大膳大夫長時・諫方刑部太輔頼茂
伊奈郡加賀
率兵勇向

于甲州並崎城、武田晴信會戰得勝利、兩將敗北歸國、於是村上義清修若
御子皆、頼茂攝台ヶ原兼備武田、
村元方舟山殿守千七百人、
源氏主日高萬代、
御子皆、源氏主日高萬代於多
八年己亥、
戰、
八月、南蛮船首率羅叔舍來于隅州赤尾木湊、
伝鐵炮術、
赤島時亮、

當時信濃國
守護五人
筑前郡松本城
小笠原修理太夫長穂
埴科郡葛尾城
村上中務少輔頼平
筑前郡福島城
木曾源太 義康
諫方郡高島城
諫方刑部大夫頼隆
佐久郡

正月十六日、板垣信以計略陷筑城、晴信使小山山彌中、日向大和昌
時、長坂左衛門等守海尻城、村上將軍御寺右近進、多治三太兵衛、小沼
川舎人助三人、外山内・喜田村氏房・芳賀・須々井等云云。
二月十八日、村上幕下野清野・高梨・井上・須田・須々井・喜田村・相葉
其勢三千五百人、発向于甲州、武田討破之、晴信使小宮山丹後守守瀧野
口城、

同年辛丑、岩村田・小田井辺、武田・村上追合數度、又於台ヶ原・萬木・
青柳迎番手足疑迫合、
同月廿日、村上兵二千五百人与武田兵戰于平沢、村上敗北、使井上・高梨
信境瀕死、與武田一戰敗北、原美濃守九度戰、首十一級討取、村上士党
押小山田城、小宮山海ノ口、村上得兼篠寺右近進清三・布下平次入道知
十軒・相木周防守、同厚石衛門尉・小沼川舎人助・清野六郎二郎・井上・
高梨等也、

六月四日、武田帥七千五百人、攻諫方左馬助所居高島城同五日、武田晴
信、
伊奈郡松尾城
小笠原下野守信貴
伊奈郡高遠城
保科甚四郎正則
右二人為諫方守力、

天文五年丙申、
十二月廿六日、武田信虎帥甲兵備海野口軍、
信義飛彈曾領
上杉兵部太輔壽政
(傳)伊奈郡加賀
七年戊戌、

七月十九日、小笠原大膳大夫長時・諫方刑部太輔頼茂
伊奈郡加賀
率兵勇向

信義調方頼茂所居小城，頼茂守城不戰，甲兵板垣信形破尾阿翌，即修築之，而使信形守之。頼茂居城押詰小城，乘取尾阿城，攻掠高木・湯賀要害，攝桑原信形築城三^ノ。

八月朔月，晴信納兵燒甲州。

九月，源方臺下伊奈地侍興田弥市左衛門語木曾松山家主或狩人・野伏等、率三千七百人攻桑原城。

九月廿五日，晴信出兵駕宮川，一舉敗走，木曾士岸騎十八著振勇云云，

按、天文十一十月七日，甲州勢羅葛羅陽川大門町、十五日長隊放火，追捕民屋，剝取雜具・金銀衣服等有亂取，小屋落刈田云云。

時、佐久郡岩村田有岐女^母村上謫歌云⁴。

十月廿三日、武田軍士八千、与村上・小笠原二將兵^{佐久小糸・高島之}一万三千之

兵戰大門^郡小糸村上方敗走，信州兵戰死千七百余人在云。

十二月十日，佐久郡相木市木兵衛以八十騎趨武田，

按、明年正月、舍弟甚四郎為人質、

天文十二、佐久郡城攻、^{三月}為十山本勘助計略、甲齋云、城九ヶ所、

所名不見、真田本領還住之事又非也、天文十六、義溝有出奔後、海野氏浦野降參明也、

天文十三十一月、武田軍八千人佐久郡合戰、隨城九箇所、^{甲齋筆記}

小笠城^城大井伊賀守之、大井岩尾城^城大井行賴

前山城^城丹波守^主行賴

内山^城大井小井

望月^城大井

耳取城^城大井

尾台城^城小井洋又六郎

平原入道 平局右近守芳 依良氏

森山氏^{守護・萬葉山事・森山卷後} 田口左近得監長能

大井石京亮信子 大井源八郎昌業

以上八ヶ所為降參、居台獨不使、使板垣信形拔城、

此年真田彈正寄身於武田、依晴信卜知守岩尾城^{為古石}同時置小室小山田右之外、長森氏^{佐助}・耳取氏^{大井}・平尾氏^{昌昌}・以上降參也、日記不見、

天文十三年、晴信譖方都出馬、伊奈郡長野・平出為降參、同都算給城福^与為攻、大將武田典厩自有實跡為入平出、長野案內也、^{伊奈}正月十九日、

天文十四年乙巳、

正月十九日、武田晴信以武田左馬助信繁・板垣信形・日向大和昌時為將、

攻織方城、

按、同年正月十三日、^{甲齋・天文}

室賣入遣兵^{山城} 丸子三右衛門尉

矢沢^{根津後^行・爲生家主}

武石^{守信云} 大和 小泉内匠助宗貞

武田家降參云云、

二月、信形先驅誅蓮甫、武田得諒方都、於是信形為都代、招聚古頼茂之諸卒、使信形守之、

同年依武田家合力、真田弾正忠幸隆再復上田城主、

五月十三日、武田晴信至佐久郡小諸城、城代小山田備中連之、同郡内山

城代飯田兵部虎昌・真田弾正忠・相木市兵衛・前山主殿・依良氏・平原

氏・望月甚四郎・芦田下總入道天榮來而謁晴信、

同廿三日、晴信與木曾・小笠原戰于塙兒峰、小笠原方敗軍也、伊奈兵在

獨立破信形、信形敗北也、

同廿四日，晴信押出塙尻、桔梗原、燒拂原、村井、小笠同日，燒本山宿、

木曾而帰於軍小室，同廿七日，村上領內田中・澠野・戸石邊方々有放火，而至諏方一日逗留，伊奈定手遣等、六月十四日、凱陣三云。

同時降參士

塙尻 小曾
和田義範・大井

福沢 田氏自天文十五年水發八
源義輝公

(朱書)

十五年丙午春、

晴信使武田左馬助・穴山伊豆・日向大和・小山田左兵衛・小幡山城等、

守護方高鍋城、押小笠

又原美濃虎權守有賀鄉、

飯高兵部三百騎、陣唯水而押上州上杉方、

同三月十四日，晴信出勢使四戸石城、此日村上義清先陣薬岩寺右馬之介、

足輕大将小島五郎左衛門・綿内・井上・須田・樺鳥等七千六百人、出於

間道為後援、武田勢信州先方敗績、麁井甘利備前・栗原左衛門戰死、時

山本勘介晴幸依武署、村上義清戰旁而終敗北、

九月、上杉勢出張于白井之由、真田・芦田・相木等追、註進三云、同時使

板垣守堅井沢、左馬介信繁・穴山伊豆守等為護方番手、

十月、上杉力倉貢野六郎・舍弟淡路守・見田五郎左衛門・上田又次郎・

松本兵部丞・和田左衛門尉・同兵部允・新田・鮎林・山上・白井・忍・

深谷・五井・廣橋・沼田・白倉・勝太郎・長根・松井田等都合二万三千

余人陣于碓水峠、板垣・相木・芦田進破之、

十月、晴信出馬之時、志賀城主笠原新三郎支武田勢、使春日源五郎追之

同六日、飯高・小山田・真田為先陣再戰于碓水峠、得首三千九百余級云

云、

同月、板垣堅井沢在陣、有剛麗之驚定、

十一月、岩尾城代真田・使須原若狭守俊・同德左二門兄弟兼村上義清一〇、

云、烏鵲子別城、去十月、真田会于板垣信形・小山田備中小笠・飯高兵部内山城代而、欲撫村上

兵勢、於之諸野氏家主使須原兄弟偽降村上廉而、十一月三日、村上家勇

士衆師寺右近清三・清野六郎等五百余人率來、於城中盡之云云、

十二月、板垣信形楊甲州、

十六年丁未二月廿二日、秋山伯耆・馬場民部・小幡山城得伊那郡岩三ヶ所、

晴信使秋山為和田城主、以伊奈系、故年老者守右馬之介・布下新左衛門尉、

依右近進三人、攝海野平於陣城西平・能時・田山・東、板垣・淺利等圍之不拔、

原美濃虎庵有武略、

去年村上暮下浦野民部志通飯兵部通武田、

八月、晴信出陣、專依浦野内応也、

八月十一日、武田晴信屢殺志賀城主笠原新三郎、

云云、村上幕下之仕云云、

三代記云、志賀城落成翌日晴信入小室城、又内山城被寄馬、城砂原町上

田原着陣云云、

按、甲陽軍記、所謂内山城小笠郡内邑城是也、

八月廿四日、村上義清准士・佐久人・武田晴信准士・大戰上田原而、討板垣信形、

義清遂敗北、還越後、至委戸石開城、糧料・更科両郡大略為武田領、

同時、高坂・井上・綿内・須田・高梨、或仁科之瀬場以下悉降參云々、

時多田三八率五千騎警固於虎空蘿山界、

十月十二日、秋山伯耆討取伊奈三千貫之地、

十八日、越後景虎為復村上義清於本知、以軍士八千張於海野平、

同日、甘利藤藏信景百五十多田漢守下諭訪城築瓦口、破小笠原之軍、

十九日、武田晴信率一万五千人、出發於海野平、與景虎對陣、飯富、小

山田・真田・相木・伴野・平尾・岩尾・耳取・平原・望月甚八・須田・

矢沢・室實・依羅・芦田・長庭左衛門・内村・小笠原和田・福田・小曾

甚八郎・旗尾五郎左衛門・井上等屬武田免兵、

廿二日、上杉家之松井田等追合得利云云、小宮山・淺利之注進至小諸云云、

廿三日、景虎退去、於是風宿・仁科氏・上田源氏・蒲野・尾見・会田・

青柳等以城降、名出人貢・小室・内山置同城云云、

一云、内山城ノ板富以單馬長尾出張有注進、同日和田岐越・長庭筋ヨリ内山着陣ト云云、

按、此内山又可作内村、小県郡也、

同十七年戊申五月七日、武田晴信出張於伊奈高遠表、一云、高任・松本

兩城手當、以旗本軍、保科持砦八ヶ所破却五十六、

六月四日、武田与長尾對陣、十六日長尾返散、同月中信州有落宿、七月

朔日、碓冰越、松井田近辺放火、

七月十九日、伊奈・木曾・小笠原率一万人欲拔高島城、晴信率六千人戰

塙尻而三将敗北、

八月八日、武田晴信至川中島、村上等力分領放火、

天文十八年二月、自信乃五足白馬獻將軍家、江澤

十八年己酉、四月十三日、武田晴信出陣上諭訪、遣浅利武部信音・馬場民

部信房於伊奈・甘利藤藏吉・内藤修理於木曾・板垣・日向・原・加賀

於松本・甘利晴吉・内藤等破木曾之兵、伊奈郡保科彈正以百二十騎屬武

田、同日伊奈保科彈正忠正景屬武田家出人貢云云、

同吉利・内藤・木曾筋鳥井町之此方放火、智井村打越有足輕追合云云、

同小笠原率一千五百人、廿一日三度合戰也、小笠原方仁科日置城主丸山

肥後守之伯父丸山筑前守大剛士也、小笠原次郎十六討取之云云、

廿二日、板垣勢二郎・日向大和与小笠原兵戰、

廿五日、晴信小諸勝陣、

五月朔日、長尾景虎帥軍士八千小県郡四内山城、景虎恐虎昌原勇而易軍

於矢沢奥、虎昌退軍三里、景虎自矢沢突岡出兵、押内山城向海野平云云、出

張於海野平與武田激逐一戰、武田不從、十日、景虎引兵還越後、

按、内山城内村可作、内山城佐久郡也、飯富靈城八百人云云、

八月、上州勢羽奈川迄押詰、近郷放火、此時大將安中越前守・和田・倉

ヶ野以下九頭率六千人、兼川此方和田城馬手於三寺尾合戰、上杉勢敗走、

欲攻安中・松井田両城、同六日自諏方小笠原出張注進有之、上州松陣云

云、武田晴信於上州移築方於軍、備小笠原、板垣勢二郎守上諭方、諸角豈

後五日守下諭方小城、

十九年庚戌三月、松井田城推詰之刻、木曾・小笠原諏方免向有注進、

同廿一日移諏方于軍、四月六日、陣結梗原、然景虎善光寺等在陣有注進、

晴信降陣馬場深志道捕切、桑原ヨリ出張有追合、景虎退去云云、

九月十五日、小笠原長時与晴信於保福寺小原町第一戰、長時敗北、

廿八日、景虎与晴信於海野平對陣、長坂左衛門守安瓦、保福寺御引、

上田過風宿牌、越後勢板木引、自廿八日十月十日之間追合度々有之、景

虎帰軍於辨切所、村上義清与長尾正景以下八備後殿云云、

十月十日、景虎帰越後、

十二月、諸國一里塙成、

二十一年辛亥二月廿八日、長坂為上諭方都代、

二月十二日、大膳大夫兼信濃守源晴信蓬髮号徳榮軒機山信玄、

天文二十年、自三月五日迄信州滞留、八月十月、伊奈・木曾・松本手遣、

山根村々放火、桔梗原迫合度々也、武田家戦而莫不勝云々。

二十一年壬子三月、長尾政景越前守三千人与甲兵戰時田、真田一徳斎・芦田下總・

栗原左衛門勝職功、小山田備中戰死、三月七日、景虎方小室押早引捕之

由、野沢於阿方注進云云、

八月十三日武田信玄拔刃屋原城、城主太田弥助長時家人討死、萩原弥右衛門

新合十度

武田云云

廿二年癸丑

卷之三

七五

十一

四
七

明倫

卷之三

年譜

三

文廿二年

十一

二九

人文廿三年

文陣茶白

人神兵一千備之，謀信不利，又以戰使欲攻虛空藏山城、棗岩寺，布下以下

通上杉故也、武田知謀謀、又備于之、同月十六日、上杉退去、其後武田擅西、於是四土伏謀云云。
六月廿八日、川中島諸城主願岸寺・依利・布下・和田四人伏謀。
八月二十六日、信玄下諭方免向・木曾口手遣、同九月、源揚降_{辰良重・後毛}。
弘治元年乙卯正月、洗馬并從者二百十三人於甲府一蓮寺説、_{小笠原・源洋・守忠}天文
_{十一年・甲府・伊豆・松尾・源洋・守忠}
三月七日、信玄出陣、本山・貴川・習井・麗子原亂入、四月三日、榮若
於萩原、栗原左兵衛_{昌重}多田淡路守之、五月六日、自萩原向河中島、與
謙信對陣_{日上}、上杉率兵去、○善光寺々家喪失、如米河中島移去。
八月廿二日、甘利左衛門為先駕襲御敷城、原隼人佐藤勝察地利開道隔山
行櫛、於是小木曾溝口數ヶ所之越難所而至御嶽城云云、栗原・飯富為先
鋒押陸于福島合戰、木曾義昌降參、本領安堵、木曾軍役相定二百騎、准
武田門業、
十一月、左馬頭義昌父子入甲府聽謫。
同年武田家攝木曾、千村備前守・山村新左衛門尉聽之、
一年丙辰三月、信玄伊那郡免向、
同月廿八日、上杉出張、_{寺内・信玄}信玄自伊奈向河中島_{源洋・日向}對陣、五月一日、
上杉退去、
六月、出馬于伊奈郡、松尾主小笠原攝都太夫降參、溝口・松島・黒河内・
垣生_{義次}・小田切・稻部・殿島・宮田等以下降參、或誅或平、
九月、坂西左衛門_{義高}一ノ瀬・知久・晴近等合二百騎、伊奈侍大將為秋
山伯耆守力、以伯耆為伊奈郡代、
同月、同郡松尾攝都助信頼_百・下条伊豆守信氏_{百五}・松岡右京亮_{五十}三人

定山縣三郎兵衛親直守刀、外先方二百騎附山縣同心、

十月、便小山田備中守尼飾城、春日源正并小幡山城、同又兵衛守海津城、

但尼飾主元信
右第門没取手

弘治三年丁巳三月、信玄上州向瀬水西上野諸守与北武藏諸守^二率二万人

戰龜尾、上杉方敗北、

四月十二日、自上州至河中島、與謙信對陣、五月下旬退去、○水内都拔

葛山城、小田切駿河守幸長被死、

八月、武田家上州箕輪免向、所々放火、

正觀町院百七

水奉十一
天正十九年

永祿元戊午五月十五日、武田与上杉會筑摩川大至方^{ヨリ}四五丁破和議、

同兩家對陣^{上田・御坂山}、七十日、^本上杉長沼村上渡越而、山根所々

放火至小市、同七月退散云云、

永祿二年己未二月、信玄出陣川中島、清野美作入道清受軒降、本領安堵、

去年三月通上杉改殊之云云、

須田跡式弟甚八郎勝之、為三十騎頭、同郡井上・高梨二士者沒收、^{金井}假報

第出釋、上杉萬
復保正攻之

下曾根、為小諸城代、

三月十八日、上杉河中島出張、^川四月十日退去、

六月武田松本出陣使嚴島・馬場・甘利攻飛彈國江馬常陸介・平湯筑前守等、而兩國界池尻築營、木曾衆長坂被築、三年庚申二月下旬、信玄駐井

沢着陣、

五月、秀佐久郡大日向五千貫於小幡尾張重貞、後攻捕上州南目榮城、^西

浦三ノ瀬
城攻所

今年於岩村田龍雲寺^{北畠和西江置}、一夏江湖、^增千人小宮山丹後奉之、
九月、高井郡鬼城落城、^{松井守昌}、^{少輔}、高坂三人伏誅、晴信以長子龍寶

十六、繼海野跡^八以五郎信盛^五繼仁科家、^{十五}以春日彌正經高坂家、

三月、背約越小田切亂入、鶴巣城有進見、川中島留陣、

六月、臨割城^{甲斐守}、^作。

八月十六日、上杉彈正大努輝虎入道謙信^{千人三}陣西条山、村上・本庄越前

守、安田上總介・須田・右衛門二千人屬之、

同月廿四日、信玄自浦野過猿馬場北茶磨山陣、五ヶ日對陣、同廿九日、

入海津城、同九ヶ日對陣、九月十日朝謙信屢代渡越燒捨山東河中島之原

^備、^云、
武田家斥浦野源之孟云、

九月十日、信玄義信与謙信大槻戰、信玄殆危武田左馬助信繁・彦三郎信

連・山本入道鬼・諸角豈後・初鹿野源五郎等戰死、信玄父子被創、然

向西条山諸卒驗死、遠追後勢之後、故謙信敗北云云、凡武田上杉諍信州、

至此十四年、都廿四年、而信州平均云云、

五年壬戌二月、為北条家松山免向、二月廿八日信玄過依路南久

^{水内}去年河中島合戰、小柴見^{郡内}、

通上杉家、依之更號原弥右衛門尉於善光寺^株之云云、

六月、諫方名跡時頤号伊奈四郎、守高遠城、安部五郎左衛門尉・小笠原

下總守・舍弟丹後守・秋山紀伊守・諫部右衛門尉・向山出雲守・小田切

孫右衛門尉・竹内五左衛門尉等八人從之云云、

八月、小幡山城卒、又兵衛相続、守海津城二丸、

六年癸亥正月、日向入道源藤齋於遠州懸川円福寺謁信虎云云、日向氏義和守

信洲

士、余地

二月、依路越至上州南目、上州取嶺城小傳曰、安中安中左、近東、松井田、安中島、西守

陸參、同十六日、松井田落城、於二廳城伊庵與平尾共合鐵云、

佐久郡平尾主也、始信支屬、後背之而松井田築城云。

三月、長野居城拔築、至此西上州七都屬武田家、筑城內築修理正昌

豐三百騎、七都之都代也、峯城小幡尾張守信定、安中左近進、松井田

城小宮山丹後守昌友、國守

七年四月、使山縣改飛彈十四代、江間常陸降參、

□活

源義采公

永祿八年乙丑正月、内城山城代嚴當伏誅、

同 望月卒、馬武田重氏弟相繼之改甚八、

六月、越中発向、木曾・真田隨兵、椎名肥前守松井田恭泰種降參、

閏八月廿八日、使馬斐美濃信房一百二十乘守真木島城、貢、按、椎名甚左衛

門尉把頭・江間常陸介等相備也、

十二月二日、小幡又兵衛許海津二丸守衛、以其伯父亦左衛門易之、城守、

九年丙寅正月、信玄任大僧正、

七月、上州和田城合戰、

八月、信玄後詰、

閏八月二日、箕輪在陣余日新田守、足利筋放火、伊奈・松本兼隨之、

十年丁卯十月、武田北条畠上州戦勝城、

同月、海津高坂越後乱入、至光明山燒、於是上杉畠軍於北越、十月武田

太郎義信自害、死

十五代

源義昭公

水祿十一年戊辰、今川与北条謀禁運送糧於甲・信・上三国、於是武田分國

谷下塙、上杉正送塙義教之、

五月、武田・今川確執、

同年若邑田北高和尚使北越、和儀不成、

十一月、信玄築水部長沼城、使原与左衛門・市川梅印各以十騎五十人居

之、山邊蘿摩守・赤沢遠江守主、兩人據守之、同月、武田信勝生、

十二月六日、信玄率甲・信・上三ヶ国勢二万五千人、駿河國亂入、氏真

敗北、

此年第久野城、

十二年正月十八日、北条氏康率四万五千人、於駿州武田与对陣、山県・相

太将一千五百騎、押掛川・田中等、同月下旬、為上杉使高坂燒河中島城、米、

武田北条對陣自正月至四月廿九日九十三日、日夜追合、信玄奮勇攻清水城、

九子三右衛門討守之、

六月、甲・信・上率一万八千人出發于伊豆、駿河陣營宿津渡、

八月下旬、笛吹越小田原亂入、先陣芦田下野守・保科通正忠・源方五

郎・相木市兵衛・真田源太左衛門・會弟兵部丞昌輝、上州依田等隨之、

十月五日、武田於相州三增、與北条戰、得首三千二百六十九級、

十一月、率甲・信・上勢・伊豆・駿河、相模國界拔築々所城、深沢城主

出奔、北条左衛門太夫氏勝黄八幡之指物賜真田義二郎・一德齋末子也、

信玄

守

信玄

足柄 新庄 鹽屋 長久保 山中 弘國寺 善德寺 神田屋布 蒲原

駿府 花沢属武田

十三年庚午正月，筑田中城、江尻城等。

四月，取深沢城，氏政雖之不勝。

五月下旬，上杉長畠出張。

六月，信玄攻廣瀬城，上杉・北条率五万八千人對陣，兼信不戰而入軍於

北越。

同月，武田忍・深谷平。

同時上州山名与鹽屋間築城，望月甚八、友野介十郎守之。

永禄自十二年至十三年，東方客星現信州水内郡住

宿毛 安倍兵庫介占之。

相馬之伐 江

十三年七月，信玄率二万七千人駿州発向，氏政率三万八千人防戰，北条皆不利。

九月，武田上杉領大田切出張，所々放火。

十月，上杉上州出陣，武田瓶燒在陣追合。

永禄十三改元元龜元年、

十月三日，左京太夫平氏康卒，六十

茲年，德川家与武田柔局、織田・武田破和義、

十二月廿八日，高遠城主秋山晴近率二千余人，戰濱州于上村，首得四百

六十六級，時狀參・長篠・作手山_三降參。

元龜二年卒未

正月元日，信玄率三万六千人小田原出陣，北条乞和好，許之。舍弟安房

守氏邦為質，信玄許之，率清水・笠原・大藤三土燒、

二月，遠州発向。

三年、自伊奈西三河発向，所々開城、吉田城軍、

四年、下条伊豆守信氏為三州足助城番，浦野兵部為三州官營番手，兩人

赴三州。

九月，將軍家命信長薨去，使者來甲州、信玄葬之、同月，信長燒報山、

三年壬申、

正月，信玄欲營於長野之地、

四月、上杉謙信出張于川中島、伊奈四郎勝頼守防之、上杉退去、

同月，信玄越後亂入、至高山山燒、

十月、信玄與三河勢三日野對陣、

十二月廿二日、遠州味方原合戰、

四年癸酉、

正月、武田織田確執、同月三州野田藩城、此時武田信玄公威震三山、海

兩道、諸国各家応之、於是鎮欲入洛天下併吞、

元龜四年三月十五日、率勢拔於岩村城、信長率一万二千人發岐阜、馬場

美義守以八百人追討之、三月下旬、信玄遂欲攻吉田城、桑病卒于陣中、

時四月十二日、歲五十三、

信濃國一円領

武田晴信入道信玄

松代城

高坂源正忠昌信

小幡山城以十二驍助之、千貫

當時河内島高坂氏与力、

信濃國散在之諸士、所謂、

埴科郡兩宮_{七十}同星代越中_{十七}高井郡大室_{五十}同福內_{三十}須田甚八郎_{三十}栗

守氏邦為質、信玄許之、率清水・笠原・大藤三土燒、

二月、遠州発向。

十一月、信長勝頼不利、使勝由脫俗

正云云

同六年戊寅、

三月十三日、謙信病死、

同月、勝頼飯山在陣、

(一) 同月、勝頼殺上杉三郎、

同月、高坂猪台病死、

同九年辛巳、

三月廿三日、浦野右衛門死、高天神役也、

同十年壬午、

正月、木曾左馬頭義昌就濃州苗木遠山久兵衛、至岐阜乞降於信忠、信

忠悅、使平野助衛門馳至安土、告信長、信長曰、木曾者峻組之地也、若

敗後而困難所、則必不可有他援兵義、并求家老之人質固誓約可出兵云云、

平野歸岐阜復命、後日携苗木曾及其家老之質而至岐阜、

千村左京人源赴甲州、潤阿彌加賀而告義昌之叛心、同月、勝頼命武田

左馬助信義、仁科五郎信盛攻木曾、信義屢攻不克、

二月、勝頼出發于諏方、使今福筑前攻木曾城、木曾乞援兵於信長、

十二月、織田信忠率兵五万向木曾、信長帥兵七万人向伊奈口、金森五郎

八郎近帥三千人發飛州加之、德川家康公帥三万人出至駿州、北条氏政

帥三万人陣關東口、通援勢於信忠、於是信忠推兵入信州、

同月、伊奈城主下条伊豆守信氏、其氏族下条九兵衛密報、引入川尻肥前

守之兵於城中、依是信氏不能支遁去、下伊奈郡平夷、

同月、松尾城主小笠原持部助信義燒死、先是勝頼使日向大和守大島城、

仁科越前守飯田城、仁科五郎信盛守高遠城、又使小幡因幡・波田野源左

衛門救飯田、武田道遜軒・安中七郎三郎・小原丹後・依田能登致大島、

小山田備中・渡辺金太夫等救高遠、

(二) 小笠原下条降、而聞忠之為總督官、而敵軍屬味方者多、飯田城兵不戰

而逃去、因平八・森勝藏追擊之、

木曾義昌破今福之軍、獻首級信忠、屬恩舊於義昌、信忠又使織田源五長

益・津田孫十郎信次等加木曾、陣于桔梗原、信忠至飯田、道遜軒等恐懼

而避大島城逃出、日向大和欲死城中、家人撫之走、於是信忠移陣于大島

城、使毛利河内守秀賴・山尻肥前守重能守城、而信忠赴飯田、勝藏・平

八・掃部介為先駆、信・甲畏服者若干十也、然勝頼猶張陣於諏方、勸衆欲

奮戰、使家人等分守諸城、道遜軒逃帰甲府、与勝頼不通、信忠亦稱病不

預軍謀、時穴山叛而応家康軍、諸士聞之、捨勝頼皆引籠本領、勝頼於是

去諏方、備免而入甲州新府、

同三月三日、信忠進兵攻高遠城、先遣使僧持書入城、告曰、勝頼既去諏

方雖赴甲府、將士皆有武心、援吾在近而已、汝曹為護守城、速可降云云、

城主仁科議軍督、小山田備中曰、是敵欺我雲也、胡為懷大島・飯田之柔

弱手、一戰而死耳、即捕使僧切其耳鼻而追出、信忠大怒、則登高遠城中

陣貞治原、以小笠原為案內者、森勝藏・團平八・川尻肥前守・毛利河内

守越川向追手、信忠自向搦手、小山田備中力戰敗回、兵衛・信忠自指揮

兵士而急攻擊、勝藏等力鬪甚苦、小山田震勇歎討信忠、不成遂敗走入城、

仁科・小山田等以下皆戰死、城陷、斯首二千五百八十級、殘兵逃而帰甲

府、

同月信忠移陣於諏方、安中高島避城、馬場民部獻深志退去、織田源五長

益領二城大島・源志、

同月、高坂源五郎・諏方越中守賴義被殺、

天正十年壬午、

三月十五日、信長公至飯田農勝頼首、同十九日、公陣取方法靈寺、從兵

十萬騎也、

同月廿日、加賜筑摩・安曇二郡於木曾義昌、同日賜本領安堵之印於小笠

原信綱、

同月廿三日、使淹川左近守監一益兼領於佐久・小県二郡、

小幡城守道家彦八云云、

一益領上州、為關東管領、

同月廿九日、命川尻肥前守重義兼知於諏訪方郡、賜更級・高井・水内・埴科

四郡於森勝義長可、以下同、伊奈郡於毛利河内守秀賴、

按、川尻旧地濃州岩村五万石賜森勝丸、

四月十一日、森長一欲修海津城、時近境一揆蜂起、於是勘長沿表、長一

發三千兵討之、又拔大倉城、多得首級、信忠賜感書於長一、

五月、木曾義昌上洛、

六月、森長一・道家彦八・毛利河内守秀賴捨國退去、是當月二日、明智

光秀反逆、殺信長公父子、上方大亂也、

六月七日、米脚力于上州襲撃、告上方安一益、又告諸国人、為義助一益

而戰武威野、不利、於是分明退上州、

六月廿一日、自追分入小諸城五日備、廿六日、真田護送路次而出境、廿七

日、自源方至福島至濃州云云、

同月廿一日、淹川一益率一千人而至小諸、授城於芦田氏、廿七日一益請

方祝部出迎之、於是信州諸土所獻之人實五十三人返送之、廿八日一益會

義昌赴濃州、

天正十年壬午、

七月、北条氏直信州兵与自固合率五万五千人先向、乘取川中島、小幡、

真田屬之、

或云、真田平北条云云、

上杉景勝免五千兵、奪取川中島四郡、

北条氏直入甲州・佐久・小県二郡之兵屬之、時酒井左衛門・財次・大久

保七郎右衛門・忠世・岡部次郎右衛門・長盛等出諭方退甲州、与氏直夥兵合

戰、岡部以六百余人後殿一戰三十二ヶ度也、氏直退去、

七月九日、家康公至甲府、十八日、公前隊至諭方、依田信蕃屬之、先是

北条氏直治上州奪信州、從兵五万人云云、同月廿二日、諭方納忠要約屬氏

直、廿四日、夜氏直兵襲松平又七郎家信之陣、家信拒之、氏直退去、

廿六日、三州方設伏兵、殺北条兵數十人、同日家康公聽二郡於依田右衛

門尉信蕃、

上田城主真田安房守昌幸守備川家、先昌幸与信蕃以在好親、使信蕃招

之、昌幸曰、得墨畫為之驗、信蕃以中神君有許諾、使杉浦久藏賜書云云、

同月、松尾揚部介信蕃屬家康公、

九月廿一日、家康公遣曾根下野十騎・岡部次郎右衛門三十其外士三十

人為芦田小屋之加勢、○大久少事口通足、○西田江内通入

九月一日、高遠城主保科越前守正直頃酒井忠次屬德川家、時藤沢次郎頃

親者屬北条氏直、而同國伊奈郡柄篠箕輪鄉要害、保科攻之、三日遂拔城、

是叛攻之始也、

同月、伊奈郡小笠原掃部助・知久与左衛門・松岡刑部并護方・木曾服三

州、

時驥河田中令高力与左衛門押北条家云云。

九月、家康公命秀吉招正家・保科正直・源方頼忠、妻篠城攻、秀吉援兵遣助之、正家等聞解引退、城兵是ヲ迫、正面破タリ。

同年家康公命井伊直政御附与於信州諸士為与手、源方・伊奈郡波部・晴近・松岡・保科・松尾等六百騎云云、此時萬方・保科・松尾百五十騎所、波部・晴近四十騎・松岡八十騎。

同年、木曾・小笠原・真田等滅秀吉公、上洛、

十三年乙酉、

八月二日、大久保忠世・島居元忠・平岩吉吉・保科彌正・岡部弥次郎長盛・柴田七九郎重政・唐原一云・星代中守政信・昌吉・三枝平右衛門守勝

及信州源方頼忠・波部・大草・知久・久門・遠山・祝部・吉井・田等七千人襲上田城・八月、真田昌幸依拒公命也、城下堅石可敵フカマツヘ、源助・真田

父子突出防戦、置伏兵於深谷、与郷人等定合団合闘、故公軍不利退去、

十九日、源方与真田一戰、

廿日、諸将勦丸子城、真田亦出、海野押通於八重原下懶手白坂、忠世欲

戰之、諸将不同而止、岡部長盛率兵敗真田之軍、公既感焉於長盛、公差向井伊直政・松平康重人五千

廿四日、難对陣聞上杉景勝授上田、公兵追軍、忠世小諸城、保科・源方・下条・知久等在我船守真田表、

十二月、川石伯耆守康城、出奔於大坂、公使忠世攝三州、弟平助教相代守小諸城、

十一月廿九日、大地震、五畿内・東海・東山・北陸道神社仏閣民家數多崩、歿死者幾千人、明年至二月、

十二月三日、小笠原貞慶叛、神君・保科正直守高任城、改貞慶敗軍、

治承十五年(自大正十二年)至豐長五年、

豐臣秀吉公

信陽雜志 卷之廿八

(略)
佐久郡

岩村田

岳郡田、所謂大井之旧地也、伝曰、民家六千軒、四方五十余丁、亦不詳、何時、疑鎌倉治世後交易得四連利矣、先有建武攻戰、後有文明甲辰兵火、烏有井城、於是地始破、爾來入戰國、地勢広平不要害、遂易地小室起、以是天文中殆費、文禄・慶長遂失矣、元和・寛永以來浴國朝淳化、漸々兼落皮面、今存十一云、

至江戸三十九里

至小室二里半
至上田七里

至中府廿二里

至高田三十五里

大井庄

守護

平氏 未考

木曾左馬頭義仲

行焉、

四月十日、節度使十郎藏人下于信州、而木曾・岡田・平賀等之源氏伝説、

於是義仲勃起信州、國中悉忘之、

木曾義仲臣根井大輔太行親・同小赤太親直・同二郎行直等之有勇士、根井濱野氏也、按、大井・根井接地、疑濱野氏稱之乎、兼平軍謀云、

木曾義仲事跡出福島下、故略之、

吉沢好謙稿

伊木・津志・中村・村上・頬顎・高梨子・志賀・真壁・美濃植介等五子

余騎、又入信乃國、國司彌河中納言率軍兵加之、凡一万余騎陷大井城云、或法名瑞豐親公、

領主

或法名玉猪琳公 明德四年癸酉九月卒、

光矩或作光房、甲斐守光榮男、

応永七年、塙輪合戰、丸子陣、

城主

初名三郎氏 光模(秀) 挑光

領六万貫(或記云、由久郡上可四万貫久、小糸郡五萬、武州四千、上野郡邑部四千、三河郡飯沼、

五百廿、奥州一本、源、手代等事也、參照下綱、在國六千貫云云)、後、光長、行光、

或古政、一族之號、岩尾・長窪・矢島・兩小室・平賀・内山・耳取・根井・

安原・今井・和田・芦田・阿江木・志賀・平原・平尾・板鼻・手代塚・

依田衆等勤仕也、古良・久經・新良・生藤・對馬・船頭・依田右京亮、志賀紀房、船山京蕃等、

応永卅二年(或廿二)九月、鎌倉管領持氏朝臣免兵 常陸國賣小栗城、同十

月、小栗落城、時大井三郎敵持小栗孫五郎滿重之首獲之、此役惠良之鑿、

大井氏光・吉見伊予守時久・結城七郎左衛門尉氏朝・嫡子六郎時朝・叔父八郎久朝・小栗右衛門尉重英・木戸内匠介・桃井中務大輔・三浦介高

持・梶原義満守景定等各有戰功、

永享十年、公方持氏於鎌倉永安寺自發、殺其子義久於報國寺、上杉憲直、

一色直兼等之僕臣悉被誅、持氏二子春王丸・安王丸遁日光山、後、水草十三年、新威落

城南二子李子永壽王亦死于信州大井、三郎持光依為外戚也、新威落

文安元年(或翌)春、立永寿王為錄食主、初持氏之亂、其臣臣大井三郎持光抱持永壽王、通信源、人未知之、私保育茲歲至十五歲、於是大井持光守

長尾昌賢相議、欲說東土為之於鎌倉主、東國諸士肯之、議奏京師、迎永

隆死甲府、法名高台、

寿王於鎌倉元服、号足利成氏、世称御所、

一云、大井三郎於京師懃訴有年、文安二年春、依免許一時開愁眉、於

是奉詔下着于大井、五昼夜云云、持光閱八州馳羽檄、不日諸國大小名御

迎候、公方還住莫太之功專持光之出忠誠耳、(總)

或藏書云、持氏自害之時、託孤於村上賴清云云、

享德三年、成氏走古河、於是稱古河公方、文明三年、成氏走越州千葉、同十八年、成氏終沒落、法名教堂承公以上度大井卒年月、可見

城主

一実甲斐源氏一族、大膳大夫(秀)光禰生五千、大井禰正・大井宮内祐、

大井民部正・大井伊賀守・大井大和守等各佐佐

或記、寛正六年、載美作守、疑持光卒乎、

応仁元年、村上来戰大井原、城主屈甲州走、

文明二年、白甲州入部、

事跡不詳、

文安十六年、村上率一万二千人、襲大井、二月廿七日、放火、城遂陷、

城主降村上、或入小諸、

城主

父父子二代、自文明至天文年中、

大井刑部太夫貞隆

明応二年、以長澤氏統大井氏、軍役為千騎將、武田信虎欲侵地、屢難攻

戰、遂不降、而信玄時相枝、芦田等老臣諭相謀曰、貞隆若來于甲府則和

矣、貞隆既往焉、信玄因之不遣、遂取岩村田城、於茲家人屬信玄矣、貞

天正十一年、田ノ口開城、此時岩尾一城固守不拔、二月廿二日、松燒声
田兄弟攻之、信蕃・信幸兄弟當矢炮死、同三月二日、開城也、小瀧城主
大通等皆小諸去、

源主

芦田下總守康國

小室侍君

鶴河大納言忠長卿

慶長十九年七月、家督、同九月、大坂出陣、佐久郡郷土廿人隨之、
元和七年、賜上田城、至安父子二代目凡三十四年也、

御當家

芦田下總守康國

白元和八年

小室四万五千石

松平因幡守憲良

天正十一年三月二日、岩尾彈正開城去、同月大道寺開小諸城、於是依田
竹福丸・大久保忠世監之守城、信蕃・信忠如此、竹福丸時十四歲、初名

幸正、賜御諱字康國改、修理太夫、任下總守、領八万石或十二万石至云、
後軍役增八十石、

天正十八年五月、於上州根小屋横死、

持田村

黑岩城

荒城

伝云、天正中於岩村田築曾根城而備佐久一揆云云、是芦田家所築也、依田

肥前・友野小隼人全正齋・依田・松井等守之、抜、今謂荒城是也、

天正十八年三月、於相木谷一揆蜂起、芦田康国舍弟新六郎軍兵討之、時

伴野刑部於平林討死、

天正十八年七月、得替、移上州藤岡、

小室五万石

岩村田

事見小室下、

天正十八年十月、守之、

文禄年中、朝鮮役免兵、

慶長五年、上田役、淺野彌正長改陣于岩村田、後義州逆徒滅而後、大津

御著陣之由飛脚來而去之云、

小室侍君

仙石兵部少輔忠政

高一万六千石

内藤家

享保八年癸卯御入部

内藤家

高一万六千石

内藤家

自元禄十二年

内藤家

岩村田

内藤家

公領

内藤家

自天和二年

内藤家

御代官天羽七右衛門

内藤家

岩村田

内藤家

公領

内藤家

自元禄五年

内藤家

御代官太田作之進

内藤家

岩村田

内藤家

御代官高谷太兵衛

内藤家

解題

「信陽雑誌」吉沢好謙補

本書は信濃国の歴史と地理に関する事項を雜記している。信濃國諸説にはじまり、十郡の地誌を記し、次いで神代以来、江戸時代の延宝六年までの編年史を収め、諸藩及び諸城の沿革で終っている。二十巻以下の諸城の部は、宝歷三年に成った同郡の人瀬下敬忠の編著「千曲之真砂」と記載の体裁等同じで、千曲之真砂の方が更に詳細をきわめている。本書の脱稿が千曲之真砂に先立つこと十年程前であるので、この部に於いては、千曲之真砂が多く本書に掲げたと考えられる点が多い。

本書の特色というべきは、第十二巻から第十九巻に及んでいる編年史で、これは信濃史の嚆矢ともいべきものである。

本書は佐久郡の人吉沢好謙の編者で、同書の自序に依ると、延享元年（一七四四）に成ったものである。好謙については既に信濃地名考のこと

ろで紹介した通りである。

本書は、そのはじめの所に三十巻の目録を掲げてあるが、第一巻は埋城・形勝・風俗・祥異の部を欠き、第二巻より第十一巻に至る信濃国十郡の各郡別郷名・村里・山川・土産・製造・城池・神廟・仏刹・古蹟・氏族・文苑等に関するもの及び第十三巻と第三十巻は欠本となつて伝わっていない。

本書の伝写本は内閣文庫・高遠進徳館・丸山文庫等に所在するが、原本の所在は從来は不明であった。最近、佐久市赤岩の池田信一郎氏が伝來していることが判明し、本書の内容について不明の点も判明した。但し池田本は草稿本にして、巻一の外題・内題共に信陽雑記としながら、自序及び志目については信陽雑志とし、以下各巻の内題には信陽雑記としている等、錯謬未定の点が多い。これを志目等に依り、体裁を整えたのは中村元起で、同人校訂の内閣文庫本の奥書に、「明治八年九月下流 中村元起校」と記し、十八巻五冊本とし、跋文に「信陽雑志、錯雜混淆、誤説モ亦少カラズ、今茲、石川県本ヲ得テ再校補写シ、一々コレヲ目録ニ徵シ、其序次ヲ改正スル如比、唯十郡志、郡名解及氏族文苑等及第十三・第三十等石川県本共ニ亡失ス、惜ムベシ、明治九年十一月下流 中村元起再識」^①と記し、編成の趣旨等を詳記している。

池田本外何れも十八巻のみを収めているよりして、志目は著者の構想を予記したまでで、闕本十二巻は未だ筆者成稿せざるもののようにある。ここに収めた信陽雑志は、本文搜査は池田本に依り、篇の序次巻数は内閣文庫本に依つて流布本の体裁に従つた。

なお、高遠進徳館所蔵露原拾葉本は、中村元起校訂で内閣文庫本と全く同本である。

「新編信濃史料叢書」第一巻「信濃地名考」

信濃地名考貞〇〇

其北石原田是即磐余玉穗ノ宮の跡なるべし、石村通して石原となれり、
石村も通して岩村に作る、田は助にて後世例多し、●安原村落家宗安齋寺、
永享年中足利成氏生長の地、管領記に見えたり、住持は智鑑禪師
安永二年癸卯春

解題

「信濃地名考」

信濃地名考は吉沢好謙の著わすところである。好謙は宝永七年二月一日、信濃国佐久郡岩村田吉沢彦右衛門の三男として生れ、幼名を千之助、後半五郎といい好謙はその通称である。初め郡山と号し、後に鷗山と号した。

著わすところ四講叢書、信陽雜記等がある。信濃地名考は好謙晩年の著で、信濃全國に於ける地名の考證を主とし、國郡から旧頃・名勝・產物に及んでいる。地名の考證には時に附会の感もなくもないが、博く古書を涉獵したる該博な知識と独創的意見とには驚嘆すべきものがある。本書は、はじめ安永二年江戸書林須原屋市兵衛が木版本を出版したが、その原本となつたものは彰考館本である。

「新編信濃史料叢書」第九卷「千曲之真砂」

千曲之真砂卷六（貢一四八）

○岩村田館

自岩村田到江戸道規、三十八里廿六丁、大井源也。

此地大井氏旧地也、大井古城跡者自今ノ領東北方三町余有之、往昔大井

氏代々居之、
岩村田下記之。

領主高一万五千石

正勝者藤原姓、家紋壹分り藤、内藤仁兵衛忠政孫、式部少輔正次嫡男也、

元禄年中加恩一万石、
元禄六年今領一万六十石、七年甲戌三月為大坂京橋口御城番、八月八日卒、法名華樹院殿法號清伝大祥定門、
元禄廿一年八月七日、享水十八生、内藤仁左衛門、次子以下大坂御殿法號清伝大祥定門、同十二年八月五人合葬付、仁左衛門、松任長五立下式部少輔ト云云。

領主高一万六千石

正勝弟也、寛文三年癸卯生、幼名仁左衛門、貞享二年丙寅十一月十三日

整婚儀、元禄六年癸酉十二月廿八日叙從五位下任式部少輔、時三十一歳、

七年甲戌十月五日繼父遺跡、十二月十一日賜領朱印、
常州岩村田、後兼十六年癸未十月廿八日為大坂御城番、此時信州領地之内一万石於攝州地交易之、正

領主高一万五千石

正勝弟也、寛文三年癸卯生、幼名仁左衛門、貞享二年丙寅十一月十三日

整婚儀、元禄六年癸酉十二月廿八日叙從五位下任式部少輔、時三十一歳、

七年甲戌十月五日繼父遺跡、十二月十一日賜領朱印、
常州岩村田、後兼十六年癸未十月廿八日為大坂御城番、此時信州領地之内一万石於攝州地交易之、正

領主高一万五千石

正友長男也、宝永二年乙酉生于東武神田館、幼名仁左衛門、正徳元年辛卯

十一月繼父遺跡、名改式部、時七歳、此時配分子舍弟平八郎正直千石、

享保二年丁酉九月十八日始奉挂闈、將軍家、十二月廿八日叙從五位下任下

居士、
内藤下継守正敬。

○佐久郡

大井城

建武二年乙亥十一月八日、大將軍中務卿親王、
次行數多発向東國、略之。同日攝手
大將軍大管宮源正伊宮・潤院左衛門督實世、
中侍二・八江田修理亮行義、大體右京大夫氏長、
中是等為宗從侍都合其勢五千余騎、自黒田宿歷東山道、信濃國ニ入ケレハ、當國ノ國司堀河中納言二千余騎ニテ馳加ル、其勢ヲ合

地属佐久郡

正敬長男也、享保十八年辛丑五月生于神田館、幼名仁左衛門、延享元年甲子十月元服、三年丙寅十月十五日繼亡父遺跡、寶延元年戊辰十二月廿八日

叙從五位下任美濃守、寛延三年庚午三月岩村田館地依舊擴張、建立新館地、

六月下旬普請完成、七月十三日入部、宝曆元年辛未八月為大坂加蕃、二年壬申八月武神田館、十一月搬岩村田館、六年丙子四月為日光山御祭

禮奉行、十一年辛巳九月再為日光山御祭奉行、明和七年庚寅閏六月十八日

於十東武神田館死、行年三十八歳、法名天眼院殿明譽了義大居士、
葬小石川無量院。

領主高一万五千石

正第二男也、舍兄式部先父歿、依之難家齋、
昭和十六年六月十二日、享年一百一十六岁。

曆八年戊寅五月生于神田館、幼名秀之助、明和七年庚寅九月十日相続亡父

道祐、安永九年壬辰十二月朔日往關野軍家、同月十八日叙從五位下志摩

守、四年乙未三月廿二日入部、

内藤志摩守正興

内藤下継守正敬

正第三男也、舍兄式部先父歿、依之難家齋、
昭和十六年六月十二日、享年一百一十六岁。

曆八年戊寅五月生于神田館、幼名秀之助、明和七年庚寅九月十日相続亡父

道祐、安永九年壬辰十二月朔日往關野軍家、同月十八日叙從五位下志摩

守、四年乙未三月廿二日入部、

千曲之真砂前編卷八（貢一九九）

テ万余騎、大井城ヲ賣落シテ、同時ニ鎌倉ヘ寄ント、大手ノ相國ヲ待居タリト云。

云。

卷目覽之

或說曰、此大井城ハ非岩村田、小諸邊ノ事也ト云。又曰、是非信州美濃

大井也ト云。

△按、二説トモニ不可然、既大平記ニ信濃國ニ入ケレハト有ニテ可知、今

岩村田里老明暦年中筆記セル物ニモ、先記大永年中ト有テ、大井城建武二年十月兵火落城ト有、是可信者也、尤大平記ト八月少シ相違難有、先ハ宋記ト見ニ、此大井城ハ岩村田ニ決定スル域、見聞私記曰、文治三年二月關東御知行國々之内乃貢未濟之庄々注文、同三月十二日到來御所、尤下總・越後・信濃三ヶ國也、時一桑原余田前川原中自是時代年久掘河

家領信州ト見ニ、外無所見、

岩村田城

千曲之真砂前編卷八（貞二二二）

天正十一年癸未、城主大井雅泰助降、御当家、往昔建武年中落城、大井古城也、建武二年落城兵火ト云、岩村田古老明暦年中筆記載之、大永年中笔記出之トア記所載、永享十一年二月織田管領足利持氏、義久父子自害之後、二男春王、三男安王結城築城、嘉吉元年四月十六日結城落城、春王兄弟被虜、於濃州垂井被謀、延喜元年四男水寿王靈遂テ赴信濃、信濃大井越前守持光許、初名三井氏、是因縁母方也、

古老伝曰、水寿王赴信州大井持光、福井安原村法輪山安養寺、清家今其大井氏族歟、武田ト与諭訪、小笠原甲、信濃羽沢合戦之時、為謀者、許

テ小笠原長時方為返志、種々以計策竟ニ漸次合戦得大利、其後北条与武田于駿州蒲原合戦之時、岩村田源太左衛門強弓有譽者也、預所足利十五人トモニ免矢、北条新三郎碌陳得勝利ト有、可為大井氏、名乗家統不見、

有、今為荒廃、只鳳栖軒一院存而已、於今宝物多有之、後歷五年、文

安二年乙丑大井持光催東諸士、愁訴京都得軍事、水寿王自信州迎取錄

倉、称御所、則元服号左兵衛督成氏、因此大功、大井持光威勢震國內、

云曰、大井持光稱男大井美作守光照、私云、著者舊名不可考、只知名曲已

之、後改大膳太夫、是ニ在五子、応仁・文明年中人也、長男岩尾彈正貞晴、

二男根々井宮内少輔、三男耳取民部少輔信直、四男小諸伊賀守光忠、本

作通五男武石大和守信庶也、光忠文安・享禄之頃、小諸与岩村田兼領ト

云、此子孫記載紛々トシテ難筆記、自文明十六年住居小諸字登坂、長享

元年丁未今移居本町ト云、自文明十六年、岩村田為村上領、自天文六七

年為武田領、天正十年壬午至城主大井雅泰助ト云、名乗不記、大井光生遺

云、孫ト云云、然ト云不知一説大井信濃守ト云者、年代不記自其十二代孫大井美作守信貞ト云者、年代不記

生五子、第一子同上一説大井彌正次郎義長者有岩村田中興也、後住岩尾、是生五子、長男岩村田民部、二男岩尾彌正、三男耳取、四男武石、五男

下河原ト云、一説大井城守康元ト云者有、明応之頃人也、岩村田城主

也、又住下河原ニモト云、又曰、岩尾正系ト云有、右説ト大相違、岩

尾城所ニ出之、可見合、一説、大井朝光三代之後裔朝行ト云者住岩村田、

其甥甲斐守從弟駿河守、尾張守上野介、左近守監等何レモ繁昌シテ住岩

村田、

軍備古記曰、岩村田源太ト云者、無双之勇士弓道達人也、并舌利口也、

大井氏族歟、武田ト与諭訪、小笠原甲、信濃羽沢合戦之時、為謀者、許

テ小笠原長時方為返志、種々以計策竟ニ漸次合戦得大利、其後北条与武

田于駿州蒲原合戦之時、岩村田源太左衛門強弓有譽者也、預所足利十五

人トモニ免矢、北条新三郎碌陳得勝利ト有、可為大井氏、名乗家統不見、

云。

△私曰、安養寺清家宗也、後深草帝勅願所開山者法燈國師勅諭正嚴答懶律師、往昔七堂伽藍也、今古寺跡一里余奥山ニ聳跡顯然、塔頭二十四ヶ寺

云。

○古寺傳曰、水寿王赴信州大井持光、福井安原村法輪山安養寺、清家今其

大井氏族歟、武田ト与諭訪、小笠原甲、信濃羽沢合戦之時、為謀者、許

テ小笠原長時方為返志、種々以計策竟ニ漸次合戦得大利、其後北条与武

田于駿州蒲原合戦之時、岩村田源太左衛門強弓有譽者也、預所足利十五

人トモニ免矢、北条新三郎碌陳得勝利ト有、可為大井氏、名乗家統不見、

追テ可尋記、

△私曰、都ヲ一郡之事岩村田・小諸・岩尾・耳取等ノ大井氏、又芦田・伴野・市川・望月・相木・与良・平尾・平原等其外諸氏系譜懇而遠慮之事有之故、詳ニ不能書記、其大概ヲ記而已、依出其説々、見人待参考也、為是非為非是事無シ、只待後詳而已、

或記曰、寛元年中岩村田領主大井又太郎光長ト云人有、是小笠原信謙守長清孫大井氏始祖大井七郎朝光謙男也、松原總銘ニモ其名出ルト云、

△私曰、佐久郡松原村藤島山神光寺謙訪社別當也、謙方上下大明神社領御朱印三十石、松原村一円自古守護不入也、社僧天台宗神光寺、社家數多末社許多、湖水有二、其外三重塔諸社諸堂広大、又絕景之地也、七不

思議等之事有、末卷記之、鐘銘曰、奉施入粗鐘一口(長四尺二寸、口二尺六寸)右志者為法界衆生往生也、弘安二年八月十五日、大勸進法阿弥陀仏、勸進說法二人、金鏡大燈佛源朝臣光良並諸旦那、大工伴長教白、信州佐久郡大井庄落合新善光寺云、又鐘ノフチ廻リニ切付有、寛元二年甲辰七月十日奉鍔写本師阿弥陀如來、同八月華鏡觀音勢至一光三尊金堂、建長元年己酉十

月三日不斷念仏始之、勸進法阿弥陀仏ト云、

上田軍記曰、大神君於甲州若狭子表、自八月北条氏直有對陣、安房守昌幸ハ、大神君之為御味方、信州岩村田之内乘取黒岩城、与依田右衛門左

義合、同十月出張上野碓水峠、北条家兵狼尽テ、無是非乞和引退ト云、今黒岩城跡不知其所、待參考、

編年集成曰、佐久郡岩村田牧沢城ト記之、此名今失其所、追可記之者也、

千曲之真砂前編八之卷終

墨附四十二町

解題

「千曲之真砂」瀬下敬忠　宝曆三年（一七五三）

千曲之真砂は、瀬下敬忠が宝曆三年（一七五三）三月編述したものである。敬忠は字を子信、通称を園右衛門といい、鶴巣・玉芝と号し、また、椎路庵・浮瓢子・鶴巣南軒等の号がある。敬忠は諱である。佐久郡三塚（現佐久）に住した。

父を瀬下源五右衛門敬豊といい、この地の豪農で里正を勤めた。敬忠は宝永六年の生れで、長じて父の職を襲いだが、岩村田藩主内藤氏に仕えて士席に列した。資性温厚閑達、幼より文学を嗜み、博学多識で、詩歌・俳諧から書画・謡曲等に通じ、邇く遠近の文士と交遊したが、とくに信濃国史の研究に熱中した。著すところ、千曲之真砂のほか、信濃佐久志・鶴巣反古枕等数十巻に及んだ。

敬忠は年七十に至って、家を嗣子源五右衛門敬雄に譲り、小県郡赤津村に隠居し、小庵を結び、極月楼と名付け、風月を友として余生を送つていたが、寛政元年（一七八九）六月四日、年八十一歳で歿した。

千曲之真砂は、原名を信濃志或は信濃雜記といい、千曲之真砂はその別名である。十巻から成り、一巻は信濃古史諸事についての解説、二巻は信濃の名所歌枕及び新名所を、三巻から六巻までは信濃国内の城及び城なし館並びに旗本役所の沿革等について、九・八巻は古城・攝上・若小屋等を郡別に掲げ記し、九巻は信濃国中の駅路間の行程などを詳記し、十巻は著者独特的の史論を記し、更に附録として、国内の怪異奇談を取めている。

「新編信濃史料叢書」第二卷「大塔物語」

(表紙)
「大塔物語 古事本」

大塔物語序

大而天下之治亂興衰、小而一事之得失成敗、非史不能觀固也、傍史之於正史、猶分支之于本流、正史本而傍史末、是亦不待論也、然而彼略而此詳、彼逸而此存者、間亦有之、此傍史之不可捨也、謹訪社大祝、金刺繡今井信古、故家也、多藏古寫書、內有大塔物語者、記述永中小笠原長秀、為信州守護事、嗚呼。

後小松喬之代、年紀雖遐、事跡難審、信州僻遠、載籍不具、且其抗命荷戈之家、率號斯滅、宗祀不存、當時信州擾亂之情狀、及著姓中族、頗有土地者之名姓、除此書外、絕不聞有記之者、雖小冊子哉、实可謂空谷足音矣、今井氏原本、寡陋頗多、成氏寃屈惜其歷年已久或至大霧也、懇請以腕写之、捐財鏹梓、以公諸世、好古之士其庶幾有取焉、

嘉永三年龍集庚戌秋九月

印文
加藤維藩撰
口
「維藩之印」
口

去心永七年庚辰九月廿四日、於信州更科郡布施鄉、合戰次第事矣、夫政者、天下奉平計略、國土安隱根源也、而近代御政務實煩共直而、都鄙悉令靜謐、上下誇無事、万民歌歎樂、然間、孰不責憲法之裁斷、孰不仰廉直之御成敗乎、

抑信濃國考、小笠原信義守長秀親父長基、祖父政長、代々為補任守護職也、長秀幕由籍經訴訟處、上裁既無相違、則賜安堵之御下文、懿心永七年七月三日賜御暇、立京都、同廿一日、令信州佐久郡下着、大井治部少輔光矩者、依為一門、先馳越于光矩之館、披御敕書、令詔合一國成敗之趣、同村上中務少輔滿信者、謂一家、依有內緣之儀、以使節經案內、其外伴野、平賀・田口・海野・望月・諏方・兩社・井上・高賀・須田、德國人不以使者触之、源家人々者、素云一族、且為上意問、不及是非之左右、爰大文字一揆人々者、為故敵、當敵上者、固思察、一切不用之、可申請別守護人旨、内々令評議舉、去程小笠原信義守長秀者、擬定吉日良辰、打入于善光寺、長秀其日出立、路次之行粧、旗々萬々、尚耀耀天、景勢擺擺、先一番舞攝頃、並長枝以下百合計兒統、其次毛々馬共五十疋計壹連、次重鎗箭卷、綫白木籠籠輪之弓、繩尾・繩尾・切生・中黑・鵝羽・鵝本白・鵝筆羽作矢伎負者百人、次以金銀為絆物朱炳鐵持百人、次白糸・赤綵・繩・洗革・小桜威等之色々筒九、白柄長刀持百人、其次真黑鵝毛馬、余長八寸飽大達、置金覆輪三松皮磨蠟綫、小房之鍼芝打長繩繩、那波綿白磨轉合質次、舍人五人牽之、凡此馬相好者、兩眼張鈴、兩耳芟竹、頭者如意、後者築山、股者星、頭者戴盤、頭懸持絆、目覆毛家門刺此、青銅良研滑、肩延々而海中如

似琵琶逆立、肢爪地拘勝馬、三長三短恐調、無一欠所、此馬前肢勾中、後肢彎突尾綱木、唯白沫、懸乘手、倚舍人、驕就風情、只驕驕騎弱之半漢也、次容顏美麗、豪爽常中間、童子五六十人、交腰羅錦之節、刷奇麗之衣裳、其次家子若竟三十餘人、神金銀作太刀、烈二行、真中長秀乘慶取、被服從前後左右、強力連者力者七八人、強儀推參之下部十余人、或折花裝束、或頭穿紅葉、色々思々出立、目樣負樓而昇上件壓取為鉢、偏誤上方出御之莊、恰治見物之諸人、莫不驚目也、其跡者騎馬也、前打者頓河云力阿弥酒世者也、此頓河云力者、面圓體而、其幹太矮、雖然、於洛中者名仁也、通駕者學侍從周阿斯之古碟、早歌者同斯波顧阿、会田彌正之尚流、物語者古山之孫河野之弟子、弁舌玄才者、鑄師匠程之上手也、又狂忽而、舞者催当座之興、歌者解座中之領、件金燒之頭巾試金盛、魚綯・桔梗葉・純子、色々小袖突耳根、所鑄片劍之胸被胡橫皮張報、無四度計打乘、以鑄扇局打鳴鞍山形、一声歌打行、誠究到底風情、言語道斷而不及是非之批判、今日見物者以頓河為規模、其次中河三郎・飯田左馬助入道・山寺五郎・武田上野守・於曾七郎・古米左近將監入道・下糸伊豆守・山中常陸守・赤穴但馬守・住吉五郎・伊豆木美作守・下枝尾張守・標葉若狭守・柳木五郎太郎・織戶肥後守・井深勘解由・鳴鹿式部丞・關豐後守・其外一族・外様人々・都合二百餘騎、皆家折之鳥帽子・冠文生襖帶、夏毛、秋二毛、船皮等行頭、白麻第番、綾白木之弓、野兔狼皮、雲霞皮等半負、鹿毛、栗毛、鵝毛、瓦毛・黑駿、連翅羣毛、雀雀毛、踏雪・月懸等毛々馬共、或被白鞍、蝶鞍、或直釣・虎皮等張鞍、思々乘連、真深茂打圓、中間・力者・小童出立云々想也、其中若殿原者、弓与暴目押取副、追出犬懸心、有馬掛出風情、或居連鶴兄鏡、有大呼懸心、其次居靈相好者、極白生、鷹頭清々似秋月、眼如明星、頭者戴盤、頭懸持絆、目覆毛家門刺此、青銅良研滑、肩延々而海中如

二岩指出、岩凌白豪月明而、三四之毛細、威光如大家、背似石難山之流、(參)

與羽取毛覺伏綫、淡衣之毛如浪之源、重鐵破鉛、保羽毛通綫、亂鼻立針、亂系亂疊糸、羽納亂翼之下、翡翠毛鷹爪、七並胡毛厚重如捲葉毛、設長毛無、輕短近來名翼也、昔之猶不足、見物諸人、著光寺南大門及著花川高島打燈子無所、凡善光等者、三因之靈場、生身弥陀淨土、日本國之津、門前城市、堂上如花、道俗男女、貴賤上下、恩々心々風流不遠毛舉、若駿原者、例目結十德、室町笠引鐵、有為口覆袴、或兒、若僧、中童子、戶隱山之若山臥有不行風情、或領城、白拍子、夜免之佛頭紅紫之色、染面變黃、此彼宿有藏所、又有由女房英雄者、笠襲之際、立忍美女之腰有變惡風情、其外異類異形之見物象如雲似霞、去程小笠原信州、打入于寺家、成安堵之恩、則定奉行人、宗大犯三ヶ条、立押貫、狼藉、蘭腰、早馬等之制札、任榜例令遍行諸人沙汰、然間、訴人国人群集差對面處、長秀会祝之様、不結紐、不帶扇、增而不及一獸之沙汰、偏公家之上緋、兒、領城之振舞也、緩急至極之間、嘲弄乘上下之人口、始終可然不見、凡仁義禮智信之五常者、以礼義為先見、雖然、長秀久被候公方、雖伺其法樣、(胸納非無)蹠之誤、益以其謂歟、爰大文字一揆之人々、未及是非左右、馳寄千疊寺、相談事子細、意見區衆能不定處、称津美漢入道津律、宮高下總守貞兼、相振云、所詮小笠原与當方取故戰防之築基、不暨隻角之談合、小笠原今度者、承上意、戴御教書、令下向之間、不对面者、且似奉畢諸公方、先試須遂对面、其後定守護役之外務非據之新儀、至于掠当方知行之領地者、厥時迫于弓矢事云、上聞尤可為潤色之儀云々、衆中頗耳側目、不及返答之處、根津宮内少輔時貞云、此儀乍云可然、始終可取弓矢考、对面頗無益也、其故者、姜鶴者不畜猫、牧獸者不育豺云有本文、小笠原与当方代々非父子之敵乎、長

秀持幕国者、惣国人之煩惱二揆之大事也、崎已達期者、後悔不可立先云々、

(參)是又道理至極見也、雖然、以前就穩便之儀、先可有对面之田、一揆評儀

事畢、去間、則致一獻之用意、送馬・太刀、各致慰敵之札、長秀開喜悅之眉、成一国平均之恩、既八月廿日余之事、臨西取期、地下之所務最中也、

河中島所々者、大崎村上當知行也、且跡非分押領、且寄事於守護之諸役、令入部致所務、是則小笠原滅亡之始也、惣國静謐之間者、宜以正直之策治

(參)訴詔之炳、挑憲法燈、宜照慈歎之闇鬼、忍住貧欲之心、背法令文、恣行非拋之強儻間、甘露乍要成雨、不實之所致非口惜事乎、去間、号國一揆、村

上滿信、佐久三家、大文字一揆之人々、内々触觸子細、各令同心、所々入部之便於、或追立、或討殺景社、弓矢手合、國翁制之始成、大井治部少輔

光矩、依有存子細、扣途中、其外国人徵合、取陣可及合戰行戲定已畢、村

上信滿者、九月三日、屯兵挾旗打立、相隨人々誰々、千田謂破守、飯沼四郎、風間宮内少輔、入山遠江守、寄相肥前守、兩宮孫五郎、生身大和守、

重富四郎、小島刑部少輔、飯野宮内少輔、横田美作守、広田掃部助、吉益

藏人、麻縫山城守、浦野式部丞、整合其勢五百余騎、打出屋代城、藤井岡車

陣、伴野・平賀・望月、桜井・高沼・津吉・小野沢、皆加一手、其勢七百

余騎上島取陣、海野宮内少輔奈義、舍弟中村弥平四郎、金田若下・大草・

飛賀留・田沢・塔原・深井・土肥、矢島以下引率、其勢三百余騎、山王堂

取陣、高梨薩摩守友尊者、橘子櫻原次郎、次男上条介四郎、江部山城・草間大藏、木島・吉田、皆間於始而、其勢五百余騎、二柄取陣、井上左馬助

光精者、舍弟遠江守・万年・小柳・布野・中侯、須田伊豆守、島津刑部少輔、各加一手、其勢五百余騎、千隈河々越取陣、大文字一揆の人々者仁科、

柳津・春日・香坂・宮高・西牧・落合・小田切・庄寺、其勢八百余騎、當

布施城後芳田崎石川取陣、各相分十一手方々取陣、恩々旗・笠駕・幕文社

題、一文字・二文字・三引兩・三引兩・木合・輪違・亂文・菱形・隼中・連鐵・裙襪・蝶丸・鶴丸・三葉柏・二本唐笠・三本松・天蓋・披風夕日之景・桂豆為鉢・吉英・如意・女郎花不異麗野風・長秀末寺軍家内談也・長秀云是者・舊福善寺家京都使使者・可申成他國勢狀・雖為小勢先可致一合戰欲云・飯田入道進出・不及合戰而往太不思寄・領馳擊決・想雄・免万死逢一生者・其時注進社面白云・皆々同此儀・九月廿三日其勢八百余騎・自寺家打出・犀河打渡・横田郡取陣・敵余目猛勢・守移于塙崎城・為待軍評餓・九月廿四日寅刻・自備田陣夜深打立・指麾騎早駒足・撲々打鳴・坂西次郎長岡・赤綾鏡卜同毛中緒・宿被毛馬有長五尺計乘任・懸江裙襪母衣・金同丸云重代太刀有六尺三寸四寸・舊横田押取陣・差露弓手衆・馳出于旗手前・鎧踏雲堆立上挙人音氣名・長秀被聞召候哉・敵勢者四千余騎・御方勢者八百余騎也・不可有牛角之戰・但見旧記・唐項羽・高祖之戰・古朝源平両家の譜・以小勢勝于多勢事不可勝計・南倭之月詩人歌之・立田・初瀬之花紅葉歌人知之云・屯得水界・虎靠山脈・合戰之丁者・附武者知物・長國愚謹代生弓矢家・並織其業・穴背・今日隨者・長國奉行・軍可下知仕云・長秀呵良々々哈・尤々謂聞・諸軍勢聞之・那不耻折臂嘆言・各成一騎当千之思・我先進・又長國進出・敵猛勢御方者小勢也・魚鱗鵠翼之行迹各若不劣意巨蟹・爰長秀馬廻之勢百五十騎計・号臺灣蘿一揆面・皆臺灣蘿薩於為網・凡於當國・源家・大文字一揆之人々・譖代無雙之勇士也・雖為田村・利仁・余吳・將門・致頼・保昌・及楚会・張良化現・對彼等無左右非可舍面・矧小笠原勢為林・可謂蠻鄉取斧立車・去程長秀松皮旗一束

惜々哉聞八百余騎真中・守塙崎城打程・夜者昂々明滅・自村上陣見之・舷邇陣中・或上直馬腹帝・或綿理表帶・脣脛不聞物鳴音・爰千謀岐守信標者・一番馬引寄飛駕・今日軍考・一國軍可爭鋒近來晴朗・我思兵驗進于信標・可顯太刀列金・手勢百四十騎計加達鹿鳴・放捕目之手・差拂手綱馳向・即後陣勢馳就・其勢八百余騎・上島之漁鳴打渡・馳着四宮・敵与御方互見合・時之声鼓鼙・大勢諸取々々・作震声響天地・搔草木・半時計不止鳴・驚動事否・旗・笠職・象形太刀影如磨尾花・似電光・人馬息不異放野火・去程村上勢之先陣・五騎・三騎・十騎・廿騎者不劣驕懈・小笠原勢内々行・並鐃捕切前・傾甲鐵・鑄返待懸・究竟足白共摺三十帖・雄羽逆被覽覽・蒐角捲着・馬足疑立攝燒處・長圍堆立上・須波哉吉云程・足白・野伏並橫燐誠立・真先只一手丸真深茂鰐慈・鷦鷯々馳雙・爰考打合・十分引取散々射程・鼻勢七・八騎失麻被射落・或被射馬太旗・或被射內甲・真勢内々行・並鐃捕切前・傾甲鐵・鑄返待懸・究竟足白共摺三十帖・雄羽突出・精兵手垂射手共百五六十人・手前々々走散堆立渡・矢比相付・指取引取散々射程・鼻勢七・八騎失麻被射落・或被射馬太旗・或被射內甲・真勢内々行・並鐃捕切前・傾甲鐵・鑄返待懸・究竟足白共摺三十帖・雄羽逆被覽覽・蒐角捲着・馬足疑立攝燒處・長圍堆立上・須波哉吉云程・足白・野伏並橫燐誠立・真先只一手丸真深茂鰐慈・鷦鷯々馳雙・爰考打合・十分入合・切被切・組被組・成水火争・良久煮開聞・有被被打落武者・有成爲立武者・互放馬共出来・轟々走散・轟々飛翔・此中坂西次郎長國者・荒馬乘大力・件六尺三寸金同丸持開・東西南北四難上下・無不当曲・十文字掛破・有表進裏・散々役程・千田讚岐守馬頭被打成残少・不堪發引退・總村上滿信・伴野平・平賀・田口成一手・不朝央入替・立黒燒・降血雨・半時計相戰・帥呼・矢叫・太刀背・雷狼不異百千之雷公鳴岩聲・去程小笠原勢不顧生死・定勝師・為大勢施・一陣破殘党不全・竚雲震起・虎鳴風立・長國被下知・越・手負者逃射向被相搏之・敵勢所押崩庄悽・散々役程・被立劍崩引退・村上溝信苟扁白體・白毫毛馬栗任・重代鬼號持・滿信有新返々下知之處・雨官与三生寺廿一歲名乘・甲打日歐形武者・五六度左右社還・誠可謂一騎

上意也、敵者凶徒也、豈仰天命盡不開運哉、三度日治定勝師、分捕、虜等之高名者、揚名於戰場、可謂德於末代、為討死惡者、直參拜魔王宮、奏累代弓箭之忠義、遠可延善報、然唐大宗切讐吸血戰士進死云、長秀今志全不可劣大宗、開運使者、蓋各無抽賞哉、正八幡御知見、於長秀者一足不可退、猶司慈祐虎威、為卿子撫噴、曉敵勢察之處、海野宮內少綱寺義、其勢三百余騎、又入營實戰、長秀馬廻之曼荼羅一揆百五十騎計、下立扇小旗橫幅、出曳戶相支、未決雌雄之局、究竟古武者七八十騎、裏通鷹技、真中押取籠、成火水攻禦、然間、海野勢不堪驅引退、小笠原勢乘勝、甲鐵、鎧付、馬三連散々叩、無透追脛、應野勢無情被追至千疊川、浮沉流行視、小旗、笠駕為鈴、昔平城天子御詠云、立田川紅葉亂流めり、渡は錦中哉絶なんと詠給、角競波思出風情也、小笠原勢等廢之非空驚鳥、散毛花、乍三軍打勝、乍時爭扣、雖然、長秀自身大事之手負、一騎當千之兵數百人討死、此上者存沒為何、今一節云仕、ノ理甲緒、仕小手綱向此手馳揚劍、究竟之足白共手接掠引留間、不心守塙崎引退、爰又高槻築广守友尋、井上、須田、島津以下、彼是五百余騎、真深茂聽應處、坂田、坂西、古米、櫛木以下其勢三百余騎、十分亘合、遂別五六度掛合大刀百點劍、半時計攻開、高槻橘子據原、白糸威壓卷、大黒雲逸物名馬乘間、通々馳走、坂西次郎長國与泥組、而馬失動落、長國力勝成鳥者、不落付取押擣頭、樟原郎等不討主、十余人落重同就討死、去程高槻勢不堪馳引、小笠原勢、大打勝、守大得旗手、欲馳移于塙崎城之處、大文字一揆之人々百余騎、荒勢而督泉、時声跋擊、不余不漏犯懲、海野、望月、須田、高槻、村上、乍云負餉、村要立警、大勢自方々馳懲間、偏矢為方、無力馳込大堵古要害、俄事其刃剪道木、結鹿垣、投屏、策々地、穿渠、上樓、昇々梯、相待後攻之勞、去程神家、大文字一揆、大手撮手堅方々、押取電取陣、四方攻口上城樓、統夜日責之、不

採月日神無月成、俄馳入事、城中兵糧無一粒、既欲及難死之間、飯田入道云業者、義祖八聲太郎義家、追討貞任・宗任之刻、於山中逢大雪、軍兵被責剝皮使死、干時義家獨其身脫而、又不飢、燒箭燒軍兵、無疾令帰落、其上周伯夷、飢未必賢、不如殺馬為食物、捨身命可待後攻之勢謀、被曳梓弱心、瘦臥下鹿共、馬引張劍殺切取肉、自口流血各噏之、嵐助霜寒折節、彼此舞集連、或吸血振戰有機、眼前鬼鬼畜生道是也、攻口之軍兵共各舉城樓、直下者其不憚、向上只喰馬計也、爰古米入道一人、廿一日空腹而不食之後優様也、去程、白羽飛雲山、奇冤走雲路間、十月十六日成、坂西次部云業者、亦々如何人々、我等今日左右廿一日空腹也、仍身力劣了、剩自害不可叶、又氣死事、當家之耻辱、後代之謗讟也、去來一問為自害、於然者、面々永可絕名字、各子共一人免忍落、其跡心安可切腹云々、皆々同此戰、古來入道子急得監、常帶入道病子下継守、各付汝等事、紛夜半忘於當城參塙崎、我等有跡長秀想奉語、可燃後直之鬱策、若於路次有自然事、必於死出山、三途河可追尋、全非扶汝等、只為想方便也云、彼等令聞、屢唱泪語兼苦、縱我等雖為沙門之姿、走入當城、可奉見前途、何況於焉矢取身乎、正奉見給可死觀、脫万死期永代事、生涯之瓦歎何事如之、云恰云拾遺遺惟谷話、古米、當葉被詰當道理、不及重言之處、長國巧言長嘆持宥、不及力向人續夜半忍出大堵城、無蒙走塙崎、長秀城中作法敷語中、長秀聞之、思錯事或共、憫然嗚呼宛、只咽淚計也、大塔者敬碑垂繩四方、日夜要心理果、難翔飛鳥、彼等可返還方便恩忌兮、失為方計也、而大井治部少輔光炬其勢五百余騎、途中扣丸子、敵身方之落居未定間、長秀遣使者、可預合力之由平難相謀、其返答不謀請、去程、大堵之人々者、若哉待相國之烽火处、曾思其狀無雲、然京極中納吉慶轉拂送淡路之遊女歌云、いかにせん烽火も今は立佐ぬ言もおよばぬ淡路島

と訣、今更被思出哀也、長秀浮世之理就々思過、電光朝露命、無常之風不吹程壁、活苦、抑膚脫、履刀尖抜給、境崩、赤尻但馬守御前有秉、走寄抱宿申、挑刀奉制止之、有旨暫但州被申吳者、古今皆謂武士之智、能者能々聞召、當初源平之間、平治二年、左馬頭義朝掛侍郎、達慶門戸、合戰給、尾張國智多郡住人、宇津美長田庄司被討給時、兵衛佐頼朝十三而、於比良町被生虜、令上洛、於清雲入道之前、既可被説之處、依八条池之尼上之申状、被遷流于伊豆國北条經小島、送廿一ヶ至之星露越、爰高雅文学上人捧院宣馳下北条、頼朝可有謀叛之企之由、再三奉勅之、頼朝令追討平家事、仮令如痴姫張網虎媚、雖然門學非直人、勸給上者任運天道、投身於國家可建立、而引率江馬北条、押著于山木館、討取兼隆、括籠于土肥杉山石橋邊、轄大庭三郎景近三千八百余騎押著于石橋山、散々賊戰、多勞無勢不叶而、

頼朝被打成半死七騎、境第雨之夜襲、闇々、被罷落木葉、伏木中秘続、提原平三景時、大庭手先懸成集、如何悲憤哉有舊、奉扶、是八幡大菩薩御影

向有乞覓、而自其被召御舟、押護安房国龟島、語東八ヶ国之傳、謂三年三月、奢平家一門追濱西海濱、奉天下於手輪給、偏存故社承、様々申慰、御自害止、就而、大塔人々心内社無斎、思飛鳥出、岩坂遠近林、急峻魚枯、只求斗升水、去間櫛木石見人道文武、二道之達人也、如何人々自害云矣、

嗟嘆去年今日此比、徳宗、大内通討之折筋成歌、都討死、上名於雲井、可成花落士身、今在相違國成、鄙土口惜、去來最最後歌詞、

苦哉數も都の花に別來て今日信義路乃露と消ぬる

と打詠、鹿十文字搔切北芒之露失、顛中尚留真、當棄人遺留、嫡子下能守謀落、次男五良・八良後等二人留宿城中、雖後悔千万、非可憾誰、未習陣頭之棲若者共、廿余日空腹、各失氣力、疲畢打仗、月落城樓霜冷終夜、常美入道、小共二人搔乘膝上、要錦笠驗、遮手防彼爭之寒、夜深人定物孤獨

任、來方行末思通少不寐、只喟忍音之泪、醒々而有辭、不被當日、古米入道見之、弥々如何常樂殿、汲一河流、宿一樹之陰、非一世之契、況汝与我新金芝蘭之昵既年久、今又同死後事先世之宿因不淺、而汝思子心切也、全非他上、同心之悲狀只在此事、吉々無勉于患、今者歸宿終正念、各令自害、可願同進之台諫云、常棄入道耶古米之心、押揮流淚、八郎弥々押驚云長者、無慙哉汝、去三月半比立出伊賀良庄時、母煩怪名残、兄二人之事者、厥成長不及菱角申、八郎事者未成人、出再不廢戰場之慣也、彼留置、自然之時可立御用由、長秀申給打靈雲作、余浮雲氣舊鶯云事之小不違、我等父子三人自害而送次第之信者、何計欵歎、其恨被想像、只今様見後悔之泪不隱故云、八郎流聲唏哉思劍、押揮落淚、數物不言而、然有本歌云、

陸奥のそこの浜なるうつは鳥子はやすかたのねをのみぞなく、
詠と說り、現尔々々無墨至鳥翅、親子恩愛悲者切留、矧於人輪哉、理至極之歎也、彼八郎者、此卒来伊賀良庄淨光明禪本坊剃髮有異、凡心操調和、

而如隨水器、剛柔進退、而似雲變風、芙蓉之畔、顯柔和之相、丹霞之脣成百媚、嫋嫋、窈窕容貞、蘿翠之鏡、青黛之眉、悉相調更無醜所、西施之顏色無恥所、而見人迷惑、聞者撫心、一寺之難愛、衆徒之逼仰在此事、去

三月中旬之比左右者、於後櫻本坊、嘗於閣案上、囁暖於唇邊、何詩歌管絃之道、太靈長人也、今度長秀頗諳下、為近習、被召具象社無由、彼八郎者、生年十三成業、屢有云集者、未知食歲候、去元豐二季、源九郎義經平家追討其刻、於攝津國渡部福島、梶原厚吉致逆憎之論、依詔遺恨、梶原厚吉虎

口之讒言、仍兄弟之御中不快、遂、起吾妻與給、文治五年潤四月中旬比、為鎌戸太郎藤原泰平被討給時、長崎之子竹童丸十三、而射武藏房弁喉喉咽、揚其名於未代、又去建保年中、和田義盛謀板之其關、古都兼忠三男篠次郎

十三、而射落花園又四郎、駒木魚不嫌小水、不痛洪水、觀花小蝶不厭大木、不撲小草、被晉敵御方、譽体由井打、揚名於靈井集社伝承、竹童丸・霸次郎全不可劣、今度父之御兵中、心安越死出山・三途河、可留名於永代、差勇乍云浮入江水鳥不安下為風情、打鳴呼心中被物象也、於戲有生者必滅、天人終不免五衰之悲、可怪可憐、八郎十三迴星羅者、只一垂之夢、似櫻花一日之榮、八郎留置古鄉母之事發思出、詠其方之空、先途程遠、馳思於雁山之夕雲、愁淚進心不被擊、心情恨、後會期遙也、那無一句之詩、八郎扇端角付與、故鄉在母猶子深、旅館無人暮雨飛。

世の中にさらぬ別はしけれと親ニ先立路ぞ悲

と打詠乍、人曰乃泣居、又坂西次郎長國者、心太優慢、而嗜文武之芸、隨分珍重男也、良等宮潤宮内左衛門、照近付、跡々如何承、弓失取身之習、為敵亡身事少不痛、乍去、懸心覚、留置伊賀良庄松寿丸之事也、当年至于七藏、日夜不放手、彼之事、當成莫矣之跡書誦、宮潤只嘆淚暫不言、悽猶恨、悲猶悲、老後子悲也、聞彼見是莫不催淚、長國次第之信書置集、

拂闇只在白雲外、滿日干戈暗戰塵

(續) 残おきし我古驛の松風は浦見やすらん又と間ねは

と書、暫不差賣筆、眺望古驛の方、雲水森茫春断愁絶、長國引咎心云無者、我等從自害而無證、去來成火燒鍋門怒、一同切出、遭逢于恩敵、為討死云、皆々尤同心、器々出立、開大手一戸張、亟而切出、神無月十七夜之事、臥待之月出難山端、無類于風雲、只如白日也、大手之一攻口者、弥津之越後守遠光固之、其一党淡路守貞幸、右京充宗直、同上總守貞信、三村孫三郎種貞、接井・別荷・小田中・史田・横尾・曲尾人々、不非隔間相戰、互ニコラヘス懸引退、又諷方勢者、有賀美深入道之存、其一党無畏況後守

泰時、上原・矢崎・古田、其外究竟宗軍兵相撲、三百余騎手滋相支有鬪間、城万之兵共或少討死、相殺兵士者、不省死生、殺人交、入乱、登避屏、鹿垣、我先騒動、潛漏水者留切濱、留入、剝々之、爰々殺、或被刃取着物、或赤裸絞廻、攻口之衆人共溢懸、以拂拂、藉臥、打倒、搔扒、翫頭細足投臥、振廻、喧嘩事、無云計、是物能々比、觀事阿防羅刹等鬼王共、依非人輕重、以鐵杖打磚事是不過見、自業自得有様、因果之報社無報、愛坂西次郎長國、黒革威筒丸、同毛申緒、自何輕氣出立、開握手戸張、喚叫裁出、擗手之攻口者、仁科彈正少弼盛房固之、同「堀野河守盛光、千国鬼八郎、沢戸五郎、總高、戸曾呂木、池田、庄科以下二百余騎相支、長國早懃之兵成、件金箇九柄中押取拂中、凸所由良々々頬、凹所飛良々々頬、不嫌烟谷脣縫、賣越、舉大音名乗者、遠聞音、近見日、泰清和天皇御苗裔羅三郎末孫、小笠原次郎長清、其子兵庫頭改長、次男坂西次郎長國生年廿一歲也、而内心入驚竊、當震雷之動、外嚙弓馬之追、不漠帷帽之謂、文武二道之珍重男、備会哉々々、喚稱、詔口之番武者共、大勢心得岸破地墳、張顯、長國攝敷之端武者共合、打拂損無證思、少萬所走上、跋扈蹕立處、仁科彈正少弼盛房、白糸鎧鎧ト毛申緒、直綱云重代太刀有無五尺三寸、汰平十文字渡合、要打撻、半時計青闘、未決勝負之魁、盛房手者大勢落重、真中押取梁、成水火之爭、其体似蠍聚繭之毒虫、長國、宮潤主從後と後差合、獨小膝傾甲鎧、向様追様、前後側平艇押付、任当、如手、角南、八ツ花形、亂文、菱形、額四立、颶返・水車、五色雲成一、散々仍程、被切立、大勢少成蓋足丸、長國少思成息、打拂曳却、搔粉塵間之月、涌走拔、欲一間金落之處、宮潤躊躇走進出來、城中人々奉始飯田殿、皆々打死候云、思様名社情、弓取之身而、見捨眼前之禿飯田殿、雖為強頭命生、全不可期千年

失、懸中、取分賞實、常棄入道最後也。彼等父子三人臨自害之前後、手与手取組、向西勝機取不捨之悲願、念弘唱高声、各打重自害、可憐哉也。五郎者廿一、八郎十三歲、於戲無相之月早歲、蠶頭寂滅理、其更難題尼闍哉、防難防弱見之及、厭難厭無常之風、凡耳目所触莫不憚、神無月十七夜事、時既屬初冬、草木皆含蕭索之色、紅葉隨風搖落、盛者必衰之觀念、世非是哉、諸行無常不一方、嗟嘆松柏顯霜後、貞臣知世危、八郎之心疾、無不營人、遠方近方便不知山中、常棄枝葉枯行、櫻葉下枝無殘胡蘿消、凡自害討死人、若誰々、飯田入道、古米入道、桜木石見入道、常棄入道父子三人、坂西次郎、標葉出羽守、同若狹守、赤沢駿河守、武田上野守、大井大藏蒸、開豊後守、鐵戸肥後守、下枝河内守、下条美作守、鳴海式部丞、井深勘解由左衛門、布施兵庫助、宇木、中島、駒沢、荒屋、醍醐白四郎、細富源四郎、大境中務、島津大藏、和田太郎、於利六郎、宮洞官内、櫻爪小三郎、落合三郎以下、總侍名字三百余人、雜人等死屍不遑置櫻、去間、明十月十八日、攻口之軍勢寅時打立、自身々々廻旋、死者取頭、半生者差留目、落行者打留、或有被截落財、或有被擗零股脣者、半生之者共彼此岐敷燒、押尾々々取首、言語道斷作法也、安善坂左馬亮入道宗繼、暫垂目、心中被思慕者、六道無外、只有眼前、弓矢取身之習、全非人上、偏源起自貧欲之心、皆誇名利、易消不省露命、愚而求百年矣未故也、借案之、愛着執心之惡人、冥途苦患又々如斯、今彼等之為鉢万両金非物數、甘從十輪之王位、不分厭可厭者安裝電泡之柄、捨而可捐者弓箭之恩縛道也、想念而、又馳趣下知、去間、善光寺妻戸時衆、同十念寺之型、大塔人既自苦聞召、急至于後、合戰庭之為林見廻給、不被當日作法也、昨日今日左右者、持美名數見上人々々、皆成屍在郊原、人馬骨肉散亂、驕野紅葉如飄風、蔓草染血似紅錦繡、綠辺親族之僧法師、或拾骨、或拘死骸為莊嚴啼泣事無限、前代未聞當世不見

之様也、左古人遺世於高山之月、匿身於竹林之雲、聞後見之人、此時不免心者、期何時哉、彼時未達、此彼落散屍共々取納、或或梢擅煙、或攀塚立卒都婆、各与十念、遍勸陀訖引援之願望利益之、至于無基形筆枕見收集、被送妻子力、爰接小路玉菊、花夷云遷女、此日來坂西次郎結伴夢、不忘其情、立出大塔尋彼死體、雨雷泣悲、奉尋時衆、懇取納、燭于普光寺、擴靈衣身、偏訪善聚集社、便珍重樓也、一首歌角計、

思きやかゝる豪傑に飯ねして長き夢路を歎くへしとは

既大塔要害落居之間、惣軍勢燕廿流計、據野風、引分十一手、差塙崎城探々打程、總差押取義取陣、城中小笠原長秀、赤沢對馬守、櫻美七郎、常葉下守、古米得監、飯沼六郎、赤須又三郎、中越備中守、松岡次郎、知久佐渡守、宮田大和守以下甲兵百五十有鼻共、去廿四日之合戰、各損手間、大略被疾、半死半生而無可立用様、長秀之淳沉又極之、然間、大井治部少輔尤危者、小笠原一家之家督也、非可見放、因又一同之二種也、不可有不同心、云恰云裕、進退惟谷問、打出丸子扣途中之處、小笠原及淳流之由有其聞、流草難捨之間、平押入令設合村上満信、致密策之上者、無是非引覽當陣、諸軍勢各引教方々舉、長秀無甲斐命計、雖被扶生光炬、更無可會会諸方便之間、則經海道今上洛云々、爰村上大文字一揆之人々々、憲虎口之魂訴、拂日安狀注連合第村上中務少輔滿信並大文字一揆之人數等、一同過暑中子細事、其状併、

右當國守護職事、小笠原信義守長秀、賤安堵之御下文、去七月廿一日、令下臣、致一國平均沙汰之策、無相違處、事於寄守護之譖役、掠譖代相伝之私領、行非礼之間、愁訴至極而、不因迄于合戰免也、是全非奉忽諾公方、若此參存奸曲者、正八幡大井之御罰、各可罷蒙候也、然則被逐下清瀧之御辺官者、亦可致忠節之旨、略言上如件、

則連上聞、不被差下島田通江入道由、御評定畢、爰留物貢、常業入道之妻女也、於大塔子息八郎書捨無墓筆花酒松房、自善光寺妻尸以時衆被送之、此時衆無幾程届伊賀良庄、常業旧宅見給、其為轉、早晚處被埋木葉、無跡付人、荒廢之林舍含露泣、庭前老松得風悲、行人之可住宿見加良、歎加爪音冷々、如夜闇電子箇中鳴、自打聞思合哀也、彼時衆立寄門前、尋案内、曉自内蓬髮霜新翁一人立出、則語子細問、翁迷入家中、八郎母角告、女房聞之、夢幻之心地而立出、時衆問事之次第、為忠信教之躰、少不言只唱泣、無慕見筆遊子、蟹海松房取出而取之、女房請取而押当貞、倒伏嗟嘆、歎悲事無云計、時衆暫在、合詣次第、最後之趣悲詔之、家中動盪、禿卑眉微有跡、絕比類、女房余無還願任、彼時衆為戒師奉被刺髮、苦衣弊身集社京、此時衆思懼、徐見世上之有様、世間出世一而不叶心、日夜朝暮触事隨緣莫不摧心、未捨身社啼、
古野山尚與深分人覽憂事不聞所有哉、
打詠矣、其往不帰善光寺、直高野山登、任身於旁陀引拔之苦願、曉迹於聖主達之靈、成仏得道遠非疑見、可然善知謹覗、左八郎之母不聽教之事、可忘共不覺、無甲斐命長柄、謂昨日今日暮飛鳥川、流草水底之月日漸積共、無可待子無可來親、空宿路許居為如何、
花ヌレハ身ヲ病ノ根ヲ絶テ町水有ラハイナントソ思フ

ト詠フ、三途瀬川先立跡ヲ尋フ、善光寺ヘコソ詣ケレ、山城ヤ古稀ノノ丸漢ニ住虫ノ、吾カラト喫思テ瓶方ノ海ヤ、衣か暗ツ外ニ見テ、泣ニキ伊弉ノ藤原分行ハ、日モ夕暮ノ達ノ音、聞モ悲キ身ノ聲、其夜ハ夢モ不結、又此宿ヲ立別、稻葉ノ山ノ峯生ル松トン聞ハ如何計心緒キ道ナラン、海士里ニ馬ハ有ト、君カ為ニ悽惨、歩行ニテ出ル旅ノ道、今日足引ノ山越テ、伊弉ノ藤原分行ハ、日モ夕暮ノ達ノ音、聞モ悲キ身ノ聲、其夜ハ夢モ不結、

尋案内、曉自内蓬髮霜新翁一人立出、則語子細問、翁迷入家中、八郎母角告、女房聞之、夢幻之心地而立出、時衆問事之次第、為忠信教之躰、少不言只唱泣、無慕見筆遊子、蟹海松房取出而取之、女房請取而押当貞、倒伏嗟嘆、歎悲事無云計、時衆暫在、合詣次第、最後之趣悲詔之、家中動盪、禿卑眉微有跡、絕比類、女房余無還願任、彼時衆為戒師奉被刺髮、苦衣弊身集社京、此時衆思懼、徐見世上之有様、世間出世一而不叶心、日夜朝暮触事隨緣莫不摧心、未捨身社啼、
古野山尚與深分人覽憂事不聞所有哉、
打詠矣、其往不帰善光寺、直高野山登、任身於旁陀引拔之苦願、曉迹於聖主達之靈、成仏得道遠非疑見、可然善知謹覗、左八郎之母不聽教之事、可忘共不覺、無甲斐命長柄、謂昨日今日暮飛鳥川、流草水底之月日漸積共、無可待子無可來親、空宿路許居為如何、
花ヌレハ身ヲ病ノ根ヲ絶テ町水有ラハイナントソ思フ

事問ハ、爰ニモリハ有坂ヤ、一夜留ノ飯枕、不明ト告ル島ヨリモ、吾コソ兼レ忍苦人、涙争フ袖ノ露、丸子ノ風モ近付ス、而テ又末ヲ詠レハ、嵐ニ煩フ浮霧ノ、時雨テ渡ル月影ハ、千曲ノ川ノサレ石、君ガ踏ケン跡ナラバ、形見ノ玉ト拾ハマシ、板木ノ宿ヲ打過ナ、西ヲ遙ニ見渡ハ、我心慰兼ツ更科ヤ、伯母捨山ノ廻旋ヤ、塙崎ニコソ着ニケレ、
あくがれてよるへも波の海士小舟婆塙崎にかゝる身そ婆ト詠フ、去程拜大塔、無墓尋跡、白骨新獲重塚有事都婆、間之常業之墓驗ト云、立寄心静名仏申、日来ノ眠、小夜寐覺空百共書誦詔共、山彦タニモ音セセス、無親不見子、只草庵々而露森々タリ、爰謹託ト歌有様、心中被想像真也、将泣々是ヲモ立別シ、自其直詣善光寺、伏拝生身孙陀、則成喪戸時衆、昼夜六時不忘、常業入道父子三人後生善所領註甚提照向、被訪與社難有様、爰香坂左馬助入道宗難、今度大塔之人、滅忘、銘心肝思淺葉、不及燔宅、自當障詣釋寺觀音、三七日通夜中、奉祈請道心堅固之心底、大慈大悲之誓願、半無其驗哉、則蒙様々夢想、宗難所願成就、子息刑部少輔議遺跡、令出家、登高野山、於萱屋堂三年數難行苦行、成全弘行者、修行諸國、令利益眾類、是併先因所願難有云云、可仰可信、真成事共也、
大塔物語了

文正元年内茂應鑑上句、諭方上社栗林五日市藏閱室而写之、文字可多誤誤、後見釋入侯者也、堯深法師七十一才、吉モ恩モ後代之形見也、念仏の一種にして、かつ説いていたをはらさりしころ、成沢寛経とひ来て、あるかたちをつばらに見ていひけらく、こは此事ありしより、七十年はか

りのほどに、うつしとれるにてそ有らむ、はた後人のさかしらせしもの
としも見えねば、今にしては、そのはつ子たち、漁の祖のことのあと考む
たつきの正史とこそおもほゆれ、故猶誤こなしなむのをと、はたここにを
さめてもいき、かくて此ほと、原昌言にあとらへて、文字のさま違へ
すうつし取しめ、板影人に委らせて、すり巻となせりとぞ、これが末つか
たに一言をとこひおこせぬ、おもハざりき、かゝるおもひよりあらむもの
とは、よしやさはれ、いなみいふへくもあらねば、そのよし一くたり書そ
へつ。

嘉永の四年といふとのきをひき 金刺の信古

附言

一 此書蓋沙門龜深所自書、文正紀元庚辰年七十一、距応永庚辰僅六十七
季、蓋其深襄於其幼時日鑒、及鶴谷所伝而記之、其為實錄不可疑也、

一 原本魯魚相望、武認不涉、且間有字書無有、怪異曰武字、欲存古文書
之真面目、不敢考究是正也、觀者勿尤其非
鍾粹之体焉、

一 此書墨痕及半体字、皆存而不刪、不欲毫措手於其間也、觀者勿尤其非
鍾粹之体焉、

一 応永庚辰至今四百五十年、大塔名既「」間之古老、無有知其遺踪所在
者、按更級都有地名大当者、隸二柳邑、蓋古大塔之地也、其他書中所載、
地名存否、氏族異同、略有考據、他日當俟其就緒以附錄之、辛亥之夏五
月朔丁亥之日、原昌信識、

解題

『大塔物語』著者不明

国人の反抗のため、信濃統治に失敗した室町幕府は、從来の守護小笠原氏を起用のほかなきことを察し、応永六年（一三九九）秋、小笠原長秀を守護職に補任した。

翌七年七月、長秀は符軍足利義満の御教書を奉じて善光寺に入部し、守護就任の披露をなし、一国成敗の政務を行なおうと、村上・高梨・井上・須田・島津等北信濃諸士および諭訪・佐久・小県の諸族・大文字一揆と称せられた仁科・春日・祢津・香坂氏等を召集した。その際の長秀の非礼の振舞いはいたく反感をかい、九月ついに更級郡布施郷にて小笠原勢と村上・仁科両氏を中心とする連合軍との間に紛争が起つた。長秀の本隊は激戦の末、辛うじて塩崎城に駆け入つたが、連絡を絶たれた小笠原勢の一隊はやむなく大塔の古要害にたてこもり、重囲のうちに独立無援廿日余、ついに力つき坂西長圓以下三百余人討死という痛ましい結末となつた。この合戦の模様を物語体に記された作者不明の原本を、七十一歳の僧充深なる人が、六十七年後の文正元年（一四六六）十月、諭訪上社栗林にて書きしたものが本書である。

この叢書の底本としたものは、諭訪社下社大祝金刺家にあつた充深書写の原本で、たまたま上田の成沢寛経に発見され、その甚しく虫ばめる様を憂い、懇請して譲りし、嘉永四年二月に覆刻したいわゆる成沢本である。

本書の体裁は表紙に『大塔物語 古摹本』とある四十五枚の袋綴りの和紙で、巻頭には加藤種蕃の序、巻末には所蔵者今井信古と原昌信の跋文を載せている。

続群書類從・史籍集覽・旧信濃史料叢書に収められたものは、いずれもこの成沢本である。なお、享禄一年香坂宗矩の記とする路原拾集所収の大塔記および大塔合戰記、その他大塔軍記・信州大塔軍記などは同系統の異本である。

「新編信濃史料叢書」第二卷 「信州大塔軍記」

此書何人ノ作レル書ナルヤ詳ナラス、其文ノ趣フ見ルニ、當時ノ人見聞ルマニ、ニ書シ、モノ、如思ハル、原書ハ當國伊奈郡中村ノ長清寺ニアリシヲ、何人カ^(主)享保ト云ヒシ年ノ頃写シテ藏メ置ル也、享保ト云フ年ノ十七年ニ、同郡飯島ノ邑飯島氏其ヲ再写シテ秘藏シ伝タルヲ今度写サ合タル也、

再三ノ伝写ニ誤ル所少カラス、故分明ナラサル字ハ原書ノマ、記シ置ヌ、原書ハ真草ノ字フ雅エテ書シモノナル故、別テモ明カナラサル所多シ、今墨セテ原書ノマ、フ書シ朱モテ是ヲ訂正ス、サレト此ハ必爾ナリト云フニアラス、唯子カ意ニ如斯セ有ムカト思ヘル所ニ書シ見タルナリ、敢テ他ニ示サムト云ニハアラス、

原書ハ真草ノ字混レリ、今度改テ真字ヲ用ニ、

亨和二年三月

譲訪
松沢義章

応永七年庚辰年九月廿四日、於信州更級郡布施鄉、合戰次第事矣、

夫政者、天下泰平計略、國土安穩根源也、然而近代御政務實罰直而、都鄙悉令靜謐、上下誇無事、萬民詠歎美、然間、孰不貴無法之裁斷、誰不徇直之成敗乎、抑信義者、小笠原信濃守・長秀達祖長清・祖父政長以來、代々所被補守護職也、因茲、長秀慕由緒、（詔）訴詔處、上我既無相違、則賜安堵御下文、応永七年七月三日給御製、立京都、同廿一日、令下信州佐久郡、

大井治部少輔光矩依為一門、先馳越于光相館、披御教書、令賤合一國成敗趣、于爰村上中務少輔滿信云一家、依內緣之義、先以使者經案内、其外伴野・平賀・田口・海野・朝月・粟訪・上高社・井上・須田・高梨等初、惣田人不殘以使者触之、源家之人（家）者、索云一族、且重上意、不及是非仔細、大文字一族之人々、為故敵當敵故、一切不用之、可申請別守護人之旨、内々令評議、去程、小笠原長秀、撰定吉日良辰、打入善光寺、長秀其日出立、

路次行班、魏々蕭々、燭羅蓬天、形勢松當、先一番鑄鐘懸、長持以下百合計昇統、其次毛々馬五十四卒通、次重繫之司、（詔）後白木靈籠之司、精尾、蠶尾、切生、中黑、鶴羽、翻下白、鶴黑羽作矢負者百人、次以金銀為鉢卷（詔）朱炳羅百人、其次白糸、赤綫、綿糸、洗草、小櫻綵等等、色々丸、白炳蓮刀持並而百人、次真黑鶴毛馬長八寸余絶太遲、金覆輪三松皮菱紋磨込螺絲、小房臘芝打長楓掛、那波鎧白唐營舍加次、舍人五人而率之、凡此馬相形、兩眼張鋒、兩耳支竹、頭如龍、後者筆山、鞍似_{（弓）}已逆立、鞍踏地均勝馬、三良三短悉調、無闇一所、此馬前段曳_{（鞍）}中、後段搖散、突尾輪木、喙白沫、懸牽手、倚舍人、曉曉風情、唯堅堅堅韌半漢也、其次空頭美麗、姿

不尋常中間、童五六十人、交被羅錦色節、剝_{（剥）}空頭裝步行、其次家子若竟

三十餘人、持金銀作太刀列二行、其中央長秀秉之、弘慶前後扈從左右、力

者七八十人、推參下部十人、折花翠束、（折）斧頭紅葉出立、色々思々体目櫻只

橫、昇上件選取為休、偏誤上方出立、云彼云是見物諸人、英云不驚目、

其次騎馬之前打領河法師道世者也、此頭阿、面只長拂而其体甚賤、雖然於洛中連歌名人也、學侍從周阿古体、早歌何歌訪歌阿、会田彈正向流、物語

古山珠阿勞弟子、（傳）苦宏才、勝御仰上手也、又狂忽舞、催當座舞、解座中體也、金襪之輩山篠盆羅、巧業色綾鷺子、色々小袖染耳根、所片飼胸、被

胡梳皮張鞍、無四度斗打樂、以鳴鶯局、打鳴鶯山形、一聲歌打行、寒究洞底風情、言語道断、不及是非批判、今日出立之見物頃阿為規模、其続而中

川三郎、飯田左馬介入道、山守五郎、武田上野介、於曾七郎、古米左近侍監入道、下条伊豆守、山中常陸介、赤武但馬守、住吉五郎、伊豆木美作守、

下枝張守、櫻葉若狹守、櫻置五島太郎、藏野肥後守、井深勘助出山、鳴海

式部、閑農後守、其外一族外様人々、都合二百余騎、皆打鳥帽子、狂文生

襖荷、夏毛、秋毛、熊皮等行服、筈卷腰白木弓、野鬼、猿皮、鹿皮等也、

又鹿毛、栗毛、精毛、瓦毛、黑板、連錢革毛、雲雀毛、船雪、月額等毛々

馬、被白練、繩絆、或瀛豹、虎反掌之板張、思々乘達、真深茂打田間、力者小笠出立迄云中々惠也、中若殿原、弓、目目押取爾、追出大慾心、有馬

掛出風情、或居連_{（通）}頭_{（通）}身_{（通）}有大呼掛風情、其次居應相頭、極白生、鑿頭清々

似月、眼如明星上哉聲、頭返持腰、目覆之毛家門刺庇、青臂長頭須、眉班々

海中如二岩指出、近來之名座居、見物諸人、善光寺南大門、蒼花河高皇、女、黃賤上下、思々風情、不遠毛革、異類異形見物如蟹似鷗、去櫻、小笠

原信濃守打入寺家、成安堵忠、則定奉行人、宋大犯三ヶ条、立押賣・狼藉・關道・卑馬等制札、任傍例令通行諸人沙汰也。然間、訴人群集而遂對面處、長秀会訟、不帶劍、不持扇、增不及一袖沙汰、偏公家上驚兒頃城振舞也。緩忘至極之儀、嘲弄乘上人口、始終可然共不見、凡仁義礼智信五常、以礼義為先、長秀久被候公方、雖何其法樣、顯驕奢非也、一蹶誤、蓋以其謂域、于爰大文字、一揆人々、未及是非左右、聽集釋寺、相談事子細、意見區々而衆議不定允、称津美濃入道法律、宮高下綱守貞兼、相賽云、所詮、小笠原与当方取結、故戰防戰機、則不及毛角談合、小笠原今度承上意我御教書、令下向聞、不对面者、且似奉候公方、先試遂^(對)謀、後定守護役之外、構非堤之新儀、掠当方之知行領地者、至其時動弓矢事、上間最可為潤色雲、衆中各煩耳側目、不及退答處、称津宮内少輔時貞云、此儀不可然、始終可取弓矢者、顛对面無益、其放養者不畜滿、牧放者不育村云有本文、小笠原当万代々非父祖之敵乎、長秀募国中、想國人煩、当一揆之大事也、鑄既遠亂者、後悔不可先立云、是又道理至極之意見也、雖然、先以總便之儀、可有对面之由、一揆評議事畢、去問、則調一獻之礼、勝馬、太刀、各致慰勅之礼、成一国平均恩、既八月廿日余事、臨西取之期、地下所務最中也、河中鳥所々者、大略村上當知行、且称非分押領地、唯寄事左右、守護諸役之外、入使所務、是則小笠原遠慮不足之次第也、暫國静謐之間、宜以正直藥、治訴訟病、挑憲法炮、照懲教聞所、忽任貴欲心、背法令文、恣行非夷間、甘露毒藥、所致不賢非口借事哉、然間、号国一揆、譖訖、佐久三家、與三家、大文字一揆人々、惣神家、源家、滋野人々、内々触遇子細、各合同心、所々入部使追立、或討殺社弓矢之手合也、大井治部少輔光矩、依存子細、扣渝中、其外国人等混合厚取、可合徵行議既定、村上満信者九月三日也兵奉旗对立、相隨人々、千田酒岐守、飯沼四郎、風間宮内少輔、

入山遠江守、寄相肥前守、雨宮孫五郎、生身大和守、重當四郎、小島刑部少輔、飯野宮内、横田美作守、広田掃部、吉益藏人、麻瀬山城守、浦野式部蒸、都合其勢五百余騎、屋代械打出、猿井岡陳取、伴野・平賀・田口・望月・桜井・高沼・洲吉・小野沢等、皆加一手、其勢七百余騎、上島陳取、海野宮内少輔幸義、舍弟中村平四郎、会田・岩下・大曾・光・田沢・塔原・深井・土肥・矢島以下引率、三百余騎、山王堂陣、高桑薩摩守友高八幡子柳原次郎、二男上条助四郎、江部・草間・木尾・吉田始、其勢三百余騎二柳原次郎、井上左馬介光輝、舍弟遠江守其外万年・小柳・布野・中尾・須田伊豆守・島津刑部少輔、各加一手、其勢五百余騎、千曲川織策取、大文字一揆人々、仁科・根津・春日・香坂・西牧・宮高・落合・小田切・小市・猪俣寺、其勢八百余騎、布施城後、芳田崎・石川織取、各十手相分、方今張旗、思旗笠縫・幕紋、拵業・一文字・二引・兩三引・兩木合・菱形・輪達・龜甲・通錢・稻溝・葵丸・福丸・三葉柏・三本松・天蓋櫻風・色々絞燈夕日影、拂瓦為体、桔梗・刈萱・女郎花、不異隱野風、小笠原長秀云、暫攝龍寺家、奏京都、可申請他國加勢城、又雖為小勢、先遂一戰可然試云、飯沼入道進出申様、不及合戰而往進者不思寄、影懸決雄雌、免万死遇一生、其時^(付)註進社面目也云、各同此儀、勢汰有而、八百余騎、九月廿三日、寺家打出、犀川渡、横田鷹取疎、數余日猛也、守透間塗崎城馳突、為待軍節評議、而九月廿四日寅冠、自横田陣、夜深打立、塗崎指單胸足、撲々打火、坂西次郎長國、赤糸織鎧^(同色甲縫)、宿直備毛云馬、長五尺計成、纏紅褶古母衣、金筒丸云太刀、六尺三寸四握有、膳中神取中、差拂雾胸手綱馳出旗手前、追詰張立上、大音聲而云様、長秀被聞召戰、敵勢四千余騎、身方機八百余騎也、不可成牛角之戰、但援見往記、唐项羽・高祖戰、吾觀源平兩家戰、以小勢勝多勢事、不可勝計、南樓月詩人既立田、泊漁花紅葉歌人

知，龍得水界，虎篡山脈，合戰圖式者社知者，長國忍生弓矢家，蓋其業統此言，今日前者，長國承軍奉行，可下知云、長秀可良々哈最々云，諸軍勢聞之，那不凡折臂之晦云，各成一騎当千思，我先進勇，長國云，敵猛勢殊方小勢也，魚鱗鷄翼行，(連)連在之，但走者不見倒地，欺敵者必亡云，若敵被追拒煩，見理可拒，敵擊身方鏑返，手綱手綱打取組可待排，異勢手繩一切，一勢弱類者治定勝頭，為成大勢辦，一陣謀殘克不全云，龍吟震起，虎嘯風起，長國彼下知，各不劣吾量豆制乎，爰長秀馬廻百五十騎計，号魯茶羅一衆，皆受荼羅為親，凡當國國家，大文字一揆人々，譖代無雙勇士，雖為村田，利仁，余吾持車，(武)知賴，保昌，或異國娶增，張良化現，對彼等無左右非可面副台，小笠原勢為体，可謂焰娘以斧向降車，去相，長秀松皮綬旗一流，恰々指四百余騎真中守，邊騎打退，夜白明渡，從村上陣見之，触险陣中，或々直馬鹿帶，或繡理表帶，蠶蠶不聞物鳴音，千田讚岐守信頼，一番馬引寄比多乘，今日軍事可爭鋒近來暗軍也，我思兵馳酒信頼，可顯太刀引金，(子)斗勢百四十五騎，如還頭領，放補弓(弓)手，着敵手綱馳向，繼而陳之勢馳走程，其勢八百余騎，上鳥櫛風打渡驗者四宮，敵与敵見合互經波勸學，大勢請取之，作亘時戶營天地，插草木，半時計鳴動事，(假)令如金翅鳥動國土，旗，笠驗，鏡形，太刀影，如舞尾花，似電光，人馬息不具放野火，去程，村上勢者從先陳五騎，十騎吾不劣掛掛，小笠原勢內々行，并繩揃切前，傾甲鑄鐵迎待懸，究竟足共橋三十三帖，雌羽突出，精兵手垂之射手百五六十人計，前走前推立，渡次矢相付，指取引取散久射程，鼻勢七八騎矢射落，或被射馬太腹，或內甲逆被穿穿，乘角捲着，馬足獨立攝煩煩，長國推立上告左右告云，足白野伏并橋端躍立，真先，一手丸貫茂駆懸通々駆並，岌岌苦合，十分入合，切被切組被組，成水火爭事，良久青開間，有被打落武者，有刺翻立武者，互放馬共出來，轟々走散，委焉飛翔，

竟名馬東、通駒並坂西次長國、無須組、兩馬之中動落、長國力勝、不落付取神、取頭、豫原即^(第)主、打セジト、十余騎落重間討討死、去裡、高勢勢引退、小笠原勢又打勝、守大旗旗、號移壇崎處、大文字一揆^(第)瓦勢八百余騎、時声動、不袖不漏旭船、海野、村上、須田、高麗、乍云、廣軍村雲立扣、大勢從方々驕懶、偏失為方、無力駄大卒古要害、俄事、其邊禦植木結鹿垣、埋屏築之地、穿牆上槽、異々相待後攻勢、去程源家、大文字一揆大手播手堅万々、押取鐵取陳、四方攻口上城櫓、統夜日責之、既送數日間、城中兵糧一粒無之、軍兵歎及餓死體也、飯田入道申様、義人織太郎義家、阿部貞任、宗任追罰之刻、於山中遭大雪、軍兵被賣飢寒、徒欲死、其時義家獨其身暖而不飢、燒胡鷄燒軍兵、殺馬為食助其飢、無恙令歸洛、其余周之伯夷飢未必賢、不如失、殺馬為食、統命後攻之勢可待云誰被曳弱心、瘦臥下良共、刺殺馬共誓欲縊命為体、眼前餓鬼蕃生是也、攻口軍兵共上城櫓、真下見下共不憚、向上唯噴馬計也、于安古米人道一人不食之、而廿一日空腹、角流死事當家耻辱、後代覆瓈也、去來子共一人冤忍落、我々者可切腹、示有老永可繼名字云、皆同此策、先古米入道、常要入道、各種子近付、汝等能々承、紛夜忍出當城、參塙崎、我々有様長秀怒爭話、可破後攻禦策、若又於路次、自然事有害、必於死出山三途川可追付、全非扶汝等、只為廻手便也云、彼等就々聞之、垂涙泪云、假我等難沙門委走入當城、可奉見前、況於弓矢取身乎、全不可幸見捨、永生恥恥也云、古米、常要被詰當道埋、進退蠻谷、不及言重、長國攻言援喧、不及力、兩人紛夜、忍出大塔城、無差走着塙崎、長秀城中作法懃語、長秀聞、思謀事共、茫然、嗚呼、唯唱淚計也、大塔敵陣、若輜四方、日夜要心理比、難翔飛鳥、彼等無可返還、燒、方便尽、悉失為方計也、大井治部少輔光矩、其勢五百余騎、途中於丸子故殊方落居未定間、長秀遣使者、可有合力之由、睡相持其遠答、不吉良

之、去程大格人々、思篤鳥欲出、不識遠近林欲、撇魚欲調斗升之水云、又打返案之、尺牘之脣唯為伸皎龍之鬚、為旧牒君載、相得塙崎柏圓烽火曾無其分、長秀思苦押膚弱、腰刀尖拔腹凜、赤足但馬守走寄抱留、拂刀制止之、拂弓箭武士之首、師勝負者、当初項羽、高祖之戰、吾朝之様源平兩家之間、平治二年合戰、不可勝計、雖然三年三月云、奢平家對治、舉天下掌內編存故也云累、長秀不及力、大塔人々唯一第思切並居、坂西次郎長國、心太優長、々嗜文武之姿、隨分珍重勇士也、大塔人々徒送日無益、去來成笑嘲破澗門怒、一同初出、遭盜敵打死セント云、皆々尤同心、竟々出立、十月十七日夜曉、開大手一木戸張、呼叫切出、大手一攻口、你津越後守速光固之、其一黨同伊賀守、同淡路守貞幸、同左京充宗直、同上郡介貞信、三村孫三節備重、同下野守、其外橘井、別府、小田中、宍田、曲尾一族外様人々、諫訪勢有質美浪入道生存、同應後守泰時、其外彼一党、次上原、矢崎、千野、神戸、大熊、金子、古田駿河守、都合其勢三百余騎、手連相支資糧間、城中兵共殘少討死、殘兵者不省死生、雜入交入乱、登越屏、鹿垣、我先築動、潛掘水井^(第)切濱、漏突入、剝突入、或被取苦物則、或成赤裸鞍廻所、攻口之雜人原道經、以碓舟轂打臥打倒、^(第)振驚頭提、細足投臥振舞、噠噠事無云國、比之物、歡卒阿幼羅利難何不碌云共、修羅舌患殊勝^(第)皮等自業自得為体、因果報社無報也、坂西次郎長國、黑革腰筒丸、ノ同色甲緒、自向生輕出立、開擗手戶張、鳴叫裁出、擗手攻口仁科正少弼盛房固之、屬彼手人々、駿河守盛光、同右馬亮、同彈正忠、同大藏少輔、矢口浮監、野口掃部、八町六部、其外源高、等々力・耳塙、振既、大和名、小和名、西山、柏原、細野、椿足、池田、庄科、矢原、草深、二重、宇留^(第)實、大日麗^(第)、千國鬼八郎、沢戸五郎、源森、中条以下、都合三百余騎相支、

長國究早惡之兵、件金筒九^(筋)冲拂取拂中、凸所由良之類、問所飛良之類、脚
不燃烟谷南越、登越、大音揚名乘乘者、遠者聞音、近者見目、悉清和天皇
後祖新羅三郎森光末集、小笠原次郎長清子兵庫頭政良、其長男坂西次郎長
困生廿一也、心入驚嘵營靈之勤、外疎弓馬、不迷^(懶)帷幄之策、文武二道
珍重勇、倚載之喚、攻口番武若共、心得大勞、岸破地隨襲騎、長國捲散、^(逸)
端武著兵互合、打物損無證思、少尚所走上、跋扈獨立所、仁科強正少弼盛
房白糸威嚴、鷦同色中堵、直綱云代々太刀五尺三寸有法手十文字渡合、菱
打追、半時責問未決勝負處、盛房手之者共大勢落重、直中押取柔、成水火、^(真)
其体似聚織之獲青虫、長國、宮源主從後^(向)後台、媚小妹係甲錠、向様追
樣、前後側手真甲押付、胸手、角南、八花形、亂文、菱形、僧四立、東方
返、水車、五色雲成一、雖任当致精力、多勞無勢不叶而討死、大塔人々飯
田、坂西、古木、當義始、一族外様宗軍兵等三百余人、雜人以下數百打死、^(也)
去程、十月十八日、攻口軍勢寅刻打立、自身之馳廻、死者取頭、半生者^(者)
留、香坂左馬介人道宗經、進而專下知、要害既落去之間、惣軍勢旗甘流、^(也)
引分十一手、守塙城^(也)打倒、總着押取鬼取頭、城中長秀、赤尻但馬
守、櫛葉七郎、常葉下總守、古米將監、藤沢右京亮、笠原中務丞、大島河内
守初春近人久、山田新左衛門尉、神村次郎、小井出^(也)此井^(也)不見、陸上守、^(也)
中越備中守、宮田大和守、上總伊豆守、片桐中務丞、同田島、幡島若狭守、^(也)
同田切五郎七、赤須孫三郎、大島丹後守、名子山城守等郷人^(也)、松蘭治
郎、牛牧、飯沼六郎、同黒田保次郎、座光寺河内守、吉田彈正忠、龍口次
郎、知久佐渡守等彼是百四十騎、廿四日合戰各持手間、城中有死人、半死
半生而無不蒙疵者、長秀浮沉極、于爰大井光矩、家督小笠原一案之、^(也)長
秀不可切腹云、因又一同之也、不可有同心云、以彼是進退各次第也、雖然打

出丸子、扣途中處、長秀及浮沉有其聞、波草難濟間、以談合村上壽策舉、
然間引罪當陳、長秀可雪会稽免無方便間、則海道令上洛云云、于爰村上、
大文字一揆人々、彌虎口讒訴、拂目安、令注進合戰次第、其文云、
村上中務少輔満信并大文字一揆人數等一同辨述署^(也)切レテ不見、
右當國守護職事、小笠原信義守長秀、賜安堵御下文、去七月廿一日令下國、
致一國平均均法条、相違無之矩、寄事於左右於守護諸役、捺詔代相伝之私
領、行非製之間、愁至極而、不圖所遂合戰也、是全非奉忽堵、公方、此
条存奸曲者、八幡大菩薩之御罰、各可蒙候、然則被着下清豐御代官者、弥
可忠節之旨、略言上如件、^(也)

月 日

則達上間、可被着下島田遠江守入道之由、御評定終ル、于爰香坂左馬入道
宗廟、今度大格作法付奪之、暫^(也)日禁精思案、六道無外、唯眼前取弓矢習
也、全非人上、偏源起自貴爲之必、皆誇名利、不省易消露命、愚而求百年
榮業故也、以後案之、愛着熱心、愚人冥途苦患又々如斯、見彼等爲體、非
万金物數、十善王位、不分、厭^(也)可^(也)者、表禮世界電泡^(也)、捨可指考弓矢忘
緣道也、打觀自當隕、直迄寶寺觀音、三七日過後、^(也)此次二字^(也)別切請道心堅
固、歎大悲弘誓^(也)、爭無其驗哉、則帶樣々夢想、宗廟諸願成就、子息刑
部少輔退跡恭護、其身令出家登高野山、先於小黑堂、三年致難行苦行、成
念弘行者、修行慧因、令利益群類併所酬先因、確有云云、可仰可信真成事

享禄二年八月十三日 写之。

解題

「信州大塔軍記」著者不明

信州大塔軍記は更級郡布施郷におこつた守護小笠原長秀と信濃国人との合戦を記録した大塔物語の異本で、この巻には諏訪の人松沢義章の書写本を収めた。享和二年三月の義章の序文によると、原書の著者は不明であるが、伊那郡中村の長清寺に伝えられていた享禄年間（一五二八—一五三二）ころの写本を、同郡飯島村の邑長飯島氏が享保十七年に再写して秘蔵し伝えたものとされる。

なお、その書写に際しては、再三の伝写による誤りが少なからず、文義も升えがたきところ数あるをもつて、もど長清寺本を底本として写したものと称する同郡飯田の小島氏蔵本をもつて照合している。

本書の体裁は、表紙に「大塔軍記 全」とあり、二十三枚袋綴りの草本で、現在は東筑摩郡本郷村大村の小平鼎氏の所蔵である。

「新編信濃史料叢書」十五卷

「長國寺殿御事譜稿」一頁二二二三

○滋野世記 天正十年八月、徳川家康公と北条氏政ト甲州若神子表ニテ合戰アリ、比時昌幸信州岩村田ノ内黒岩ト云城ヲ乗取、夫ヨリ碓氷嶺ヲ取切テ、依田信蕃ト同ク北条家兵根ノ通路ヲ絶ニヨリ、北条家ヨリ無事ヲ入信州・甲州則家康公ノ麾下ト成、

綱徳謹テ按ズルニ、數説異同アリ、此外本朝武林伝ニ大久保忠世・芦田下總守ニ説、下總守杉浦七藏ト共ニ御印臺ヲ持テ上田ニ來ルト云々、本朝三国志ニ大久保忠世・芦田下野守ニ説、杉浦久藏トモニ御印臺ヲ持テ上田ニ來ルトアリ、

小諸侯牧野氏藩士

太田彦右衛門所載

信州志賀一跡之改營、於遠州可相渡候、并遠島灰原郡八幡島、甲駿之内
関甚五兵衛知行之事

右今度真田房州一味之儀、其方以才覚著者之条、宛行之説、亦以此旨軍
功專一之狀如件、

天正十年
九月廿八日

東風古
御朱印

奉之、

日置五右衛門副殿

上包折懸上ニ

日置五右衛門副殿

御朱印模写

朱印

解題

「真田家御事蹟稿」

本書は、真田家初代一徳斎殿幸隆以下、信綱寺殿信綱、長國寺殿昌幸、大鋤院殿信政、円陽院殿信政と、信政の兄天桂院殿信吉、信吉の子伊賀守信達、及び昌幸の室寒松院殿、信之の室大蓮院殿、信之の弟左衛門佐信繁、その子大助幸昌に及ぶ数代の事蹟を、信急性のある古記録・古文獻・古文書を引いて編輯考証したものである。正編は六十二巻と、真田家小県郡在城當時關係のあった小県郡松尾城、佐久郡岩尾城のほか、上州沼田城・岩橋城をはじめ、大坂冬夏陣之図等統計十六本から成る。更にこれに、大鋤院殿統編八巻、天桂院殿統編一巻、円陽院殿統編二巻併せて十二巻及び附錄図松代城下図等三幅があつて、總巻七十三巻附錄図十九本から成る大著である。

本書の成立は、真田家八代目の英主真田幸貢が、始祖以来の事蹟につき雜説多く、而も虚妄の少くないのを知り、これを淘汰して眞実を後世に伝えるため、真田家事蹟の編輯を藩老河原綱徳に命じた。綱徳はその命を受けて、編纂に専従し、天保十四年十二月廿三日に至つて正編及び附錄図等を幸貢に献上した。同書上告文によると、編纂に六年を要し、更に仕上に三年を要し、併せて九年を要した。この間、藩老鍾原桐山貢忠は体裁等を勘定し、堤俊詮は検討など協力した。

正編完成後、綱徳は更に續編と編輯を続行したが、その業の終らないうちに歿した。このため同藩土坂島勝休が後を嗣いで続行するうち、明治五年五月十五日松代町大火によつて、綱徳の編纂した稿本は全部焼失したが、幸い、勝休のもとに所蔵していた稿本の一部が存してゐたので、勝休は、諸本を以つて校合を行い、ついに續編を完了し、その一部を真田家に献呈した。これが眞田御事蹟稿正編綱立の経緯である。

本書は、真田家に所蔵されて來たが、青表紙本と黄表紙本の二部あつて、何れも眞田文庫本として伝來したが、その一部黄表紙本正編七十三冊、附錄図一九本は眞田幸治氏の好意に依り、米山一政に譲られた。本巻に収めた眞田御事蹟稿は、同書原本により収録したものである。

眞田家初期の事蹟を知ることのできる他にない史料集で、眞田家に関する文書類は、殆んどその全部を収めており、今度始めて公表するもので、眞田氏研究には欠くことのできない良本である。

第四章 鎌倉時代

第一節 守護地頭

源賴朝軍府を鎌倉に聞くや、文治元年諸國に守護を置き、井匡に地頭を置き地方を治めしむ。小笠原長清信義の守護職に任せられ深志に居り全國を管す。子孫その職を世襲し、天文二十二年長時武田氏に滅さる。一まで十六世三百七十餘年伝承守護職たり。

北佐久郡の大部は大井庄と稱し八條院の莊園なり。信濃守護小笠原長清の七男大井太郎朝光、大井庄の地頭となり岩村田に居り、子孫各地に居住す。

卷之三

小笠原

○遠光 関ヶ原一ノ郎義守
長清 一郎正四位下
長經 太郎伊主利
長忠 信義守
長政 信義守

大辭大夫
医部司員子
卷五部
信義子
編二年算止
序

長氏 宗良 貞宗 永三年四月十一日生於新嘉坡 政長 長基

長秀
慈隱太夫信義守

漢志 潘慶守
長將 持長 大膳太夫
清宗 治宗 大膳太夫
長朝 民部大輔
貞朝

政
東

(居城) 但州佐久郡小諸錦糸より五十三里

合量一万四千五百四十六石五斗五升

永享十二年八月家老
寶德元年十月徵五位
信濃佐久郡大井庄田畝乃貞數未詳

光
大井
起家守
永享十二年八月家督、寶德元年十月從五位下
信濃佐久郡大井庄田畝乃員數未詳

時光	行光	朝行	大井小四郎	定光	廣光	大井升助
光泰 大井三郎	行時		大井右衛門	佐	義	喜

長光 大井太郎 信州佐久郡大井庄地頭
光長 大井太郎 弘治七年二月八日卒

第三節 大井氏

大井持光
（後出）
長士呂大井氏 戰國時代に至り岩尾に移る。

『桃源院寺記』

大井朝光 地頭となりて岩村田に居住してより、子孫各地に居住し、川東地方にその勢力を張れり。子孫の分派せる年代系図盛衰興亡詳にするを得ざれども岩村田小諸耳取岩尾の大井氏はその著しきものなり。左に大井氏の活動の状況を掲ぐべし。

岩村田大井氏

〔四隣譜〕

大井朝光 長清の七男にして岩村田に居る。承久の亂父子七人甲斐信濃五万人を率ひ中山道より上洛し、宇治川の戦に功あり。功によりて、大井庄に入る。嘉祥元年岩村田に卒す。

大井光長 朝光の長子なり。賴經・賴宗・尊の三代に仕ふ。七男あり、嫡大井彦太郎・持光・大室に住し、彌一郎・光泰・長壽に住し、三郎行光・家督を繼ぎ、又三郎行氏耳取に住す。其他森山又四郎宗光・平原六郎光盛、僧行信あり。

大井行光 岩村田に住す五男あり。嫡三郎太郎朝行家督を相續す。其他二郎・三郎・二郎・彌治郎・光宗・五郎宗行、相公あり。父卒去の後忽領職と争ひ鎌倉の訴論に及ぶ。

大井朝行 建武二年新田義貞東海道を攻下る。足利尊氏鎌倉にあり。挙手の大將には（中略）五千餘騎黒田宿より東山道を經て信濃國に入り、當國の國守源川中納言二千餘騎にて加はり勢合せて一万大井城を攻落し、同時に鎌倉へ入らんとす。

大井光榮 朝行の甥にして足利將軍に仕ふ。

大井光房 治部少輔、又光矩、應永七年鹽崎合戦の源丸子に肆す。

上野の境なる稚井山を越えて岩村田の宿に着給ふ。其後は大井伴野志賀平賀畠田内村の人々を守りける。次の日鎌倉駿三原へ御越あり離山の脛を通らせる給ふ折筋狐の鳴て走り通りければ襷原聞も歎す「淺間にはしたる驚きつかぬか」と口すさみけり。信濃國の住人海野大郎宰氏「忍ひても夜こそこうとはいふべき」と付けたりければ人々感じ合ける。

鎌倉駿御斜ならず折ふし御秘藏の御馬二匹引きしか、大黒小鶴毛とぞ呼れる連歌の引出物にて大黒をば、海野小鶴毛は襷原に歸りけ

正慶二年三月、行泰義貞に従ひ勤王。五月十一日高時の軍と小手義原に戰ふ。二十二日義貞の兵鎌倉に入る行泰力戦、閏七月藤島に戰ふ。大井行泰 元弘元年高時に從ひ、苦蘋及赤坂を攻め、十一月歸國。

第四節 賴朝狩・善光寺詔

建久四年四月源頼朝諸國の武士を率ひ鎌倉を渡し碓氷峠を越えて沓掛に至り、慈山の麓より上野國三原に至り、浅間山の麓に宿ること七日、上野を経て那須野の狩に向ふ。佐久の土大井伴野志賀平賀望月等これに隨ふ。

〔標注真本曾我物語〕鎌倉駿は諸國の武士共召具して、建久四年癸丑下旬鎌倉を出給し、化粧坂を打越え武藏國關戸の宿に着せ給ふ（中略）

る（中略）其後三原の守倉をも見んとて、三日間御逗留あり、淺間の荒雞山小松崎、那城、松原、年行、三子澤、神出山、奥部の松原宿宿幕持所々を狩ほどに興多くぞ出来るをおもひおもひに射留けり。されど助成時致が思ひには淮助經斗りを心にかけ盡は終日夜は終夜心に聞なくねらへども武田小笠原村上井上海野望月浦野更級仁科高梨の人々用心堅固隙なし、七箇日と申すに三原長倉の御狩も過ければ、上野國へ御越あり。大戸、岩水、三倉、室田、長野も狩くらし給ひつ：角田川をも打過ぎ大渡に着せ給ふ。

〔東蓋〕建久四年三月廿一日善院一通之釋者諸國被禁狩獵日數已驗通訖、仍將軍家爲覽下野國那須野信濃國三原等狩倉今日進殺給、自去比所被召聚馴狩獵之望也、其中令達弓馬又無御隔心之族被攬二十二人各令帶弓箭其外腰刀及馬騎不帶弓箭可爲踏馬衆之由被定所謂二十二人者江間七郎武田五郎加々美二郎里見太郎小山七郎下河邊庄司三浦大衛門駒和田左衛門尉千葉太郎樋原左衛門尉工藤小二郎新田四郎狩野介

宇佐美三郎土屋兵衛尉

〔大日本史料〕本條吾妻義に信濃國三原の事を載せたれども、頃朝のこの地を過ぐること見ることなきを以て詳ならず。又同書に三原を信濃國とふすも仁治三年三月二十五日の條には上野國三原莊と書せり。

蓋し其地に國の交界にあるを以てこの異同あるのみ。

建久八年原頼朝善光寺に參詣せんとて三月二十八日鎌倉を發し四月五日小諸に着し七日善光寺に着つ。十九日善光寺を發し一日前に宿し鎌倉に歸る。小笠原長清先驅たり。平賀義信親衛たり。海野幸氏小室太郎等これに隨ふ

〔信陽雜志〕建久八丁巳三月廿八日駿軍善光寺前隨之國人等小笠原長清海野幸氏慈濟清近訪訪盛源沼五郎宗政村上判官代基國村上七郎義貞仁科太郎小諸太郎也。廿八日加奈川泊、江戸大宮熊谷本庄松枝小諸泊。小諸太郎光兼髮屨翌四月六日善光寺御着七日御來堂、佛前寶物或砂金被物等被下僧衆に別有御布施八日近邊御巡檢同十九日善光寺御發駕也小諸泊。時小諸太郎駿馬光兼依爲老表於信州鷹御殿直宿在所

第五節 承久の變亂

承久の亂起るや國の武士宮方北條方に屬するものありて、天下騒然たり。佐久の士は多く北條氏に屬し、東山道の將武田信光の配下となり、東海道より京に上る。春日刑部貞幸の如きは知謀勝れ、泰時の急を救ひ覺中三、望月小四郎同三郎、大井次郎等又戰功あり。宮方に屬したるもののは極めて少く、僅に志賀五郎等あるのみ。

〔承久記〕さても東山道の大將軍武田五郎信光は國を立たれたる日は十死一生と云ふ惡日なりければ、跡に殘れる妻子をはじめ、各これを忌み憚り、明日出候へど諱められども信光はいさゝかも用るず。（中略）

すぐに行立ちち小笠原の人々をうちつれて上る程に市原と云ふ所にて院宣の御使を行合たり。武田小笠原の人々京方へ参れとの仰なり。小笠原二郎武田方へ使者を立て、この事いかくはからひ給り候や。長清はこの使を切てすとこそ存じ候へど云へ送られければ、信光もさう存すとて三人の御つかひを一人は急ぎ上りてこの赴を要せよと追ひ出し、二人は切て捨けるこう淺間しけれ。六月五日の暮方に是東山道の勢雲霞の如く大井の渡りへ着にけり。先武田五郎父子八人、小笠原二郎親子七人、遠山左衛門尉、諏訪小太郎、南浦太郎、浅

利太郎、平井三郎、同五郎、秋山太郎兄弟三人、津久井次郎、河野源次、小柳三郎、西寺三郎、有賀四郎、親子四人、逸見八道、壽の三郎、布施中務尉見かの中三、望月小四郎、同三郎、相津三郎、矢原太郎、越川三郎、小山由太郎、千野六郎、黒田刑部尉、大垣六郎、海野左衛門尉、これ等を始として、五万餘騎、川のはたに陣を取りたり。

【公式榮枯物語】大井次郎東海道の軍に屬す。

関東勢宇治川を渡らんとて一番一番と渡らんとし、七番に及びたれども皆流れ失せける、武藏守是を見て「春時が軍已に盡きてあたら侍を失ひけるよ、此上は命ながらひても何かせん」とて手縛をかひ継り川へ駆せ入らんとし玉ひけるを、信濃國住人春日刑部三郎貞幸と云ふもの、つとよりて御馬の口に取付引とくめ、戦の法は千騎が十騎となるまでも大將の謀によるとこそ承り候に況んやこれは味方の勢百分の一も失せぬに輕々しく大將の御命をはたさせ給はんことしかあるべからず。諸勢は君の安否旗しるしを守りてこそ頗りとするものを再三諫むれども更に聞入給はずして策にて貞幸が腕を打ち給ふ。貞幸にうたれても駕馬の口を放たずして是非に渡し給はんとならば甲冑をぬき給ふべし。皆人甲冑にひかれ水に溺るうて申せば、けにもやと思召しけん馬より下りて鎧の上帶解給ふ。其間に貞幸馬引奪て逃ければ武藏守力及ばずして止まりぬ。貞幸が謀にて大將の御命悪くしまします事鑑合に聞え義時不斜睨上野國にて七十餘町の所領を恩賞さる。

【承久軍物語】承久三年五月十四日あるんの御所よりむけらる大將はのとの守秀康、平九郎判官風義、少輔入道義廣、山城守廣潤、佐々木の彌太郎、はん官高重、筑前入道有則、間野の左衛門尉時通、下総の

前司盛禰、記後の前司有俊、筑後の左衛門右長、これらをはじめとし

て八百余騎にてむかひける。たかつちおもてにはせうまうありとてよはりけるを、判官これをきませうもうにはあらじ、ときのよする馬けぶりにてぞあるらんといひもはてねば、うんかのせいをしよせて時をとつとつくる。一はんにかけ出たるは平九郎判官がてのもの、信濃國の住人志賀の五郎とてくろかわおどしのよろひきて、あしけの馬にのつたるがまつきにすんで名のりける所をあつたの三郎よつ引てはなつ矢に馬のはらるさせけり。

第六節 最明寺時頼の巡國

北條泰時以來紀綱・稍弛み訟獄甚く起る。時頼諸國の吏或は私を挾み民を害するものあるを恐れ微服して遊倅となり、四方に問行して潛に風俗を察し、若し奸吏のために苦しめらるるものあれば、書を錄倉に傳へて正當に裁判を受くることを得しめたり。時頼信濃を過ぎ備へ人情風俗を視、人國記にその一辻を記せり。

【人國記】信濃の風俗は武士の風俗天下第一也。最百姓町人の風儀も其律義なると伊勢忠厚の風俗に五畿内を悉へたるよりも猶上なり、たまく露病成者有といへ共、夫も他國の如く形の人と云ふ程にはあらずして、たまく物語にも晦みの比興の事は之無、若比興の事を述べなす時は人皆是を惡で不交故、柔弱の人も後には義理を知りて國風と成なり。却て知恵も餘國よりは勝れたり。然も偏鄙の國なるが故、かたくへなきことも多しと覺、善十にして惡一の風儀なり。

第七節 佐久開發の傳說

佐久開發の年代は詳ならず。佐久開發記と稱するものあり。廣く民間に流布

して、これを信ずるものあれども、後世人の推測を記したものにして信じ難し。同書に載するところを年代順に排列して参考とす。

〔佐久開發記〕

佐久開發年代

古宿	天長元年	岩村田	天長六年	平原	元慶四年	安原	寛平八年
大諸	天慶三年	耳取	天慶三年	與良	天德元年	小田井	永觀二年
芦田	寛和二年	善坂	正暦五年	春日	治曆四年	望月	長治元年
森山	承久二年	寄掛	天永三年	駒込	天治二年	小諸	大治三年
矢島	長承三年	平尾	久安元年	中曾根	久安三年	市村	入道、同筑前司、妻庭、石谷、横子、落合、仁科、伊木津志、中村、
松井	承安三年	長上昌	承安四年	裴澤	壽永元年	八幡	村上、櫻庭、高葉、志賀、眞壁十郎、美濃櫻介助重、是等を宗徒の侍
新町	元應元年	蘿野	建久元年	山部	建久八年	志賀	二條中將爲冬、侍大蔵江田修理亮行義、大蔵左京大夫氏義、鶴津上総
岩尾	仁治元年	大沼	天和三年	塙原	康安元年	植名田	寿永二年
輕井澤	永和四年	追分	至德元年	御馬崎	嘉慶元年	横浪	天祐元年
					明德二年		

第二編歴史篇 第五章 吉野朝時代貢五二

〔太平記〕斯りける程に建武二年十一月八日新田左兵衛督義貞朝臣、朝敵討討の院宣を下し給ひ兵を召集し參内せらる。馬具誠に炎に勢ありて出立れたり。東海道は義貞大將となり諸國の大名三百二十餘人（小笠原信満守その中にあり）其勢都合六万七千騎、東山道の勢の後手なれば大將に三日引下りて都を立ちたり。其大將には先づ大智院宮、彈正尹宮、洞院右衛門督實、持明院兵衛督入道道應、國中將基隆、二條中將爲冬、侍大蔵江田修理亮行義、大蔵左京大夫氏義、鶴津上総入道、同筑前司、妻庭、石谷、横子、落合、仁科、伊木津志、中村、村上、櫻庭、高葉、志賀、眞壁十郎、美濃櫻介助重、是等を宗徒の侍として其勢合五千騎、黒田の宿より東山道を經て信濃に入りければ、當國の國司越河中納言二千餘騎にて馳せ加はり、其勢を合せて一万餘騎大井城を攻落して同時に鎌倉へ寄んと大手の相撲を持ちたりける。

第二項 新田義宗と佐久人の勤王

第一節 大井城陥落

第五章 吉野朝時代

建武中興の集中道にして貢へ、建武二年北條時行亂を起す。足利尊氏東征して鎌倉に攻め、御隱御天皇勅して尊良親王を關東管領とし、新田義貞を大將軍節度使とし親王を奉じて尊氏を討たしめ給ふ。義貞兵六万七千餘人を率ゐ、東海道より、大智院兵衛督正尹忠房親王は権中納言貞世等七千人を率ゐて別に東山道より進み給ふ。大井朝行大井城にあり、防ぎ戦ひたれども力及ばずして、大井城陥落する。

後村上天皇の正平四年、新田氏宗良親王を奉じて、上野國新田庄寺尾城に居る。近國の土來り集るもの多し。正平七年新田義宗上野に義兵を擧ぐ。佐久の諸士多くこれに加はる。波野吉守香坂高宗等その名著はる。義宗の兵武藏に出陣し、尊氏の軍小手指原に戦ひ、尊氏を追撃すること急なりしが、夜に至り義宗は後軍繼かず、兵少かりしかば久しく駐り難きを思ひ、暗に乘じて笛吹競に退く、更に兵を集め旗を保ちしに尊氏大軍を率ゐて來り攻む。義宗拒き戦ひて敗績し、遂に越後に逃る。宗良親王に士卒を添ひまゐらせ、諭訪に送らしむ。

〔信濃宮傳〕正平四年上野國新田庄寺尾城を築きて宮を居まいらせけるほどに近國の者共多く集りぬ。七年新田左兵衛佐義典武藏守右衛門、

義治、大江田式部大輔氏經等に謀し義兵を起し大軍を率して宮を奉し武藏國え打出足利尊氏と所々に戦ひける（宮は宗義一戦に御方打勝し）かば頼て鎌倉をも攻落して基氏を追出し、御方入替りける。義宗が尊氏と追打へして宮を大將軍になし奉り信濃國碓氷峠にて大に戰ひに數万の敵機はつて御方多く討れけり。御軍しきりに危かりしかば宮をは義宗はかりて世良田修理道親季等に記し士卒を添まいらせて信州策訪へ送らせ奉り義宗は越後國に遁れて時を伺ひける。

〔太平記〕新田武藏守は將軍の御軍に退散して石濱の合戦に本意を述べざりしかば、武藏國を前になし、越後信濃を後に當て、笛吹峠に陣を取りてぞおはしける。是を聞きて打よる人々には大江田式部大輔、

上杉民部大輔、尾澤八郎〔中略〕友野十郎、波野八郎、源洋小二郎、舍弟修理亮、神家一族三十五人、波野一族三十一人、都合二万餘騎、先朝第二宮上野親王を大將にて笛吹峠に打出つる。將軍小平義重合戦に事故なく石濱におはするよし聞えければ馳せ集りける人々には千葉介小山判官〔中略〕都合其勢八万餘騎新田の御陣へ駆せ参る。鎌倉には義典義治七千餘騎にて着到をつくろと聞ゆ。武藏には新田義宗、上杉民部大輔二万餘騎にて控へたりと聞ゆ。何處へ向ふべきと評定ありけるが、先づ勢の勢の勢ぬ前に大敵に打ち勝ちなれば鎌倉の小勢は敗はずして退散すべし、衆議一途に定りて將軍同二月廿五日石濱を立ちて武藏府に着へ給へば甲斐源氏武田隆義守〔中略〕都合二千餘騎にて馳せ参る。同二十八日將軍笛吹峠へ押し寄せて敵の陣を見給へば小松生ひ茂りて前に小川流れたる山の南を陣に取りて鎌の御旗打ち立て城には白旗中黒旗裏の葉桜の葉の紋書きたる旗共この數稱々たり。〔中略〕新田上杉遂に打ち負けて笛吹峠へぞ引き上りける〔中略〕夜に入

り兩陣共に引き退きて陣々に火を燒きたるに將軍の御陣を見渡せば四方五六里に及びて、銀鏡高くする夜に星を列ぬるが如くなり。笛吹峠を顧みれば月に消え行く螢火の山陰に變るに異ならず。義宗これを見給ひて終日の合戦に兵若干討れぬといへども是程迄陣の透くべしとは見えぬに葉の數のあまりにさびしく見ゆるは如何様勢の落ち行くと覺ゆるぞ遠々に關を居えよとて森田山と信濃路に嚴しく關を居ゑらねたり。〔中略〕上杉民部大輔義ばかりを焼き棄て、信濃へ落ちにけれ新田武藏守その晩越後へ落ちにけり。

〔讃記〕波野善幸は八郎と稱す。海野小太郎等氏七世の孫なり。佐久長倉に居り、碓氷峠能野現の神官たり。正平六年二月新田義宗義典義治等兵を起して足利尊氏を討つ。善幸其子幸高及一族波野望月等三十一人國人高坂仁科高槻野の諸氏と征東將軍良親王を奉じ之に會す。二十八日大に碓氷峠の坂本に數ふて利あらず。親王を奉じて諏訪に退き、後史を南朝に盡す。

香坂高宗は四郎と稱し、美作守と改む。佐久郡香坂の人なり。興國二年七月征東將軍宗良親王信濃に入り始ふ。高宗伊那郡大河原に移り館を築きて之を奉じ爾來四十餘年南朝のために無二の忠勤を盡せり。當時大河原は東國に於ける南朝統領の果樹なり。鎌倉の管領基氏之を憂ひ正平二十四年十一月上杉朝房畠山基範をして大軍を率ひて來り攻めしむ。高宗志賀平賀等の一族鹿鳴遠山城戸長土呂大坂原等の郷党と共に親王を奉じて大河原に據り防戦して遂に之を却けたり。天授四年七月小笠原政長來り攻む。高宗亦擊て之を退けたり。元中元年高宗其子源正と共に飯田駒場の野武士と戰ひ戰死す。

第六章 足利尊氏

第一節 應永七年の戦

應永七年七月小笠原信濃守長秀信濃守護となる。國人喜ばず。長秀耳取城主大井治部少輔光矩の館に來り、一派の成敗を圖る。村上満信秀に従はず、國中の同志を結合して兵を擧ぐ。進野氏の一族又これに赴く。大井光矩長秀を助け大に更級郡布施郷に戦ひ、小笠原の軍終に破る。所謂驕崎合戦これなり。

〔川中島戦史〕應永七年小笠原信濃守長秀信濃守護に捕任し、七月三日京都を立、二十一日信州佐久郡に下着す。大井治部少輔光矩の館に越し會談一國成敗之趣、村上中務少輔満信其外洋平賀田ノ口海野望月譲訪兩社井上高梨須田急と國中不殘以使者觸之〔中略〕村上満信者九月三日屯兵築城打立つ相隨家人は誰々ぞ〔中略〕都合其勢五百餘騎打出屋代城條井岡へ取陣各相分一手方々上に取陣、長秀九月十三日其勢八百餘騎自寺家打出、犀川を打渡し横田の脇に取陣、敵は目に餘る猛勢なれば驕崎城に移り待軍評議をなす。九月廿四日寅刻横田に戰ふ。長秀身自大事の手を負ひ一騎當千に兵數百人討死し此上は存設爲何云不心守驕崎城引退〔下略〕

永亨二年小笠原長秀根津海野二氏を破り、芦田氏を降し、村上氏を孤立せしめ水争八年大に村上氏を破る。

〔信濃史談〕應永七年村上満信國人と連合して守護小笠原長秀を破る。長秀の弟政庸が満信の子頼國に還付を求むれども應ぜず。之に於して

永享一年桑原鹽崎附近に一家兵を交ふ。村上氏は海野根津望月芦田の諸氏に援を求めて對抗す。小笠原氏大に怒り、部分攻撃を開始したるなり。九年二月村上氏は鹽崎桑原を小笠原に還し和を講ず。

第二節 大井持光

永享十年鍊倉領領足利持光事を以て上杉憲實と兵を構へ、箱根に戦ふて大に敗れ既に自殺せり。持光の遺子春王安王は日光に逃れ、永壽王は信濃に來る。岩村田城主大井持光、諸代の恩顧を思ひ、永享十一年二月永壽王を奉して朝に安原村安養寺に養育し時機を得つ。

〔後太平記〕永享十二年二月十日持氏朝臣御自害の半次男春王丸三男安王丸四男永壽王殿たる若冠にして坐しけれは、一先鍊倉を革ちさせ給ひ出家道世の御姿とならせ給ひて、左衛門督殿がは賢王義久の御舊提をも懇に吊はせ給ひ候へ共衛恩に憲く即從とも命をは義のために抛て炎火の中を掛過り下野國日光山迄のびやかに落し進らせける。中にも永壽王殿をは信濃の國へ落し進らせ山舎に隠し申さんとて路次にて引分け進せける。

〔鍊倉管領九代記〕こゝに左馬頭持氏の末子永壽王殿は鍊倉滅亡のとき御乳母に抱かれ御所を絶れて、信州の山中に落付いたり。郡の安養寺の住僧は乳母の兄なりければ、甲斐がいしく取かくし、大井越前守持光は諸代の御家人なり。これに語りて諸友に心を合せ、深く忍ひて養育し、やがて元服し奉り成氏と號しける。

永享十二年結城氏朝春王安王を古河城に迎へ兵を擧げ、上杉氏と戰ふ。

第二編歴史編第七章戦国時代頁五十七

第七章 戰國時代

第一節 佐久武士の割據

應仁の兵亂以後天下に大に紊れ、文明長享建徳明應文龜永正大永享承天文弘治永祿元龜天正に亘り、百餘年間社會に秩序なく、徳義廢棄し群雄各地に割據し互に吞滅を事とせり。

本郡、戰國の初期に於ては、大井氏の分派にて岩村田、小諸、岩尾、耳取等の諸城にあるもの、及望月持兩氏の城にあるもの稍勢力ありしが、享承年間より天文の頃に至るに從ひ漸次兼城の豪者を増したり。平原、森山、平尾、笠原、志賀、與良、小出井、樂石寺、芦田等の諸氏これにして各一地方に割據せり。

寛正六年より村上氏の勢力漸次郡内に及びたりしか、延喜元年武田信昌佐久に侵入してより、村上武田兩氏の争となり、佐久の諸士は多く村上氏に屬し、凡そ六十餘年間、村上氏の配下となれり。天文十二年武田信玄本郡に入り諸城を陥れ盛にその勢を振ひたれば、全郡武田氏に歸せり。

以下郡内に割據せし諸氏の状況を記すべし。

岩村田大井氏

〔四隣譚義〕

持光（音出）

成氏衰ふるに及び、大井孤城となる。應仁元年村上政國二万

騎を引率して大井城を攻む持之これを防ぐ。

光熙 或曰大膳大夫信貞

甲源氏族にして左衛門尉信正の子（或曰持光の子）五男あり。

嫡大井彈正忠、長舟を繼ぎ、文明三年岩尾城を築く。二男宮内祐貞家根々井に住す。三男民部正信直。四男伊賀守小諸采地。五

男大和守信廣武石に住す。

文明十一年八月光熙伴野氏と戦ひ敗北す。文明十六年二月二

十七日、村上勢（應仁武鑑相清）一万二千、大井城を攻む。寄手暴風に乘し火を四方に放つ。神社佛閣數十の民家灰燼となる。城主降参。承久年間大井祖先より凡二百六十餘年堅城一時に消滅す。

貞隆（四隣譚義にはなし）明應二年長久保氏より入りて大井氏を破す。

武田信虎地を復せんとして襲攻むれとも降らす。後甲府に至り、武田氏に囚へられ遂に岩村田を取らる。

第二編歴史編第七章戦国時代頁七七

第二節 佐久武士割據の遺跡

佐久の城郭として存せるものに、平安末期の騒擾に對する自衛の目的となるものと、戦国時代に於ける割據の城郭とあり、左に戦国時代の城郭の遺跡の重なるものを列記すべし。（四隣譚義）

平尾城跡 平根村上平尾にあり

志賀城跡 志賀村にあり

高櫻城跡 志賀村にあり

小田井城跡 御代田村小田井にあり

黒岩城跡 岩村田町にあり

岩尾城跡 高櫻村岩尾にあり

耳取城跡 三間村耳取にあり

大井氏の居城

笠原氏の居城

志賀氏の居城

小田井氏の居城

大井氏の居城

大井氏の居城

〔信陽雜志〕永正二年乙丑、當時兩部 小野 利謙、平賀昌左大夫成頼、佐久平賀主 大井源正忠病薨、佐久平賀主、大井民部少輔信貞其子大井

伊賀守光忠小西城主大井重作入道玄文内侍官望月滋野純其子大井相
木周防守川部大夫貞良平賀城主市川丹波守信光或云小井住吉行 小野

澤式部義純、長慶左衛門貞隆大永比人大井大和守信昌大永中不詳芦田

大永年中武田信虎、佐久郡に侵入し所々に放火す。

〔信陽雜志〕大永年中信虎佐久郡出雲所々放火、甲信攻戰不止。武

田信虎暴惡、謀臣馬場山藤内藤工藤等之族四人佐久郡岩村田建宗二寺放火寺僧六十餘人燒死。

享禄中、佐久割據の豪族益々多し。

〔信陽雜志〕享禄元戊子、當時佐久小縣攻戰の地散在之土、

芦田下郷守信守、平尾右近將監守方、志賀肥前守、根井青雲入道、

大井小二郎隆景、武石正様、和田信定、川上入道、平原入道、伴野

刑部貞慶、伴野兵庫介貞秀、望月遠江守信雅、村上源五郎頼、長風

左衛門、田口左近將監長能、大井民部大輔信舜、大井勘助高幸、大

井右京助信子、大井源八郎昌英、大井河内守、大井下野守、仁科盛

政、室賀山城守信俊、小笠内守助宗貞、依田又左衛門信盛ト略

天文十一年村上義清、小笠原長時と聯合して、武田信玄と大門時に戦ふ。

岩尾城主大井行船村上義清に屬して出陣す。

天文十二年十二月武田信玄大舉して佐久郡を侵し、十五日佐久九城小諸、内山、前山、興良、平原、望月、芦田、岩尾、小田井）を降す。小諸

城主大井光爲與良城主與良某、平原城主平原全與望月城主望月信雅芦田城主依田信守岩尾城主大井信頼平尾守信俊はしてこれに降る。織り小田井城主小田井又六降らず奮戦して死す。志賀城未だ降らす。

〔甲越軍記抜粋〕信州上州の境塙水跡のこなた輕井澤より平尾岩村田へ通路の中間に當りて小田井と云ふ所あり。此處の城主を小田井又六郎と云ふ。渠が弟に同苗治郎左衛門と云ふ者あり。兩人とも武

略勇氣人に勝れし由聞えしかば、晴信頼いかにもしてこの兄弟を

降參せんと思ひければ先に降參して味方にある芦田下野守を以て

頻に降參すべき動めらるゝと雖も更に承引させるのみか、決句

芦田下野守が領分に押し寄せ換せしにより、甲越へ訴へ連に小田井を誅伐せらるへしと勤め奉りし程に、同月中旬（天文十三年）晴

信公八千騎を引率し、信州へ發向せり。板垣驍河守信形を光輝と

し、甲綱より上田通を田中小諸を押通り、極月十四日に追分に出て

給ひ、此處にて手分を定め給ふ。眞田弾正忠幸隆に三千五百騎を添

へ、沓掛の宿へ押出し、上州勢後詰として出來らは小田井を攻落す

べき押にとの御下知なり。又山本勘助に二千騎を付け領分の北一

里ばかり小室との間に残し置かる。之は上田又次郎小室三郎左衛門

などと霧月に降參せしもの共未だ半表半裏の輩なる故、若くは小田井

かれ、御旗本を板垣か先陣の勢を含め、三千五百騎を引率し、道分と小田井との間一里はかり小田井の方へ近附き城を距る十餘町にして陣を取り給ふ。是より先小田井又六郎兄弟は晴信の出馬のよし傳へ聞き、諏訪村上木曾等に後詔を乞ひたれども未だ來らざる前、甲州の大軍東の方より四方八面に火を放ちたり。城中の勢僅に三十二百騎、武田の軍威に恐れ上へ下へと悶着せり。又六郎少しも騒ぐ色なく、防禦の支度をなし、其後間者十餘人を遣ひ武田の軍の様子を伺はしむ。間者歸りて武田の軍寒氣に凍え難儀の体に見ゆと訴へければ、又六郎大に歎ひ、さらば「今宵更に及び嚴寒に凍え物の用にたゞさるものを一夜打して本陣に突入り、大將晴信を打取り、慎を拂ふこと今宵一戦の中にあり」と、城中の人々大に勇み夜討の時を待ちたり。又六郎兄弟二手に分れてその勢二千餘騎々と押出し武田の陣を目掛け押寄せる。武田の軍用心怠りなかりしか夜丑の刻に至り俄に妻々と風の音騒かしく、忽ち北表の陣一面の火となりたり。小田井又六郎は、西の方に火を放ちて一陣を破り、金刀と二手に分れて群來り一同に乘入り夜討の軍勢々々に「小田井又六郎兄弟武田晴信に見参の爲寄せたる」と高かに叫び兩軍烈しく戰ひ、又六郎兄弟奮戦したれども陣中固くして却て勇士數多を挫き城中に引入るを、武田勢又城に入らんとす。今宵の夜摩全く小田井方の軍法圓をはすさずと雖も武田の軍中少しおなきにより、又六郎の謀計盡解となれり。山木勘助二千餘騎にて馳加はり、晴信を促し、勘助が兵を眞先に其勢三千、城に押寄す。戦半にして城中所々に火の手揚り、早十五所に焼けあかる。是に於て城中の諸軍亂れ立ちしかば、小田井又六味方を勵まし戦ひたれども、又六郎兄弟討死せしよ

り殘兵今は是限りと數々に逃出すもあり討たるゝもあり降參を逐くるもの多かりき。其日の午刻に小田井の城全く落つ。

天文十三年（或は十二年）眞田彈正幸隆武田氏に属し、岩尾城を守り後上田に移る。

〔甲越軍記〕天文十三年三月山本勘助上州箕輪より眞田彈正忠幸隆を召連れ歸りしよし言上に及び、晴信朝臣御喜ひ斜ならす。やかて、幸隆を御前に召出される。に、身のだけ高く、人物賤しからず、言話分明にして誠に豪傑の有様なり、晴信公喜悦限りなく御姿を羨り、其後承を定め給ふ。

〔信陽雜志〕天文十二年眞田彈正寄身於武田佐晴信下知守岩尾城、同時置小室小山田

〔正博眞田三代記〕幸隆は晴信に隨身してから、暫く佐久の岩尾の城に居り、武田の信州經略に就て常にその謀主となり急先鋒となつて居たが、其後に至り、岩尾は大井氏の舊領であると謂ふ所から、幸隆は茲に多年の念願を達して岩尾の舊城に立脚り、岩尾は大井次郎行吉か守る事となつた。

天文十四年五月武田晴信小諸に軍し、城代小山田備中眞田彈正其他佐久の諸士を召す。

〔甲越〕天文十四年五月十三日、晴信公小諸に軍し城代小山田備中、眞田弾正と召し佐久の縁子を召さる。又相木、前山、主殿、興良、平原、望月甚八郎、芦田この人々にも夫々に御意比ありて、御大刀、刀、脇差、馬具など下さる。

〔信陽雜志〕五月十三日武田晴信至佐久郡小諸城城代小山田備中迎之同郡内山城代飯富兵部虎昌眞田彈正忠、相木市兵衛、前山主殿、

依良氏、平原氏、望月甚八郎、芦田下總人道夫榮来而謁信玄。

天文十五年十月上杉憲政を冰水峠に出す。武田信玄板垣信形を大將とし郡内の小山田備中、芦田その他の諸士を遣してこれを討たしめ大に上杉の軍を破る。

〔甲斐〕天文十五年十月笛吹峠へは板垣信形を大將にして、郡内の小山田左兵衛、栗原左衛門、逸見、勝沼、南龍、日向、大和、小宮山、丹波さては相木芦田を差添へ十月四日に甲府を立てて同月六日巳の刻に板垣信形大將とは申せ、軍の時は先鋒として懸けて一戦する。關東勢笛吹峠を越て二万餘人の人数五千許方による。未だ發はず越は坂の彼方につかへたる内の合戦ふれは敵は後を引付たかり、戦ひ縮めてより、板垣は身を捨てて戦ひ、板垣に劣らしと申州衆佐久の郡衆戦にいって何の造作もよく、關東勢を切崩し板垣方へ首を取る數千二百十九の意立を以て即ち午の刻に板垣系配を取て床几に腰を掛け勝時を取り行ふ。

〔真武内傳記〕天文十五年上杉憲政、上州の諸將を率ゐ信州口へ輸出する。武田家板垣信形と上州碓氷峠(千鶴ノ月廿日佐久同)飯富兵部、小山田備中眞田彈正忠、信州村上家の押なれとも勝信御病氣故、今度初會戦に勝利を失はゞ後來上州銅手に入り難く、遠藤を以て板垣のために加勢し馳加はる。かくて敵軍押来る。信形陣頭に進み旗を擧げて下知をなす。

〔松城通記、眞田三代記、甲越軍記〕略す。

天文十六年八月、武田信玄佐久郡に入り、志賀城を攻む。城主笠原清繁よく戰ひ、遂に信玄に降る。

〔野史〕天文十六年八月、帥領二万人佐久郡園笠原清繁十志賀義義

清将兵應援到志賀

〔甲斐〕天文十六年八月二日甲府出立、六日志賀城へ取詰め、十一日に攻め落し、城主笠原新三郎を討つ、小諸に馬を被る。

天文十六年志賀城陥りて後、佐久郡は武田氏の所領となり、佐久の諸將、武田氏の麾下に屬して河中島の戦に出動せり。

第四節 佐久の統一

天文十六年武田信玄佐久を統一し、同二十二年小諸城を築き、城代(始春日)を置きてこれを治めしこと三十五年、天正十年三月武田氏滅ぶるに及ひ織田信長の所領となり、上州既横城一益の臣道家彦八郎小諸城代となる。同年六月信長殺せらるゝや、廬に乘じ北條氏直の臣大寺寺駿河寺政繁(佐井田)佐久郡を襲ふ。佐久の諸城主皆これに降る。芦田信蕃小諸にあり、防戦したれども謀主無なく、遂に城を捨てて春日に退き險に報復を因る。大道寺政繁小諸城に入り一部を率す。同年十月徳川家康の將大久保忠世兵を佐久郡に出し大遠寺の軍に對す。芦田信蕃徳川氏の軍を擧げ、大道寺の軍と戰ふ。大道寺の軍利あらず。此月氏直甲斐の郡内信蕃の佐久郡を家康に致して和を講ず、佐久郡徳川氏の所領となれり家康信蕃の舊功を思ひ、佐久譲訪二郡を賜ひ且甲信二州の征伐を專にせしむ。十一月信蕃出で若村田(或曰小田井)を陥れ、次て高棚を攻む。其他の諸風を望て降を乞ふ。獨り岩尾城主大井行吉北條氏に屬して從はず。天正十一年二月十一日信蕃若尾城を攻め、戰急にして戦死す。監軍柴田七九郎信蕃の部下を督し、遂に城を抜く。三月大久保忠世家康の金を受けて信州を監す。家康信蕃の難に殉せるに構え、還邑を慶國に謁す。家康大久保忠世に命し

て慶國を助け、小諸城に大遠寺政繁を攻めてこれを抜き佐久郡全く統一す。

佐久を統一したる徳川勢大久保深忠世柴田七九郎等佐久の諸氏を率ゐる眞田
か支城丸子を攻めんとて八重原に戰ふ。

〔武徳編年集成〕大久保忠世並柴田七九郎謙忠信州の國人を率て眞田
か枝城丸子を攻めんとて筑摩川を渡り、八重原に屯す。眞田これ
を見て海野町へ押出し、八重原の下を一騎打にて手白塚へ撃く。忠
世則鳥居平岩か方へ柴田を遣し兩隊筑摩氏の端に至れば忠世・岡部彌

二郎松平康國謙忠頼永か兵を合せて敵の中を取切根津原に追上て悉
く討捕る(き旨)告げれども鳥居平岩是をきかず、忠世怒て又使を

以て「各兵を進むこと能はずんば此山先に至て吾跡を詰へし」と云
けれども兩人これに從はざる間に眞田引退く。朱方丸子に働き八重
原に轉し、敵の虚を伺ふ。眞田も押返し相對し、城を隔つること十

町許にして屯し朝卒を發し、駆引して味方の陣を窺ふ。眞田安房守
歩卒に紛れ、芦田か陣に至り頻に追合ふ。康忠突出て奮ひ戦ひけれ
ば、敵旗を立て逃去る。岡部長盛河を越て兵を進め、堤の陰より眞
田か歩卒の後を絶つ、其從軍松井興兵衛、杉山忠藤所屬内、千野士

助、内藤平太郎、望月七郎右衛門、大原兵右衛門、小鹿又五郎、植
松彌三、小泉次太夫共に進む。敵軍眞田父子の危きを見て救ひ來
る。兩軍備を堅くして出です。味方松平康國、大久保平助忠教天神
林に至て敵に備へ、諸將堅く表陣す。後昌幸大に幸村を制し兵を收

めしむ。

この時代に於て郡の大部を治めたるものは小諸城なり、武田氏佐久を統
一してより小諸城主を左に掲ぐべし。

城代 飯富兵部虎昌
武田氏所領

城代 小山田備中昌行 天文十二年より同二十一年まで

天文二十一年より同二十二年まで

城代 春日彈正昌信 天文二十二年より弘治二年まで

弘治二年より天正十年まで

城代 下曾根入道覺雲 永祿二年より天正十年まで

瀧川氏所領 城主 道家彦八郎正榮 天正十年より同六月まで

天正十年三月廿九日佐久郡小諸五万石を道家彦八郎正榮に與ふ。

〔武徳編年集成〕天正十年三月廿九日佐久郡小諸五万石を道家彦八郎正榮に與ふ。

〔武徳編年集成〕天正十年六月より城代たりしか、七月二十六
日徳川家康より佐久郡の本領及譲訪郡を賜はる。

〔武徳編年集成〕信州譲訪佐久兩郡の事今度依拙忠節爲其賞所宛行
也兼而又前々附來支力甚不可有相違頃内各親類等直之之事經所望別
而可宛行候者漏可被致忠信之狀如件

天正十年七月二十六日

城代 依田 右衛門 佐殿

郡主 北條氏直 所領

天正十年七月より十一年三月まで

城代 大道寺駿河守政繁

天正十年七月より十一年三月まで

城代 松平康國 天正十一年三月より天正十八年八月まで

家康

戦国時代諸士の活動

大永二	明應	延徳元	長享元	文明十六	文明十一	文明二	應仁元	寛正六	年代
		火め近郷に放(信義)	岩尾城を攻(信義)	田を焼く	頼國大井氏		(誌)を佐久に戰ふ(信陽)	村上政清兵と大井原に	上杉上氏
田を焼く岩尾村に侵入し虎佐久に		及芦田城を攻む	信昌、岩尾					を佐久に戰ふ(信陽)	武田氏
らる岩村に因へられたる田を取られ		岩尾大井行	降る	光忠鍋蓋城を築く	降る	諸に破られ小野氏	大井岩尾城を築く(信)	大井寺と大井原に戰ふ	大井氏
		死昌と戦ひ戦	芦田主駿信						芦田氏
									望月氏

天文十六	天文十五	天文十四	天文十三	天文十二	天文十一	天文十	天文九	天文八	天文七	天文五
村上義清越後に逃る	戦ひ敗死	上杉憲政兵を出し信玄と		に戰ふ	田と大門峠	村上義清小野氏と岩尾	侵す	佐久郡村上州若禪子を	領となる	
虎と海野平景を破る	信玄志賀城	信玄と確冰峰に	召す	城を陥る	信玄小田井	武田信玄と村上	上武田信玄と	拔く	信玄海尻を	信虎海の口
		入り眞田を		降る	門峠に戰ひ	行賴村上				城を廢む
					門峠に戰ひ	門峠に從ひ				心を海の口源
					大義に	行賴平賀源				助く

天正元	元龜三年	元龜二年	永祿十二	永祿十一	永祿八	永祿四	永祿三	永祿二	永祿元	天文廿二	天文十八	天文十七
信玄死亡	三方原に戰ふ 信玄家康と 城を抜く	信玄(三河敗 と異津に敗 る)	信玄今川氏 と篠ヶ瀬に敗 る	信玄今川氏 と篠ヶ瀬に敗 る	川中島合戦 に勝す	信玄井澤 に勝す				南野平諸城 を奏ぐ	信玄謙信と 信玄上杉謙對 陣	信玄上杉謙對 陣
	行吉冥廟城 を守る	城を守る し乾梅	行吉穴山梅	從ひ篠ヶ瀬 に戰ふ	行吉信玄に 從ひ篠ヶ瀬 に戰ふ					行吉川中島 へ出陣		
殿城を守る	主を捕ふ 義守信蕃三 方原戦にて 美濃明智城	信守信蕃三 方原戦にて 義守信蕃三 方原戦にて 美濃明智城		に戰ふ	信守蒲原城 を守る信守 信蕃信玄時に 從ひ篠ヶ瀬				の質として 講訪を行くて	信番武田氏		
戰死義	信雅長篠に て				武田典蔵の 養子となる							

天正十一	天正十	天正八	天正三
信蕃岩尾城 に攻む行吉城 岩尾開城	勝頼木曾義 昌と戦ふ 氏亡ふ	行吉武田氏 に従ひ雲昌 と戰ふ尾城 に歸る水純	長篠の戰 正に守り海津城を守る
信蕃執死 康國へを取 るひ小諸を取 る	行吉岩尾城 に降り岩尾 城に歸る	信蕃芦田に 歸る 信蕃岩村田 に城を守る更 田井、前山、耳 取、内山、平尾、 平原、森山、柏 木、志賀を守る	行吉高坂昌 信守病死 を家康に渡城 し高天神に渡る
印月齋信蕃 に降る			

第四編町村編三井村 頁六六

一六 社 寺

○英多神社 村社にして安原字英多澤にあり。境内六百四十一坪本殿拜殿神樂坂等の社殿は老松古木の間に懸見して頗る幽邃の趣あり。建御名方命を祭り延喜式内神社たり。建武文明の兩度兵火に罹り、加ふるに永祿年間安養寺神宮寺として守護奉仕中に安養寺焼失、當神社に關する古舊既亡したるを以て、創立年月等徵すべきなし。然れども延喜式内佐久三社の一たる事は安養寺の實行文安年間の記錄書、社地英多澤の由來寛文十年佐久全郡神主一同の取調べ大日本史神紙志等によりて明確となり明治卅二年二月改めて式内神社と確認せられたり。九月廿日を祭日となし、左記寶物を藏す。

一小鉢 一弓 一鳥形神寶、一齋翁 一古面、一古板大般若經 一、
正一位宣旨告文幣帛

○八幡社 村社にして新子田にあり。品陀和氣舍を祀る。社地十五坪なり。
○訪問社 村社にして香坂にあり。建御名方命を祀る。社地面積四畝歩。
○訪問社 村社にして香坂東地にあり。社地六畝十六歩、建御名方命を祀る。

右三社何れも九月四日を祭日となす。

○安養寺 安原字光明寺にあり。境内千六百一坪、境外を加ふれば四千五百廿七坪に及ぶ。古松老杉の間に於て本堂開山堂等堂宇總て十二棟、並に安養寺廟守七社の祠あり。南西には櫻の靈樹、山門の西には薬の古池あり。池邊の老松は輪廻として池上に繰れり。抑當寺は弘安年間法燈圓國師の開山、或は後深草上皇の勅願により、國師の創建せるもの

ぶりと傳ふ。阿彌陀如來を本尊となせる一本山たりき。元は寺平(現今は平根村地籍)にありしが、貞治年間正眼智鑑禪師伽藍を此地に移し太郎朝光を始め爾後六世代々其の遺骨を當山に葬りたり。兼有滅亡の際、大井越前守持光足利持氏の末子永壽丸を擁し來り永享十一年より文安二年まで十七ヶ年間、當山に於て養育したり。今尚庭内に鎌倉石鳥子石風巻石麒麟石等永壽丸遊覽場の遺跡と傳ふるもの存せり。

永壽丸元服して成氏と稱し、再び鎌倉に入るや、寺領三千五百石余を附せられ、法筵顯る盛なり。導ふる處によれば當寺塔頭百二十四ヶ院、末寺二百三十一ヶ寺を有したりと。後に廢棄し、天文十九年には武田信玄朱印地五百二十六石余を寄附し、諸堂に修理を加へたり。

永祿年間に及び、兵火のため堂塔悉く焼盡す。然れども古來國主領主の代々尊崇したる靈場たりしを以て、無院の名跡を數き、財力を寄附して再建せられたり。後徳川氏亦寺領二十石を附し、法燈を盛らむ。元應十二年故ありて臨濟宗西京妙心寺の直末と見る。維新の後朱印地は上地となり、寺運は衰弱して昔日の壯觀を見ざるに至れり。然れども現に妙心寺直末の一等寺にして、檀家は十二ヶ村に跨り、所有地價一千三百余圓なり。

附記【漏音堂】境内にあり。後深草法燈圓國師の墓となす。

〔傳説〕境内にある機の老木は國師手植の根と稱し、其一枝一瘤を損するも榮をなすと傳へられ、山門脇の古池は貞治中の掘鑿にて、永祿元年も崇をなすと傳へられ、山門脇の古池は貞治中の掘鑿にて、永祿兵

火の際國師の像自ら池中の石島に移居したりと傳ふ。而して其際其像は脇部燃焼の危に遇ひしが、靈験忽ち池中の田螺に及び、今に至るも一つとして脱尾を有するものふしと。尙此像につきては甚多の傳説あり。作も亦稀有のものと覺ゆるもの、確たる由來を徵し難し。

〔寶物〕當時に於て寶物と稱し秘藏の品左の如し。

○縁起書（文安元甲子五月九日主有通誌之）

○文書

一、武田信玄公朱印

壹通 一、武田信玄公朱印高札

壹通

一、武田信玄公大井禪正への書翰

壹通 一、政吉相木定納之記

壹通

一、武田勝頼公文書

壹通 一、依田平三昌秀寄附

壹通

一、結城秀康公寄附状

壹通 一、仙石越前守盛長寄附

壹通

一、仙石家寄附状

壹通 一、小諸城中森與左衛門原田重左衛門よりの書面

壹通

○書類（掛物）

一、菅原源輔筆

四幅 一、宋齊憲筆

壹通

一、光嚴司筆

壹幅 一、菅公筆

壹幅

一、士佐將資筆

壹幅 一、菅弁筆

壹幅

一、鎌野譽筆

三幅 一、典信筆

壹幅

一、南木筆

三幅 一、文慶筆

壹幅

一、筆者不明十三佛

壹幅

壹幅

○唐唐大般若經

六百卷

拾五點

○古器物佛像等

壹枚

壹枚

一、後深草法皇御守佛

壹枚

壹枚

一、荀柯山褐色袈裟

壹枚

壹枚

一、開山法燈國師木像

壹枚 一、足利持氏公鑑

壹枚

一、足利成氏公柄

壹枚 一、古琉球製柄

二個

一、德川家光公柄

壹枚 一、武田勝頼公屏

壹枚

一、徳川家光公机、硯箱

壹枚 一、唐サヘル盤子

壹枚

一、大内西爐

壹枚 一、宋朝爐

壹枚

一、明泉寺香坂阿彌流山の鏡にあり。境内壹反五畝九歩、天台宗比叡山延壽寺の末寺にして、阿彌陀如來を本尊とする。所有財產九百二十七圓

六 ふり。山復ふる觀音堂は天長年間慈覺大師の開基ぶりと傳ふ。

○根通寺新子田にあり。境内壹反貳畝十五歩、眞言宗眞樂寺の末寺にして、康治二年僧海運の開基にかかり、孔雀魔王を本尊となす。

一七名勝舊跡

○荒城社一に荒城と稱し、安原の北部東西五十八間、南北四十二間の處にして、今は林となる。延久の頃大井朝光機館の跡たり。此の附近御屋敷、馬廻、内裏、船田堀、兵部田（船田）、兵部は大井氏家臣の姓）

後室、造屋敷、新屋敷等の字名あるは其の昔を語るものなりと。又其前方には大井氏の墳墓と傳せらる：【墓の塚】を始め、古墳墓、蛇塚、大冢等數多あり。然れども由諸明ならず。

○蘿城址香坂の西北部青木山の頂にありて、東西七間、南北十間の處たり。造築尚存それども其由來詳ならず。東には空塹を設け、三面は高さ五六丈に及ぶ。絶壁なるを以て昇降し難く、内は平坦なり。口碑性昔の城塹と傳ふれども由來を詳にせず。

○關伽流山香坂の北邊に肇時せる一奇峯にして、平尾山脈に屬し、全山盡く火山岩によりて成る。山下の古利明泉寺より小徑を求めて樹間

の坂路を登れば、数町にして中腹なる觀音堂の邊に出づ。堂は深蔭に臨み絶壁を負ひ「仙人岩」「屏風岩」「阿彌陀岩」「香爐岩」等の奇岩怪石左右に遍り、其奇觀名狀すべからず。人をして仙境に在るの感あらしむ。更に歩を轉じて斷崖を登攀すれば、山頂に迷すべく、到れば即ち光景一新して眼界の懸に開くを覺ゆ。遠く展開せる佐久平野、銀蛇の如き千曲の清流、立科八ヶ岳の雄姿、皆一瞬の中に收まり、思はず快哉を嘆ばしむ。眞に東信の一勝地たり。而も春花霜葉の節に至れば、更に一段の景趣を添ふるを以て曳杖の客絶ゆる時なし。

岩村田町より一里 稲井澤より四里 (關御流新道)

つゞら折あへぎ登れば岩かどの尾上の雲のうちに見えづ： 輕百
むらさきの雲と見るまである山みねの華波花さきにけり 稲里

第四編町村篇 岩村田町貢七三

岩 村 田 町

一位 雜

本町は郡内の中央より稍東部に位し。中仙道と甲州街道との交叉點にあり。北は御代田村に連り、東は三井平根の二村に接し南は南佐久郡中込村に界し、西は中佐番村に隣す。

二 地 势

浅間山麓の遠く延べたる處にして、稍西南に低下すれば、既ね平坦なり。湯川は町の東部を南流し、西に折れて南部を貢流す。而して其沿岸は低地をふす。

三 面 積

東西三十三町 南北三十五町 面積〇、八九一一方里

土 地 表

種 别	戸 数		地價民有
	田	畠	
山林	三百五十二	七百六十八	三三五七
原野	九九〇	六六〇	五二五
宅地	二二四二	二三一	一一五
雜地	二三	二五	一〇六

四 戸 口

戸 数 千二百五十三

人口七千五百六十一 男三千六百六十一 女三千九百

五 沿 革

1. 村及部落の起源並に變遷

岩村田 起源詳ぶらず。唯史上散見する處によれば、初め八條院の領となり、後小笠原長清の子朝光信徳國大井の采地を領し之に居住して、

大井を氏となす。其家譜に基嘉元年三月岩村田館にて大井朝光卒すと見ゆ。以て其時既に岩村田の稱ありしや明なり。又弘治記によれば、

文明十六年二月村上勢乱入し、市坊に放火す。火既に城郭に及ぶ。防戰術盡き、城主大井光照降ると。(信陽譜誌には伴野氏に降るとあり)

當時市坊六千余戸神社佛閣も亦多く頃る殷賑の地たりしが、總て灰燼に歸し、住民離散す。其の後再び歸り住む者あり、戸數三千に達せり。

然るに大永享禄の頃武田信虎屢々亂入したるを以て、再び戰乱の街となり、住民の多數は上州諏訪に移り、戸数僅々十七戸となる。戰止むに及び漸次戸口の數を加へ、現今の如き市街を見るに至れり。是を見れば郡中の舊地たるを察し得べし。更に之を事實に徵せんに、慶長以前に於ては永高千貫文の地たりしもの、以後數回の檢地毎に石高

を増し、寛文十年八月酒井忠能の檢地には其の高二千八百四石八斗五升七合となれり。

長士凸 起源詳ならず。(註)

久地方を領するや、朝光の子行泰此地に住す。後行俊に至り岩尾城に移れり。

猿久保

往昔は岩村田の荒蕪地なりしが、慶長年間各所より移住し來りし者甲州路の達に居住す。元猿久保の地は即ちこれふり。然れども水利不便のため今地に移りたり。而して當初は人口僅かに十五人程なりしもの、漸次戸口を増して現況を呈するに至れり。斯くて明治十八年より前記三ヶ村の聯合役場を岩村田に設け、共に村政を行ひしが、廿二年合併して岩村田町とぶり。現今に及びたり。

2、管轄沿革

初めは八條院の御領たり。鎌倉幕府(泰時執權の頃)の頃小笠原長清に護守に任せられ、守護職となる。長清の七男朝光大井莊を領し、文明十六年迄相繼ぎ、同年二月光照の時に至り落城して蟄居す其後兵亂止まず。地頭の交代頻繁定りふし。天文年間に至り、武田晴信其臣小山田昌行・鈴鹿虎昌等を小諸に居城せしめ、交々管理せしむ、弘治二年武田信義の采地となり、屬下下曾根覺安・小諸城にありて管す。天正十三年三月武田氏滅びて織田氏の有とぶり、其臣龍川一益本郡及小縣郡を領し、關東八條氏に對する領として上野國魔橋にあり、是を以て一益は櫛追家彦八郎を小諸に置き管理せしむ同年六月本能寺の變あり、一益廢嫡を捨て、小諸に來り、後事を芦田・平原・奥良・望月等の郷士に委任し、直に上洛す。此機に乘じ北條氏は其臣上野國松枝にありし大道寺政繁をして本郡を裏掠せしむ。芦田等の郷士支ふる能はず。或

は降り、或は走る。政繁乃ち小諸城に入りて領す。同年七月徳川氏は芦田信蕃に命じ、本郡を督せしむ。軍監柴田九郎康忠に副たり。

同一年七月信蕃は弟信幸と共に岩尾城を攻め之に戰死す。徳川氏兵死を

賞し信蕃の男に松平の姓並に諱の一字を賜ひ、松平康國と呼ばしむ。

同十一年二月康國大久保忠世と兵を合せて本郡にある小田原勢を追討す。政繁支ふる能はず。小諸を捨て、松枝に退き、本郡全く平ぶり。

同年中小諸城を康國に賜ひ、岩村田も亦其領とふる。同十八年五月康

國上野國石倉陣所にて横死す。因て弟新六郎に家督を賜ひ、右衛門太

夫康勝と稱し、領を嗣ぐ。貢臣秀吉・徳川氏の封を關東に移すや、康勝

之に從ふ。同年九月上野國藤岡に轉ず同十月仙石秀久本郡の領主とふり、小諸に移り治す。男兵部少輔忠政嗣て領す。後上田城に轉す。元

和八年徳川忠長の封土とふる。小諸城代矢代越中三枝土守管す。後其

封を駿河に轉するや、寛永元年松平因幡守憲良の領地とぶりしが、正

保四年八月卒し嗣子なく、封を除かる。慶安元年正月青山山因幡守宗俊

領す。寛文二年三月宗俊大坂城代に移り、同年五月より七月迄越後國

村松丹波守小諸城在番付構口源右衛門能顕次左衛門代官天羽七右

衛門是に附し管理す。七月より酒井日向守忠能代りしが、延寶七年駿

河國田中城西尾禪岐守忠成と城地交換となる。天和二年三月遠江國横

須賀へ轉す。同年四月より幕吏平賀詰天羽七右衛門、元禄二年より同

岩村田詰太田作之進、高谷多兵衛等で管理す。猿久保は寛文元年より

元禄十三年迄四十年間申領となり、松平綱重綱常裏領す。十四年よ

り十六年迄幕吏馬場源兵衛支配たりしが、同十六年八月共に内藤式部

少輔正友領知となり、爾後下總守正敬・美濃守正房・正興・美濃守正國豈後守正禪志摩守正誠迄七世襲領す。明治二年六月岩村田藩となり、正誠

知事たり。同四年七月藩を廢し、岩村田縣と稱す。正誠知事を解して東京に移り住す。同年十一月廢縣、長野縣佐久支廳の管轄となり同九年三月支廳を廢し、長野縣之を統ぶる事となり現今に及べり。

第四編町村篇 岩村田町 頁八八

一六 社 寺

○若宮八幡神社、郷社にして町の西南にあり。祭神大雀命、譽田別尊、建御名方命、事代主命、武内宿禰を併せ祀る。創建年月不詳。或曰建仁二年の創建なりと。當町及平塚の產土神なり、傳に曰く、舊領主大井朝光源家たるを以て錄倉八幡宮を當所に移し奉りしなりと。應永年間其末裔大井某奉納の懸額並に占鈴存す。社領高四石六斗を有す。領主代々柳五郎は米一石五斗を備へられ、祭日には重臣をして代拜せしむ。祭日八月廿二日。

○進進社、若宮八幡神社境内に建立す、無神進進雄命並稻田姫命、多紀理比賣命、市杵比賣命、天津日子根命、多岐瀬比賣命、天忍穗耳命、天穗日命、照理久須呑命、菅原道真朝臣を併せ祀る。祭日七月十六日にして、當日は神與市中渡御す。創立年月不詳。傳曰大井朝光の末裔大井某應永中尾張國津島より移したりと、領土内藤氏代々米一石五斗を供へらる。

○招魂社、町の南方字上ノ城にあり。境内一反九畝、慶應三年四月十九日岩村田藩兵下野國兵下野國宇都宮城を攻めし時、妹坂神津九市小林高一郎戦死す、因て内藤氏明治三年十月招魂社を創立し之を祀りしに由來す。後明治廿七八年戰役に於ける郡内軍人屬の戰病死者を合祀し、更に戰役紀念として郡内各村より資を募り、頃殿を造営し、小松宮殿下

の御榮筆を賜はり、從軍者の氏名と共に之を奉掲す。明治卅七八年戰役に當りても役後郡内の軍人軍屬の戰病死者を合祀せり。祭日は四月廿五、六日の兩日にて、當日には合祀者の遺族を招待して參拜せしむ。此地たる舊城の一丘にして櫻樹多く、祭日の頃には花正に盛にして全丘白雲に包まる。これを以て參拜の人多く頗る難踏す。

○農額稻荷社、雑社なれども其名高し町の東部湯川の左岸にあり。社地の一反一畝七歩、宇邊乃御魂命を祀る。水神の靈座なりといふ。岩を穿ちて西向に本殿を設け、拜殿之に次ぎ、又參籠殿あり。何れも断崖絶壁の上にあり、脚下には湯川の流碧を遙え背後には古松枝を交えて誠に景勝の地となす。近年幾叢葉の發達に伴ひ、葉者常に絶えず。就中二月初午の日に當りては其雜聞聞など名狀すばからず。例祭は九月十日なり。

○近津神社、村社にして長土呂にあり。祭神味祖高彦根尊、創立年月不詳。境内は古松森々幽邃の趣あり。林地十二町一反八畝廿九歩は豐除地にして、雄新の際上地す。領主仙石秀久年々柳五郎を寄附したりしより、代々の領主亦之に徵へり。祭日四月廿七日、八月廿七日。ひくあめのふひくも涼し秋もや、近津の宮の森の夕風 権大納言

誠季廟

○寺神社、猪久保にあり。村社なり。社地面積八百七坪、尊田夢命、天鏡女命の二神を祀る。創建年月不詳。祭日は九月廿二日なり。

○龍雲寺、町の北部中仙道の傍にあり。境内面積三反六畝十二歩、往古は臨濟宗にして大智山と號し後大田山と改む。正和元年大井美作守玄惠の開基、本山不詳、中晩に至り越後國魚沼郡雲洞庵の末寺となる。本尊は十一面觀世音菩薩なり。傳曰て曰く大井朝光當山に歸衣し、後東福

寺聖一國師の門流文清禪師當院に法筵を開きしより其名漸く著はる云々と、元徳二年八月五日文清入寂せしに勤して淨覺天仲國師と謳す。元弘建武の間大井城攻戦數回、精舍も火災に罹り、舊記紛失す。後三十七世を経て、文明間詳貞の代曾洞宗に改派す。舊地は東方字羽毛平にあり。文明十六年兵火のために灰燼に歸し、九年を経て今地に再建せり。武田氏僧北高を中興開山となし、寺領永百六十八貫文を附す。加之東山道八州法窟と稱し、武田氏僧國中の僧徒らしむ。當時殿堂全く備り、元龜三年に於て千人の僧を集め江湖執行の事ありしと以て其盛況を見るべし。後一度兵乱の影響を受け寺領大に減じたりしも、慶安元年二月寺領四十石を賜はり、代々の定額となる。明治三年朱印地除地共に上地す。

○西金寺 町の中央にあり。境内東西卅三間、南北四十五間、大門・地長卅二間、幅三間、面積五反二畝廿四歩、淨土宗京都知恩院末寺にして、一行山と號す。舊餘地高二十二石三斗九升九合、大門地高三斗六升、松林壹ヶ所無税地たり。明治三年上地す。從來僧領主仙石氏内藤氏の菩提所たり。永祿三年建寺開山を第往といふ。初め駿州松阪より來り、念佛の法門を授け化道行はれ跡依者多く終に一寺を創立せり。爾後代を繼ぐに從ひ、次第に寺格を高め、本國淨土宗五ヶ寺（松本春了寺松代大英寺、伊那來迎寺、讀訪眞松院並に本寺）宗頭として二百餘寺を統轄す。仙石秀久孫に歸依し、當時に其墓を存する本阿陀如來なり。

○圓滿寺 町の東北部宇六供にあり。舊國道の通路に面し、眞言宗葦野圓滿寺の末寺、大悲山と號し大日如來を本尊となす。境内東西廿七間三尺、南北四十間四尺六寸、大門長さ三十間、幅五間、面積四段二畝

十一歩、天文四年七月の創立なり。傳曰ふ康治二年十二月創立、開闢奥教、往古古城の東北字芝間にあり。眞宗律宗にして無本寺なりしと、後兵火に罹り暫く廢れしに、紀伊國僧雄傳なるもの再興の願意を起して止錫し、晴信の許を受け一字を再建したり。永祿年間寺を今地に移して觀音堂を建つ。然るに古木の梅數株ありしにより、梅嶺山と改號、漸次院坊を増築せり。元龜天正の兵乱にて資糧に傾き、加ふるに火災のため全寺喪失の危にかかる。是に於て有志者相諸り、延享四年再興の工成り、再び大悲山の號に復す。僧主内藤氏も亦資を助けて土木の勞を補ひ、永く新廟所となし、年々米金を下附して、廢藩の時に及ぶ。

○長福寺 - 長土岳にあり。東西廿間半、南北十三間餘面積九畝十一歩、

近津山と號し眞言宗山城國智願院の末寺たり永正八年僧長慶開基創建寛永六年再建と傳ふ正徳年度より領主内藤氏の新廟所として毎年米四斗二升を附せらる。本尊は菩薩菩薩なり。

一七 名勝舊蹟

○石並城址 町の東北字石並にあり。南北七町、東西二町餘、中に切通あり。中央を王城と言ひ、北を石並といふ。前に御井あり。南に黒岩と稱する處あり。天正中の追手櫓跡と云ひ傳ふ。中央王城の切通しに二重櫓の形跡存す。井戸形あり。赤堀垣外といふ所より水を引きたる裏跡あり。北に門跡櫓臺の跡現存せり。今は木立芝野となる。烟丸も多し。又此邊を深鑿すれば刀劍鍛古鏡の類を出すと。大井朝光居館の跡と傳ふれども築城の年月不詳後文明十六年大井光照の時城陥る。

○黒岩城址 町の東方にあり、城門の跡に大なる黒岩あるを以て此名あ

り。文明十六年石並城陥りし後光昭の子孫此に築きて居城となす。『上田軍記』によりば、天正十年八月徳川家康甲斐國若王子に於て北條氏直と對陣す。眞田昌幸徳川氏の味方として信濃岩村田の内黒岩城を取る。城主大井雅樂助眞田昌幸の推舉を以て德川氏へ降る云々。後小諸城主松平康國より城代として依田甘助を置く云々。廢城の年月不詳、此地今は畠となる。

○藤ヶ城址 黒岩城より南に距る四町餘。往昔より上ノ城といふ。大井

氏異世居館の跡にして、南北三町、東西四町餘、獨形番臺櫓かに存す。

東南壁高く湯川を帯び、西北は平垣なり。後年内藤氏此地をトし准城を築く。尚地の狭きを以て幕府税地を賣上げ、内藤氏へ附す。依て爰に土卒の邸宅を設く。明治四年七月正藏東京へ移り住むに及び、門塙砲臺等之を廢し、耕地及宅地となるに至れり。

○圓光寺跡 (諸記寺名異同あり、信光寺、新光寺、信康寺等) 町の東方字小平にあり。南北五町五十間東西二町卅間、文明二年正月の古狀

に圓光寺と記す。其大梵刹たりしは寺内に三十六坊を有し、寺中に百姓五十六戸、人口百二人ありたりといふを以て知り得べし。傳曰「天長五年藤原中納言景家通世して諸國を修業し、後信義に來り此地に杖を止め、當山の開基となり廣弁法印と號す。數星霜を經大井光長の時、北禪人清なり者を迎て更に巨刹を建立し、一族の祈願たらしめ、坊宇三十六院を置く。寶塔丹青を盡し、珍寶を綴め、堂舎は高く虚空に聳え、梵鐘の音響煙絶ゆるなし。依て近國より俗來詔して道場に充てり、廢寺の時不詳。今耕地の字名となる。慶長十二年の郷記に此寺猶存す。されば廢亡遠きに非ざるべく、近時迄墓石古墳を殘存したり。

○舊町跡 往昔の盛況は見るに由なく、唯字名に存するのみ左に之を錄す。

鍛冶町 今四日町 柳田町 袋町 橋町 高折町 塚元町 浦島町

小平町 潘訪町 猿町 橋毛町 油町 栄木町 畜間町 雜波町 諸

町 西八日町 中八日町 東八日町 石橋町 十二小路 金井町向

佛町 會下町 大門町 東大門町 西大門町 裕町 曾根町 城戸在家

上城戸 其他數ヶ所あり

○諸寺院跡 會町の盛時に建立せられ、後廢寺となりしもの左の如し。

明仙寺跡 光明寺跡 墓祐寺跡 緑所坊跡 信福寺跡 福仙坊跡 福

王寺跡 法華堂跡 清光寺跡 喜賢庵跡 雲堂庵跡 謙庵庵跡 長壽

院跡 本軒院跡 善信院跡 信樂院跡 善珠院跡 成就院跡 稲名院

跡 圓光院跡 正法院跡 福壽院跡 觀音堂跡

○丹花街跡 町の郊外丹花池の邊(丹過池と同じ)なり。今耕地となる。

里老傳へ曰く「往時賣女のありし地にして戸數百五十餘茶屋多き所なりき」と。

○陣城址 長土呂の中央にあり。地盤に高く四方に柵跡を存す。東西五

十八間、南北六十七間、面積三千八百八十六坪、「續太平記」に曰く「岩

村田大井美作守五子あり、漢男弾正行泰長土呂村に住居す」云々と。

蓋し其恐ならんか。後村民此處に秋葉社を建て、祭りしが、維新の際

廢れ、今僅は耕地となる。

○曾根城址 長土呂の東北方廿餘町の處にあり。東西二町、南北四町餘

の處、西は舟久保と稱し、岸高く、馬外土邸の跡尚存す。南は字城戸、或は城戸在家と稱す。傳曰「天正年間芦田康國本部を領せるに地土屢々

一揆を起すにより此地に家臣を置き兼め之に備ふ」と。今は總て耕地となる。

○王城址 黒岩城址に續く。『雅記』に曰く【天德四年の秋村上天皇の皇子信濃下向、佐久郡春日村に住み給ひ、正歷三年同郡勝間へ移住、同四年爰に移り給ふ】と。又此西方三十町を距て姫宮塚と呼ぶる處あれども、由來詳ならず。後大井氏築城の際此地を以て中央となす、此地黒岩城と共に石並城に接するより、總稱して石並城と稱せらる。今は耕地たり。

○相生松 西方十餘町の郊外南長塚の丘山にある老松にして、中仙道の傍にあり。地上數尺の處より兩幹となる。俗間雄松雌松の相生せるものと稱す。一幹は枝葉繁茂して結實を見ざるに他は大に繁茂して數十步に擴り、結實も亦頗る多し。近く一帶の松並木ありて、南北に通り、松拂塚として櫻を洗ふ。往時關東下向の御臺所簾中通與の都度領主内藤氏爰に茶亭を設け歎待する定例となせりと。今は垣を設けて之を保護す。

○一里塚 二ヶ所あり。一は東北方御代田村境字鷹廻澤に、一は西方中佐都村境字西一里塚にあり。

「北佐久郡志」

第二章中世 第一節佐久の武士と庄園 頁一五四

(2) 源氏と滋野党

(1) 滋野氏の御家人關係

鎌倉時代において当郡内に勢力を有していた氏族は、滋野の一族と小笠原一族の大井氏である。滋野氏は上代以来東信地方に土着して繁栄していった氏族で、その支族は多く居住地の名を冠している。当時その名を表わしている郡内の在所名を名乗った滋野党には、根々井・望月・小室・矢島・落合・志賀・平原などの諸氏があった。

滋野氏はもと牧場の經營に携わった牧官であったと考えられるが、土著以来年久しく、隱然たる努力を蓄えて土豪的な存在となり、かつ官牧がしだいに庄園的な性格を帯びて来るにつれて、牧官もまたしだいに武士化して行つたのである。そしてこの実力に着目したのが源義仲である。以仁王の令旨によって立上った義仲の平家との最も重要な最初の一戦は、小県郡の依田城を根據として行なわれた。この時馳せ参じた面々がすなわち義仲支持の純粋なる旗下の武将たちであった。この中でもまた最も有力な二団であったのが、信濃国内の各地に進出していた滋野党であり、当郡内の在所名を冠した上にあげた諸氏は各その員であったのである。この事実の裏面にはあるいは佐久・小県地方を最も重要な地盤とした滋野の一族を味方にひき入れるために、その力にひかれてこの地を旗揚げの地としたという理由が潜んでいたのであるまい。当郡中佐郷村の根々井を本貫としたという根々井小彌太滋野行親が、義仲挙兵の最初の企画にあずかってい

ることが諸書に載っているのは、これを示すものであろう。これから後、これらの氏人は最後まで義仲と行動をともにしたので、義仲の没落によつてこの氏族もまた昔日の勢力を失つたものと思われる。かつてのような全面的な活躍は見られなくなつたが、その後は鎌倉の御家人となつて將軍の随兵となつたり、正月の幕府の弓始めの射手となつて、信濃武士としての譽は維持している。

これには一族のうち、小諸太郎光兼があざかって力があつたのではないか。源氏挙兵の初めに当つて寿永二年（一一八三）三月義仲と頼朝との間に意志の疎通を欠いて、義仲が頼朝の詰問を受けた時、その中に入つて仲裁案を出し、義仲の子義高を頼朝の子として鎌倉に送つて両者を通絡させたのは光兼である。⁽¹⁾ その時義仲は「滋野・望月・源訪・源汎など云ふ間ゆる兵」を義高につけてやつた。また義仲の没後、その妹の扶持をためられたのも光兼である。⁽²⁾ このように終始義仲と頼朝との連絡交渉の功を執つたのが光兼であるから、義仲の没後、これに屬した滋野氏を鎌倉方の御家人として仕えさせるよう努をとつたのもまたかれではなかつたろうか。事実かれ自身も文治元年（一一八五）十月二十四日に、頼朝が相模の勝長寿院の供養に臨んだ時、その隨兵となつたのを初めとして、その後しばしば隨兵や正月弓射の射手を勤めている。これにつれてその後は滋野の一門のうちからも、たびたび望月・源野らの諸氏がこの晴の役を勤めているのが見られる。

このように滋野氏は最初に義仲に属して、その敗滅後は頼朝に従うことになつた。

(二) 郡内における辻野家の分布

以上が北佐久郡に在住した滋野の一族の活動の大体であるが、諸書に現われている滋野町に属した人物と、その名乗りによって生じたと思われる本貫の地との関係を表示すれば第17表のとおりになる。

このほか、明らかに滋野党とは記されていないが、当時以上の人々と行動をともにして活躍した信濃武士で、本郡内にそのゆかりの地名が存在し、かつそれが滋野氏の繁栄した川西地域にあるものに左の諸氏がある。

註(1)福王寺の阿彌陀如来坐像の胎内に「慶応三年（一三三八）の「大旦那地頭沙彌隆幸云云」の墨書銘があり、これは滋野氏と考えられるので、鎌倉末期には地頭となっていたと推定される。

(2) 平家物語・後編 平盛抄

4 平家物語

(6) 吾妻鏡 その日の条

3)

鎌倉・室町の両時代にわたって本都内に栄えた大井氏は、元来新羅三郎義光の流れを汲む甲斐源氏小笠原氏の支流である。小笠原氏を称したのは

長清であつて、長清は源賴朝の信任を得て、義仲追討に当つては東山道軍

軍に將として京都に攻め入った者で、阿波國守護等に補せられ、その子孫

長清の第七子朝光が左久郡大井庄に住して大井氏を名乗り、以来その子

孫がこの地方で築城した。

朝光の子光長は大井太郎と称し、また武勇の譽が高く、暦仁元年（一二三八）正月二十八日、將軍頼經の入洛に当つてその五十一番の隨兵となり、更に仁治元年（一二四〇）には頼經の春日神社参拝の七番隨兵を勤めていた。^①また寛元四年（一二四六）正月には幕府弓始の一番射手を勤め、建長二年（一二五〇）に、幕府が開院内裏の造営を諸士に課した時にも光長は策地用材を調進している。このようにかれは幕府内においても相当花々しい存在であったが、その郷土の佐久においてもまた行動を残している。本郡高瀬村落合の新善光寺に寄進した銅鐘は、かれが大旦那となつて铸造奉納したものであり、なおその銘によれば、寛元二年（一二四四）には、その新善光寺本尊の彌陀・觀音・勢至のいわゆる善光寺三尊をも鋳造していることが知されているから、この落合の新善光寺は源賴朝が善光寺保護政策による伽藍造営や、これに次ぐ北条氏の善光寺の保護、信仰などによつて、信濃国内に興隆した造寺・造佛の風潮に乗じて、寛元のころかれが建立したものであらうと考えられる。

鎌倉時代にこのように大井庄をその根据として勢力を有した大井氏が、実際に居住した場所はどこであったらうか。從来の諸書にはただ単に岩村田としてあるだけで、現地がはつきりしない。よつて昔の大井郷の地域内と思われる範囲から、これに相当する故地を探せば、岩村町の黒岩城および古城とその前面の地域や、三井村安原の蒸城およびその周囲の地域などに、城跡跡とこれに關係ある地名を発見し得るが、これらはいずれも山城の形式をそなえた城郭であつて、戰時の用に供する部面が大きく浮び出ている。これを南佐久郡野沢町に現在する鎌倉時代の居館跡に比較すると、むしろ南北朝对立の吉野朝から室町時代の攻防戦乱にそなえた戦国

の時代相を示しているのではないか。野沢の居館跡が、同じく小笠原の支城で、伴野庄の地頭職にあつた伴野氏のものであると言われ、それが平地にあって、周囲に築地をめぐらしただけで、規模も比較的大きくないのを参考になると、岩村田附近でこれに相当するものは良土田に見見得る。現在の長土戸部落の中央部は、野沢町の場合と同じく比較的平坦で、周囲には地頭得分に充當し得る古來からの水田地帯を有し、堀あるいは築地の遺構と思われる跡や掘井のあとなどを残し、しかもこれが野沢町のもと似よりの旗揚を持ちつてゐる点などから、鎌倉時代における家族の居館跡と見られるものではあるまいか。記して後の研究にまつことにしよう。なお、滋野氏と大井氏が境を接していた結果は、自然に両者の間に対抗関係を生じ、機に乗じてそれぞれ有利な立場を取らうとした。それが建武中興を機にして、両者が対立的な地位に立つた大きな原因であった。それについては後に述べることとする。

註 (1) 大井氏系図

(2) 吉妻鏡 暦仁元年二月十七日の条

(3) 同右 仁治元年八月一日の条

(4) 同右 寛元四年正月六日の条

(5) 同右 建長二年三月一日の条

(6) (7) 銅鐘名 (鐘は南佐久郡松原諏訪神社に現存)

敬白

信州佐久郡大井庄落合

大井寺

奉レ施二人松鑑一ロ一

勅進説法者二人

空

大旦那源朝臣光長
(柳ノ原・西野村)

井諸旦那 大工伴長

寛元二年(甲辰)七月十日

奉^レ鑄^ニ移^レ本^レ節^ニ阿彌陀如來

建長元年(丙子)十月三日

奉^レ鑄^ニ移^レ本^レ節^ニ阿彌陀如來

不^レ斷^ニ金^ニ佛^ニ始^ニ之^ニ

勸進法^ニ阿彌陀佛

同八月

奉^レ鑄^ニ移^レ本^レ節^ニ阿彌陀如來

不^レ斷^ニ金^ニ佛^ニ始^ニ之^ニ

勸進法^ニ阿彌陀佛

このような世相の時代に、現在の北佐久郡の地域内に成立していたと思われるものが大井庄で、佐久野庄はその一部分が郡内に存在する。この二庄の発生については同じく資料を欠き、その後の経過についてもきわめて資料が乏しく、これを明らかにし難いが、所見のものによって以下に考察してみたい。

二 佐久の庄園

(1) 大井庄

信濃国内には各地に幾多の庄園があったが、その発生についてはいずれも資料を欠いて明らかになつてゐるものはない。

仁和三年(八八三)四月十三日に大納言藤原冬祐が、筑摩郡蘇我郷にあつた庄園草茂庄を多武峰妙美寺に施入したことが最も古い資料で、これで藤原氏の庄園が、既に信濃国内に成立していたことが知られ、かつそれが寺社などに集まつて行く筋路をも示している。次いで長保二年(一〇〇〇)に左大臣藤原道長が信濃国内にあつたある庄園を、藤原氏の学寮であった勤学院へ進めたことがある。

これから五十四年後の久寿二年(一一五四)には、源頼賢が逃れて信濃国に来て、院の御荘を授したことがある。

頼賢は兄の義賢と父子の契約をしていたが、義賢が長兄義朝の子義平のために殺されたので、その仇を報ずるために信濃に来て院の御荘を授したものであるから、これは特別の場合としても、それより二年後の保元三年(一一五七)には、更級郡小谷庄などの石清水八幡宮および極楽寺などの領としていた庄園が、領家預所下司・公文などの庄官によって侵略されていった。これで、このころになると既に信濃国内でも庄園の押領が行われていたことが明らかである。

大井庄は和名類聚抄にその名をとどめている大井郷を中心と北佐久郡内に存在した庄園で、明らかに大井庄と記載されてその名を表わしているのは、吾妻鏡文治二年(一一八六)の条である。すなわち後白河法皇が源頼朝の知行国内にある院領以下諸庄の年貢未納の箇所を記して、その催促方を頼朝に命ぜられたのである。そのうちで本郡に關係のあるところは、院領伴野庄・八条院領大井庄と左馬寮領月牧・菱野・長倉・塩野である。

これで大井庄は文治二年(一一八六)には、既に庄園として八条院領になつたことは明らかであるが、いつ、どのようにして、昔の大井郷を中心とした地域が庄園となって八条院に属するようになったかは明らかでない。

八条院は鳥羽天皇の第三皇子で尊子内親王と言ひ、応保元年(一一六一)十二月八条院という院号を宣下された人で、天皇の寵愛がすこぶる厚く、崩御の際にはその御領の大部分を譲られ、また御母美福門院(藤原得子)の死去に当つては更にその所領をも譲られたので、御領は数百箇所に及び、財政豊かで鎌倉時代の初期においてすこぶる勢力があつた。その所領は寺院の廃後もなお八条院領と呼ばれ、永く墨壁に伝統をひいて南北両朝対立

のころまで伝えられていた。この八条院は建暦元年（一一一）七十五才をもつてなくなっているので、吾妻鏡所載の文治二年にはまだ在世中であった。

これで、この大井庄は文治二年には既に完全な庄園としての形態と機能を具備していて、八条院がその領家であったことがわかる。しかしその歴史については、父の鳥羽天皇の御領を伝承したものか、あるいは母の美福門院の所領を譲られたものかは明らかでない。もし鳥羽天皇からの御領であつたとすれば、この庄は皇室領であったわけであるし、美福門院からの伝承であれば、藤原氏の所有した庄園であったわけである。文治二年の条領であれば、藤原氏の所有した庄園であったわけである。文治二年の条領に同時にあげられている佐久の諸牧は、いずれもこの大井庄の周囲の地域にあった官牧で左馬寮領であった所を見ると、この大井庄もあるいはそれらと同様に皇室領、すなわち鳥羽天皇の御領であったものではあるまい。しかしそれにしても、和名抄に記載されている大井郷がいかにして皇室あるいは藤原氏の庄園となつていったかについては、現在のところでは更に知る由もない。

この大井庄を知行したのが前述の小笠原大井氏である。大井庄と小笠原氏の関係がいつからできたかは明らかでないが、小笠原長清は頼朝が文治元年（一一八五）全国に守護・地頭を設置してから間もないころに伊弉諾伴井庄の地頭になつてゐる。また大井庄に地頭に置かれたのは文治四年以前と思われるが、その氏名は不詳であつて直ちに小笠原氏と結びつけることはできない。

大井庄から領主の八条院へ対する租税が貢納されないで、後白河法皇が文治二年にその督促を頼頃に命じたことは前述したが、同四年にも租税の弁済が命ぜられている。建久五年（一一九三）には幕府は大井庄の同年の

租税納入の期を定め、十一月中に京都に納めることを命じた。その責任者である地頭またはそれに代るべき者の名は知れない。しかし長清の子の朝光が大井七郎と称し、尊卑分限に「信乃國大井知行」と記しているところなどから考え、また朝長の兄時長が伴野六郎と称して伊那郡の伴野庄を本拠としたことより推しても、大井庄が長清の代に小笠原氏と関係が生じていたとしてもおそらく誤りでないであろう。その関係として考えられるのはやはり地頭職であつて、それが七男の觀光に譲られ、その子孫に伝えられたものであろう。

小笠原大井氏が大井庄を本拠としたとして、大井庄の範囲はどのへん及ぶのであろうか。後世大井庄十二郷と俗稱されるのは、岩村田・耳取・与良・小諸・平原・塙野・小田井・根々井・平尾・沓掛・輕井沢・安原で、北佐久郡の大部を含む広い地域である。しかし鎌倉時代にはまだ官牧も存し、郡内にも小諸・望月・瀧野などのように瀧野氏の系統の諸氏がおり、大井氏と同じようく将軍の隨兵や弓馬の射手などを勤めていたほどであるから、大井氏の本拠の大井庄をそれほど広い地域と考えることは困難で、やはりほとんどの大井郷すなわち若村附近を中心とした地域と思われる。

大井庄は乾元六年（一二〇一）に後宇多上皇の御領となり、ついで徳治元年（一二〇四）に昭慶門院の所領として安堵^{おきゆ}されている。昭慶門院は龜山天皇の皇女慈子内親王である。こうして上級支配権には異動があったが、大井氏との関係はそのまま継続していたと考えられる。

註

(1) 多武峰略記 下七

(2) 標記 長保二年七月二日の条

(3) 台記 久寿二年十月十三日の条

(4) 大日本古文書家わけ文書石清水文書

(5) 善妻鏡 文治二年三月十二日の条

(6) 善妻鏡 文治二年十月二十七日の条

(7) (8) 同右 文治四年六月四日の条

(9) 同右 建久五年七月十六日の条

師竹内文平家藏文書（信濃史料第四卷取録）

(2) 庄園の経営

(4) 庄園の組織

大井庄の組織については資料を欠くためにこれを明らかにすることはできない。これは南佐久郡内の主な郷村を包含していた佐久伴野庄の場合もほぼ同様であるが、幾らか傍証すべき点があるので、これを記して大井庄の状態を推察する材料とした。

伴野庄は大井庄と同じく、文治二年に年貢未済の庄として後白河法皇から頼朝に催促方を命ぜられた庄園の一つであった。その時は院の御領であつた。後に中納言持明院基家の領となり、その女北白川院（後高倉女院）に伝えられ、その生まれた式乾門院（後高倉院の女、和子内親王）から室町院（後堀河上皇の女、御子内親王）・伏見上皇・花园上皇を経て、元徳二年（一一三〇）に花園上皇から京都の大徳寺へ寄進された。¹⁾しかし「土民等」が勅裁に従わなかつたので、上皇は翌年さらに大徳寺がその知行を全くるように命じた。²⁾

元弘三年五月镰倉幕府が滅亡し、後醍醐天皇が京都に還幸すると、天皇は直ちに伴野庄を大徳寺領として安堵し、持明院統の後伏見上皇も同時にそれを安堵した。続いて後醍醐天皇は万年の聖誕を祝るために大徳寺に伴

野庄の地頭職を寄進し、その旨を足利高氏に伝えた。³⁾高氏に伝えられたのは、この地頭職が足利氏に關係あるものであつたからであろう。

こうして大徳寺は伴野庄の領家職と地頭職を併せ有することになったが、現地には雜掌が置かれていた。建武元年（一二三三）五月に雜掌木沼実真が大徳寺に注進したところによれば、同庄の領家方の年貢は牛飼料・年貢錢・黒符分・牛鹿帶・牛驥糸・廻車代などである。⁴⁾大徳寺にはこのほかに地頭としての専分が納められたはずである。

このころと思われる年月未詳の注進状に於ると、伴野庄はその附近の春日總高秋山布施潤次郎・同弟津布羅田係三郎・音羽地頭小笠原源二郎・日向頭平賀賀七郎の温幼に苦しんでいることが知られる。⁵⁾建武元年に後醍醐天皇は大徳寺住持妙超の奏請によって伴野庄を一円不輸の地となし、國司・守護役および役大工米等の諸役を免除せしめたが、在地の雜掌がその権益を守るには困難が多かつたもののように、建武二年ごろには伴野潤三郎らが伴野庄地頭職について進乱し、後醍醐天皇は大徳寺をして安堵させ、また信濃國自代に命じて、彌三郎を乳聲せしめている。⁶⁾また同二年には倉沢弁芳らが進乱し、同寺の雜掌から訴え出たので、雜訴決断所は信濃守護所に對して、弁芳らの違乱をとどめせている。⁷⁾中央における政權の争奪とも関連して、庄園の上級支配権に動搖が生じ、在地の武士などがその力に任せて自分の勢力を擴充してゆく傾向を知ることができる。また建武中興政治における混亂は、伴野庄内の地がしばしば誤って他の者に与えられ、これを召し返して寺領として安堵せしめられたこととも、大徳寺の支配権に不安定なものを感じさせた原因であろう。

大井庄については、初めに八条院領であり、後に照慶門院領となつたといふことは、地頭職についても正確な資料は存在しないし、通説に關

するものも、武士の押領等に関するものも存しない。おそらく地領職は大井氏に与えられていて、大徳寺の伴野庄に対するほど支配権は八条院にも照應門院にもなかつたのであらうと推測され、それだけに在地土豪大井氏の力が強く働いていたと考えるにとどまるのである。

註

- (1)(2)(3) 大日本古文書家わけ文書大徳寺文書一

(4) 大徳寺文書(信濃史料第五卷収録)

〔伴野庄年貢注文(重慶)〕

「うけ給およひ候ふん、領御ねんくはこのちやうにて候、

〔建武元年五月十日 実真(花卉)〕

〔信濃国伴野庄領家方御年貢注文(弘安)〕

牛飼折 段別三百文

御年貢銀 段別百廿文

黒榜分 段別百七文

牛馬帶 一年四十反

牛獸具 一年四十反

輿車代 百七十五貫免 一年四十反

(5) 大徳寺文書(信濃史料第五卷収録)

(6)(7)(8)(9) 大日本古文書家わけ文書 大徳寺文書一

伴野庄がかなり広い庄園で、建武二年(一三三五)においては二六郷村を包含し、その中には北佐久郡の春日郷も含まれていたほどであるのに対して、大井庄はだいたいかつての大井郷の地域であったと思われるから、

(2) 庄園の経済

さほど大きな庄園とはいえない。また大井庄がいくつの村なり名なりに分かれていたかも不明である。

しかしこの地域は、浅間の火山灰流が堆積した地帯で、しかも浅間南麓斜面では最大の湯川がその中心を貫流している低平水田地帯である。ここに成立したのが大井郷であり、これが大井庄となつたのであるから、水田は当然存在していたであろう。大井庄の範囲内と思われる地域から、水田の存在をしのばせる地字を拾えば次のようない地名を見出すことができる。すなわち岩手田では、窪田・菅田・柳田・向田・砂田・種田・三反田など、長土呂では前田・仲田・一つ長田など、鳴瀬(高瀬村)では一丁田といふような中世における開田当時の状況によって名付けられたと思われる地名や、貢租の基準になる地積の広さを表わす地字が存在する。これらは江戸時代に入つてからの開田と区別して考えられる理由は、いずれも自然流か、あるいは簡易な水堰によって、容易に開田されたような場所にあり、かつ現在では耕土も深く、上田に属しているものが多い。このようない点から、比較的古い開田と見なされ、これが中世庄園貢租の基本になつた水田ではないかと考えられるわけである。次に陸田すなわち畠も庄内郷村においては重要な貢租負課の対象で、水田だけがとくに窪田・菅田などと呼ばれて他と区別されているのに対し、畠には特別にこのような名称が残っていないのは、この方がむしろ土地としては普通な、基本的なものであつたのではないか。しかししてこれらの田畠の面積はどのくらいあつたか、またどのような品々が年貢として取扱われたかを知るような資料も存在しない。しかしこれを伴野庄の例によつて見れば、一応は納入すべき年貢を算出する基本的土地面積があつたはず、これに対して段別いくらくらい割合で貢租の額を算出したものと思われる。

かくして庄園内の「在家」や「名」から納人された年貢の品々を、幾山

河を隔てたこの佐久から京都へ輸送するに当つて、特殊なものを除いては現物で納入することはきわめて困難であつたと思われる。ここに伴野庄の年貢往進に見られるよう、錢に替えて納入する必要を生じ、これを行なう場所としての市場の成立する条件も生じるわけである。このような事実がこの地方でも中世必ず行なわれていたであろうと思われる理由は、江戸時代の封建制下において、領主が領内町村に対する年貢負課の目安を石高で表わしたのに対し、中世には貢文高を以て表示している事実である。

すなわち村高を貢文で表わしていることが銭納が行なわれていたこととの証拠になるもので、この物品を錢に替えるために交易が行なわれた場所が市あるいは市庭であったのである。大井庄における市廻がどこにあったか

は、これも明かではないが、三岡村の市区などはこれに対してもある示唆を与えるものであり、江戸時代に入つて後も、岩村田には春秋に定期の市が開設される習慣が残つてゐたという点も参考になるところがらである。

また伴野庄において貢租の品目として、牛膝帯や牛膝糸が現物で年二回にわたつて納入されていることは、この佐久地方にそれを製作する原料の麻を産出したことを示し、このために大徳寺文書に記されているように、麻商人の出入もあつたのであろう。これから推せば、伴野庄に隣していったこの大井庄内でも麻が生産されたことは考へてもよいと思ふし、またこれらの交易から来る貨幣の流通も相当あつたと見ることもできる。

註 (1)(3) 「大徳寺文書」○京都 大徳寺蔵

〔水沼年貢往進乃至〕

(貢)

注進 伴野庄郷・村・御年貢存知分事

警因用(東原)馬泊文・人五十之由、水沼申之、商人皆出候、
不似麻也

合 三ヶ村 六貫(相一丁) 止公事首申候、不審

伴野上中下 千貫文 大沢村 二百五十貫文

野沢郷 二千貫五百百貫 文 一千三百貫文 三日貫文

小宮山 千五百六十貫文 五百二十貫文 五百六十貫文 二日貫文

桜井郷 八百〇余貫文 懸沢 三百貫文

無(丁)三貫五百文

三塙郷 百八十五貫文 日原 一百八十貫文

上田村 一百九反(六六十步手作) 三百貫文 三日原 一百九反(六六十步手作) 三百貫文

十貫文

高屋木 八十貫文 番物村(相一丁) 百貫文

大日向田村 百貫文 余地村 六十貫文

保間 本品 五百五十貫文 本品(十貫合各半也) 六十三貫文

平沢村 八百貫文 下懸田 三百六十 大石 岩那(三ヶ) 三百六十

宿屋 八十貫文 白子云千貫文

右、注進存知分如斯 建武二年十月廿一日 水沼刑部房実真

うらに判あり

(2)御領内敷括大意差出帳

信州佐久郡中山道御傳馬宿 岩村田村(上略)

一、此村大井庄観郷也、里方諸方出口之社也、古来より市場ニ而

先年春月六度、市立候得共中絶、今ハ七月十三日、十二月廿五日荒町市立井大町極月晦日市立（下略）

二 節 室町時代の佐久

一 南北朝前後の佐久の趨勢

(1) 佐久武士の去就

鎌倉時代以来幕府の固い地盤であった佐久も、その末期になると動搖を生じ、都内の二大勢力であった滋野・大井の二氏は公武の間に処して、互にその去就を異にするに至った。

源訪の源訪・金刺の兩氏は特別北条氏に親近していたので、一門中に神氏を名乗る者さえあつたほど深い関係にあった滋野氏は、自然北条氏との関係は密であつたといえよう。これに對して大井氏は、その初めにおいて小笠原氏が三浦泰村の乱に關係した事件もあって、自然外様の立場にあつたものと解される。これらの事情と境域の相接する利害關係とが関連して、鎌倉末より南北朝前後に於ける兩氏族の去就は、多くは相反した立場をとるに至つた。

元弘元年（一三三二）十月、北条氏の軍勢が諸道より進んで楠木正成の守る河内の赤坂城を攻めた時、小笠原良宗・源訪^源らは大和路の軍に、他の信濃の軍勢は天王寺大路の軍に加わっていた。佐久の大井氏は小笠原の一門であり、この後も常に小笠原の同族として行動しているので、この軍にも必ず加わっていたと見られるし、滋野氏は上に述べたように、多く源訪氏と行動をともにしたから、この一族もまたこの軍に加わっていたと考え

てよいであろう。しかし元弘三年（一三三三）足利尊氏が帰順して宮方について以来、二氏の去就は相反するようになった。尊氏は帰順の勅許を得ると直ちに書を送って小笠原貞宗に合力を求めた。これ以来、小笠原氏と足利氏との結合は固く、尊氏が機微な政局に出入り、これに同調間の内紛を伴なつて離合の常なかつた際にも、終始尊氏と結んで離れなかつた。

建武二年（一三三五）七月、信濃では北条氏の余党が北畠および千曲川の沿岸各地に軍を起した。北条氏忠頼の源訪氏が、高時^{義時}の遺子北条時行を奉じて国司左近少将入道を筑摩の國衙に破り、進んで鎌倉に攻入つて、いわゆる中先代の乱となつた。北条氏によく、源訪氏に密に密であつた滋野党的

潤津・海野・望月等の諸氏もまた立つてこれに加わつたのである。信濃の守護小笠原貞宗はこれら北条余党の討伐に努め、佐久の望月城に對しては、叔父の小笠原次郎太郎孫氏に当らせた。経氏は高井郡の市河氏らの味方とともに、八月一日望月城に押せ寄せて合戦の末ついにこれを破り、その城郭を破壊したが、當時ここに據つた城守は明らかでない。城跡は本牧村望月の瓜生坂上に本城を存するが、鹿角川沿岸に居住した望月氏の一党が立てこもつて、北御牧村の下の城などと呼んで奮戦したものと考えられる。

信濃におけるこの北条余党の挙兵は尊氏に良い口実を与え、時行討伐を名として鎌倉に下り、やがて自ら征夷大將軍と称し、代々の将軍の旧跡に居館を構え、黒功将士に対して開所地の行賞を行なつた。朝廷では尊氏の上京を促したが、かれはこれに応じないで、かえつて新田義貞の討伐を諸国に云えた。信濃では前守護小笠原貞宗・村上信貞らを初めとしてこれに応ずる者が多かつた。小笠原同族の佐久の大井氏もこれに参加したのである。そこで、源正・伊宮・品川・大井とし、四國・九州の大名および仁科・高梨などの信濃武士と、国司細川光庭らを加えた一万余騎の朝廷軍は東山道を

進んで佐久に入り、大井城を取り囲んだ。城将大井朝行は奮戦数日に及び、貞宗・信貞らが急を聞いて来援したけれども支えることができないので、十二月二十三日に至って落城した。⁽¹⁾

この大井城は忽那文書・忽名島開発記・河野土居系などに、いずれも「於信州大井庄合戦」とあるので、大井庄にあつたことは確かである。しかし現地はつまびらかでない。代々大井の嫡系が居住したのは岩村田であるから、この大井城もおそらく岩村田であろう。そうだとすれば大井朝光の居館の跡と伝える石巻城跡がこれに当るのではないか。ここは旧北佐久郡誌によれば町の東北字石並にあり、南北七町、東西二町余、中に切通しがあり、中央を王城といい、北を石並という。前に御坪があり、南に黒岩と称する所がある。中央の王城の切通しには二重堀の形跡が存している。井戸形があつて赤座⁽²⁾境外といいう所から水を引いた形跡がある。北に門跡・橋台の跡が現存し、今は木立・芝野となり畠が最も多いと記載してある。現在この地は東から石並城・王城・黒岩城の三城跡として呼ばれている。これらは純粹の山城ではなく、鎌倉時代土豪の居館風に木をひき廻を廻らし、周囲には水田・畑地などの跡と思われる所もある。これらはこの地方における武士化した地頭・庄官などの屋敷が、戰闘を目的とする山城へ推移する過程にあるもので、この大井城を考える場合には考慮に入れるべきものであろう。記して後考をまつことにする。

こうして信濃では新田・足利および北条の殘党が三つともえになつて争うこと約一年、朝廷が吉野に遷つてからは北条の殘党は新田方と合流し、延元元年（一三三六）のころからは南北両朝の対立に變つて行つた。これによつて、佐久・小県に居た滋野三族の福津・海野・望月および矢島氏は

南朝方に帰し、佐久の大井・伴野の小笠原一門は北朝方に所属して、互に相対することになったのである。

この間に信濃宮室良親王は、伊那の大河原城を策源地として各地の南朝方と連絡し、東国經營に従つた。浅間山のふもとあたりにも住居のあったことは梨花集恋に、「信濃國浅間山近きわたりに住侍りしし」と題して、浅ましや浅間のたけもちかけられは恋のけふりも立や添らん

新葉和歌集 雜中に「千首歌奉りし時、山眺望を」と題して、

信濃路を見つわかこし浅間山裏はけふりのよそめなりけり
とあるので知られる。この浅間の見える住居を南朝方の氏族の中から探し、佐久・小県の海野・望月・福津等の渡野氏⁽³⁾がまず浅間に入り、この内、小諸氏の居住地が最もこの詞書にあつた。小諸町の北方・古宿という所に「御所平」と称して北東に浅間を仰ぐ所がある。ここなどもあるいは侯補地の一つではなかろうか。

正平七年（一三五二）二月、南朝方はこの信濃宮を奉じて征夷大將軍とし、足利尊氏を討つ軍を起した。諏訪の祝を初めとし、碓氷峠の神官達野八郎以下一族三十一人、仁科の一門、菅坂・市河などの諸氏がこれに属して、碓氷峠を越えて上野国に入つた。新田氏の一門義宗・義員・脇屋義治らもまた上野・越後の兵とともにこれに応じて鎌倉に迫つたのである。

これによつて南朝の勢は一時大いに盛つて、たちまち鎌倉を奪つたが、二月二十日、武藏國府中附近の人見原・金井原の戦は新田軍の大敗に終つた。ここで新田軍は親王の軍と合流して、二十八日、足利軍とまず武藏國小手指原に衝突し、それより入間河原・高麗原と戦線は拡大し、大接戦を展開したが、宮方はついに縦崩れとなり、神家・滋野らの武将は多くここで討

死をした。宗良親王は兵をひいて信濃に帰ったが、これ以後佐久における
滋野・大井二氏の勢力は均衡を失し、大井氏が著しく勢力の伸張を見せて
いるのに、川西の波野氏は力を失って大活動ができない状態となつたので
ある。

(1) 光明寺義編

(4) (前略)

楠木城

一手東、白二字治一至「千和路」

……小笠原彦五郎・諏訪祝・高坂出羽守權（中略）

一手西南、白「山崎」至「千天王寺大路」

……信濃国軍勢

大将軍および軍勢交名の条に

(2) 参考太平記 三 筱原陶山小見山夜討

……小笠原彦五郎重顯（中略）：陸奥・信濃、以上十七ヶ

(2) 参考太平記 三 筱原信濃入道一族

自「伯善國」蒙「勅命」候之間、參候、合力之旨本意候、恐々

元弘三 邪月廿七日 高氏（花押）

……小笠原彦五郎重顯（中略）：陸奥・信濃、以上十七ヶ

朝敵追討事、蒙「勅命」候之間、參候、早相「催一族」、合力候

(3) 小笠原原文書

者本意候、恐々謹言

(4) 小笠原原文書

(5) 河野土居系図（伊豫）

五月十六日 高氏（花押）
小笠原信濃入道族

(3) 市河文書

着到

市河左衛門九郎倫房

同子息三郎助保

右、自二七月十三日御方駕参、於所々致「軍志」信州、一見狀

給候早（八月一日、押「寄月城」致「合戰」、令レ却城郭）

之条、（小笠原彦五郎太郎為「同大將」所レ被「見知」也）（下略）

建武二年十月

（承了） 花押

（4）参考太平記 十四、忽那文書、忽那島開発記、河野土居系図（6）參

黑

（5）参考太平記

（6）忽那文書 乾、伊豫

「一見子」 花押

伊豫國忽那島東浦地頭彌次郎重清致「軍志」子細事

右尊氏、直義為「跡」、自「京師」發「向山道」之處、小笠原信濃前

司・村上源藏人以下徒等、為「朝敵人」之間、被「誅伐」刻去廿

三日、於「信州大井庄」致「合戰」了、且島津上総入道「手木村三郎

入道・東条國富助等、見知之上者、不「及「子細」、所證被「成」下

御判」、為「傳」弓箭之曲一日、言上如「件

建武二年十一月廿五日

添堵 土居彦九郎、任「伊豫種介」、号「河野」

母河野七郎通氏女

…（中略）同年十二月、屬「新田義貞廟幕下」、自「京都」發

「向山道」、於「信州大井庄」合戰抽「軍忠」

（7）参考太平記

（2）北朝年号の使用

南北両朝対立当時における佐久武士の去就は上の通りであったが、大勢は北朝方に有利になっていたものと考えられる。左に掲げる郡内現存の文書および銘文の年号はこれを証するものといえよう。

一、歎應三年（康定元年）六月廿四日（春日村東園寺藏板碑）

二、歎應三年（康定元年）八月（横鳥村津金寺藏板碑）

三、歎應三年十月十五日（協和村福王寺阿弥陀像胎内墨書銘）

四、奉施人 当社權現石塔一基右造立志願者現当二世乃至法界平等利益也

文和三年（甲午年）卯月十八日 沙汰法性教曰（軽井沢町峰、熊野神社石造多宝塔陰刻銘）

五、貞治參年甲辰十一月十二日 之書等了（軽井沢町可追分頭訪神社大般若經奥書）

六、貞治第四乙巳林邊下句書幡山富春軒之下、比丘宗貞（本牧村望月城光院大般若經奥書）

七、応安七年二月吉日（岩村田町大井法華堂文書）

八、永和二年七月（三井村香坂明泉寺藏板碑）

九、康定二年六月十七日（同右 藏銘）

（6）至德元年甲子十二月十日（軽井沢町追分頭訪神社藏大般若經奥書
十一、逆修石塔 廉応元年十二月十三日 一結業（北御牧村下ノ城八幡木
宝篋印塔台石）

以上のうち移動の可能性がある板碑・器などは一応除き、所在地が固定していたと認められるものは、歎應三年（一三四〇）の福王寺像胎内墨書銘、文和三年（一三五四）の熊野神社石造多重塔銘、貞治三年（一三六四）と至徳元年（一三八四）の追分頭訪神社へ奉納の大般若經奥書、応安七年（一三七四）の岩村田法華堂文書、廉応元年（一三八九）の北御牧村の室籠印塔銘などである。

これらはいずれも北朝の年号で、建武の中興が失敗に終り、吉野に朝廷を移して後のものである。終始、足利氏と結んだ大井氏の勢力範囲にあつた追分（軽井沢町）と岩村田に、貞治と至徳の北朝年号が使用されたのは当然であろうが、望月氏の支配下小平（協和村）の福王寺像や頭曲川沿岸の下の城（北御牧村）八幡木の宝篋印塔銘、さては碓氷峠の神官浅野八郎のよう、南朝に味方して戦った者の支配下の熊野神社の多寶塔の銘にも、歎應・康定・文和などの北朝年号の使用を見せている。これはつまり、この地方の浅野・大井二氏族の去就は、その氏族の過去の因縁と現在の利害関係によって、当面の所属は南北各そのところを異にしたが、大勢は守護小笠原氏の奉ずる北朝の勢力が風靡していたためと解すべきであろう。

二 室町戦国期の佐久

（1）地方の分権化

（1）室町町初期

小笠原対村上戦に伴なう佐久の動き

永享の乱と大井氏

室町幕府が組織された時、足利尊氏はまず嫡子義満を鎌倉に置き、次いで三男基氏を派して関東の備えとしたが、その後、基氏の子孫が相次いでその任に當り、これを関東管領といった。その支配するところは、関八州に信義と甲斐を加えた十箇国であり、後に陸奥・出羽も加えられた。しかし関東・東北の地方は、鎌倉時代からの守護を初め御家人層の勢力が強かつたので、関東管領の力は内部まで及ぶことができない状態で、大部分の方には鎌倉以来の大小の豪族が古い支配組織をそのまま維持していた。

管領持氏の時に、その権力を確立するために、旧来の在地勢力に圧迫を加えたので、それらが反抗して、上杉氏憲(雅秀)を中心として持氏と戦つたが、敗れて氏憲は自殺をした。これは応永二十三年(一四六一)のことであった。その後持氏と執事上杉憲実との間に衝突が起ったのは、前述の村上氏に援軍を派遣するかどうかという時の意見の相違とも関連があった。当時の将軍義教は持氏の反幕府的な態度に憤慨していたので、憲実を後援して東海・東山の諸将に持氏討伐の命を発した。

信濃の守護小笠原政康は永享十年(一四三八)九月一門および同志とともに鎌倉に出て出家した。鎌倉勢は防戦につけたがついに敗れ、持氏は金沢(今の横浜市)の称名寺に入って出家したが、幕府はこれを鎌倉の永安寺に移し、翌十一年(一四三九)一月に自害せしめた。この事件を永享の乱と呼ぶ。持氏の二子春王・安王は日光山中に逃れ、末子の永寿王は乳母に抱かれて当郡三井村安原の安養寺へのがれて来た。安養寺の住僧はこの乳母の兄であつたからである。代々この寺の支持者であり、また領主でもあつた大井持光もよくこの永寿王を保護し育てた。

永享十二年(一四四〇)三月、常陸の結城氏朝が春王・安王を奉じて舉

(2) 戰 国 前 期

兵するに及び、持光は家臣の芦田・濱野の二人を附して永寿王を結城に送り届けた。四月に至り幕府は上杉憲実に命じて結城討伐を開始したため、同年(一四四〇)八月、大井持光は兵を起して氏朝に応じ、碓氷峠を越えようとしたが、上杉重房が上野に出てこれを防いたために志を果せなかつた。この結城合戦には守護小笠原政康は信濃の大小豪族をすべて引き真して幕府方に従軍し、その勢三千余騎といわれ、これを三十組に分け、一日一夜の交代で奮団と矢食の番に当つたといふ。一、二の例外はあったとしても、全信濃の諸将がこのように守護の命令に服して統制ある行動に出たというのは、守護の威令がよく国内に及んでいたことを示すものであろう。「結城陣番帳」にはこの戦に参加した諸将の名を記されており、この中に大井三河守・大井河内守・大井対馬守等佐久・大井氏の一族と考えられる人々の名が見える。これによって佐久・大井氏の一族では、持光は前に述べたように永寿王(後の古河公方・足利成氏)との縁故で信濃勢には加わらなかつたが、他の人々は守護の手に属して参戦したとみてもよい。そうしてこのことはまた一面、同じく佐久の大井氏の一門においても、幕族同一行動に出るといった血縁關係を中心とする動きから、同族でも各地に分かれて住んでいる場合によつては行動を異にするという、地理的な分権化への推進を示していると見ることができる。なお結城合戦は嘉吉元年(一四四一)に結城城が落ちて、氏朝以下多數の者が死し、安王と春王は美濃の垂井で斬られ、永寿王はわずかに免れたが、後に鎌倉の主となり成氏といつた。また古河公方ともいわれる。

応永以降、室町幕府の威威が衰えて統率力を失うと、信濃では守護小笠

原氏の勢力も自然地に落ちて、各地に割拠した豪族は境を接して勢力の拡張扶植を計って相争った。しかし京都を初め各地に見受けられるような下郷上のあらわな姿は見出せない。

佐久では文明四年（一四七二）五月、岩村田の城主大井政光が甲斐に攻め入り、武田氏と花取山（東八代郡）で戦ったがその結果は明らかでない。

文明十一年（一四七九）八月には、同郷伴野庄を本拠として互に境を接していた同族の伴野氏と岩村田の大井氏とが争って、部内は大いに乱れた。この争乱の理由はどこにあったか明らかにはしないが、おそらくは所領の問題であったろう。岩村田城主大井政朝はこの戦で伴野康致のために捕えられ相木入道沙弥常榮は討死した。後両氏の和議が成立して、政朝は許されて岩村田城に帰った。文明十六年（一四八四）二月、更級・埴科両郡から小県郡方面に威を振った村上氏は大兵を擧げて岩村田城に来攻し火を放つてついにこれを落城させた。城将大井安房丸は小諸に移されて、嫌倉時代以来大井庄を堅持した岩村田の大井氏の宗家はここに滅亡したのである。⁽⁵⁾伴野庄の伴野氏もおそらくこの時村上氏に屈服したのである。當時の岩村田城とはおそらくは從前の石並城・王城・黒岩城の地で、時勢に応じて城郭に改修が加えられて、代々大井氏の居城となっていたと考えられる。

かくして村上氏の勢力は東北信濃六郡に及びそこぶる強大となったが、統一的勢力とはなり得ず各地に小豪族が分立していた。この傾向は更國に一般に見られるところではあったが、信濃の地勢もまたこれに影響したものと考へられる。後世佐久衆が武田勢に敵し得ず、信濃が甲州勢によつて侵害されたのも、このような国情に負う点が多分に存するであろう。

註(1) 大塔物語

(2) 菅原領記
(3) 結城陣番帳

(4) 信濃二千六百年史

(5) 調訪上宮古文書
(6) 四騎譲叢

(2) 庄園の崩壊と地侍の出現

(4) 親族関係による分権領主

大井庄の地頭職となつた大井氏は、嫌倉時代以来この地を本拠として庄名を名乗り信濃武士として武名をあげ、その一族は佐久の各地に繁栄した。その宗家は岩村田に住し、嫌倉から室町初頭にかけては、⁽⁶⁾ 疎懶職の立場にあつたと見られる。既に述べたように嫌倉幕府の諸行事にその名をとどめた大井氏の武将たちは、ここを出自とした人材であつたのである。建武二年（一三三五）大井城の戦もおそらくことであつたと考へられることは既に述べた通りである。このころまでは大井氏の行動も常に一門としての統制を保ち、惣領制の弱体化を示す資料は見当らない。一門の繁栄に伴なつて各地に支族を分封したのは当時の普通手段で、その主なものは長土呂（岩村田）、後高瀬村岩尾に移る）・耳取（三間村）・武石（小県郡武石村）等である。これらの支族はそれぞれその地を根拠として城郭を築き、その支配地域の一円領主化していく。

このように支族の勢力が増大すると、大井庄内における宗家の支配権もしだいに低下し、親族関係による分権領主のために惣領制の弱体化が進行したと見ることができる。大塔合戦における耳取城主人井光矩の存在は、

守護もこれを頼みとするほどの勢力を有していたことを示し、岩村田の宗家の存在はこの陰にかかっている。永享・嘉吉の西亂に際しては、この領向は更に明らかになり、大井持光は永秀王の藤吉によって足利持氏および結城氏朝とよしみを通じて鎌倉方に味方しているのに対して、大井三河守・同河内守・同対馬守等は幕府方に属して出陣しているなどは、窓瀬御による統率力は全く失われて、各独自の分権領主として行動していたと考えられる。文明十六年(一四八四)、村上氏の侵入にあって岩村田の大井氏がついに滅亡したのも同様で、この時には宗家としての大井安房丸も既にその支族の分権領主たちと全く同一の地位に落ちて、奉旗結集して外敵に当る力を失い、それぞれ独自の行動に出でていたのである。

(a) 庄園の崩壊と地侍の出現

以上のようにして庄園の支配的立場にあつた地頭が、親族の分権化によって自渠の過程をたどると同時に、庄園内の在地勢力もまたおこり、相まって下からも庄園を崩壊させたと考えられる。

庄園を構成する中心は名主であつたが、領主と名主との関係や名主相互の関係、あるいは在家の形態については地域ごとに相違するところが多い。在家は庄園領主すなわち地頭勢力に隸屬して、領主の必要に応じて労働に従事したり生産物を納めたりするものであった。その負担の単位は家であつたが、同じように領主に対する貢納の義務を負ひながらも、名は土地を単位としたものであつた。在家は相当な耕地を持ち独立して農業の經營を行なうものであつたと考えられるが、中には広大な耕地を経営して名主となるものもあり、また「在宅」などと呼ばれて本在家中に属する小農民も

あった。また在家中も分解して一在家が一屋敷という立前が崩れて、いくつも屋敷が含まれるようになり、在家の貢納の単位である意味が消失して、在家中は地名になり、そこにある屋敷を持つ百姓が本百姓として村の中心となるようになった。

佐久において、こうした推移を明らかにすることはできないが、在家中いう地名のある場所をあげれば、平根村上平尾—猪在家・志賀村—海老在家・三岡村耳取—八幡在家・布施村—北在家・三都和村藤沢—歩在家・芦田村—猪在家・清水在家屋敷・横木村山部—栗在家等がある。これで大井庄においてもかつてはその下部組織に在家中を持っていたが、いつかそれが崩壊して行つたものであると考えることができる。

これに対する名についても直接これを示す文献は見当らない。しかしこれは後世の村落の前身で、農民がここに土着して農業生活を営んでいた場所とすると、俗に名所と呼ばれ、その地名とどこが出自であると見られる姓を持つ氏族とが郡内各地に存在する。これがこの地方の名の存在を示す名残であると考えることもできる。

名の形態もこの大井庄においては全く知り難い。名主の屋敷を中心にして、これに附屬する田畠や隣接農民の家や畠があり、このような一部を屋敷・堀内・堀外(あるいは垣内・堀内)などと呼んだことは各地で明らかになつてゐる。屋敷という地名は郡内においてもきわめて多いが、これらの中に後世のもののが多數にあって紛らわしいのでしばらくおき、堀外(あるいは垣内)堀内、堀等を思われる地名を拾つても次のようなものが日にとまる。伍賀村茂沢—海戸平・大開戸・蟹井沢町堀地—宮街道・平根村横根一塙垣外・三井村安原・内堀・中津村堀名田—海戸田・高瀬村鳴瀬—堀越。

中里敷・築地・小沼村塙野・大替戸・鹿間土・南大井村平原・野海土・北

大井村八瀬一界の内・空堀・大里村諸・鳴瀬街道・川辺村山浦・外海道・

北御牧村布下・孤屋敷・北御牧村島川原・中堀・布施村・官街道・京の坪・

南御牧村桑山・田替登・春日村・堀端・横鳥村山部・柏垣外屋敷・鳥渡垣

外等がそれである。

庄園制のゆるむにつれて、その中の名主層や在名家族が中心となって、地域的な結合ができてきた。そして郷村と呼ばれる地域団体が発達した。名

主層の中にもそれぞれ勢力の大小があつて、有力な大名主は弱小の者を支配するような領主的性格を持つようになつた。からは要害を選んで城

郭を築き、平時は農業經營に従事するが、一朝事ある場合にはこれに拠つて戦うという体勢を整えていたと考えられ、郡内八〇余戸の戦国山城はそ

の遺跡である⁽³⁾。これらは多くはその城主や築城年代に関する資料を欠き、

応永ごろから天文ごろへかけての伝承のみにとどまっている。これらは、同時に存在したものではなく、この間においても兼併や併合等が行なわれ

隆盛があつたものと考えるべきであろう。このようにして有力な名主はし

だいに武士化してその領地を拡張し、村落あるいは名を連ねて一円領主化

し、支配階級の地頭層の分權による弱体化と同時に、下からもこれら名主

層の出現によって庄園を分解させ、土地の再分割が行なわれていたと考え

ることができる。

戦国時代の佐久は以上のような状態で、これを統一した強力な一円領主

的な存在がなかったところに特徴があり、これがまた甲州からの強力な武

田勢の侵入に対してもきわめて弱体であったとも考えられる。

註 長野県町村誌東信篇

(3) 佐久と武田氏

(4) 武田氏の佐久平定

甲州から武田氏が佐久に侵入して来たころ、郡内に存在した主なる諸村とその居城で文献上にその名をとどめているのは、

平尾城(平根村上平尾) 平尾氏

志賀城(志賀村)

笠原氏 志賀氏

小田井城(御代田村小田井) 小田井氏 大井氏

黒岩城(岩村田町) 大井氏

岩尾城(高瀬村岩尾)

耳取城(三岡村耳取) 大井氏

森山城(三岡村森出)

森山氏 平原城(南大井村平原) 平原氏

鍋蓋城(小諸町)

大井氏 與良城(小諸町)

與良氏 望月城(本牧村望月) 望月氏

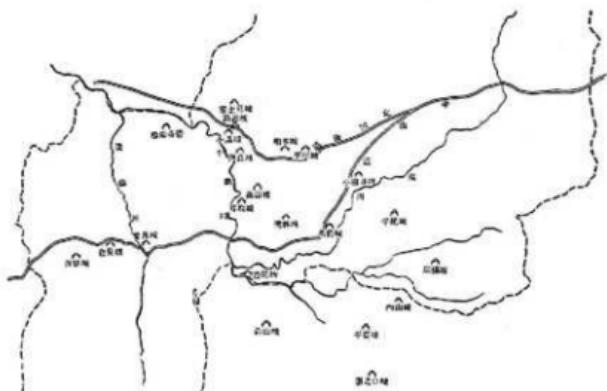
倉見城(本牧村茂田井) 米持氏

蘆田城(芦田村)

柏木城(北大井村柏木) 柏木氏

頬岩寺塔(川辺村布引) 頬岸寺氏

等である。これらはいずれも前に述べた分權領主がまたは名主層の地侍であつて、佐久の各地に割據し「佐久衆」と呼ばれて勇名を馳せたが、ひつ



第11図 戦国期における郡内の主な城砦

きょう連合体で統一体ではなかつたから、一度破綻を生じると結果が破れて各^二の単体にもどるので、ついに甲州勢には敵し難くその軍門に降つたのである。

そもそも佐久と甲州との抗争は、互に境を接している関係上既に文明^一から始まり、延徳のころには武田信義がしばしば佐久に侵入し岩村田、岩尾等に殺到して放火したので、佐久では村上氏の援軍によつてようやくこれを撃退したのである。永正のころには南佐久の平賀城に大井成頼がいて平賀入道玄心と名乗つて武勇人に優れていたので、佐久ではかれを盟主として甲州勢に相対し、永正十六年（一五二九）十月には村上氏の援軍を得て甲州に攻め入り、武田信虎の兵と若神子で戦つて敗走したこともあつた。天文四年（一五三五）九月、武田氏と源氏との和議が成立して、この方面の心配が解消すると、武田信虎は再びその銃鋒を佐久に向けて來た。天文五年十月には自ら大兵を率いて佐久に侵入したが、勝敗がきまらないままに戦事に及んだので両軍は兵をひいた。甲陽軍鑑によれば、この時信虎の嫡子晴信（信玄）は十六才の初陣で甲州軍の敵をつとめ、十二月の二十七日の夜急にとつて返して海の口城の平賀玄心を襲い、翌二十八日の曉にはついにこれを討ち取つて城をおとしたのである。この後も佐久と甲州との間にはしばしば戦いが繰り返されたが、その年次や記載については甲陽軍鑑・妙法寺記・高白齋記等によつてそれぞれ相違がある。甲陽軍鑑によれば天文八年（一五三九）六月、村上義清の兵が佐久から甲州に侵入し武田氏の将兼善兵部と若神子と合戦し、敗れて帰り、天文九年正月には武田氏の将板垣信形が海尻城（南佐久郡牧村）をおとした。しかし海尻の地侍たちは村上氏と通じ、村上氏の将額岸寺光氏が来報し二の丸・三の丸まで取りもどしたが、甲州からの援軍が到着したのでついに四みを解いて

帰った。同年二月に入ると、村上氏の清野・高梨・井上・須田等の諸将が雪を冒して甲州に侵入し諸所に火を放つて暴暴に及んだが、十八日の夜武田晴信と小笠間で戦い敗れて帰ったと書いてある。甲斐郡留郡の妙法寺記には天文九年五月に武田勢が信州へ侵入し、一日に三六城をおとし佐久を手に入れたとしている。

甲陽軍鑑は山本勘介の子が当時の遺老の話を集めて編集したもので、信を書き難い点も少なくないが、また凡てを誤りとはなし難い。要するにこれを通じて当時における「佐久衆」と甲州勢との関係を推し測ることはできるであろう。すなわち郡内の諸将は地頭および名主層の連合体であり、その行動の背後には常に村上氏がついていたので、戦いの当事者は佐久衆ではあっても、つまりは甲州の武田氏と信州の村上氏との勢力拡張の争いであったのである。このような村上・武田両氏の草刈場的立場があつた佐久の土地も、天文九年（一五四〇）から十年にかけての間に源氏城が武田氏の有に帰して以来は、郡内の諸城も多くの武田氏におとされ、甲州の勢力が大分及んでいたものではなかろうか。天文十年六月、甲州では武田晴信（信玄）が父信虎を駿河の今川家に追つて自ら甲斐の新主となつた。この事件に際して、武田氏の威圧下に服従していた佐久の諸士は、これから脱する好機会として反旗を翻したのである。甲陽軍鑑に天文十一年（一五四一）三月、村上氏被官の人々が佐久から甲州に侵入し、佐久口の平沢で戦って敗走したことや、同三月、小笠原・諏訪・村上・木曾等の連合軍が、諏訪口の頃況で戦つて晴信のために破られたことなどを記しているのはこれを物語つているものと考えられる。天文十一年六月、武田晴信は諏訪氏の内紛に乘じて妹婿である諏訪頼重を殺して諏訪を平定し、更に進んで伊那の高遠頼繼（高遠氏はもと諏訪氏）を降し、その後にその攻撃を北

信に向かう。甲陽軍鑑によれば同年十月甲府を出発し、諏訪から大門峠を越して小県に侵入し長瀬をおとし、村上義清の率いる佐久・小県の連合軍を破つて海尻に至っている。

妙法寺記に従えれば、天文十一年（一五四一）と十二年の両年は平穡無事であるが、甲陽軍鑑では天文十二年十一月中旬に信州に出馬し、翌十二月十五日までの間に佐久九城をおとしたことを記している。千曲真砂にはこの九城を小諸・内山・岩尾・前山・平原・芦田・与良・小田井の諸城としてある。信陽雜誌ではこれらの諸城の藩城は天文十三年のこととし、城の名にも多少の異同が認められる。これらを総合すると佐久の諸城が武田氏の有に帰したのは、いずれにしても天文十二年から十三年の間のことであろう。

当時諸城に割拠した佐久衆は

信陽雜誌

千曲真砂

小諸城—大井左馬尤忠成
岩尾城—大井彈正行頼か

前山城—伴野左衛門佐信巖

蘆田城—蘆田下野守信守

内山城—大井小次郎隆景か

望月城—渡野遠江守信雅

耳取城—大井民部大輔か

小田井城—小田井又六郎兄弟

平原城—平原入道

依羅城—依羅氏

等であり、なお信陽雜誌には平尾（平根村）の平尾右近守芳、森山（三間

村の森山豊後守満繁・森山兵部助成繁等が武田氏に降参したことが記しである。

このように佐久の大勢がほとんど武田氏に帰していったが、志賀の城主笠原新三郎昌朝のみは独り強硬に抵抗を続けた。これは志賀城が志賀守を離れて直ちに上州に逃るので、笠原氏も関東勢の援護を頼んで容易に屈しなかつたものではあるまい。天文十六年（一五四六）正月、晴信は甲斐一宮浅間神社に戰勝を祈願し、自ら甲信二国の兵を率いて志賀城を攻めてついにおとされた。⁽⁵⁾翌十七年（一五四八）八月、武田勢は田ノ口（南佐久郡田口村）城主田口長能を改めたが容易におちず、九月晴信自ら乗り攻めてこれをようやくおとして佐久を全く手に入れたのである。⁽⁶⁾

晴信の信濃討略の重点は筑前郡の小笠原氏を破ることにあつたので、天文十九年五月には浅間神社に信府（松本）の掌握を祈願し、小笠原長時と戦つてこれを破つてその目的を達したので、翌二十年二月には浅間神社に神領を寄進し社殿に修造を加えた。⁽⁷⁾長時は越後にのがれて上杉輝虎（當時は景虎後に政虎、また輝虎と改めた。法名謙信。）に頼った。晴信は更に要するに武田氏の佐久平定は天文十一年（一五四三）ころから同じく二十三年（一五五四）ころまでの一年余を要したことになり、ここにまた佐久の諸城の性格が一つの系統によって総括された統一体ではなく、個々の独立体で、これが時に応じて離合した連合体であったことを示し、武田氏の威勢をもつとしても、全くこれを平定するには前後十余年余の歳月を費さなければならなかつた理由を潜めているのである。

東北信濃の雄村上義清と戦い、天文二十二年、小県郡塙田の要害に突つていた義清はついに敗れて越後の上杉氏のもとに亡命し、井上昌満・須田満国・島津皆忠・栗田永寿・高梨政頼等の北信の諸豪族も晴信に破られた。この時義清を救おうとして上杉輝虎が信濃に兵を出し、更級郡布施の地で武田勢と戦つたのが川中島戦争の第一回であつた。その後武田と上杉両氏は北信義を争つてたびたび戦つたが、晴信は永祿三年（一五六〇）南佐久の松原神社に戦勝を祈願し、翌四年には輝虎と川中島に大いに戦い、弟信繁らの戦死を見たのであるが、總的には北信も武田氏の勢力範囲に入った

註 (1) 第二章二節二の(1)の(2)

- (2) (3) 四國譜養
- (4) 神使御頭之日記
- (5) 甲斐浅間神社文書
- (6) 梅法寺記。甲陽軍鑑は十五年のこととしている。
- (7) 甲陽軍鑑
- (8) 甲斐浅間神社文書
- (9) 更級郡大須賀家文書（越佐史料第四所取）

のである。

明治二十二年田中義成博士は甲陽軍鑑・川中島五戰記等は史料価値の少ないものとして、川中島五度の合戦を否定され、両者の衝突は弘治元年と永祿四年の二回とされた。(『史学雑誌』第一編『越事蹟考』)しかし後に渡辺世祐博士は、天文二十二年・弘治元年・同三年・永祿四年の四度の衝突と、永祿七年に、輝虎が信濃に入つて更級郡八幡宮に戰勝を祈願し、晴信も同郷塙崎まで出陣したことを合わせて、川中島五戰説を唱えられた。(『武田信玄の修養と経論』)晴信は永祿十一年にも北信濃に出兵して飯山城に迫り、越後に入らうとする態勢を示している。

(2) 武田氏の施政と佐久武士

佐久を手に入れた武田氏は、南佐久の田口城に佐田能登(相木城主相木市兵衛の改名)、前山城に伴野信豈、内山城に飯富兵部虎昌を封じ、北佐久には小諸城に小山田昌行、岩尾城に真田幸謙を封じて要地をおさえさせ、その他には地侍の主なものとして望月に望月信雅、蘆田に蘆田信守、平原(南大井村)に平原全真、平尾(平根村)に平尾昌潤、耳取(三ツ村)に大井満安が居城していたが、小諸城は佐久を統べる要衝として永祿二年(一五五九)に晴信の甥武田信豊を封じた。このようにして武田氏は軍事的に佐久の要衝を掌握する反面、諸将に対しては、自己に忠誠を誓う起請文を書かせ、これを神前に納めさせて精神的方面からもその離反を防止したのである。その最も有名なものは小県郡の生島足守(いのしまあしゆ)・鳥神社に奉納させたもので、現存九五通のうち本都に関するものは、望月遠江守信雅・大井式部大輔信

輝・大井右京亮信国と大井源八郎昌幸・依田又左衛門尉信盛・大井小兵衛満安・小林与右衛門繩・布下仁兵衛雅朝・森義寺雅國・諸沢助信隆・依田秀國・依田長門守貞房・藤沢新九郎(以上六名通名一通)等の八通一二一名で、これらによつて当時の佐久武士の一端を知ることができる。また永祿十二年に上野で所領を与えられ算輪在城を命ぜられた大井小兵衛尉も佐久の武士と推測される。

武田晴信は神社仏閣に對しては極めて敬虔で、各地に顯文・安堵状・寄進状等が遺つてゐる。晴信の帰依厚かつた北高禪能がいた関係上岩村田の龍藏寺には各種の文書が現存する。これに次いで三井村安原の安養寺・芦田村今井氏等で、これらによつて地方民心の収拾をはかったのであろうが、また一面には住民の難敵を防ぎ夫役を課し、年貢を徵収するためには甲州検地、あるいは武田の檢地と称されるものを行なつたといい、天文十六年(一五四七)には五十五箇条(天文二十二年更に二条追加)からなるいわゆる信玄家法(または甲州法度)を発布した。この中には百姓が年貢を抑留することの罪科、名田を理由なく取り放つことの禁、新たな山野の開墾地の境界の定め方、また作毛を切り取らずに立退いた場合の处罚、金銭の債務者が債務を果さない場合の所有田地の処分法、百姓の隠田を発見した場合の处罚、株別錢の徵収法等が定められている。これらは武田氏の民政の根本を定めたものである。この地方にも「甲州樹」あるいは「武田樹」「信玄樹」などと稱する樹が保存されているものがある。これらは武田氏がその領内に特殊の政治政策を施行した証據の一つである。武田氏はまた南佐久郡の川上村川端下で金山の採掘を行ない、これがために戸口が増加して一時は千を以て数えるほどであったと伝えるのは、新たな産業の開発であると考えてもよからう。

晴信の没後嫡子勝頼が嗣た後も、その民政には遺法を守つて大差があつたとは思われない。郡内の神社仏閣に父晴信と同様な神像・寺領の安堵状が現存するのはこれを証するものと考えてよからう。これによつて天正三年（一五七五）長慶の敗戦以後においても、佐久の民心は武田氏を信頼して動搖することなく、郡中の豪族は兵を率いて武田氏のために各地に転戦している。蘆田信蕃は遠州二俣城で徳川氏と戦い、天正九年三月、相木市兵衛信房は遠州高天神で戦死し、天正十年蘆田信蕃は勝頼のために駿河の田中城を守り、同年三月、勝頼が甲州の天日山で討死の際には、前山（南佐久郡前山村）の伴野又四郎はこれに従つて戦死したというなどは、武田氏と佐久の武士の関係を物語るものである。

註 (1) 武州文書

(2) 小県郡瀧野村 丸山高家藏写本に永祿十一年戊辰九月十六日の志賀分之内上原筑前御恩御檢地帳上下二冊がある。これが研究の結果、実在したものであることになれば武田の據地を証明するものになるであろう。

(4) 統一へのあゆみ

(1) 蘆田氏の事蹟

武田氏の滅亡後、動搖した佐久を統一の方向へ向けたのは蘆田信蕃の力によるところが大きい。蘆田氏は源氏で本氏は依田であるが、蘆田を本拠としたので蘆田と称した。信蕃は幼名を源十郎と言い、後に常陸介また、右衛門佐と称し武田氏に仕えていた者である。

天正十年（一五八二）三月十一日、武田勝頼が天日山で滅びると、信長一円は蘆田信長の支配下に帰しこれを功臣たちに分ち与えた。信長は淺川

一益を上州駿河（前橋）に置いて関東の抑えとしたが、佐久・小県の両郡も一益の領とした。この時小諸城代は武田信豊の代官下曾根道覚雲であつたから、小諸城は覚雲から築田氏に引き継がれたわけである。蘆田記によれば、駿河の田中城を守つて徳川勢と対陣していた蘆田信蕃は、武田氏の滅亡を聞き直ちに開城して城を徳川氏に渡し、單身帰国して三月十四日小諸城に到り、当時小諸にいた信長の家臣森勝藏長一に謁して善後策を講じたという。これによると、下曾根入道覚雲から小諸城を受け取つたのは森勝藏長一であったことになり、源一益の領地と決定して、その甥道家彦八郎正榮が入城したのはその後であつたわけである。この年六月二日、蘆田信長が京都の本能寺において明智光秀のために討たれると、北条氏政は一益を攻撃し、その子氏直は大軍を率いて上州を侵し、六月十九日、上州神流川原において一益を破り、一益は小諸にのがれ、次いで本領伊勢に移つた。

これより先、小諸において森長一と別れた蘆田信蕃は、田中開城の際に越後がめざましかったのを徳川家康に見込まれ、その招きによつて遠州二俣城の奥にかくれて織田氏の追捕を避けさせていた。本能寺の変を聞くと家康の意を受けて甲斐に入り旗を甲斐の境柏原峠に挙げ、武田氏の遺臣を招き三千余人を得て佐久に入り小諸城に入った。時に北条氏直は上州より進撃して信蕃を攻めたので、信蕃は本拠の春日村に退いたが、地の利を得ないので蓼科の山中に要害を構えて移つた。これを蘆田小屋といつた。また地名から三沢小屋ともいい山小屋または穴小屋ともいつた。氏直はこれを攻めたが落ちないので、大慈寺攻撃を抑えとして、自らは諏訪に入り更に家康の軍を追つて甲斐に入った。この時信蕃に属した者には、關信正・同吉

兼・桜井久忠・同守長・同正吉・木内蕃正・小林重吉・塙入重顯のことを
信濃の士のほか、甲斐の清野満成・杉原昌直・同景明などがあった。

信蕃は家康に援軍を求めたので、家康の前軍大須賀康高・三河七手衆ら
が相談して、柴田三九郎康忠を駆かせたので、信蕃は勢いを得て大暮寺の
軍と戦い、首三百余を得てその首級を家康に送った。家康は信蕃の功を賞
して七月二十六日付をもって、諏訪・佐久の二郡を与えたが、まだ両郡が
完全に家康の支配下に帰していただけではなかった。

家康は更に信蕃をして真田昌幸を味方につけるように説かせ、九月二十
七日には昌幸に誓書をやったが、この時信蕃が使いとして遣わしたのは率
金守の僧と同様の依田十郎左衛門らであった。その結果昌幸が蘆田小屋に
来て信蕃と会談し、その後力を合わせて碓氷峠に陣し北条氏の糧道を断つ
たので氏直ははなはだ窮屈した。氏直は甲斐に攻め入ってより若狭子に陣し
て、新府にいた家康と対していたのであるが、十月に入つて上方の形勢が
切迫し、織田信雄らが家康に講和を勧めたので、家康は上野の沼田を氏直
に与え、氏直より佐久郡と甲斐の都留郡を得、また家康の女を氏直に嫁す
ることを条件として和睦した。この後信蕃はまた岩村田城にいた武田の
旧臣大井美作守を攻めてこれを陥れたので、中沢久吉・高付久利・原良正
等の諸士は信蕃に属するようになつた。信蕃は十一月には前山・高橋・小
田井等の諸城をおとしめたので、その他の城の侍どもは信蕃に降伏し、
佐久郡では小諸・岩尾の兩城を残すだけとなつた。これら降伏の諸士は人
數二三百から百余を持つほどの小侍で、知行でいえば三千石ほどの者たち
であつた。なお岩田小屋にいる間の信蕃は食糧に苦しめ、徳川氏や真田氏
などより救援を仰ぐことが多かつた。
こうして天正十年十一月には佐久郡の大勢は決し、信蕃に服属するかあ

るいはのがれて上州または小田原に赴くかしたのである。蓮花定院古文書
に依田源五信季・依田半一郎希広・伴野善九郎信蕃・依田能登入道・依田
大和守春賢・阿江木入道常喜・瀬戸丹波守・市河丹波入道義喜らが上州か
ら発した書状が現存するのは、その消息中にもある通り、北条方に加担し
て佐久を去った人々であり、同じく依田平三昌朝・平原全真・依田右衛門
太夫隆昌・依田肥前入道広珍・森山兵部助成蕃・森山豊後守源盛・大井兵
部少輔隆世・大井左衛門尉貞清・大井治郎信景らが信州から書状を出して
いるのは、信蕃に服属して佐久に残つた人たちである。なおこれらの書状
の日付は在留者のものは四月・八月・九月・十月等であるのに對し、上州
退散者のものは十一月が多いのを見ると、先の家康と氏直の講和によつ
て十一月は既に大勢は決していたことが知られる。

このようにして佐久の大勢は徳川方に決定したが、蓋田記等によれば、
当時信蕃の掌中に居した諸城および城主は左の通りである。

岩村田城（岩村田町） 大井美作守

前山城（南佐久郡前山村） 伴野信守（歿死あるいは脱走）

高柳城（志賀村）

志賀守三左衛門（隸參）

小田井城（御代田村）

平原城（南大井村）

平原全真（隸參）

柏木城（北大井村）

柏木六郎（隸參）

望月城（本牧村）

望月印月翁（隸參）

森山城（三國村）

森山豊後（隸參）

耳取城（三國村）

大井民部助（隸參）

内山城（南佐久郡内山村）

小山田六左衛門（隸參）

田口城（南佐久郡田口村）

相木（依田）能登守（脱走）

信蕃は既に蘆田小屋を出て前山城に移っていたが、天正十一年（一五八三）正月、信蕃は相木能登守の據る田の口城（南佐久郡）を攻めてこれを降し、更に弟信幸・信春とともに若栗城を囲み、これをおとすとして急襲し二十二日狙撃されて兄弟ともに戦死した。信蕃は時に三十六才であった。しかしその兵は翌日若栗城をおとし岩原小次郎は京都へのがれた。家康は信蕃の死を哀れんで、三月に至って嫡子竹福丸に諱の一子を与え、修理亮康國と改め松平姓を称えさせ、その遺領を与えて小諸城主として佐久郡平定の任に当らせた。

小諸城には北条氏の臣大導寺政繁がいたが、大久保忠世が家康の補佐となつてこれを攻略した。その時期は、蘆田記には三月としているが、鶴井沢宿の本陣佐藤市右衛門の家に伝わった文書によれば、碓氷峠の佐藤織部丞が時へもどつて、北条氏政の領国と小諸との往来に奔走することを誓調血判し、これに対して大導寺政繁が書を与えてその忠節を賞したのは四月五日であるから、小諸城の落城はそれ以後と考えられる。²⁵⁾ 廉國が信幸の子肥前守信守に対しても、蘆田衆・小室衆・與良衆・柏木衆・小田井衆四十七騎を同心として付属させたのは三月二十六日のことであるが、これは小諸城攻撃のためと解すべきであらうか。もとより寛政重修諸家譜所収の大導寺政繁の譜には、篠川・北条調和の結果政繁は佐久郡を避けて松枝城に移つたとしている。そして既に四月三日、家康は伊勢の鍋田信雄に対し、佐久・小県二郡を平定したことと報じている。²⁶⁾ 廉國の所領は佐久郡にて六万石、後に増分が駿河で二万石、半變にて二万石、計十万石であったといふ。もとより当時はまだ貢文制であったから後世からの推定であらう。いずれにしても佐久一郡がほぼ松平廉國の支配に屬したと考えられるが、その領有關係はまだ徹底したものではなかつたようである。これより先、

望月城には望月信雅（一基）がいたが、望月氏と松平氏の關係は不明である。

信雅は天正十年十月に、村田但馬守に対しても有坂（小県郡）で十貫文、塙田（同上）で十五貫文、蘆田（北佐久郡）で十貫文を与えていたが、同十二年五月には大口向（南佐久郡）で三十貫文の地を与え²⁷⁾、同七月には原宮に一貫五百文の地を寄進している。この望月氏との關係をいかに解すべきか。望月氏は松平氏の支配下にあったとするべきか支配下にあったとすべきか、なお疑問が残るのである。

さて天正十八年（一五九〇）に至つて、かねて北条氏に寄寓していた田田の口城主相木能登守と前山城主伴野刑部貞良は、北条氏の助けを得て佐久に入り、能登守の出身地である相木を從え白岩城に拠った。蘆田記によると、この報を得た小諸城主松平廉國は弟廉勝と、三月十五日直ちに兵を率いて南佐久に入り、翌十六日白岩城を包んで奇襲し、敵三百八十余人をたおしてついに小田原勢を追い払つた。この戦で伴野刑部は戦死し相木能登守は行方不明となつた。廉國はその後小田原の役に参加し前田利家の部下となって上州の各地で転戦したが、天正十八年（一五九〇）五月、石倉源吉の謀、隣村長坂敏助のために謀かれて横死した。遺稿は弟の康勝が嗣ぎ、同年九月に至つて上州幕間に転封したのである。

蘆田氏の在封は信蕃・康勝の父子二代を通じて天正十年（一五八二）より同十八年まで九年間である。郡内各地に整出した地侍的存在から身を起し、武田・村上両氏の角逐場裏に忍してよく時勢の赴く處を察し、武田氏の配下から徳川氏に移り、地方の同僚の武士を抑えて統一への論議を開いたのである。小諸城主となつて佐久を領したとはいえ、戦国争乱の間で兵馬のこととに追われて行政上の施策を行なう余裕はなかつたのであらう。こ

れが蘆田氏の治世を記す資料を遺していない理由と考えられるが、とにかく群小地侍の乱立した佐久を統一した功績は認めなければならない。この蘆田氏二代によつてこれだけの仕事がしてあつたからこそ、次いで入封した仙石氏は破壊的な行動を要せずに、直ちに建設の事業に着手し得たのであると考へられる。

註

- (1) 蘆田文書（南御牧村八幡依田利左衛門家藏）
- (2) 蘆田記・三河物語 寛政重修諸家譜、真田昌幸の項
- (3) 寛政重修諸家譜、依田信壽の項、寛永諸家系図伝。大井義作守は、
諸書に大炊助・雅美助などと記すが、その名は不詳である。
- (4) 蘆田記
- (5) 古文書
- (6) 諸縣餘纂後編 十四、御小姓組、依田源六郎
- (7) 黄微古簡集
- (8) (6)に同じ
- (9) 村田文書
- (10) 大宮文書

第三章 平 安 朝 時 代

一 佐久八郷の考證

平安朝に至り地方の状況次第に明瞭となれり。これ文化發達の結果として、記述の類も多く、從つて今日残存の史料少なからざるが爲めなり。其中に就き最もよく地方の状況を蘊ふに足るものは、醍醐天皇の延喜五年より延長五年まで、約二十三年の日子を費し、勅命を奉じて撰定せる『延喜式』。村上天皇の天慶年中能登守源順の著はせし『和名釋義抄』等に見ゆる各地の郷名なり。故に是等の書中にある材料を中心として、信濃國特に佐久郷に於ける地名、交通、宗義、産業等を順序を追ひて記載せん。

【和名抄】には信濃國十郡内に六十七郷を載す。其内佐久に属するものは美里、大村、大井、餘戸、刑部、青沼、茂屋、小沼の八郷なり。郷は始め里と云ひしものにして、大化革新の際國都里を定め、國は郡を統べ郡は里を統ぶ。大賀令の制に據れば、一里は五十戸、一郷は二十里を參照とせしものなるが、奈良朝の初期元正天皇の頃に至り、里を改めて郷と名づく。これによりて見れば佐久郷は八郷四百戸なり、一戸の人数を五人平均より多きものと概算して、平均十人と假定するも、全郷僅々四千人あり。併し此の八郷中に餘戸の含まれ居るを見れば、其實四百戸以内にして、人口の如きも二千人以上四千人以下なるべきなり。但和名抄の誤脱の多きことは、後世學者の指摘し居る所なれば右計算の如き其大体の想像に外ならぬものなり。而して其八郷の位置に關する考證に至りては、吉澤好謙著『信濃地

名考』の所説と、吉田東伍著『日本本地名辭書』の所説とを参考せは、其大体の指標は得らるべきも、兩氏の所説異同あり、注意を要すべきなり。

美 理 郷

【地名考】按美理みまと訓むべし、みまる音便にてみはり、美と仁と通じて新治、今三張村存、小懸郷に屬す。

【地名辞書】今三岡村、中津村、中佐郷村、高瀬村などなるべし、三間に大字耳取あり、善美理は美止理と訓み、耳取は其說とす、是は茂理と同訓にて、中間の一字を省略したる也。一書に新張(小懸郷)にあてたれど、切實ならず、耳取は大井氏の一黨の家號に呼へる舊地とす。

大 村 郷

【地名考】按に盛衰記に大室小室といへり、大系園に大室時光見えたり。大村廣て僅に隣村存す、小諸に對へり、もろ村は山の陽にありて廣平也、いにしへは大むら所と見えたり。

【地名辞書】今小諸町大里村などにあたることし、小懸郷の坂野新治も此郷内ならんと云へり。鶴輝考の盛衰記に當國の大室小室と云ふ大室は大村の說か、ムロ、ムラ、酒窓なり。今小諸と諸村あり。

大 井 郷

【地名考】大井廢れて岩井の縣あり云々(大井は下回の田井に出たる名にや)背向に小田井前に現井、今井等の地名あり。

【地名辞書】今岩村田井平根(平尾根)三井ふとの地なるべし。中世大井庄といへるは廣く美理、小沼二郷の地をも總べ、佐久三庄の隨一なり。

餘 戸 郷

【地名考】餘戸廢れてしれす、按に望月の邊に與古取郷と云ふ有り、或云

山城國宇治郡餘戸廢れて與古木村存す、今近江滋賀郡に屬すとともにへり、是等の説によれば、興古取は餘戸の構じたるものに、駿し。三代實錄貞觀七年紹して信義の駿幸毎月十五日に定まる、かゝるより御牧に望月の名ありと見えたり。されば郷名其外にありしもしくべかふす。

【地名辞書】今詳ならず、大井の餘戸なるべし、平賀田口などにあらずや、中世平賀庄といへるにあたる併野庄の東にして千曲川の右岸とす。

刑部郷

【地名考】己に廢れて見えず、推て地理を考ふるに其地は大伴の邊にありて廢れたりと見えたる、今は唯跡部の地名あるのみ。

【地名辞書】今詳ならず、地名考に「中略」併野庄と云へるは此にあたる」と。

青沼郷

【地名考】慶不詳、按に入海に瀕する地名見ゆ。西に十日町、三族の名あり、此邊にや、某地、港にありて水及びせたるなるべし、大正記に上越下越三分、見ゆ、三分は千限河、水配の地、三分より水東西に分れたる上ののみまたを上中込と云ひ、下の水會の地を下中込といひむ。然るにいづれの頭か洪木一郷の中を賣き、後に地勢に隨て東の流れは絶たりと思はる。

【地名辞書】今小海、海之口、海の尻（南牧村）などの地たるべし、海とは此に松原湖を云ひ、小海にも別に小瀬ありしならん。此湖邊の里を青沼とは名づけたるが、後世海口、海尻などの地名起り青沼の名廢す。

茂理郷

【地名考】按に今茂田井ふるべし（中略）後承久記に「中略」、望月小

四郎など記したるイヒの連ひは地名に類多し。

【地名辞書】今畠田村、本牧村、南御牧村、北御牧村の邊を云ふなるべし、本牧に大字茂田井あり、茂理は原茂多理なるを中略して、茂理の二字に修せられ、かのモタリは又聲音の上に別に鷦鷯をなしそタヒ、モタキとも呼ばれたり。

小沼郷

【地名考】小沼己に廢れて大沼村有しを、文錄慶長の始めには亡村に及びぬると見ゆ。沼邊のうまやも小沼郷外の地名なるべし。地名に大小オ、ヲの連ひ國々頗多し（下略）

【地名辞書】今小沼村並に北大井、南大井（平原）長倉などなるべし。大村郷の東にして西側の被野とす。

二 平安朝時代の交通

【地名考】によれば、當時の官道は美濃國坂本より、御坂峠を越えて伊那郡奥原に入り、それより阿智、青良、賢能、宮出、深澤を過ぎ、筑摩郡に入り譽志國府を経て、鍋藏、小縣郡にて被野、亘理を経て佐久郡に入り、清本、長倉の二驛を過ぎて碓水村を越え、上野國碓氷郡坂本驛に達す。此他別に國府より分岐して麻績、亘理、多古、沼邊の四驛を経て、越後の國府に通する一路あり。此等諸驛に備へ置く驛馬の數は、阿智三十疋、青良、賢能、宮田、深澤、譽志各十疋、鍋藏、野各十五疋、亘理、清本十疋、長倉十五疋、麻績、亘理、多古、沼邊各五疋。而して各驛に驛馬又は渾馬を取扱ふ家あり、之を驛戸又は驛家と云ふ。文武天皇の大寶二年に完成せる大賀令には、驛家の内、家口當みて事に幹なるものを撰み、各驛に驛長一人を置き、事務を經營せしめたり。而して驛には驛田あり、其收穫を以て

驕家等の費用に充て。此驕なるもの當時交渉の要略に當れるを以て、人家は比較的稠密なりしるべし。佐久に於ける驕傳は清水、長倉の二驕なることは、「大日本地名辞書」の所説にして、これに據れば清水驕は現今の小諸附近、長倉驕は吾掛掛近ならんと、又「北佐久郡誌」によれば、當時の官道は現今の中仙道より稍北方に偏り、淺間山麓に近く設けられ、追分附近にて現今の中仙道に合せしものならん、と此の他佐久と他地方とを連結する道路は、西は諏訪、東は上野、南は甲斐、何れも其境界を通じての人民の交渉を繁からしめしことは、地勢上より見るも想像に難からざるなり。

三 佐久の神社佛寺

「延喜式」神名帳に記載せられたる佐久の神社は、英多長倉大伴の三社ふり。現今英多神社は北佐久の三井村に、大伴神社は同望月に、長倉神社は同吉掛に、何れも社名を存せるも、現今之社地界して延喜時代の社地なりや否やに至りては頗る疑問に屬す。此他長倉神社と唱ふるもの北佐久郡御代田村にあり。又新海神社を以て是等三社の合祀なりとの説をなすものあるも、是は寧ろ附会ならん。然れども新海神社は屢々前に述べし如く、神代の昔より存續せしものある事は、口碑により、又記載により立證せらる。之を要するに延喜式神名帳に漏るゝと雖も由緒正しき古社あり。例せば彼の石清水吉田祇園北野神社の如きはなり。加之平安朝時代には佛教全盛を極め、傳教空海等の高僧出で、本地垂迹説を唱へ、有名なる大社には皆其傍に神宮寺を建設せられ、中には全く佛寺の領域となりしものあるに至る。新海神社の如きも其神宮寺の三重塔が嘉祥年間（一千五百八年頃）の建立なりと傳ふる所より推測せば、或は斯の如き事實ありしものならん。

又「三代實錄」貞觀八年二月の様に、信濃國伊那郡寂光寺、筑摩郡錦織寺、更級郡安養寺、埴科郡延代寺、先久郡妙樂寺を定額寺に列すとあり、定額寺とは官寺のことなるより考へれば、此妙樂寺は當時有數の佛寺なることは明瞭なるも、同寺の遺跡としては現今僅に北佐久郡中佐都村字坂原に保存されつゝあり。

平安朝に於ける佛教は真言天臺二宗の旺盛期より、佐久地方に於ても妙樂寺を始め二宗に屬する三四の大伽藍建立せられ、南佐久郡にては大薄村の長命寺（眞言宗）、篠村の津金寺（天台宗）等其主なるものなりしが、現今にては此の兩寺共に唯其遺跡を存するのみ。

四 佐久の牧場

佐久地方は昔より馬の牧場を以て聞え、其遺跡は現今に至りても屢々指點し得らる。抑實設牧場の起源は遠く奈良朝以来前にあり、「日本書紀」に文武天皇即位四年、諸國をして牧地を定めて牛馬を放たしめこと見え、又同天皇の御代に制定せられし大賄令に、厥牧令あり、而して信濃國より馬を産せし事は、聖武天皇天平十年正月、信濃國神馬を獻すとあるより見てても知らる。當時其產地に關しては詳細の記述なきも、後世佐久地方の信州第一の產馬地と目擧せられしより推測を下さは、或は天平の御馬は佐久地方の產なりしならん。延喜式時代に至りては牧場の制度も大に整ひ、之を御牧、諸國牧、近郷牧の三種に分つ。其中諸國牧は兵部省の所管に屬し、駿河國以下十七ヶ國に亘り、近郷牧は近江、丹波、播磨の三國に属し、左右馬乗を以て貢馬を飼育する所とし、御牧は左右馬乗の直轄に屬し、甲斐、武藏、上野、信濃の四箇國三十二箇所に設置せらる。其中信州は十六ヶ所にして、其半数を占め、其中佐久は四ヶ所にして、

猪鹿牧（現今北佐久郡志賀村内山村附近）

鹽野牧（現今北佐久郡鹽野村附近）

荒牧（現今北佐久郡本牧村荒月附近）

長倉牧（現今北佐久郡長倉村附近）

の四牧なり。【信濃地名考】には之に加ふるに新治牧秋斎牧を以てするも、現今之の學者は新治牧は小縣郡新張村、秋斎牧は諏訪郡秋斎村ならんとの考證一致するもの如し。

牧を監督する者は、延喜式によれば信濃二人、甲斐上野各一人の牧監を置くとあるも、牧監の職は是より先き桓武天皇延喜の頃既に制定せられ、「攝家國史」延喜十六年六月の條に、監牧之司は正職に非すと雖、家を離れて任に赴くの故を以て、牧田六町を以て公麻田となすと見えたり。既に牧監の職ある以上は、前記の諸牧の遠く延喜前後に存在せりと断定するも、訛て不可なからん。而して又牧場として佐久郡は信濃國第一位を占むるとせば、二人の牧監の内一人居を佐久に占めしものよりと断定するも亦不可なからん。而して望月の牧政も顧はれ、體つて牧馬多く「望月の胸」なる諺語は屢々歌人の題材に使用せらる。

平安朝時代の佐久郡は牧馬の業を以て知られたることは以上記する所の如くなれども、其四牧共に現今北佐久郡に屬し、官道に遡き南佐久地方は是等牧場に關係薄きのみならず、當時牧場に適する土地なかりしものならん。唯南方の一部甲斐國柏原の牧に接壤し居りしものの如く思はる。

五 莊園の増加と武士の勃興

一門制次第の要職を專有することとなり、朝廷の官人は泰半に憚れ、奢侈の風貴族の間に張り、地方の政綱は次第に弛び、國司は京都奉公の巷に留りて任地に下らず、國都の吏は私利を事として収斂に努め、戸籍の法も廢れ、班田の制も行はれず、公有の土地は次第に京都の權門貴族及び社寺の私領即ち莊園となり、上流大官の逸樂の資に供せられ、租調の額は年々減するのみにして、

治承天皇、後三條天皇共に貪慾を憚ませられしも、大勢の赴く處更に其効なく、加之兵制棄れて、書院事務の舉がらざる結果、都盜賊に横行し、掠奪を恣にせり。「扶桑書記」延喜元年二月の條に、寛平七年以來東夷諸國郡盜賊行し、殊に信濃、上野甲斐、武藏彼曾根も甚しこと、諸社に奉幣の事見ゆ。朝廷既に斯くの如くなれば、庶民政府の威儀に信頼する能はざるに至る。是に於てか自衛の必要上、平安朝の末期には武士なる階級現はれ、又一方には京都に志を得る能はずして、満腹の不平を抱きて地方に散在せる人材、則ち多くは藤原氏以外の人々これが牛耳を握るに至り、遂に政府とは些の交渉もしく、各地に獨立割據せり。史家これを「武門武士の興起」と云へり。以上莊園の増加と、武士の勃興とは、平安朝時代の下期に於ける社會の二大現象にして、鎌倉時代以後の地方歴史は此二問題の解決によりて了解せらるるものなれば、我佐久地方の歴史にありても、史料は元より不充分なるも特に研究の必要あり。

平安朝時代に於ける佐久の莊園に就きては詳ふらざれども、清和天皇の貞觀八年に佐久の妙樂寺、定額に列せられしより考ふれば、此の寺に屬する私領地ありしものなるべし、又牧監所を佐久にトセしものとせば、是より先き延喜十六年に牧監に公麻田を給せし前述の記事より推すも、亦佐久郡内に於ける私田ありしを知るに足る。然れども當時の佐久郡は牧場多

くして開拓地少く、莊園も餘り多くの収益なかりしならん。殊に光孝天皇の仁和三年七月三十日、大震災あり、全國一般に夏り、就中右近國最も甚にして、『三代實錄』には大山崩崩山河溢流六郡の城廬地を拂ふて漂流し、牛馬男女流死するもの丘をなすと見ゆ。此の六郡は北信の六郡にして川は千曲川ならん。果して然らば佐久郡殊に南佐久地方の如き是非常なる被害にて、沿岸地方は今も荒廢したるものと想像するもの歟と誤りなからん。斯る處より推すも、貴族富豪の莊園少なかりしは事實なるべし。然れども國司都司の一放新たに是等不毛の地を開墾し、之を私有し、若しくは京都の貴族、社寺等名義を以て、其管理權を掌握するものもありしならん。此の時代に勃興せる中堅の國司源義光の後裔ふる平賀氏の如きは斯る關係より佐久地方へ入りしものならん。

次に武士の勃興に就きては、信濃國殊に東信地方は武士の根元地なる開東地方に接近せるを以て關係深く彼の武家勢の雄勢を促進せし平將門の天慶の亂は最も早く影響を伝播國に及ぼせり。『本朝世記』に天慶二年十二月廿九日信濃國の飛騨、京都に到着せり、而して其美聞の状に曰く、平將門等上野・伊藤原・源範、下野・前司大中臣完行、新司新原弘雅等の館を圍みて印鎌を奪取し、尚範等逃れて佐渡に來り、國內大に騒動せり云々と。これによりて見れば信濃は忽ち其開拓に入りしものにして、其後城門・平貞盛を追跡して侵襲に入り、小縣郡郡分寺の邊に於て千曲川を渉みて戦ひしこと『將門記』に見ゆ。斯の如く開東地方の餘波を直接に受けたるより、佐久小縣地方に武士の勃興を見るは必然の趨勢なりしなり。

彼の滋野氏は其子孫佐久小縣兩部に毫延して海野氏となり、國津氏とな
り、月野氏となり、依田氏となり、根井氏となり、橋氏となり、八島氏と
なり何れも源氏に属して名を擧げたり。又「保元物語」には源義朝に贈ふ

第四章 源平時代

木曾義仲と佐久の諸族——源頼朝と佐久の諸族

兵、信濃には酒井、望月、諒訪、牧、桑原、安藤、志妻小次郎、木曾中太、栗原中太、根井大彌太、根津神平、片岡八郎大夫、熊坂四郎を始として三百餘騎の人々が勇敢なる働きをなせしことを記されたり。

南佐久の平賀氏は甲斐の國司源義光（新発三郎）の子盛義、佐久郡平賀村に住し、平賀冠者と稱し、盛義の子平賀四郎義信平治の亂に源義朝に従ひ軍功あり、源義光の孫として當時の武士の尊敬する所となり、其の後裔後元源頼朝の興與共に名族として一世に畏敬せらるゝに至れり。

保元平治の亂後、藤原氏の威権全く地になし、これと同時に源氏の衆族も亦多く滅び、獨り平清盛勢威騰々として、平氏に非ざる者は人にあらずとまでに謳はれ、一門の莊園五百餘所の多きを占むるに至り、關東諸國に更りたりし源氏の與黨は、聲を呑みて屏息し盡たりしが、平治の亂後二十年を経て、即ち承暦四年四月源賴政京都において後白河法皇の皇子以仁王を擁して兵を擧ぐるに當り、先づ源義朝の弟行家に王の令旨を齎らして東國の源氏に傳へしめしかば、時期を窺ひ居りし東國の諸道は、響の應ずるが如く一齊に奮起せり。然も不幸にして賴政は平等院の一戦に敗れたるも東國にては伊豆に源賴朝、信濃に源義仲共に兵を擧げ平氏の與黨を屠逐し、京都を震懾せしむるに至れり。

義仲は父義質の難に逢ひや、時僅に二歳にして畠山重能、齊藤貞盛等の庇護によりて、信濃に還れ、乳母の夫たる中原寛逸に連れ木曾山中に育ち、長ずるに及び源氏の衰滅を歎き、平氏の討伐を圖る。平宗盛其参軍を聞く

や中原兼遠を召して之を貰む。兼遠止むなく義仲を攝送するの誓書を准め、木曾に歸りて義仲を佐久郡源野姓根々井行親に依らしむ。行親徵を四方に飛ばして衆を招く集まり来るもの佐久小縣、諏訪、木曾、上州の一部に及ぶ。就中佐久人士は之が中堅にして其部將十二人中九人に及べり。

同年九月頃朝兵を擧げて石橋山に戰ふに及び、義仲之に應せんとするや、平氏の賀茂笠原平五船直來り攻む。義仲之を破る。義和元年六月城長茂越後出羽の兵四万に將として來り攻め、横田原に陣す。義仲即ち落合兼行、鹽田八郎高光、望月太郎、同次郎、矢島四郎行忠、猪口治郎兼平、今井四郎兼光、樋六郎親忠、根々井、大室、小室等を始めとし二千の衆を以て白鳥原（小縣郡源村海野）に於いて勢を盛ひ、上州郡和、物井、小角、西、信州綱津、海野、志賀、櫻井、石突、平原、諏訪、千野、千原等の勢を合し、三千餘騎を以て進ひ駆ひ大に之を破り、進みて越後越中を握し、平通盛、平經正等の來り攻むるを越前に大敗せしむ。北陸の諸豪風を望みて來り屬す、時に事を以て甲斐の武田信光義仲と善からず、義仲を頼朝に薦問す。叔父源行家頼朝と隙あり、奔つて義仲に依るに及び、頼朝急りて兵を出して碓氷峠に至る。義仲之と書歎せず、頼朝また引いて還る。尋いで義仲は子義高を質として和を構じ、壽永二年兵五万に將として平氏を十万を北陸に破り、長舉して七月京師に入り、平氏を西海に追ふ。

此時平賀氏の進退に就ては不明なるも、後年源頼朝の優遇を受けしを見れば、義信は寧ろ始めより頼朝に屬せしものならん。又元慶元年二月源義經に隨ひ、一ノ谷の戦に参加せし部將中の平賀一郎景宗は、平賀氏と何等かの關係あるものならん。

元慶元年正月義仲、近江國栗津原等於て戦死せし後は、佐久諸士の運命も様々にして、或は其以前に討死せし者もあり、或は其後頼朝に從ひ殊勵

を建てしものもある。謂月氏、小室氏及び志賀氏の始きは、後者なりしこと諸書の記載に據りて明瞭なり。

第五章 錬倉時代

一 源頼朝に關する傳説

鎌倉時代の佐久を叙述するに先だち、佐久に於ける源頼朝の傳説に就きて述ぶるの必要を認む。北信地方より上野の北紀に亘り、頼朝に属する種々の傳説口譜を有す。其中或は荒唐無稽のものあり、或は他の事實の源流に附會せしものあり、或は眞實頼朝時代の事實を傳へられしものあり、時により正しき史料の記述と符合する事もあり、新潟神社の尊武（参考）には、建久四年三月頼朝信濃國源山院の三原（長倉村附近）に斧倉を植し、其途次南佐久郡を巡視し、遂に新海明神の森を見て其由緒を問ひ、神領十二貫を寄附せりと傳ふ。「曾我物語」に建久四年頼朝信濃源山院に狩し大井、伴野、志賀、内村等の土豪之を守護せしこと記載せられ、又當時の正史と見るべき、「東鑑」にも建久四年三月廿一日、下野國那須野、信濃國三原等の狩倉に進發し給ふとあるより見れば、新海神社の傳説の如き、敢て根拠なきものにはあらざるべし。『信濃鑑記』によると、建久八年三月頼朝著光寺に參詣の爲め後石巖に入る。其路次神奈川、江戸、大宮、熊谷、本庄、松枝、小諸を経て四月六日善光寺を参詣、七日参詣、八日より近邊巡見、十九日歸途につき、小諸に一泊、時に小諸太郎光兼馬を歎じ且老妻の故を以て暇を賜はり、直に在所に留る云々と。此時供奉の信濃侍は小笠原長清、海野守氏、藤澤清潤、諏訪盛造、長沼五郎宗政、村上判官代基國、村上七

郎義直、仁科太郎、小諸太郎等なり。

参考

【山宮文書】田野口村山宮源三郎藏

一役新海大明神を從御朝御建立被成候仔細者信州草津之湯の御見物
被遊候時三原野と申原にて鹿がりを被成候より長門のをきと申所
にて小鳥がりを被遊又うれよりあい澤と申原にて、どうかりと申事を
被成候此時はつまと中山に御らんを被成新海大明神之森を御覽被成い
かふる所、と御尋被成候に付而所之者委細被申上御建立被遊候也、則新
海之神領と被成馬町也と申て拾貰之所にて御座候其後御詔被成候時
君田中田五貫之所同御神領と被成候時御手水被遊候河
御座候干今御所河と申傳候新海の神領合三百六十六貫也内拾七貫者頼
朝より被成進候分也、發三百四十九貫は前々より之神領にて御座候つる
か只今は無御座候又併立より御再興被成候事は上州笑輪之城を極後の
かけとらが御持被成候を度々信玄御せめ被成候へども終に落誠不申候
彼新海大明神へ信玄より御願書を被上御太刀一腰並法事經三百餘軒
前譲請被成三日之内みのわの城落申に付前則御再興被成候也
寛永拾壹年甲戌五月吉日

新海三社大明神
山宮宮内亞（花押）
御奉行所様

一 伴野庄と大井庄

鎌倉時代の初頭政權武門に移りて、朝廷の政治的地位鎌倉幕府の掌握に
歸し、大化新政以來制限せられし御度置官は根柢より覆へされたり。就中

最も重大なるは土地領有権の移動せし事なり。即ち文治元年源賴朝は大江
廣元の策を用ひ、朝廷に奏し、守逆の徒を抑ふるを名とし、諸國に守護地
頭を置きしより、國司の實權は守護に移り、莊園の主權は本家領家より轉
じて地頭の掌握する所となれり。此の権力移動の過程、即ち換言すれば、
官領にありては國司と守護の關係、莊園にありては本家及び領家と地頭の
交換、是等問題の研究は地方歴史に於ては最も重要な大事件なり。

【倭名抄】時代の諸國の郷名は、其後莊園到る處に増加するに従ひて、大
なる變遷を來たし、之を佐久郡に就きて觀するも、倭名抄所載の美理、大
村、大井、鈴戸、刑部、茂庭、吉沼、小沼の八郷は、既に鎌倉時代の初期
に於て基所在を失ひ、判明するに足るべき史料存せざるなり。而して「東
鑑」文治二年丙午三月十二日の條に「關東御知行國々内貢米・養生々家司
等支被レ下シ之可下加ニ催促一給ヒ云々」とありて、保渡廳佐久郡の中に
於て、伴野庄（院領）、大井庄（八條院領）の二庄を列舉せられたるは、大
に注意を要すべきことにして、これにより佐久郡も亦朝廷の紀綱に弛ふと
共に、時勢の渦中に於じ、何時しか院家の私領となりしことを窺知するに
足らん。而して伴野庄院領であるを見れば、蓋し後白河上皇の御領に屬し、
大井庄は鳥羽天皇の皇女八條院院子内親王の御領に屬せしるべし。斯く
の如き領有権即ち本家との關係は、後年種々の變遷ありて、八條院領は
承久の亂當時は後鳥羽上皇の御領たりしなるべし。而してこの兩庄の動向
に至りては、文献の徵すべきものなく判明を欠くも、大井庄は倭名抄時代
の大井連を中心として其附近を併合したるものなるべく、伴野庄は倭名抄
時代の羽林連の邊なるべしとは、學者の事ら唱道する所なり。此兩庄の
名稱は後世まで保存せられ、鎌倉時代の末頃に至りては、大井庄は北佐久
の大部分及び南佐久の内千曲川以東の一部を併合し、面積最も廣く、伴野

庄は南佐久の内千曲川以西の大部分を包有して第二に位し、此外平賀郷、山田郷並に小諸等は行政的に獨立したるもの。如く、源訪神社關係の守矢文書等によりて明かなり。次に此の兩庄の本家は前述の如く、院と八條院たりしが、事實上の支配者たるべき領家は何人なりしか、史料の微すべくなく何等の斷定も下す能はざるなり。唯新朝の諸國一般に守護地頭を置きし前後に於て、佐久郡伴野、大井兩庄の地頭に任命せられし者は、何れも甲斐源氏の一族たる小笠原氏なりしことは「東鑑」及「小笠原系譜」等に依り體氣に推測するを得。而して承久の亂起るに及び、是等は皇室領の土地を管理せる小笠原氏は矛を倒して關東軍の爲めに盡瘁せしより考ふれば、承久以後に至りては既に本家領家共に悉く權力を失ひ小笠原氏によりて武家政治を施されしならん。されば武家時代に於ける佐久郡の歴史は小笠原氏の事跡より始まらざるを得ず。

参考

【守矢文書】

【後漢史列傳書】第三卷に收録せる守矢文書第百十六の内（御射山頭役結婚之事）と云ふ嘉慶四年（幕府承認北條高時）の文書中に大井伴

野兩庄の地名散見せり其れを総合すれば左の如し

大井庄 矢嶋 湯原 橋原 比田井 東布施 長土呂 塚原 安原

香坂 南市村 越田 西布施 麻志津田 手尾 田口

伴野庄 大暮 麻野 三塚 小宮山 櫻井 野澤 白田

平賀郷 小井河 東明寺 内山 平林 三河田 滝瀬 平賀 松井

入澤 青間

平 井 郡
山 田 郡
平 井 郡

小海郷
小諸

【國史大辭典】

八條院御領 八條院は鳥羽天皇の皇后にして天皇の最も寵愛し給へる美福門院の後に生れたまへるを以て天皇の御寵愛尤も深く保元元年崩御の際天皇御領の大部分を譲與し給ひ美福門院崩御の際又其所領を譲り給へり故を以て八條院は（中略）御領數百ヶ所の多きに及べりかく

の如く所領多くして財政豊かに御座せしを以て鎌倉時代の初期に當りては頗る勢力ありき關白藤原兼實の如きも女院の勢力を傍らんとし女院の女房たる頼輔の女を娶とし良輔以下を生み兵輔を女院の妻子とせり専てうの女任子後鳥羽天皇の皇后となり春華門を生むや八條院の猶子とし後鳥羽天皇及び女院の勢力を併せ借りて大に政治上の権力を握はんとしたりしが丹後局源通親等に隣接せり果さりま是より先八條院は高倉宮以仁王の女三條姫宮を舊子として終ひこれを解説し給へるを以て建久三年女院の御懐あらせらるゝ御領を越分して良輔に一二ヶ所を譲與せし外全部を姫宮に譲り給へり然るに元久元年姫宮薨じ給へるを以て再び八條院之を領し承暦元年六月薨去し終ふや御領悉く春華門院に傳領し給へり然るに不幸にして同年十一月十七歳を以て薨去せられしを以て八條院領は悉く後鳥羽天皇領し給ひたりき（下略）

【東鑑】

信濃國伴野庄乃貢事 每度關恩依之就 被「尊下」向後於有此儀者被仰「地頭小笠原次郎」之間可致 其後法「之旨別制報」書於關中納言之下一以「此旨一命」長清

三 鎌倉時代の豪族

甲 伴野氏と大井氏

源賴朝諸國の官領に守護を置き、莊園に地頭を置きし時、信濃國の守護として任台せられたるは甲斐源氏の加賀美遠光なり。『東鑑』(文治元年八月十六日)の條に、加々見遠光信濃守に任せらると見ゆ。此の信濃守は嚴格に云はゞ守護にあらずして、國司たるべきものなれども、遠光は頼朝政略の武人たるの故を以て、此任命は朝の意志に出でたるものにして、普通國司とは其意味を異にするこ推測し得らるべし。遠光の次子小笠原次郎長清初め兄光朝と共に平氏に隨從して京都に居りしが、治承四年頼朝兵を伊豆に擧ぐるや、長清老母の病に託して東國に歸る、頼朝の幕下に屬し屢々勳功を建て、頼朝に愛撫せられ、元暦二年頼朝第五回に送りし書簡にも、長清は特に目をかけて遣はせと認められたり。此の長清信濃守となり。文治元年に佐久郡大井伴野兩庄の地頭を授ぬ。併し後が伴野庄の地頭たりし事は『東鑑』文治四年九月二十二日の條(前記)に明記あるも、大井庄の地頭たりし事は明文なし。然れども其子朝光父長清の生存中既に大井の姓を賜せしを見れば、長清大井庄の地頭を兼ねしは事實ならん。長清は前述の如く、頼朝の宿臣にして、文治五年奥州征伐に従ひ、其後承久の役甲斐の武田信光と共に東山道の大將となり、子息七人を從へ京に上り、幕軍の爲めに大功を継はし、後阿波の守護に任せらる長清の六男時長伴野庄の地頭を、七男朝光大井庄の地頭を繼承す。此二人共に承久の亂父に従ひて戰功あり承久の亂後朝廷の權威全く地に委し、諸領の土地は莊園、武人の領土、社寺領の三種となり、朝廷直轄の地殆どこれなきに至れり。是によりて見れば佐久郡の伴野大井兩氏の如き、初めは單に地頭たるに過ぎざ

るも承久以後は領主の地位に立ちしものならん。『四都譜載』によるに朝光の後光良、行光の二世を經て建武中興となり、又一方伴野氏は『千曲之實』によれば時長の後時直、長泰、長直を経て長房の時には既に鎌倉時代を経過せり。就中伴野氏は長泰の時安達泰盛の叛逆に與みし、執權北條貞時の爲めに捕へられ、弘安八年十一月十八日長泰及び其子長直外三人鎌倉由井ヶ瀬に於て誅せられ、其末路不穏を極む。これに反して大井氏は隆盛に至りしものゝ如く想像せらる。而して鎌倉時代に於ける兩氏の系譜は諸書によりて異同を免れされど、諸書を參照して之を鷹木に記す。

乙 平賀氏其他

伴野大井兩氏は鎌倉時代の初めより、佐久の二大雄族となりし事は前述の如くなるが、當時佐久郡には此の小笠原氏系統以外の豪族ありき。即ち望月地方の渡野氏、平賀の平賀氏、小笠の小笠氏等にして、是等の諸族と伴野大井兩氏との關係は、概言すれば兩氏に對して從属的的地位にありしたものなり。獨り平賀氏のみは同じく甲斐源氏の後裔にして、平賀雅信源義朝に随ひて功名を著はせし以來、地方の名族として推挙せられ大井伴野の兩氏と併立し、其多くは鎌倉幕府に近侍せり。義信の子武藏守朝雅は強勇絕倫の武士にして、執權北條時政の女婿となり、建仁より元久年中迄(三代將軍實朝の時)京師守護職たり。此の朝雅の妻は時政の後妻牧氏の出にて、牧氏は時政の寵を専らにし、首ふ所離かれざれなく、延て朝雅亦執權の愛妾として當代を風靡せしめた。然して彼の晶山重忠父子及び其一族の滅亡は、初め重忠の子重保朝雅と相好からず、遂に於て牧氏時政を備勤し、競計を用ひたるによる。其後牧氏の騎士益々増長し、元久二年七月時政と相謀り將軍實朝を弑し、女婿平賀朝雅を以て之に代へんとの大陰謀を企つて至れり。之を要するに朝雅は甲斐源氏の後裔たりしより、之を

構して一族の慶送を計らんとせしものならん。而して此慶送には尼鬼軍政子の反対あり。時政の嫌男義時の之に同様あり。加之心懶く時政を去りじより、計画は全く齎辭に歸し、時政は慶送の身となり、朝孫は京都に於て説せらる。此史實より微せば、當時平賀氏の勢力は鎌倉に於ては、遂に大井伴野兩氏を凌駕せしは想像に難からざるなり。

然れども平賀氏の系図は甚だ不明瞭にして、俗間傳はる所のものによれば、朝孫三人の弟を有し、其子孫後世に傳はれりと「信陽雜志」其他によれば、慶仁元年正月二十八日、將軍御經上洛の慶、隨兵の一人大りし平賀三郎兵衛、建長四年八月將軍御王高賀賀の際、隨兵たりし平賀新三郎惟時、弘長三年八月同親王上洛の際、隨兵たりし平賀三郎左衛門惟忠、

皆佐久の平賀氏一族たりと「守矢文書」中の嘉泰四年北條高時の文書に、平賀庄の住人平賀次郎入道、平賀又三郎平賀彦三郎等の氏名所々に數見せり。この後建武中興時代に至り、源良親王十津川落の從兵の一人に、平賀三郎と云ふ勧王の武士あり。興國七年足利尊氏天龍寺供養の從兵に、平賀四郎なる者ありし事「太平記」に記載あり、又應永七年更級都布施郷戦争、永享十二年の結城戦争等にも、平賀氏の参加せし事當時の記録に見ゆるも、戰勝時代に至りては平賀氏の後裔に就ての記録は極めて不明瞭にして、平賀庄の如きは寧ろ大井氏に包有せられしきの觀あり、後重に於て論述せん。

傳説によれば、現今平賀村に遺跡の存する平賀城は平賀義信の築きしものにして、其坤位に鎮座の八幡宮は、義信鎌倉八幡宮の分靈を勧請し、建久四年九月十五日遷宮式が挙行し、且つ水五百貫の祭料を寄附し、以て平賀庄の鎮守たらしむ。而して現今平賀城の遺跡と稱せらるるものには、平賀村龍頭山の頂上にあり、平賀義信の築城土地なりとの傳説は、未

だ確かに信ずること能はざれども、八幡宮に關する傳説の如きは充分研究の價値あり。

「信陽雜志」による承久以前には小諸太郎光兼、志賀七郎、望月三郎重隆、櫻井次郎光高、櫻井五郎齋雅等にて、承久の亂には斐中三、望月小四郎、岡三郎、室三郎、慶仁元年正月將軍上洛の隨兵中、前記の平賀三郎兵衛尉と相並びて小諸左衛門尉等見え博く諸書を涉獵せば尚多くの人名を發見し得るならんも、三氏以外の是等人々は、多くは滋野氏の系統を有する者ならん。(篇末平賀氏系図参照)

四 鎌倉時代の宗教

鎌倉時代に於ける社會的現象は、貴族的より平民的に推移し、政治方面は勿論、美術、文學、宗教の諸方面に於ても、悉く此時代思潮を觀察することを得。就中平民と最も親密なる關係を結びしは宗教にして、平安朝に勢力を專にせし眞言、天臺の兩宗は餘りに貴族的に流れしより、新たに念佛宗、禪宗、日蓮宗の如き僊耳に入り易き教派物興し、平民濟度に努力せり。中にも最も力ありしは念佛宗にして、高倉天皇の御代、美作の僧源空(法念上人)の創めし淨土宗、源空の弟子觀音(見眞大師)の聞きし淨土真宗(一向宗)、後宇多天皇の淳治年中に伊豫の僧一圓により唱道せられし、淨土宗の別派時宗なり。而して佐久郡に於て特殊の成績を要せし時はなりとす。

時宗とは六時往生宗の略語にして、其趣旨は人身は無常にして、時々刻々生滅するが故に、平生と臨終と致て異なることなし。故に平生を臨終と心得て念佛せよと云ふにあり。一遍は五畿七道を遍歴して、俗耳に入り易く

五月廿八日

他阿彌陀佛

證阿彌陀佛 参

第六章 建武中興と吉野朝時代

新田義貞・兵と佐久諸族・護良親王と平賀氏・足利氏の謀叛と

佐久諸族・吉野朝時代の佐久諸族・笛吹・大塔合戦・唐原合戦

・鎌倉幕府の武人政治は、執權北條高時の時代に於て顯かに民心の説得を

失へり。これ諸種の原因ありと雖高時の應政忠實ならざると、一方京都にて

ては英明の君主後醍醐天皇、承久以後北條氏にある大覺寺統より出で、高

御座に登らせ給ひしとは其二一大因なり。高時は京師朝廷を壓迫せん爲め、

或は主なる朝臣に嚴罰を課し、或に畏くも後醍醐天皇を遷轍に遷し奉る等

悪逆を極めしも既に人心を失ひし北條氏の政府は、内部より腐敗を來し、

捕木正成千早城に據りて大軍を噛み開東の大軍を阻止せしを勤務として、

北條氏の威權に對し疑問を抱くと共に、異心をさしはさむものあるに至

る。新田義貞の如き初め千早包國軍に參加せるも、一たび護良親王の令旨

を受くるに及び、意を決して東國に歸り、元弘三年五月總國上野に於て義

兵を擧げ、又足利氏の如きは代々北條氏の女を娶り、これを以て族勢盛ん

なりしが、義氏に至り、元弘元年北條氏のため京都御室の命を帯びて上洛

し、知りて反覆謙讓の意を表せり。此新田義貞の舉兵は、北條氏に取りては實に大なる復心の屬にして「太平記」によると、五月八日義貞生品明神の廣前に旗を擧げ、笠懸野に出でし時は一族僅かに百五十騎に過ぎず、勢力極めて微々たるものなりき。然るに彼の軍兵は時代の趨勢に投じ、忽

参

【金臺寺文書】

鎌倉はをびただしきさはぎにて候つれども道場は殊に闇に襲つる也其故はしげく來候殿原皆合戦の場へ向たれば留守の跡にて無別事候たゞかひの中にもよせ手城のうちともに皆念佛にて候けるどしうもしたりとて後日に顯めざる・殿原これの御由連はまへ出て念佛先には皆念佛す・めて往生を遂させいくさの後はこれらを告見知して人々念佛の信心強奥行し候命延候者□可申「義良あなかしに南無阿彌陀佛

ち四方に反響して、翌九日の夕刻武藏國に至りし頃は總勢二十萬七千餘騎と註せらる。これ或は誇張に失する嫌なきにあらざるも、義貞の舉兵が如何に同情を以て迎へられしかを知るべきなり。

此の時に當り、信濃國特に佐久郡の形勢は如何なりしか【太平記】によれば「後陣の越後勢並に甲斐信濃の源氏とも、家々の旗を指し連ねて、其勢五千餘騎、おびただしく見えて馳せ來るとあり。而して此の中庭信濃の源氏中には、佐久に於ける甲斐源氏の一族も加算せらわしものなるべし當時新田一族の領城は西上野までを包有し、佐久と隣接の關係あり、従つて其傳播も早かりしふらん。而して又其先平氏より出でし北條氏に對し、源氏の正統たる新田氏の要兵を擧ぐと聞かば氏族の關係よりも源氏の一族之に黨するは必然なるべし。尚護良親王の從兵平賀三郎が佐久平賀の一族ふらんには、佐久種族と官軍との間には、一縷の連絡を保ち居たりしものならん。されば元弘三年五月廿二日、鎌倉陷落の當時、佐久郡の人々の其包囲軍に參加せりと断定するも不可ふるべし。

又信濃守小笠原貞宗も大軍を率ひて鎌倉へ攻め入り、佐久地方のこれに屬する武士皆此に從ふ。然れども貞宗は北條氏に對し、直接これを攻擊するを避け新田軍の攻撃に委せ、火の標を見て去れり。これより義貞と意見の衝突を來し、後近江官軍として足利方に屬するに至る。従つて小笠原氏に關係あるものは足利系に屬し、北朝に左袒するものあるに至りたるは已むふき所なるべし。

更に建武二年七月北條高時の蓮子時行諫訪及び滋野一族の帮助により見満に起りて關東を席捲し、一度鎌倉を恢復せし際の、佐久の形勢如何を見るに【市河文書】によれば、佐久の西部に趨視せる滋野の一族、望月氏、依田氏の如きは、北條軍に投せしも、其他の佐久諸族は依然源氏黨にして、

當時信濃の守護たりし小笠原貞宗に與みせしもの一如し。而してこの後建武二年十一月、足利尊氏鎌倉に據りて謀叛せし際には、佐久の滋野一族以外の人々は、小笠原村上の兩氏と共に足利氏に黨せしもの一如し。これ佐久の仲野、大井、平賀の三氏共に同族にして、而も宗家たる小笠原貞宗が、更級郡の村上信貞と共に尊氏に黨せしこと。又尊氏征討の爲めに東山道を下りし大智院品氏王の率ゐられし一軍の大井城を攻め落せし事【市河文書】【太平記】等に明記しあるに徴して明なり。

吉野朝時代に至りては、信濃國に數在せる北條氏の黨は、大抵官方に屬せしのみならず、後醍醐天皇の皇子征東將軍宗良親王は、伊那郡を根據として前後約三十年間、關東官方の中心となりて武家方に對抗し、これがため信濃に於ける宮方の勢力は、兩面合一以後に至るまで持続し、常に機會を握り回りし如き形勢ありき。當時大勢上より云はば武家方優勢にして、其の牛耳を握り回りしは守護小笠原貞宗及び更級郡の村上河内守信貞なり。斯る間にありて佐久郡の仲野、大井、平賀の諸族は、依然武家方に從属し居りし事は【太平記】の記事を総合せば異議ふに足らん。之を例せば、後村上天皇貞元七年（北朝光明院貞元年）八月廿九日、足利尊氏・天祐寺供養の從兵中に、仲野出羽守長房並に平賀四郎あり、而して正平四年（北朝崇光院貞元年）八月十二日、武家方内訌あり、足利直義、高師直と互ひに確執するに當り、長房は師直に屬し、小笠原の人酒津小次郎は直義に屬す。此の長房は仲野の人にして【信陽雜志】及び【諸家大系圖】に據れば、父を奉行となし「千曲之翼妙」及び「四調譜數」に據れば長直となし異同あり、この後正平七年閏二月、新田義宗、宗良親王を奉じて武藏野に出で、大に足利尊氏と戰ひ、退きて笛吹峠の險に據り、遂に志を得ずして最後に走る。此時其軍中に友野十郎（諸家大系圖に據るに長朝の孫時春野十郎

と稱す）なるもの、滋野及諫訪神家の一族と共に参加せり。蓋し當時宗良親王の勢力殆ど關東を席捲したれば、伴野氏等も形勢を觀望し、向背を決せしものならん。

南北朝の末に至りては、殆ど信濃一國武家方に歸從せし如き類ありしも、

其實宮方の餘黨機を窺がひ居たりし史實は、南北合一以後十年ならずして

起りし大合戦を見ても明瞭なり。此合戦の始末は『大和物語』によれば、小笠原貞宗の後裔長秀、應永七年信濃守に任せられ、入畠に際し国人被れが施政に懐疑し、村上信貞の後裔村上満信を盟主とし、相聯合して叛旗を翻がへし、更級郡布施郷（大寺は其郷中の地名）に於て一戰を試み、將に小笠原氏の敗北に歸せんとする判刑、佐久の大井次郎少輔光矩両者の中に入り、譲位の弟を執り長秀は遂に復び京師に上れり。而して此單合軍の中堅たりし大文字一揆の仁科、禪洋、香坂、春日等の諸族は、皆宮方に隨從せる經歷を有する人々にして、伴野、平賀、櫻井、田ノ口、猪月等佐久の諸族も之れに加はれり。而して此合戦以後信濃に於ける宮方武家方の感情は融和するに至れり。

参考

【市河文書】山形縣伊佐早謹藏

著到

市河左衛門九郎倫房

同子息三郎助保

右自七月十三日御方製參於所々致軍忠信州一見狀給後舉八月一日押寄望月城致合戦破却或屬之條小笠原次郎太郎爲此日大將所被見知也同白九月三日奉付守護御手安義筑摩源方有坂以下因徒等對治之時於所々城崩致軍忠了向曉日爲國可御迎信州漫聞參向之請助保同馳參

伊奈郡鳥羽港小笠原四郎同次郎太郎爲大將發向之助保於横河城先縣追落囚徒等々度々草忠如此早勝一見狀御判爲備後説恐々雪上加伴

建武二年十月 日

承了（吉良時衡花押）

【太平記】

節度使下向事

建武二年十一月、中東山道の勢は握手なれば大大馬に二日引下つて都を立ちけり其大將には先づ大知院宮、源正尹宮、洞院左衛門、菅原世、中侍大將には山仁科、伊木宗志、中村、村上、禪洋、高槻、志賀、下是等を宗徒の侍として兵勢都合五千餘騎、黒田宿より東山道を經て信濃國へ入りければ、菅原の國司堀河中納言二千餘騎にて馳かはる其勢を合せて一萬餘騎大井城を攻落して同時に鎌倉へ寄せんと、大手の相撲を持ちたりける。下

第七章 室町時代

一 鎌倉管領と北信諸族

足利時代の政治状態を觀察すれば、其中心京都と鎌倉との二方面にあり。後村上天皇の正平四年足利尊氏次子基氏を鎌倉管領に任せし以來、基氏の

子孫世々其職を襲ぎ、開拓及び東洋の支配権を握り、幕府に對しては鎌倉管領と稱するも、其實鎌倉は武家政治の發源地にして、旗下には京都市府と同じく評定衆、引付衆間往所、侍所、諸奉行等の諸種あり、三代鎌倉に至りては、鎌倉公方と云ひ、京都公方と云はれし將軍と對立せるものゝ如

く、管領の名稱は其執事たる上杉氏に場へしむる坐れり。

斯く實權を握りたれば、當然の結果として、京都將軍と相抵抗するか、若くは自ら將軍たらんとの野心を生ずるに至る。即ち成氏の遺志を繼して、京都の宗家をして東顕の患なからしめしは僅かに初代の基氏のみ基氏の子氏満に至りては、早くも既に野心を包藏し、三代滿兼に至りては更に其參進を進め、大内義弘と東西相呼應して、將軍義満に對し威意を明らかにせり。然れども義弘誅せらるに及び、滿兼は後來は義満に對し威意を明らかにせり。滿兼の子持氏管領となるに及び、兩者の間益々疎隔し一大内江を起せり。今は鎌倉の執事上杉氏（道名禪秀）持氏を恨む事ありて京都の足利義嗣（將軍義持の弟）と策應して乱を起し、先づ持氏を鎌倉より追ひ出し、其弟持仲を廢して自立の形勢を示しが、終局持氏將軍義持の援助を受けて、應永二十七年氏憲の一黨を滅ぼせり。これ有名なる上杉禪秀の乱なり。此亂後持氏は次第に野心を逞ふし、將軍義持の襲うるや、これが後繼たらんとして志を得ず。義教將軍となるに及び、滿庭の不平勃發し、更に將軍の命令を奉せず、執事上杉禪實切に之を諭むれども聽かざるのみならず、却つて禪實を襲ひ、遂に禪實の爲めに京師に訴へられ、叛名を被りて永享十一年二月鎌倉永安寺に於て自殺せり。これ即ち永享の乱なり。禪久は父と共に死し、二男春王・三男安王は日光に遷れ四男永壽王は信州に還る。其翌年春王安王は越後氏朝の奉する所となり、兵を結城に舉げしが忠實の弟氏清に圍まれ、永享十四年四月城陥り、二子皆戦死となり、漸に滅ぼされる。後八代將軍足利義政の時に至り、永壽王・長慶賢等に迎られ、鎌倉に入り父の後を継ふて名を成氏と改めたり。成氏の時代には關東地方の如く乱れ、諸將相攻伐して寧日なく、成氏又將軍義政と善からず、義政更に其弟政知を關東管領として下向せしむ。斯る次第なれば關東

の形勢は既に戰國の兆候を呈したり。

以上應永年間に於ける禪秀の乱、永享に於ける足利持氏の滅亡。結城の役。慶正長勝の交に於ける足利成氏時代の紛争。是等重大事件は皆鎌倉公方を中心として起り、其配下に屬する關東奥羽に大影響を及ぼし、管経區域以外にありても、境を接する近隣の諸州は之が影響を被れり。即ち我が信濃國の如きは將軍直轄の地にして、之れが守護たる小笠原氏のあるにも係はらず、北信地方の豪族は交通の關係上勤もすれば守護と謀略して、關東と交渉を保つことに腐心し、常に鎌倉管領に接近せんとし、佐久郡は殊に上州との來往頻繁なりしより、土豪大井氏の如きは小笠原の一派なる群の功名を顯はせりと傳へらる。又永享八年十一月信濃守護小笠原政康、埴科の村上左京太夫頼清と境を争ひ、確執遂に合戦に及び、頼清の軍利あらず、使を鎌倉に遣はして援を持氏に乞ふ。持氏之を許し將さに兵を起さんとせしに、其執事上杉禪實之を誅めて曰く「信濃は將軍の管領ぶり、兵を出すべからず」と、これによりて其事達に止みたり。又永享十一年二月持氏鎌倉の永安寺に於て白刃の隙、退れて佐久に入り、大井持光の庇護を受け、安原村安養寺に廟宇を建立され築城合戦まで隠棲したる永壽王は、後鎌倉に入り、父の後を継び成氏と稱したるはすでに前に述べたるが如し。かくて佐久地方より小笠原氏を逐て塙科更級に至る所謂北信地方の雄族の多くは、南北朝以後必ずしも小笠原氏の節度に服せず、殊に應永七年大鎌倉合戦に至りては、守護の勢力全く地に墜ち、政治的關係に於いても亦鎌倉

の間に立ちて、調停の勢を取りし大井氏が村上氏と共に北信の天地に駆け、頭角を顯すに至りたるは必然の趨勢にして、此二豪族の業に狀を録して通せしを見れば、其他諸族の向背は頗推せらるべし。

二 大井持光の羈業

應永より應仁に至る、即ち三代將軍義満より八代將軍義政に至るの間に、戰國前期とも云ふべき時代にして、我信濃國に於ても北信の村上氏と、南信の小笠原氏、村上氏と小諸の真田氏等の間互ひに虎視眈々たり又、佐久に於ては大井氏と平賀氏との間に紛糾持續せられしが如く推測せらる。何れにせよ當時佐久に於ける第一の羈主は前に述べし大井持光にして、常に大井氏の命令を奉せざりし、平賀氏伴野氏の如きは、其壓迫を蒙らざるを得ず。傳説によれば文安二年春大井持光兵を率ゐて平賀氏を討つ、平賀氏逃れて海ノ口に走る。相木、志賀、小田井、豊月、蘆田の諸城皆風を望みて降る。と之に依りて見れば平賀氏の大井氏の麾下に屬せしは此時なりしならん。『四部譜載』に當時大井持光は足利成氏擁立の功によりて、威勢頗る盛に、鍛倉公方の退枝に列せるにより、四國大井領に屬し、近畿の諸侯も來りて城主に謁を取る云々と。

然れども大井持光の歿年は甚だ曖昧なり。『四部譜載』には「一記、永享十二年庚申九月九日卒云未詳」と、『諫勸御符鑑之古書』には文安四年丁卯御射山の條に「岩村田御符鑑三貢三百文、頭役錢五拾貢文、馬一疋、大井播磨守持光勧められ候」と、又享第三年の條に「岩村田庄大井太郎政光、奉行中之禮五貫云々」があり、これによりて見れば持光の歿年は文安四年より享第三年の間ならんか。且つ持光に次で大井城主となりし人に就きて

も、「四部譜載」によれば大井三郎持があり、次に大井美作守光照あり、同著者の筆に成れる「信陽筆志」によれば、大井三郎持となる者全然なし。又『諫勸御符鑑之古書』によれば大井即ち岩村田城主と認むべきものは持光の後には政光あるのみにして即ち前記享第三年大井太郎政光開闢出陣を始めとして、寛正二年の條に「大井刑部少輔政光」、文明四年の條に「大井政光」所々に散見するも、持之光照二人の名更に見る所な。文明十二年の條に「下増、平賀、大井、知行代官美作守光廣云々」とあり。又一方文明十五年の條に「岩村田大井源安房九代初、此年六月會兄死去、無子息候間扶養百日行計にて候間、御頭當申候云々」と。これによりて見れば、文明十五年に大井城主の

安葬ありしものなり。されば十二年より十七年に亘りて散見せる大井美作守光廣と「四部譜載」に所謂美作守光廣とは全く別人なりと云はざるを得ず。千曲之眞砂にも亦傳に曰くとして、大井持光の嫡男を美作守光廣と記せり。併し「信陽筆志」及び「四部譜載」の著者吉澤好謙と、千曲之眞砂の著者根下敬忠とは、殆ど同時代の人にして其尊貴の如きも極端からぬ者なれば、其参考書の如き共通のものありしならんと思はる。史料としての價値より云はゞ「御符鑑之古書」に重きを置くを當とするも、三書の説を判定すべき史料なし。之れを要するに、大井氏に就きては史料に乏しき爲め、詳述する能はざれども、持光の後は一代若くは二代にして、村上氏の爲めに非常なる打撃を受けて、遂に大井城没落の非運を見るに至りしならん。

三 大井伴野兩氏の鬭争

南佐久に於ける大井氏の勢力は、千曲川以東の地即ち平賀庄を併有し、

櫻井三塚澤野等に跨かる伴野の一族を、東北の二方面より壓迫せしもの。如く、それがため裏々兩氏の間に衝突を起せしが、其最も混亂を極めしは文明十一年にして、其年八月廿四日大合戦となり、大井方一敗地に墜れ、大將分たる大井氏（名勢）は伴野氏の爲めに虜となれり。伴野氏がかゝる結果を得しは、裏面に武田氏の援助ありしによることは『妙法寺記』等に

よりて明かなり。伴野氏は大井氏の壓迫を受けて遂に武田氏の後援を得むるに至り、闘争結びて解けざる時に當り、一方更埴二郡の地に勃興せる村上氏は、小笠に於ける浪野氏の勢力を突破し、背後より大井氏に走りしきり、若村田に於ける大井氏の宗家は終に没落の悲運を見るに至りしなり。此没落の時期は『四都譜載』によれば文明十六年二月にして『御符體之古書』文明十五年の條に既記『若村田大井源安房丸代』と見ゆる處より推考すれば代替りの處に乗せし如く思はる。

参考

【東陽南朝史之古書】西野院子著

文明十一年五月御射山明年御顯定

（前略）

右頭野澤郷右馬助康教御符祝三貢三百三十三文使使六伴野大井大乱此年八月二十四日大井與伴野合戰大井敗伴野へ生取阿江木入道討死後大井殿佐久へ歸し候野澤御教書祝同前代官拂部助清綱馬一疋栗毛孫六請取來候

【四都譜載】

吉澤好謙著

前文明十六甲辰春村上佐久郡に乱入し、一万二千の軍兵を以て大井の城を賣かこむ。二月二十七日未刻寄手四方に火をはつ、折ふし延風吹わたりて（桂室空記）城郭にうつる。煙は葦を巻くか如く、並木の

梢は葉を焼く薪となりて、神社佛閣數千の民屋一時の灰燼となる。城主（大井長門守）戦の術盡て終に降参するに及ぶ云々（五城主・源久年中大井の祖安に居住より以來二百六十餘年城沈没して不起）

四 村上氏の勃興

村上氏が北信の雄族として頭角を顯せしは、既記の如く南北朝の頃と思はる。當時の忽領村上河内守信貞守隱小笠原貞宗と相駆びて武家方に屬し、各所に轉戦し、其兵權小笠原氏と拮抗せしことは『市河文書』等に微して明なり。而して其孫に當る村上滿信の時には、宮方の飛騨なる大文字一揆に與して、黨與を糾合し、應永七年九月新守隱小笠原長秀と中川島の平野に戰ひ、終に小笠原氏を京師に追ひ返せしは、既記の大堵合戦にして、佐久の大井氏は兩端を持て居たりしが、平賀、伴野、田口の三家及び小縣の邊野一族等は、皆一揆に屬し、村上滿信は實に聯合軍の盟主たり。滿信嫡姫清次て忽領職となるに及び、又小笠原家の當主故郷と城を争ひ、既記の如く城を舞倉に及ぼせり。この時に當り村上氏は既に壇場脇坂の一族主たるに満足せず、時代思潮の下現上の氣運に乘じ、四方に領地の開拓に懸念せがる如し。

而して佐久の大井氏に對する壓迫は何時より始りしか、佐久侵入の始めは何時頃なりしか、其説種々に歧れて明ならず。吉澤好謙の『四都譜載』には、「應仁元年村上氏一万騎を引率し大井を賣む」城主大井原に戰ひ敗れて甲州に走る」と明記し、埴科郡志には此の大井原の戦を以て其前々年即ち寛正六年となし、當時の村上氏は兵部大輔政清と斷ぜり。何れにせよ寛正六年より應仁元年に至るの間に於て、村上氏の武力東漸せしは事實なり。

『御符體之古書』によれば文正三年即ち應仁元年の條に「此年海野大乱村

上切譲所制被持候】と同年又【岩下瀧野満幸此年十二月十四日於海野打死候】と、前後の關係より推測すれば、これ亦村上氏の戦争なるべし。翌應仁二年の條に「坂木村上兵部少輔政清（中略）海野千葉城のつめ口を取被座候、自陣中返候」と見ゆ。畢竟村上氏の武力東漸に當り、第一に衝突すべきものは小縣郡の諸豪なり。小縣郡は古來瀧野一族の勢力範囲に屬し、瀧等の中心點は海野地方なれば、當然此地方に於て兩者の衝突は免るべからざるなり。而して應仁元年村上氏既に海野氏に勝ちしより、村上氏の威實に滋野氏を恐えて大井氏に加はりしは想像し得らべし。但大井原の戦争なるものが、其時なりしか、其以前の寛正六年なりしか未だ詳らかならず。『御荷禮之古書』によれば當時の大井城主は大井政光にして、其代官に依田新左衛門忠長あり而して大井氏の配下と見るべき者には小諸に大井尾張守光頼、朝月に望月守光盛、平賀に代吉吉澤政宗、田口に田口民部少輔長綱、矢島に矢島光友等ありて、田口平賀を除くの外、南佐久地方は寧ろ伴野氏の勢力範囲に屬したり。

應仁以降は戦国時代にして、京師にては山名細川の兩氏天下の諸侯を二

分して鍋を割りし所謂應仁の大乱あり。其影響地方に波及し、總ての秩序

習慣悉く破壊せられたり。此の時に當り佐久の大井氏は一方に抗争すべき

伴野氏あり、今又村上氏の壓迫を受け、頗る苦境に陥りしものならん。而

して文明十五年大井政光死し、其弟安房丸家督を相続せしが、其の翌年村

上政清の大襲撃を受け、大井城下（現今の岩村田）兵燹の災禍を蒙り、大

井の宗家茲に事實上滅亡を告げ、大井氏の勢力の範囲即ち伴野氏の所有を

除くの外、佐久地方燕く村上氏の配下となるに至れり。此の前後に於て平

賀に大井美作守光廣、小諸に大井紀井守光次、田口に田口山城守長慶、矢

島に矢島入道源義相木に阿江木入道妙彌常榮等の人々雄飛せり。

村上政清は明應三年十月十一日卒し、其子顯國之に代る埴科郡志村上譯によるに「是より先延喜元年甲斐の武田氏佐久郡を侵し、六月五日岩尾城を焼き、八月倉額を没収りて彦田城を攻む。關國兵を遣し大井氏を助け、甲軍を却そく、是より佐久の豪族多く村上氏に従ふ」と。大井氏の一族斯く村上氏の勢力に包圍せらるゝと略々同時代に於て、伴野氏の一族は甲斐の武田氏と或は交渉有りしならん。是より佐久に於ける武田、村上兩氏の衝突時代を現出せり。

五 武田氏の侵略

武田氏の初めて佐久地方を侵略せしは、其時代定かならず。『四編譜載』によるに父老難傳として延喜元年六月五日甲斐武田勢佐久郡に侵入云々」と、（前述埴科郡志村上譯の記事と大同小異也）當時武田の主將は武田信繩にして、信玄の祖父なり。或は信玄の父信昌なりとの説をなすものあり。延喜元年乱入以後武田勢の様々佐久を侵略せることにつき『四編譜載』には次の如く叙述せり。「其後乱入度なし、岩村田を取、岩尾を取る、國中旗の如くにわかれて懸跡やむなし、郷士謹・山帶・水城を築く、天變地妖がはるがはるあらはれ天下軒轅す」と。

武田村上の兩氏佐久地方を戰地として、爭闘の幕を開きし時は、恰も日本は戦國の初期にして、國內到る威儀制度は打破せられ、新勢力勃興の氣運充ち居れり佐久に於ても大井氏の宗家一敗地に墜ると共に、其下風に立ち居たりし土豪輩、表面に新勢力の村上氏に盲從の姿なしが、下剋上の時代思潮に驅られ、一村にても一部落にても「これの勢力範囲あれば、其處に」の山巒後退の水滸地の宣しきを相して直ちに城砦を作り、常に戰闘準備に汲々たり。『信陽義志』永正二年の條にある當時佐久小縣兩郡に相應せる土

豪の重なる人々を抜擢すれば、

平賀佐京大夫成頼（佐久平賀城主）、大井源正忠行滿（佐久若尾城主若尾長士昌知行）、大井民部少輔信直（耳取城主）、大井伊賀守光忠（小諸城主）、大井美作入道玄等（内山城主）、望月滋野昌純（望月城主）、相木周防（相木城主）、伴野刑部大夫貞慶（伴野城主）、市河丹波守信光（或云金井ノ住）、岩村田、小田井ノ内知行）、小野源六郎義綱、長瀬左衛門貞隆（長瀬城主）、大井大和守信廣（武石城主）、芦田、此の外多くの小要皆至る所に設けられ、地頭の代官位の人々弓馬を貯へて剣豪せり。是等の人々は強者に對しては彼官の態度を取り居るも、別に參謀の制度あるにあらず、常に居城にありて自分勝手なる攻掠にのみ興心せり。

【信陽雑志】永正十六年の條に「十月平賀成頼兵四千五百人を引率して甲州若御子駒井に攻め入り、三千の武田勢に逆撃せられ敗走せり、世に之を「駒井の敗北」と云ふ」と此頃武田氏は信濃の子信虎の時代にして、野心満々たる盛將なれば、屢々佐久出兵を試む。又村上氏は村上朝國の後を嗣ぎし頼平、頼平の子義清、何れも兵を佐久に出し、懸戦を試み、佐久は戦乱の巣となりて、人民は盜賊の苦境に陥り、兵變の災禍甚なりき（武田三代記）に大永年中信虎佐久を侵し、岩村田に於て律宗二寺に放火し、寺僧六十餘人燒死す云々」と此の二寺の一は大井の名利賀光寺なりと。

斯る際に佐久諸豪の向背は如何なりしか、既に前に述べし如く、大井伴野の兩氏は互ひに競争を争うとし、大井氏の一族村上氏に賴れば、伴野氏は武田氏に依るの風あり。これ元より戦國時代なれば論するに足らず今日の味方は明日の敵、御都合次第去就を決すこと一種の習慣となりて、遂に「街道被官」の名稱さへあるに至る。『妙法寺記』は大永七年、信州佐久郡

前山城主伴野貞慶、郡中諸侯と聯繫して苦境に陥り、武田氏に援兵を請ひしに、信虎應じて直ちに出兵し、干戈に訴へ和睦を整へしめしにより、伴野貞慶より武田氏に所領を譲りたることを記載せり。

参考

【四部譜載】吉澤好謙著卷之七

〔前略〕應仁元年村上氏襲來て大井黨と大井原に戰ふ。其後攻戰たびたびにて信濃は瓦の如くだけ、焼の如く崩る。文明十六年二月二十七日終に大井城灰燼と成て、神社佛閣民煙にいたるまで次第に沈没し、寺は僧を供給するに足らず、定額皆おとろふ。いたましや講延絶し、行法退跡す。修學の権はおのづから荆棘ふさかり、十二舍院は頽圯倒きて春の草の秋の風に薙かれぬ。〔中略〕其頃大井伊賀守いたく此事をなげきて、東芝間に散在の六坊を小諸うとう坂にうつせりと云。其後永正年中武田信虎、かつらをの村上頼平、佐久郡をゆふ。渾年台戦やむ事なし諸國亂て貨物を京都に傳へず、一庄一村の郷土山に攢り水を帶て陣城をかまふ平賀の入道（成頼）甲州を窺ひ若狭神子に乱入す。甲斐の軍将も佐久郡に出現す。大永年中岩村田に襲來て此寺敵に内裏のものやうありとて火を放て焼く之、院の方丈庫裏通廊を焦して焼亡す。（中略）是時郡國兵革にくるしみ、寺終に起る事なし、空院には夜月軒のひまより漏、漏精に鳴き、露草むらにほしいま・也云々。

六 平賀成頼の滅亡

武田村上の兩兵が佐久地方に於て争奪戦を試みし際には、佐久の土豪中にありて鬱然頭角を顯はせしは業に己に通べし平賀の城主成頼入道源心なり。平賀氏は源平時代及び鎌倉の初期に於て、平賀義信並に平賀朝信等により

て日本歴史上に一時著名なりしが、刺離誅せられてより後は其消息詳らかならず、南北朝より室町時代までは既に屢々記せし如く、平賀氏は何時しか大井氏に併有せられ、「御符禮之古書」等には大井知行とありて、其代官の姓名に平賀氏所々に散見せり、而して文明十六年大井氏の宗家滅亡以前の平賀には、大井氏の代官美作守光廣居りしが、其以後は此光廣獨立せるものか、文明十七年の條に「平賀庄大井美作守光廣云々代官豊野左衛門助本清」とあり、茲に豊野方なりし慶野本清を越下とし居りより推考すれば、岩村田の大井氏没落後の美作守光廣は、海るべからざる勢力を有し、又領域も追々擴張せしならん。「御符禮之古書」文明十八年の條に、都村内山は依田美濃守光俊の名を以て代表せらる。「千曲之眞抄」には、某書を引きて永正十七年内山城主大井美作守玄等、同小次郎隆景と記し、又内山城は往古平賀氏の本城なりと記せり。而して内山村の名刹正安寺は文龜年間内山美作守再開基と、同寺の記録に見ゆ。文龜は永正の前なれば、或は此の美作守は大井玄等と同一人にして、其内山城に居たりしより内山を氏とせしにあらざるか。而して、又文明時代の大井美作守光廣は、老年に及び美作守玄等と稱せしにはあらざるか。

平賀氏が突如として頭角を顯はせし理由に就ては、何等の記録もなく、甚だ明瞭を欠く。一説に曰く、此平賀氏は既に傳ふるが如く、鎌倉時代の平賀氏の末裔にあらずして、大井氏の一族ならんと、北佐久郡三岡村字耳取支江院に現存する大井家蔵によれば、成棟入道玄保は大井氏の一族にして、大井忠次大井貞盛等と兄弟の如く記載せらる。併し下剋上の時代なれば、或は平賀義信の後裔が、祖先の遺傳に衝動せられて奪起せしものなるやもはかり難し、何れにせよ平賀成綱の物語は佐久の歴史にありては一大史綱にして、興味ある題目と云ひ得べし。

参考

【甲陽軍鑑】

(前略) 又同年の霧晴信公初陣にて候、其敵は滋野口とて信濃の内に城あり。是へ信虎公發向なされ取つめられ候所に、城の内に人数多又平賀の源心法師が加勢に來てこもり候、既中大嘗奉りて中々城の落べきやうさんなし、甲州の衆打著合申され候は、城の内に三千程人數候由申候へば、がぞめには誰何にて候、又御兵方の人数も七八千にはよも過候まじ、けふははや極月廿六日なれば年もつまり候。先御

平賀成綱は村上氏に志を遺せし一人にして、村上氏は、成綱の助勢を得て全部を風靡せり。而して前述の如く成綱は永正十六年十月自ら三千の兵に將とし、甲州に侵入し、武田信虎の本據を衝かんと試み失敗せり此甲州侵入の一舉は或は大永二年八月信虎佐久に入り岩村田城主大井貞貞を陥むや、村上頼平子義清と出て救ひ、信虎と大井貞と並びに之を趕けし時、村上氏の別軍となり信虎の處に乘じて甲斐を侵して、甲路馬場伊豆守虎貞と蘇崎に戰ひ利あらずして歸へりし時の事とし、諸書一致せず。

國へ御賄陣被成來春の事に可被成候。敵も大雪と申、節季と申、跡をしたふ事ゆめゆめ思もよらず候と申上候へば、信虎公御合點にて、さらば明日早々と引るべきと相定らるゝ所に、晴信公御出有てさらばしんがりを被仰付候へと御願候。信虎公聞召大きにわらひ、武田の家のおれ被申物哉、敵のつくましきと功者其申候に、縦、其しながりと申付候共、二郎に被仰付候へなど、申てこう急御とも云べきに、次郎ならば中々斯様の事は望申まじきとて、御しかり被成候へば、晴信公暮りに御望しんがりを申請られ候、其誠ならば跡に引候へとて、信虎公廿七日の曉うち立御馬を被り入候。晴信公東道三十里ほど遙に残り、いかにも用心したる體にて、漸々三百ばかりの人数を下知し、其夜は食を一人にて三人前計こしらへ、早々打たん支度をし、たびはゞき物具をも其儘ごとにし、馬に物をよくかぶて、ぐらをも置つめにし、寒天なれば明日打立時分は上戸下戸によらず酒をすごし、夜の七つ時分になれば駆出べき分別仕候へと自身ふれられ候。内衆も晴信公の深き御分別をば不存まことに父虎公の御そしうなさるゝも御尤も也、此樂天に何として敷跡をしたひつき申べきやとて、下々にて皆つぶやき申。さて七つ時分に打立て甲府へは不レ行跡へ歸りもとの跡りきたる城へ取廻、廿八日の曉其勢三百計にて何の迷惑もなく城を乗取玉ふ。城の内には平賀の源心計、己が内の者はや廿七日に返し、源心は一日心をのべ、寒天なれば廿八日のひるに立いたすべきとて、ゆるゆるとしてある。地の侍共年取用意に替さとへ下りて、城にはかち武者七八十あり、さて源心をはじめ番の者共五六討ちころし、高名も無用平賀の源心が首ばかり是へもちてまいれとて、晴信公の御前御覽、ねごやを燒はらひ、こゝかしこにゆだんしたる侍共一所にて

二十三十づゝ討討です。よりの加勢の者は在郷にゐて此處の休息一日いたし歸らんと申て臨在候。此者共は猶以敢あはずにに行く、敵の中に剛兵もあまたありといへ共はや城をとられ候其上、晴信公一頭とはしらず信虎公の返して繳給ふと存知、一万に及ぶ人數がをしこみたらんに、何の働きも成ましきとて女子をつれてぐるを本にせよと云て、山のはら谷に落してゐる。中々晴信公の御手柄古今總に有べしと、よその家中までも申ならはしたりさて此平賀源心法師は大剛強の兵者にて、既に力七十人方と申ならばも候。定めて十人方力も之有べし。四尺三寸斗りの刀を常に持てる大人にて、數度のあらけなきはたらきの兵にて候。是を晴信公初陣の手柄にて討取給ふ。是信玄公の十六の御年也云々。

七 武田信虎と村上義清

天文五年十二月、平賀成頼、武田の爲めに滅されてより、佐久郡内は大動盪を來なし、志を武田氏に通せるもの多々ありし如し、此時に當り去る大永五年十一月、父賴平の遺志を継ぎ坂木滅主となりし村上義清は北信の霸主を以て自ら任せしに、遂に己れに志を遺し居りし平賀成頼敵の奇計に陥り、敗なく討死せしを開き、歎感することを得ず。此より武田村上二氏の衝突は益々激しく、即ち甲陽軍艦によれば左の如し

一 甲州若禪子合戦

天文八年閏六月村上義清の將佐久より甲斐を侵す二十日武田氏の將族富兵部と若禪子に戰て敗れ歸る。

二 南佐久源尻合戦
天文九年正月十六日武田氏の將族源尻信形、若略を以て源尻城を陥れ、

本城小山田守昌行に、二の席を日向大和守昌時に三の席を長坂左衛門國清に守らしむ。されど海尻の地主一揆等意を村上氏に通す。茲に於て村上義清直に帝將頼岸寺光氏を遣はし、城を圍ましむ。光氏攻めて既に二の丸まで陥れしが本城は小山田昌行固く守りて降らず既にして同月晦日甲州の援軍至るに達ひ、村上勢遂に圍を解きて去る。

三甲州小荒間合戦

天文九年二月村上義清の善清野、高梨、井上、須田等義清の命を帯び、雪を冒して甲斐に入り、火を放ち狼藉を極む。此月十八日の夜武田晴信これを小荒間に邀へ撃つ、村上氏の諸將敗れ歸る。

甲陽軍鑑は年代の錯誤甚しく、之に加ふるに假想的人物もあり、後人の竜入等もあるが如し、同書には晴信又信虎を今川家に押し込めしは天文六年と記し、前記の三戦は晴信時代の如く記さるゝも、當時の記述たる「妙法寺記」によれば信虎の駿河行は天文十六年六月にして、三戦共に信虎時代の出来事なり。此の三戦の中に南佐久歴史に最も深き關係あるは海尻合戦なり、「妙法寺記」によりて想像するに、天文九年五月以後佐久に於て大戦争ありしもの；如く、海尻合戦も其時ならんと推測する専門家もあり。即ち「妙法寺記」天文九年の條。

（前略）此年五月より武田信虎州へ取次被候。去程に弓矢に切替被候。此事を證すべき事實は、十年の五月に起りし海野合戦なり。前に引證せし甲陽軍鑑の文に、天文十年には敵方共境目の仕置にて合戦走なしと然れども信州に海野氏没落の大事件のあるあり、海野氏は鎌倉時代以後小縣郡海野邊を中心として、殆んど小縣郡の全部及び佐久郡の川西地方、駿月蘆田邊に跨る一大雄族にして、應永の頃には大文字一揆に與して小笠原氏に反抗し、其頃より餘黨なく村上氏の下属に立ち、應仁前後に於ては村上政清の爲めに大に苦難に陥り、頗る姿難の姿なりしが、猶多年蓄積せる勢力の根柢を存し、加ふるに開東地方の後援もありしにより、全然武田氏又は村上氏に降服するの状態には至らざりき。海野氏にして小縣の一角を維持するは、村上氏の東方經營にも、武田氏の北信經營にも大障害にして、

なり。而して怪るべきは此重要事件の、甲陽軍鑑には少しも見えざることなり。これを以て人或は海尻の昭葉は五月以後にして、更に村上勢の海尻を包囲せしは翌十年正月にして、小荒間合戦も從て十年二月ならずやと。甲陽軍鑑廿一の終に。

天文十年辛丑（午略）其歳中も敵方共に境目の仕置にて、合戦は是なし、但海野口海尻をきり、岩村田或はつたき（算木）青柳をきり、番手の衆は日々足輕さりありひなり。

あるを見れば、同書の著者も亦十年に海野口、海尻に事件の説生せしを肯定し居りしものならん。これを要するに天文九年より十年の初めに至るの間、海尻城の武田氏の有に歸せし以來、佐久郡内の諸城其多くは武田氏の歸する處となりしならん。

八 海野本姓滋野氏の没落

殊に武田氏は既に佐久郡を其勢力範囲となせしに、其一部たる川西領月地方に海野の勢力あるは好ましからず、尚進みて小縣を經營し更に進みて村上氏の根據を衝き、又一方諒訪を經略せんには到底海野氏の存續を許さず。

茲に於て信虎諒訪頼重を優柔して味方となし、更に村上氏と聯合し三万より海野平に攻め入りて、遂に海野一族の没落を見るに至り、其宗家たる海野氏より、福津、葦田、矢澤の諸氏に至るまで皆獨立を保つ能はざるに至れり。『村上家譜』によるに、天文元年に海野泰義戦死し、海野悉く村上氏に歸し、海野一族の領土村上氏の所有となる。これ大に要ふべきものなり。『諒訪神使御頭之日記』にある如く、武田信虎を盟主とする聯合軍により而て謀議せられしものにして、信虎は天文九年より十年の始に亘りて佐久の大部分其質有に説せしより、更に一步を進めて小縣經略に指を染め之を执行したるなり。

参考

【諒訪神使御頭之日記】諒訪野守矢賀幸麻

天文十年の條

(前略)此年五月十三日相重武田信虎爲合力海野へ出張、同村上殿三大將同心にて尾山せめおとされ候。次日海野平、同確悉候。此時從相重將長にさいはいを被切哉問、如御本意滿足候。此陣中に大雨近年なき高水候。福津之國神家之條從此方被召請候。矢澤殿も色々言被申候。海野駿は關東へ越上杉殿相被申七月關東衆三千騎計にて、佐久海野へ勤候。相重七月四日に東國に向人數長達まで出張候。然處此方之怪体能候て、關東と和談分に候。甲州の人數も村上殿も身をぬかるべ分に候て。此方までのやうに候成、長達へは關東の人數不相備、葦田郷をちらし候て、其備隊陣候。葦田の郷にはぬしもなき体に候間、

頗知行候て葦田郷の子息此方の家風になら候間。其かたへ彼郷をいたさせられ、同十七日御頭神候云々。

九 武田晴信の襲封

武田信虎の經略着々として進み、結婚政策によりて諒訪頼重を味方に加へ、更に村上義清と一時同盟し、海野氏を包围して、遂に没落せしめしは、信州を席捲する絶好の機會なりしが、俄然一大事變突發し、武田氏の計畫に一大誤差を與へたり。是は武田信虎、嫡子晴信の爲めに天文十年六月十四日体よく國を逐はれ、駿河の今川氏に寄寓の身となり、甲斐の全境新主晴信に歸せし一事なり。これ初野氏没落を距る僅かに六ヶ月にして、中陽軍艦によれば、天文七年の事なども茲には當時の記録たる『妙法寺記』及『甲斐國志』を採用せり。何れにせよ武田氏勢力の下に威壓せられ、止むを得ず服従を強められし人々にとりては、權力の恢復を圖る好機會なりき。當時の形勢を見るべき記録傳はらざるも、其前後の事情より推すに、海戦、海の口を除くの外、佐久の大半は此際悉く叛旗を翻へせしるべし。特に七月は前項記載せし如く、海野氏の恢復を圖らんとして、關東勢三千騎佐久及び海野の地方に侵入し、武田氏に對する人心は殆んど北信の地を拂ふに至り、志を上州に通ずるもの多きを加ふるに至る。『甲陽軍鑑』によると、天文十一年三月信州大身衆、小笠原長時、諒訪頼茂、村上義清、木曾義康等聯合して甲斐を侵し、九日諒訪口の標榜に戰ひ、晴信の爲めに敗らる。續いて閏三月二十日、村上氏被官の人々等佐久より甲斐を侵し、佐久口の平薄に戦ひ、亦敗れ歸る。是に於て武田の老臣等佐久小縣に侵入の計画を立て晴信に勧めて曰く。

さく、ちいさがた、敵の持分を焼き拂ひ給へかし、左僕らはゞ信虎公の御代に、御被官に罷成たる信綱大將とも、今度大形歸參いたし僕らはん。五年以前に信虎公遣出なさるゝ時、あやうく存じ、而々居城へ引籠り、此頃は村上駿へなりては又しかしかと、村上駿をもあかぬ待共も皆御したへ、前代のごとく召寄せらる・御分別肝要に候。(『甲陽軍鑑』)

この文中に五年以前とあるは、著者の誤想なるべく、代替りの機會に乗じて、佐久の諸族が悉く武田氏を去りし事は、前文によりて明瞭なるべし。併し晴信は此勅告を退受け、二十三日甲府に歸り、英氣を養ふこと一ヶ月の後即ち六月四日諏訪に入り、韁重を窮地に陥れ、遂に甲府に押縛めて自殺せしめ、諏訪全郡武田氏の版圖に歸せり。

諏訪平定の後晴信更に進みて伊那を侵し、伊那勢破れ戦死三千に及ぶ。頼て馬首を回して甲府に歸還し、人馬を休養すること二ヶ月、十月に至り北信經略の途に上れり。【甲陽軍鑑】によれば、天文十一年十月七日甲府出立、諏訪の葛野に逗留すること三日、大門峠の諏訪站の湯川に逗留二日、十二日峠を越え小縣の大門に働き逗留三日、十五日進みて長篠に至り、火を民家に放ち、逗留一日、退きて復ひ大門峠を越え、本營を湯川に設け、藩在七日、此月廿五日を期し佐久の海尻に向はんとせり。廿三日に坐り村上義清佐久小縣の聯合軍を率み來りて戦を挑む。晴信自ら兵を督して無戦なし、番在して十一月末に至る。當時南佐久は海尻まで武田氏の勢力範囲にして海尻の守將は小山田備中守曰行なりき。而して交渉上より云はゞ、當時諏訪の湯川より八ヶ森山脈を横断して海尻へ直行の道路のありしことは「甲陽軍鑑」の記事によりて悟り得らる。此の戰勝の結果、相木村の相木市兵衛昌朝は八十騎を率て降を武田氏に請ひ、甲府へ出仕せり。

當時佐久の諸藩多く意を村上氏に通ずるも、其配下にあらずして、各自獨立の姿なりしかば一舉之を平定するに困難なりき。【甲陽軍鑑】に信濃國式士氣質を説くの條は、主として佐久の士氣を對象とせしものなり。

参考

【甲陽軍鑑】第八

(前略)去春に晴信公天文十一年虎の十一月二十三日に、信州大門峠下において軍に勝ち、海尻迄御馬をよせられ、さかひめの仕置なさるゝ、信州衆強敵の故おくれたる色もなく味方申人もなし、よその國には合戦に負、おくれを取たる方の城二つも三つも必おつると聞及ぶに信濃の國は餘國にばかり、勝たるきほひを以て敵の小城へも取つむれば、始め負たる口惜きに、爰にて仕返さんと存知、城を持ちかため、味方のこづめを待ちてあひさへゆる。親ごつめの人は親子・兄弟・叔父・甥・従弟・はとこ・遠類知音ちかづきをうたれ、いきる人は又敵におしつけをみせ、寄以て口惜きに、是非共一度返し、味方のうたれたることくに敵を討ち、或はおひくつし、敵のおしつけを見すんば、武士の弓矢を取るかひはなしと穿鑿する國なるにより、競ひ過ぎたる働きありては跡々の勝利を無にせられんと、勝ちて後は猶以て大事にし給ふなり。但し佐久の郡あひ木駿三年以前より内通故而月末に御馬入候へば、十一月十日に甲府へ出仕にて、次の年正月舍弟を甲府へ人質に進上申さるゝ以上。

十 武田晴信の佐久平定

【妙法寺記】によれば天文十二年及十三年の兩年は、甲州も坐って平隣無事にして、武田氏が軍を動せしこと見えされども【甲陽軍鑑】には天文十一年十一月初晴信信濃に出馬し、翌十二月十五日に至るの間に於て計略

を以て九城を隣せしことを記載せり。前後の事情より推測するに、調訪は前年既に平定し、小笠原家の領地たる筑摩地方への侵入は、天文十七年七月裏尾城の戦捷後なり。伊那は天文十四年其關門たる筑輪城陥落の後なるべく、小諸は鹽出原の合戦、天文十七年に、戸石の城攻め十九年なれば、其以前に九城の散在すべき地あらざるなり。されば、九城とは佐久郡内に九城を有するべからず。「信陽雜志」「千曲之眞砂」は共に九城を佐久と断定し、眞砂には小諸、内山、岩尾、前山、平原、蘆田、望月、依羅、小田井の諸城とし、難志には此等諸城の陥落は天文十三年となし、城の名も多少の異同あり。何れにせよ佐久の諸城の大部分、武田氏の有に歸せしは十二年より十三年の事にして、當時此等諸城に割據の諸豪族の姓名を、以上の二書によりて調査すれば左の如し。

(信陽雜志)

千曲之眞砂

小諸城	大井左馬允忠成
岩尾城	大井源正吉頼
前山城	佐野守義
蘆田城	佐野守義
内山城	大井小二郎義景
望月城	森野達江守義邦
依羅城	佐野氏
小田井城	小田井又六郎守
平原城	平廣入道

與良忠

大井昌義

同上	行徳又ハ行輔
同上	同上
同上	支曾又・第東
同上	同上
大井昌義	大井昌義

せり。併し天文十七年に田口城に包囲戦のありし記事が「妙法寺記」にあるを見れば、田口長能の降参は頗る疑問なるも、或は此時既に降を請ひて更に復きしものか、尚此九城につきては疑ひなきにあらず。

此の如くにして佐久の大半は、既に武田氏の領有に歸せしが、尚も頑強に抵抗を試みしは、北佐久忠質の城主答原新三郎昌朝なり。元來佐久は東方上野に墳し、兩國間は峠を以て通じ、往來頻繁なりしを以て此堅境近く居を構へたる兩國の郷士は、常に連絡を保ち形跡あり。忠質城主笠原氏の如きも、開東勢の後援を頼みて容易に屈せざりしを、天文十五年八月武田晴信自ら甲信二州の部下を引率して之を包围し、遂に陥り、一門多く打死せり。是より先き上州の援軍浅間山範を巡回し來りしを、晴信の老臣坂頭信信以下懇へて大に之を破りたり。此戰に就きては「妙法寺記」に詳なり。甲陽軍鑑には此戰を十六年の出来事とせり。

次きて天文十七年八月十八日、小山田出羽守を將として、田ノ口城主田口長能を攻む。時に附近の信豪族長能に同情し、武田勢を包囲して苦境に陥りしかば晴信之を聞きて九月十二日自ら將とし來りてこれを攻め、長能をして遂に戰死せむ。此戰に甲軍の優たりし旨歎五千(妙法寺記)と註せらるゝより推考すれば、決して一局的の戰争にあらず。伴賢城主伊野信豈の如きも當時田ノ口應援の一人なりしが、後復び降を武田氏に請ひたりと傳ふ。

以上志賀城及び田ノ口城の二城によりて、佐久郡は全く晴信の配下に歸せるが如しと雖も、村上義清・猪川小畠・小畠・小畠・小畠の間に於て勢力を有するより、其與萬能多く佐久にも散在せしもの、如く、「妙法寺記」によるに天文廿二年村上義清没落し、翌廿三年七月廿四日晴信信州に出馬し、八月六日佐久の要害九ヶ所を一夜に落す。この年小室も落城し云々と。

然れども先に述べし「甲陽軍鑑」の天文十二年十一月中旬より、同十二月中旬に至るの間に、信州の九城を攻陥せる記事に置けば、源ノロ、源尻、志賀、田ノ口を除く外、前後十八城の陥落を見る。【信陽鑑志】及び【千曲之翼錄】は何れも甲陽軍鑑を傍じ、既記の如く城の名をも明記せるが、【法寺記】によれば唯小諸城のみは二十三年に陥落と明記せり。これ或は十二年一旦陥落したるも、其後再び之に據りて謀叛を企てるものならんか。要するに武田氏の佐久全郡の平定は、天文十一年頃より全廿三年頃に至るの間、十二年の歳月を要したるは明なり。

十一 武田信玄の諸將配置

上述の如く佐久は漸く平定せり。今當時に於ける諸将の配置を見ると、田口城には田口長能没落の後を承けて依田能登あり、(相木城主相木市兵衛改名して依田能登と云ひ、天文十九年八月十二日死す、其子美濃守文の名を継ぐて八十騎の將たり)

ノロに屬せしものと見ゆ。北佐久は武田家の直參として、小諸に小山田昌行、岩尾に眞田幸隆(岩瀬に井手)居城して内山の飯富氏と呼應し、佐久の雄略なりき。この他、地侍としては望月の望月信雅、春田の依田信守、平原の平原全廣、平尾の平尾昌輝、耳取の大井満安等其重なるものなりき。この中華田の依田信守の如きは百五十騎の軍役なるより見れば、其頼る重んぜられしを知るに足る。

斯くて晴信は諸神社の祭禮の如き何れも其舊規に復せしめたり。此消息は松原殿訪神社現存の天文十七年の下知狀によつて窺ふに足らん。晴信は兵を小縣以北に出すにも、上州地方に出すにも、其多くは佐久を經過し、随つて佐久の諸將は常に信濃先方衆に加へられ、兵役の協調を厭へり。下記「蓮華定院古文書」望月信雅の職狀は、天文廿一二年の一如く、當時に於ける裏面の一節を洩したるなり。

参考

【蓮華定院文書】

高野山蓮華定院

【蓮華定院文書】

高野山蓮華定院

内山之内五百疋之所永代寄連中僕爲後日手形致進上僕仍如件
天文廿年十月十四日 望月信雅(花押)
永祿七年甲辰五月廿日 小山田備中守玄治(花押)

高野山

蓮花定院 参

蓬田之内三百疋之地奉寄連候爲後日一筆加件

天文廿年十月十四日 望月信雅(花押)

如毎年御寄數百疋度送給日出珍重候當國無際限候已矢願々不申承意外此事無事又豫上落望候不聞成乍去只今三分考大形裏都近御盡之形ニ候可御心易候愛元之様体者頗良可有御傳達候不能具體恐々謹言

以上田ノロ、前山、内山の三城は南佐久にては主なるものなりしならん。野澤の野澤城、大澤の荒山城等は皆前山の作野氏の属城にして、相木は田(レ)

卯月六日

望月左衛門左信雅(花押)

【松原謹訪神社文書】北牧村松原謹訪神社藏

(龍朱印)

策を毛取し得べきのみならず彼の人格を知ることを得、川中島の戦争及び上州攻の記録として第一等の史料なり左に其全文を掲げん。

参考

【松原謹訪神社文書】北牧村松原謹訪神社藏

敬白願狀

松原御社領之事從去癸卯年今戊申年迄如勤來祭禮不可有怠慢者也仍如

件
天文拾七年庚卯月廿一日

松原□□社人

刀一腰
具足壹輪

可奉社納者也

永祿三年庚午九月吉日 德榮軒(玄武押)

敬白願狀

今度任ト間最吉引率甲兵於信之裏都日不經十日而龜藏城自退散如之向

千越周如信玄存分得勝利者併可有松原三所大明神應護仍奉願成就日大

殆無如信玄存分得勝利者併可有松原三所大明神應護仍奉願成就日大

州貢輸の日先候願狀於新海大明神祠前其意願殆ど無之不日蒙許
散亡者必矣大當社者普賢菩薩之靈跡也乘人之願致效若放難加之紗衣

爲靈應塔冠爲甲如意鏡爲干戈大白象爲駕馬百化身身滿濟善方者可無干
等之五邑齋場子掌巡者請必賜余于十 神前讀誦三百部法華經王以可報
謝神德焉 急々如律令

下時永綠八月二日吉辰 謹玄(花押)

尚信玄は是等の神社佛閣を保存する爲には、大に力を盡したり。其の一例
として「山宮文書」中にある天正四年八月六日、田ノ口領主依田義満守よ
り、信玄の臣原隼人佐に宛てて造営報告の書状を抄録せん。

【山宮文書】田口村山宮第三種

新海大明神御造営費仰付之事
修造仕分奉言上之事

一三社之御戸内金外ニ者 御文ヲ仕井金物鏡口下調候 右分廿貫七百
文

一三社之御戸帳唐銘 八貫文

一明神御本地上昔 高岩齋仕り口候仕仰之分 廿九貫四百六十文

一西之長廊 拾貫八百文是大材木高岩齋求候

一東之長廊 八貫仁百文是ハ山宮修理先材木寄進仕候

一玉垣 仁貫五百文

一自元龜三年壬申至今天正丙子七月憑盜之妻子雜物等辨済分分都合八拾
貫百參拾文號使御奉行所農委殊物等御日記持參仕候

一右之外塙野志實耳執兩三ヶ所より懲盜三人の妻子雜物從下會期近日

御渡候條干今都合不到之候比等之趣心預御被露候已上

八月六日

依田義満守

原隼人佐殿

此の外信玄が神社佛閣に下せる制札、所屬安堵狀、寄進狀の如きもの所々
散見するも餘り、煩雜を來すを以て省略す。唯特筆すべきは信玄が諏訪神
社の祭紙の復興を圖りし一事なり。『諏訪上下古祭記再興次第』永祿八年の
下知狀に、御射山の鳥居は佐久郡山田郷に於て建立の由、本帳書載しある
も、山田郷の所在不明なる故にありて、更に翌九年の下知狀に山田郷分明
せるも、既に斷絶せる事故之を改むるに及ばぬ云々とあり。元來頭方の造
替及祭祀等の事は、信濃全國より役隸一人夫を出して執行せしものなるが、
戰國擾亂のせとなりてより、其機運轉せしを信玄之が復興を試みしものに
して、其命令の如きは古例の通り、信濃全國に及べり。佐久郡の内十一郷
は大宮一之鳥居を建設する役なりしが、永祿九年百姓難處の故以て、免
役を神長官守矢氏に申請せしより、更に是等百姓を召喚し、嚴重に之が取
扱を命ぜり。此の造営額は十一郷にて都合十七貫九百文にして、之を總別
にすれば

一貫五百文 平井之姫 二貫二千文 善坂之姫

一貫文 安原之姫 一貫文 白和朝之姫

一貫八百文 市村之姫 一貫八百文 寒原之姫

八百文 金井之姫 一貫五百文 両田之姫

一貫三百文 小森之姫 一貫文 北門之姫

にして、その『諏訪神使頭番役定書』等今猶郡内にも殘存せり。又神長
官たりし守矢家には、天正六年二月十三日佐久郡内の平井、塙原、安原、

今井、香坂、島田、白和瀬、小瀬、市村、阿江木兩郷、岩村田等通者にて出せし諫訪造宮手形現存し居れり。

一三 武田信玄の民政

佐久郡全く武田氏の爲に併呑せられ、住民其の仕置を奉せしは天文十五年頃より、天正十年即ち武田勝頼没落まで、約三十ヶ年に亘る。而して佐久郡の中央に南佐久地方は、甲州と境を接せるにより、武田氏の影響を被りしは信玄の父信虎の時代、若しくは其以前よりなりしなるべし。信玄佐久を領有すると共に、本郡を以て西北は北信地方一帯、東は西上野に兵を出たすの策源地となせしにより、佐久は輿訪と共に武田氏の爲めには、軍事上極要なる領土なりしを以て、信玄は其股肱の臣たる小山田備中を小諸に、飯富兵部を内山に駐め、一方地の監督と共に、領土の統治を圖らしめたり。信玄の民政大本とも云ふべき甲州法度は、全部五十七條より成り、其の五十五ヶ條は天文十六年六月發布し、残る二ヶ條は同二十三年五月追加せしものなり。此の五十五ヶ條は、信玄の其領土住民に対する態度を想像するに足るのみならず、佐久地方の人民は勿論此法度を遵奉せるものなれば、其内田畠及び年貢に關するものゝ大意を抄記すれば次の如し。

一、國中の地頭人等子細を申さずして、恣に罪科の跡と稱して人民の田畠を没収すべからず。若し其犯罪人が晴信被官のものならば、地頭はこれに關係すべからず云々。

一、百姓が年貢を抑留する事は罪科輕からず、百姓地に於ては地頭の覺悟に任せて所務せしむ。若し非分の儀あらば檢便を以て之を改む。下知を以て之を定む。

一、名田の地を理由なく取り放つ事は非法の至りなり但し抑制等の沙汰二ヶ年に及ぶ者は是非に及ばず。

一、新たなる山野を開墾したる場合四至の境を講する者あらは本跡を私明して之を定むべし若し又舊境に依つて分別に及ばざる者は之を中分し其上猶爭論あらば別人に付する事

一、地頭の命令に對して不平を抱き作毛を其體にして立退く者は翌年より其田地は地頭の處分に在す。但し作毛は刃取らずとも別に年貢を辨済せば差支なし又地頭が斯かる場合に非分の行為をなす時は知行半分を召上ぐ。

一、恩地に於ては自然水旱の兩損あるも普地を許さず但し忠勤を油でしものは相當の土地を充て行ふ。

一、私領の名田の外恩地領に於ては之を他に注脚する事を得ず。止むを得る場合は其の子細によりて年貢を定めて賣買することを得。

一、金錢の債務者が其債務を果さざる場合には其所有の田地を債権者が相集つて差押へる事を得。而して證書の日付の早きものに權利あり。

一、恩地を債務の抵當にする事は一應届け出でざるべからず。而して債務者たる領主逐電せし時は、其事情により恩地處分の沙汰を行ふ。

一、逐電の人の田地を借錢の抵當に取りしものは年貢夫公事一切其人に代りて地頭に辨済すべき事。

一、百姓にして開田を有する者は縱合數十年を経ると雖發覺次第之を改むる事、此場合百姓が異議を申立し時は、對決に及び、尚不分明ならば實檢便を遣はす。若し又地頭に非分あらば之を罰す。

斯くの如く土地を恩地と年貢地とに區別し、之に就きて複雜なる規定を定めしは、一は以て土地の荒廢と人民の難敵とを防ぎ、一は以て年貢其他

の収入を多くし、軍國の經濟を豊かならしめんとせしに外ならざるなり。

而して其恩地なるものは、戰功或は其他の理由により、武田家より賜はりたる土地にして、其多くは甲州本國內なり。佐久地方の如きは多くは忠氏の直轄地にして、其多くは甲州本國內なり。又年貢地なるものは武田氏なり。武田氏は土地に関する法規を嚴重に定むると共に、一方に於ては人民の難教を顧慮したり。これ元より兵馬佐惣の關、軍事費多端なりしより、人民には年貢の外役別錢を課し、逐覽者ある時は其郷中に於て之を負擔せしめ、其行衛判明せば總くまでも追跡して之を徵收せり。其他百姓に種々の夫役を課し、後世江戸時代に於て盛んに行はれし道中導馬役制度の如きは、既に其領土内に實行せしものなり。これが爲め百姓の困苦に陥りしことは、古文書に就きて記述する。

武田信玄はかく民政に意を用ひ一面に於ては戦國群雄割據の間に介在して、領土を擴張し、強兵の實を擧ぐるには、多大の軍費を要するを以て、百姓に對し苛斂誅求するは勤ひ止むを得ざる事なり。今日甲斐の國人信玄の施政に對しては悉く悦服の姿なるも、「妙法寺記」には「今年も信州甲

州取合不正、一年二度と働き成敗儀。はや春公の人々は信州御陣に迷惑致候而不及言語とか、又敵軍の爲めに過料錢を徴收せられ、地下衆の因難一

方ならずとの如き意味の記事諸所に散見せり。甲州既に如此、信州人民、愈更に苦しみ有様は、「大須賀文書」及び「井出文書」にて窺知せらる。然れども信玄は流石に名將なり。斯る社會狀態の間に於て、常に敷演の策を講じたり、彼の金山發掘の如きは即ち其一策と見るに足らん。南佐久郡上村川延下なる長尾金山は、永祿年中信玄の命によりて發掘せられ、信玄の愛好其子勝頼之に代りて採掘を續けしより、當時同村の秋山はこれが爲めに戸口増殖し、其戸数の如き一時千を以て數ふるに至りしも、今は唯其

遺跡を存するのみ。

参考

【大須賀文書】更級村上村大賀集落業者 南木印

其方被官他所令徘徊者任法馬當主人并地頭人再三相理可取返右有難澁ノ人者早々可及注進仕道理可加下知者也仍如件

壬戌三月廿四日（永祿五年か）

大須賀久兵衛尉殿

【井出文書】日田町井出通鑑

乙丑丙寅兩歲田畠之作毛不熟因致庶民令因病逃半逐常之由被聞召友侯之間爲御傳惑自當一卯三月至干來歲庚午之三月傳馬役被成御免許畢竟者分散之地下人等可相集鄰中之無嚴重之御下知候者也仍如件

永祿十年丁卯二月廿六日 淩利右馬助奉之

奉
桂
齋

（前半切）

海之口郷

一四 武田氏の末路と佐久諸族

天正元年四月十二日武田信玄伊那郡駒場に於て病没せし後は、嫡子勝頼其の後を繼ぎて、領土内の民政は信玄在世當時の如く行はれが、天下の形勢裏草創時代の群雄割據にあらずして、統一の氣運着々と實現せられた。此際に於ける勝頼の眞價は、天正三年三月長篠の攻城戦によりて幾る所なく暴露せられたり。信玄の軍事的天才によりて組織せられたる武田家の軍隊には、甲信二州の勇豪猛卒輩の如く數りしが、彼等の戰闘術は戦早備式となりて、織田、徳川二氏の聯合軍の爲めに未嘗有の敗戦を見るに

至り、領土内の人心は忽ちにして動搖を來たせり。而して織田氏は西より、徳川氏は南より、北條氏は東より、背際を變じて虎視耽々の姿なりき。此形勢は天正十年の初めに至りて其極に達し、先づ南信濃の一角崩潰し、織田氏の大軍團の如く侵入せしより、武田氏の壯麗は腰間に潰滅の悲運に陥り、勝頼は非遅にして三月十日甲州田野（天日山）に於て重圍の間に戰死を遂げ、茲に於て武田氏の版圖悉く織田氏の有に歸せり。

是より先き永祿二年、信玄在世中佐久小諸城に、第武田信義を封せしは、

單に小諸城主と謂ふにあらずして、佐久地方の全部統一の爲めなりき。而して下曾根内匠入道兼雲を小諸城代なし、佐久の行政を監督せしむ。信

豊部中の郷士に號令を下せし一例としては、「蓮花定院文書」中に望月城主

望月甚八郎（印月齋一平と號す遠江守信雅の子）に送りし天正八年の出來事と認むべき書状あり。又武田勝頼の施政一に信玄の遺法を守りしことは、

現に諸社寺に保存せらるゝ古文書によりて明らかなり。勝頼は重なる豪

族社寺には一々安堵の状を下して、民心の動搖を鎮撫したれば、天正三年

長篠の敗戦以後と雖、佐久の人心は武田氏に信頼して、動搖なきものゝ如

し。併し郡中の豪族に至りては常に兵を率ひて、武田氏の爲めに各地に轉

戦し、彼の長篠合戦の當時の如き、葦田城主依田信宗遠州二俣城にありて、

徳川勢を抑し、天正九年三月相木の相木市兵衛房は遠州高天神城に戦死し、天正十年依田信宗は勝頼の爲めに駿州田中城を守り、同年三月武田勝

頼戦死の際、前山の伴野又四郎（伴野吉祥の孫）勝頼に隨て戦死せりと（千曲の眞砂）云ふ。以上を総合するに佐久郡の人々は一致して最後まで武田

氏の爲めに盡瘁せしものなり。

参考

【蓮花定院文書】西野山蓮花定院藏

高野山蓮花定院者累代望月領之人民爲山宿之山候先規師旦之契約不知案内候間不可違舊例之趣從實邊爲報據可核存一封儀報入候恐々諭言

三月十一日

相模守信豈 花押

印月齋

如先例望月領之僧俗高野山一心境蓮花定院可爲宿坊候爲後日一筆送候
天正八年正月三月廿六日 望月入道一峯（花押）

蓮花定院

【正安寺文書】内山村三文藏

爲小山田僧中牌所從善規之寺領無異儀令寄附之上者自今已後猶不可有相違候恐々敬白

元龜四年正月十九日 勝頼（花押）

正安寺衣鉢

關下

【今井文書】北佐久郡今井六澤

定

父式部大夫令死去之上者逐歲流落自神職以下無異儀可勤仕者長輩有坂和田三ヶ廟葬之事も如式部大夫時不可有祠相道舉葬祭禮過骨等不可有經略之趣被仰出候者也仍如件

天正九年正月廿一日（龍朱印）跡部尾張守奉之神頭大大殿

第八章 安土桃山時代

織田氏の滅亡と北條氏の侵入

武田氏滅亡の後は、信濃全國織田信長の領有に歸し、悉く其功臣に分與せられたり。即ち木曾義昌に筑摩安曇の二郡を、毛利秀賴に伊那郡を、川尻重能に甲斐及親訪郡を、森長一に更級、高井、水内、埴科の四郡を分與し、而して佐久、小懸の二郡と上野とを酒川一益に兼領せしむ。茲に於て一益は其甥道家彦八郎正業を小諸に置き、二郡の行政を司らしむ。此分封の命令信長より發せられしは天正十年三月二十三日の事なるが【盧田記】によれば、是より先き武田氏の爲めに駿州田中城を守り、徳川勢を抑留せし依田常陸介信蕃、勝頼の役幕を聞き城を徳川氏に致し、單身歸國して三月十四日小諸に到り、當時小諸に居りし森懸信長一に謁し、善後の策を詳せりと、これに據れば武田信豈の代官下曾根覺齋より小諸城を受け取りて、佐久小懸二郡を仕置せしは森長一にして、酒川の代官道家正榮の小諸入城は其後なり。彼の酒川、道家共に佐久歴史にありては僅かに名を知られしのみにして、事業治績には殆んど何等史料を殘さざりき。織田氏の部下たる東郷の諸將は、新領土に於て席末だ腹ならざるに、此年六月二日織田信長京都本能寺に於て明智光秀の爲めに弑せらる、其凶變を聞くや、周章狼狽馬首を西に廻らせり。此際酒川左近清豊一益は、關東管領職として上野國蘿橋の城に居りしが、凶報を得て兵を動かして西上せんとするの處に乘じ、北條氏政大軍を率ゐて來り攻撃するに會し、一敗地に敗れ倉糧散策を取め小諸に來り、暫く人馬を休ませしめたり。是より先き信蕃は三月十四

日小諸に於て森長一と分れ、後譯訪に行き織田氏に依らんとす、然るに徳川氏の急使を駆せて招くに會し、再び馬首を轉じて甲斐に入り、家康に謁し、其の指揮によりて暫く遠江の山中に隠れ居りしが、六月末康信長の凶變を傳へ且號するに此機を逸せず、甲信両國に入り、關中越野の土を集め酒川氏に盡すへきを以てす。信蕃即ち甲斐に入り、旗を柏崎城に擧げ、武田氏の遺臣を招き三千人を得て佐久に入る。これ家康信蕃の勇を愛し、異諸城に居りしが、上當の西上するに及び、信蕃その後ちを承けて城代となり小諸城に入る。豈ばくもなく北條氏大導寺駿河守政繁を先鋒とし、碓氷口より佐久に侵入し、小諸城に迫る、然るに信蕃これを避けて萬葉地春日村に據りしかば、政繁一兵を遣せしめて、小諸城を略取せり。これより佐久は徳川北條兩氏兵を争ふの地となれり。當時佐久人士は未だ重を徳川氏に置かず、且之が勢力を代表すべき依田信蕃は佐久出身なりにより、之が指揮を受け下巣に立つを候とせず、而して北條氏の關八州を風説せしことを知り、領主を失ふて遁從する感に迷ひ居たりしが此地の郷士は、謙を次て北條氏の麾下に屬するもの多かりき。然るに氏政の子氏直七万騎に將とし、佐久小懸を通過し大門峠を越え、勝頼郡を経て甲斐に入り、新治城の徳川家康と對陣せり。時に依田信蕃先きに兵を春日村の山中穴小屋に收め、機を窺ひ居りしが、北條氏の隊に乘じ山より下り其細隊を襲撃し、其細道を斷ちしかば、北條氏は辟易して、遂に軍を収めて關東に歸る。この時に當り信濃の豪族多く徳川氏に屬したりしが、小諸城には北條氏の臣大寺政繁居りしより、北條氏の勢力全然失墜には至らざれば依田信蕃飛躍の時期は到来せり。

一 依田信蕃の経略

依田信蕃は先づ小縣の眞田昌幸と和議を調べ、後顧の憂ひを絶ちたる後、天正十年十月下旬兵を出して大井氏を岩村田城に攻め、連名田岩村田間に於て大捷を得、遂に岩村田を屠り、依田勤労をして之を守らしめ十一月七日付野刑部少輔守を西伴野前山城に攻めて、之を陥る。信守は南佐久川西の地方に籠を構し、野瀬、荒山の諸城を籠城とし、一族郡中に築りしが信蕃とは善からざるもの。如し、「四郷譜載」に承認七年佐久郡石付及重際の郷に於て、佐田付野兩家領地の境界を争ふの事あり、當時武田信玄岩村田普監定に於て其訴訟を審理し、義田氏即ち依田氏を以て曲となし、其争地伴野氏の有に附せしより、兩家互に火攻するに至り、天正十年兩家屢々兵を交へ、此年十一月七日遂に前山城陥り、城主伴野信守戦死せり。或は曰く信守逃れて翌年二月十日病みて死すと、信守あり長を又四郎と云ふ、義に武田勝頼に従ひて田野に戦死し、次子貞長前山城略落の隙脱れて小田原に奔り、北條氏に寄寓せり。當時の實見記として「四郷譜載」に謹訪十を云ふ童あり、九歳ばかりの時櫻井村において七月十六日里豪とつれて川邊に遊ぶ、かねて其父童にしめして云く、もし門戸を守ることあらば城に事ありと知て彼所に来るへしと此日午時家に歸れば門戸閉ちて人なし、謹訪十をしのぐに如く込山口の畔つたひ西に行、左右深田にて敵と城との間に出る、かゝる所へ備たる武者一人宋て謹訪十がぬれ髪を取りはづし迫る所に、後に物音して一人童をはげまし敵に突てかる。敵も鎧取直しいどみしばらくして去る。敵を

追しは謹訪十が伯父なり、伯父聲をかけて櫻井のひくき所より謹訪十をなけ入るに城中のちも塗に落ちたり。絶えてや有けるや：ありて四方をみれば、城中白煙の大將有つて下知をなす、謹訪十は頭に添て頭をする所に、敵ときの聲をあけて櫻井のわく如く鐵砲を打たれらるの如し、其矢頭訪十が前髪を剥げづりて戸外の住に當る、其時東の崩に敵大勢付て曳や整を出し、數十間に手をかけたり。此時城中に腹巻したる女将一人、長刀取のべ場にかけたる手を縫横にはらへば、しばらくして敵兵皆退散したり。終に其日の軍やみて城外をみれば、田間にむろんあまた伏てあり、首なければかたち異に似たりとかき、稻も畔も血しほに染れり、その餘、實心にして始終をつまびらかにせずと語る。其後前山落城の事あり、夜明かたに皆討死の別をなげきかなしめるを見る、ともに夢うつ：の如しとぞ。此人寛文年中十九歳にて死せり。世に謹訪十物がたりと傳へ侍り、是則天正六年六月より十一月廿七日夜（七日の裏か）伴野の城落城の時あたりたるなるべし。

前山城落るに及び、信番穴小屋屋を出で居を此所に移し、次で高櫻小田井の兩城を陥れしかば、其他の諸城風を望みて信蕃の幕下に屬す。唯岩尾城主若尾行吉降らず、鹿田記によれば此の際信蕃の掌中に歸せし諸城及び城主は左の如し。

岩村田	岩村田町
前山	前山村
高櫻	志賀村
柏木	御代田町
平原	城主 平原 金廣（伴也）
北大井村	城主 柏木 六郎（隠也）

望月 本牧村 城主 望月印月兼（通書）

森山 三間村 城主 森山 畠後（通書）

耳取 三間村 城主 大井氏部介（通書）

内山 内山村 城主 小山田左近門（通書）

田口 田口村 城主 依田能登守（通書）

かく、小諸岩尾兩城を除くの他、佐久郡の全部信蕃の征服する所となりしより、佐久郡に於ける信蕃の勢威は隆々たるものなりき。これより先き即ち此年七月二十六日信蕃北條氏に對する戰功により、家康より佐久郡訪の兩郡を免行はれしも、頃訪郡は眞田氏に譲り固辭して受けず。此際家康の命によりて來りし軍監柴田七九郎康忠は信蕃の陣中に居りたり。

参考

【董田文書】北佐久郡家田村主事門司

信州探訪佐久兩郡事今度依被相忠節爲其言所免行也兼又前々付來異力事不可有相違次同名相類等直思事任所望別可而免行之者猶可被存忠信之狀如件

天正十年七月二十六日 家 康（花押）

依田右衛門佐駿

三 佐久郡德川氏に歸す

天正十一年二月二十日、依田右衛門佐駿等は軍監柴田康忠と共に田の口城に上り、佐久の平野を駆下し、眼下に展開する平原の中央に唯岩尾の一本城のみ頼として服せざるを語り、康忠に約するに明日の攻略を以てし、直ちに軍備を整へ、二十一日岩尾城を包囲す。城將大井行吉善く降ぎ降す能はず、二十二日黎明信蕃自ら城に薄り、城外に至り馬より下り界を越え入

らんとし、大井行吉の部下山中嘉介の狙撃する所となりて死す。時に年三十六なり。信蕃の弟源八郎信春亦屏を越えんとし、結連武右衛門の狙撃する所となる。かく信蕃兄弟戦死せしも、岩尾城は孤立撃なくして大勢挽回に至らず。【岩尾家譜】によるに此年三月七日行吉城を柴田康忠に致し上州に走り、南牧谷に隱棲し、年を経て病死せりと云ふ。

信蕃兄弟戦死の報聞府に至るや、家康之が忠死を憐み、信蕃の嫡子竹彌九に諱の一子を與へ、修理亮康國と改め、然平姓を冒さしめ、且つ父の遺領を賜ひ、新に小諸城に據り佐久全部平定の任に當らしめ、添ふるに徳川氏の老臣大久保七郎右衛門忠世を以てす。時に康國十四歳なりき。是より先き小諸城を守りし大手道駒河守は衆敵せざるを知り、守を撤して岡東に去りしより少くに過らずして小諸城は大久保守の手に歸りたり故に於ては佐久郡内の郷士等は信蕃の威懾を覺え、止を得ず信蕃に服従を裝ひ居りしが、信蕃兄弟の駿死を機とし、二心を抱きし北條氏を讒諑するもの夢からざりき。これ家康の大久保忠世を康國が後見たらしめし所なり。

然るに天下の形勢は織田信長滅亡後、秀吉秀吉近義の間に漸く頭角を顯はし、柴田勝家、織田信平等、秀吉の爲めに滅ぼされ、前田利家、丹羽長秀、蘆川一益等相次ぎて秀吉の旗下に集まれり。徳川家康は上國の形勢比の如きを見、北條氏と鷹牛角上の争闘を試むるの意を悟り、兼ねて又秀吉に對する政策上より、天正十年十月北條氏と、和を講じ、北條氏は信州の佐久甲州の郡内地方の兵を悉く撤せり。此際佐久郡内にて常に心を北條氏に寄せ居りし人々相率ひて或は上野に移轉し、或は小田原に赴けり。【蓮花定院古文書】中には依田源五信季、依田半一源季康、伴野等九郎信蕃、依田能登守入道、依田大和守泰賢、阿江木入道常喜、額戸丹波守、市河丹波はす、入道道蕃等が上州より發せし書状と、又依田三三朝、平原全廣、依田右

衛門太夫隆昌、依田肥前入道慶珍、森山兵部助成將、森山豊後守満盛、大井兵部少輔隆せ、大井左衛門貢清、大井治郎信景等が信州より發せし書状保存せらる。而して前者は當時北條氏に屬して居を移せしもの、後者は依田氏の部下に甘んじて郷士に居りしものならん。

参考

【岩尾家譜】北佐久郡精林館藏

(前略) 同十一年癸未(天正)二月、行吉聚徒者語曰、今郡中諸士豪依田、然彼造野庶流、我小立原爾餘、有何面目而立彼下風耶、去年以依田抜同姓兼樂助之岩村田城、類族姦勢從彼、是豈非辱先祖哉、吾甚憤之、不如改聚待依田來擊厥死、時根々井農前入遣青葉、(大井一揆)
答曰、公之言丈夫所好、實當義矣、却岩村城陷落者、田有、高月、
原、中澤、小林、山小林、莊奸通干敵也、變亦愧之、於我同志決死而亡、
感兵有二心者可速降、於是士卒咸或敗死、行吉大嘆、乃分兵使大井内
藤助行連(行連)、淺沼平兵衛(浅沼)及常陸平六左衛門(各兵不詳)等
守大字臺山橋、阿久津藤十郎、東條新助、神津鬼左衛門守三丸、依田
丹波(大井)柏山刑部左衛門(柏山)、岡村式部守二丸、根々井青雲及清
水、青木等守揚手西丸矣、依田信著聞之謂笑田曰、雖岩尾威堅守何足
尋兵、余一朝攻之、應速拔耳、二十日、依田來圍城、柴田監焉、城兵
防戰、敵軍死傷多、依田遂解圍、而陣于千葉院之山陰、柴田築川屯于
湯川前、二十一日、及晚柴田使人告依田曰、城末陷下向何食言、且今
日不爾將何故乎、依田答曰、非敢懈、明日攻城期食焉、二十二日黎明、
急圍城、大井、淺沼、根々井等圍攻之、時望月氏某(外假)領兵五萬炮
卒二十員攻城、雖然築單圍燒不能取入城、徒臨千曲川之西倉岸、
放炮於琵琶島邊之敵、而爲後援之勢、雖到夕陽城猶堅、時淺沼平兵衛

在臺曲輪之宿、指揮上卒、且躬放爲銃火、或入硝薦忽失手足、餘炎延
及城舍、依田乘急進攻之、大井、淺沼懼輕死力戰、敵兵平尾平藏、
平原全賀等、察臺曲輪已危墮入三丸之境、直欲破城墻、阿久津、東條
拒之、神津鬼左衛門勝奈苦戰、斬數數人、被十三割力既竭而來本丸、
認行吉曰、城兵戰疲我亦如此、一欲擇面歸來、行吉大號其勢、乃勸酒、

神津流弟繼恩不及飲而死、城門已被敵入臺曲輪、大井、淺沼猶防戰、
信著及弟源八郎信宰、躬來臨陣指揮士卒、時淺沼令從卒山中嘉介、柑
垣武右衛門、匪斯內各放炮倒僵信宰等、至是敵大亂、弟源九郎信春遂
扶二人而引兵去、其夜二人遂死、行吉大嘆之、解所愛之腰刀(万玉作腰
刀)手授淺沼者、二十三日信著請歸於家康(泊信著)云々。
自武田傳
信著之子

【蓬花定元文書】萬野山蓬花定元藏

御懇意拜見快然此事候如仰近半者不申通候云亂入之刻者貴山之御事も
御苦勞之体共之由今弊存儀我等事者、信長御滅後北條家相承候之處家
康與和之節信州家康へ被相承候故不慮に當國上野へ今牢人犯社と申
地に住居仕候御使候は迄御事候御難處之至恭存候如何様謹候之上御禮
可申入候猶使候へ申候付不能具候恐々敬白

霜月八日

依田信五信奉(花押)

高野山蓬花定元

書

珍翰遠路過堂至極無他事候御尊惠近年者節々亂入雖然其御山彌御素
要日出度奉存候仍我奉進退以不計繫掛忠信之旨家康與、兵直圓分之御
無事故無策在所退出若聖與中萬端苦勞可爲御奏候如何様にも令本意御
下國之願於在國面詣拝請御新所仰候隨而母方へ御是茶禪並御音物
我方へも種々被送下候過分至極無下事候委曲御使御難入候條悉懶敬白

端月十日

伴野華九郎信著（花押）

高野山蓮花定院

御筆

如御貴恩之久敷不申通候亂入故御物遠に罷過候然道路御導之儀長入奉
候信州他之國へ就認成上州に致軍人居住仕民處有御新念配候並御音信
被懸御意候一段遇到之至無申事候爲御畠花わたり進上中候曰細之段
御使會可有御口安候具略候恐々謹言

霜月十日

依田能登入道常（花押）

高野山蓮花定院

御筆

如質例有御新念卷敷御越候日出庶獨收織申候當都長久之御精誠幸應計
候殊更恐へ墨筆送給候亦存候何様重而可申宣候恐々致白
九月二十七日 大井兵部少輔隆世（花押）

一心院之蓮花定院御筆

八月十日 從望月 印月齋一峰（花押）

御札過分に奉存候仍當那亂入之刻我等進退兼何事難在候是以御心易
候御當方其國與御無事に候聞間春には御下奉待候將赤色々御音信之至
極に候如向様御使候委可有御報該候恐々謹言

自若村田

卯月五日

依田平三昌朝（花押）

追前老父月益之未進今度進鑑候委此信可被申候以上

蓮花定院

御報

不寄存候之處遠路預御貴札候恭畏入存候仍佐久郡不虛之亂入定而口悟
可被思召候雖然去年夏已來名々本意之候可有御心是候後之御使音口
上奉頼候之條早々及御報候恐々致白

十月七日 依田肥前守入道慶珍（花押）

進上 蓮花定院 食書

北條氏の佐久より兵を擲するや、武士の意地を以て上州に走り、浪士とな
りし者は遠く他國に彷徨し、脚中常に不平浪々事端を持ち構へ居れり。
蓋し天正十三年六月徳川勢の眞田昌幸を上田城に攻むるや、松平康國大久
保忠とと共に殊勲を立てしが、一方北條氏と和議を結びし北條氏直は、八
月一族兵丸、氏房を將とし兵を率ゐて上州北部なる渋田領を侵さしむ。此
際上州に隠れ居りし浪士中には、此の軍に参加して多少の功を奏せしもの
もありしならん。而して彼の浪士等の明かに復讐を試みしは、天正十八年
三月の事なり。當時恰も豊臣秀吉と小田原の北條氏政と不和を生ぜしによ
り遂に北條氏に寄寓せる浪士萬田の口減主依田能登守（入道常林か）、前
山城主井野刑部貞長共に相謀り、北條氏の後援を得て佐久に入り、依田氏
の出身地たる阿江木を風襲し、白石に築きて之に據る。報、小諸城に遷せ
しかば、三月十五日城主松平康國男康勝と共に兵を率ゐて南佐久に入り、

四 松平康國の北條氏殘黨討伐

北條氏の佐久より兵を擲するや、武士の意地を以て上州に走り、浪士とな
りし者は遠く他國に彷徨し、脚中常に不平浪々事端を持ち構へ居れり。

蓋し天正十三年六月徳川勢の眞田昌幸を上田城に攻むるや、松平康國大久
保忠とと共に殊勲を立てしが、一方北條氏と和議を結びし北條氏直は、八
月一族兵丸、氏房を將とし兵を率ゐて上州北部なる渋田領を侵さしむ。此
際上州に隠れ居りし浪士中には、此の軍に参加して多少の功を奏せしもの
もありしならん。而して彼の浪士等の明かに復讐を試みしは、天正十八年
三月の事なり。當時恰も豊臣秀吉と小田原の北條氏政と不和を生ぜしによ
り遂に北條氏に寄寓せる浪士萬田の口減主依田能登守（入道常林か）、前
山城主井野刑部貞長共に相謀り、北條氏の後援を得て佐久に入り、依田氏
の出身地たる阿江木を風襲し、白石に築きて之に據る。報、小諸城に遷せ
しかば、三月十五日城主松平康國男康勝と共に兵を率ゐて南佐久に入り、

勝間に一泊、翌十六日白岩を包囲し、功戦甚だ努め、斬首三百八十級、悉く小田原勢を追ふ。此時伴野刑部戦死し、依田能登守は行く所を知らず、此の敗況に關しては當時寄手の大將たりし依田康勝（康勝の弟新六郎後康眞又康寛）自ら見聞を記し駿河大納言忠長に致せし『蘆田記』中に詳らかになり。康勝は其後小田原の役に参加し、前田利家の部下となり上州の各地に轉戦せしが、天正十八年五月石倉源謙の隠隣長根源矩助の爲に横死を遂ぐ。家康康勝が死を憐み、遺留を擧げて弟康勝に與へ其後を繼がしむ。後文禄三年十一月三日從五位下右衛門太夫に叙任し、京師にありて伏見城普請に盡瘁せしが、後縁を捨て高野に入り、剃髪して加藤宗月を號し、越前福井に住せりと云ふ。

是より先き天正十八年九月康勝上野國藤岡に移封せられ、仙石越前守秀久小田原の戦功により五万石に封せられ、小諸城に入り佐久を領せり。

参考

【蘆田記】

（前略）一天正十八年寅小田原御降の時、家康様へ秀吉公より之御書一通寫上申候。此義委細不申上候へば御合點參見可申候と存候、具に申上候、此阿江木と申は所の名にて御座候。持主は依田能登守と申候。彼能登守の口と申城に罷在候つる所に、前山の城右衛門佐（信蕃）

きびしく攻取申候威勢に恐れ、田の口城を明治開東へ牢人仕候。八九年卒人分にて小田原に罷在候秀吉公氏政と手切にて罷成候。小田原へ出陣を承り氏政へ内意申、信州佐久郡阿江木谷へ彼奪人の依田能登守出陣を承り氏政へ内意申、信州佐久郡阿江木谷へ彼奪人の依田能登守

にて候松平修理太夫康國並指揮打つれ小諸を即刻に乗出、一騎兎に田舎道三里程参候へば勝間と申城へ參着、十六日の早朝に人數を調候間、うとう坂と申山を打越せ合近く參候へば日暮半時程足輕追合御座候内に、旗の色も見え不申候程に、夜に入申に付て其夜は舟を燒く所に夜を明し、曉より取捕申候得ば、白岩と申小城に罷申候を則乘崩し、平村と申所に敵を退詰、敵も取て反し、敵味方入り乱れて合戰御座候。其より山の聚みへ敵逃り上義所を、先手の者追捕申候へば、木立の内に鯨波をとつと申上候に付て、木立の内にて取て返し、味方崩候かと存、捕者馬より下り立、鐵取持申候得共、又味方より押返し不殘追討に仕、上州栗谷と申所迄追討に仕、分捕高名仕候能登守は何と逃延候やらん、首も見不申候。刑部をば討取申候、此仕合爲始捕者備の一つ書を仕、修理太夫より夜遁しに家康様へ注進仕候所、則秀吉公へ被捕御日、秀吉公より家康様へ御書御座候、此御書御感状にて候由、家康様御意にて頂戴、今に所持仕候を寫申上候。

【蘆田文書】

（前略）一昨日十六芳墨令被見候、並松平修理太夫在淮狀繪具相應候信州平原阿江木白若え取緒之處早速追拂三百八十余荷束之由尤之仕合に候粉骨之傷神妙旨能々松平に可被加調候候而今日十八至干日中城相着候之間府中迄可打越候一兩日右道翻三枚塙江可被移御應候然者其間清見寺に可為一泊之様可有其意候猶期對面入候候。

三月十八日

秀吉（花押）

駿河大納言殿

【建武中興を中心としたる信濃勤王史 改】
第一編 鎌倉時代 第二章 新興の諸族 上巻 六九

第二章 新興の諸族

第一 小笠原氏

一 小笠原氏の出自

小笠原氏は甲斐に發祥した源氏であった。鎌倉時代、移って信濃の住人となり、新興の大族として、後には守護職を世襲して國內の蕃譜を發揮せんばかりの勢を駆致した。小笠原氏は源義家の弟新羅三郎義光を初祖とする。

義光は弓馬達者の名將にして後三年の戦に功あり、常陸介・右馬允・刑部少輔となり、その子孫は諸國に繁衍した。義光の子義葉は常陸に居つて佐竹・山本諸氏の祖となり、義清は甲斐に住して武田諸流の祖となり、盛義は信濃に住みて平賀・大内・大庭の祖となり、親義は同じく信濃に住み岡田氏の祖となる。甲斐の源氏義清の子清光、清光の子信義始めて武田氏を開きし、信義の弟道光は小笠原譜流の元祖となつた。

道光は甲斐國加賀美（中巨摩郡、三恵・鏡中條の二村）に住して加賀美二郎と稱し六子あり、第三子長清は同國小笠原（¹⁴）に家を分ち、初め加賀美二郎と稱したが、後其の居住の地に因んで小笠原氏を名乗り、信濃及び諸國小笠原の祖となつた。

註(1) 尊卑分脈

(2) 長子光朝は早建國秋山氏、第二子光行は同國南部氏、第六子光俊は

同國於合氏の祖。

(3) 甲斐には小笠原といふ地が二ヶ所にある。其の一、巨摩郡西郷筋現

在中巨摩郡明穂村小笠原の御所町は長瀬居館の南庭と傳へられ、其

の二、同郡逸見筋現在北巨摩郡小笠原村も長瀬所起の地といはれる。その地の福性院には長瀬塔と稱する塔を有する。この小笠原は平安の頃逸見牧のあつた古い地ではあるが、中巨摩の小笠原には小笠原神社（明治三十四年建立）がある。

4) 尊卑分脈・小笠原系図

二 遠光及び長清の征戰

治承四年、源賴朝が以仁王の令旨を奉じて兵を擧ぐるに當つて、甲斐の諸源武田・一條・伊澤・安田・逸見の名氏は直に起つて頼朝に應じた。當時、加賀美二郎長清は京都に在り、兄秋山太郎光朝と共に平知盛に仕へてゐたが、東國の變を聞いて、老母の病を省するに託して下國を講うたが許されなかつた。高橋盛綱これを覺いて大いに問情し、知盛に書状を送つた所漸く許され、急遽甲斐に下し、十月十九日黄瀬川に於て頼朝の軍に當同することができた。長清は富士川の戦後、父遠光と共に頼朝に屬して近江國勢多に木曾氏の軍を破り、元暦元年五月には御家人を伴ひて中臣國に下向して清水冠者義高（源義仲の子）等の義家を捜索し、同年八月には甲斐の諸源と共に範頼に隨ひ西上して一の谷に戰ひ、尋で西海道に進攻し遂に留りて平軍の背後を背かし、義經をして平軍堅城の軍を専らにするを得せしめた。

長清が老母の病と偽りて滝々京師から黄瀬川に參會したこと、又長清が義経以来傳する武家の式作法に精しく、京師に在住して時々義経にも出入り得たことなどは頼朝の信任を得る原因となり、頼朝寵臣の一に數へられた。

るやうになつた。つきに其の二三の例を擧げるならば、鎌倉大藏郷に新邸

成り、治承四年十二月十二日移御の儀を行ふ。長清は和田義盛・足利義兼等と頼朝の幕に候して、擧ある行列の先頭に立つた。義和元年二月、頼

朝命じて平慶常の女を長清に嫁せしめた。⁽⁵⁾ 元祐二年正月頼朝が西海に在る

範頼の許に送った書状の末尾に⁽⁶⁾

御下文一まい進し候、國の者共に見せさせ給へく候、わうわく法師の事用させ給へからす候、大寶⁽⁷⁾甲斐の殿原の中には、いきわ殿、かゝみ殿、とに「⁽⁸⁾とをしく申させ給へく候、かゝみ太郎殿は、二郎殿の兄にて御東侯へ共、平家に付、又木曾に付て、心⁽⁹⁾せんにつかひたる人にて候へば、所知など幸へきには及ばぬ人にて候なり、たゞ二郎殿をいとをしくして、是をはくよみ候へきなり、

いさは殿は武田信義の五男石藤五郎信光、かゝみ殿は加賀美次郎長清、かゝみ太郎は良房の兄秋山太郎光朝である。光朝は平重盛の婿で、頼朝軍兵の時にも京都に留って不參であり、平家都落の後は義仲に通じて居たのである。即ち「心を不善につかひたりし人」なれば、所知など與ふる間にあらずと除外した。これに反し、信光・長清兩人をば「いとをしく申させ給へく候」とある。平家に朱方したる兄光朝との對照があつたので、長清は頼朝から一層観察せられることになつたらしい。

註(1)吾妻鏡。

(2)源平盛衰記。

(3)吾妻鏡。

(4)長清が範頼に從つて一ノ谷の戰に加はつたことは確かであると思はれるが、然し、源平盛衰記・吾妻鏡何れも遠光・長清を記していない。從軍はしてゐたが、特殊の事蹟がなかつたためであらう。

(5) 吾妻鏡。

(6) 同上。

(7) 同上。

三 加賀美遠光信濃守となる

文治元年八月十六日に臨時小除目が行はれ、源義經は伊豫守、山名義範は伊豆守、大内惟義は相模守、足利義兼は上總介、加賀美遠光は信濃守、安田義實は越後守に任せられた。これを源氏六人受領と稱する。これは義仲及び平氏追討の論功行賞であつて、そのうち義經だけは編に勤命にまかせられたのであるが、其の他の五ヶ國は名人の戦績によつて、頼朝の奏惠に係るものであつた。玉海に

六ヶ國皆源氏也、道路以⁽¹⁰⁾日、不⁽¹¹⁾能⁽¹²⁾左右⁽¹³⁾、此中義經任⁽¹⁴⁾伊豫而兼⁽¹⁵⁾帶大夫尉一條、未⁽¹⁶⁾有⁽¹⁷⁾、

とある。藤原氏にあらず、東國の野人として蔑視されてゐた田舎武士が六人まで除目を受けたことは實に古今未有有で、衆人驚異の的となつた有様見るが如くである。此の時に至り、國司制は既に紊亂して刷帳の過程をたどり、國司は悉く遷徙にして年絶を繰はるに過ぎぬ有名無實のものであったのであるが、文治の源氏六人受領はそれとは事情を異にし、新興勢力たる鎌倉殿の御家人が任命されたのであるから、遠光も自ら國衙の所在地たる松本附近に来住して國務を管掌した。武家の國司は地方に實勢力を有するものであつたから、信濃國を始め、相模・武藏・伊豆・駿河・上総・下総・越後・豊後の九國は鎌倉の分國として頼朝の直接知行する所となつたのである。遠光は文治元年に補せられてから、十年後の建久五年猶信義守であった。而して遠光の子長清もまた信義守たり、以後小笠原氏

は歴世信濃守を相承した。

源平の戦亂に當つて信濃武士の大多数は義仲に従い、義仲と共に没落した者はなかなか多かった。また朝禪・義經に應じたものにも殊勲者がなかつた爲、隣國の甲斐源氏にしてその信任を得た遠光・長清を起用して信濃を管領せしめたものであつた。義仲没落後新興の小笠原氏は信濃の舊豪族の間に割り込んで来て、これを監視する位置に据えられたわけである。鎌倉以前の故豪族、諏訪・滋野・南北信濃源氏は悉く新興勢力たる小笠原氏の制を受けねばならないことになつた。兎に角、加賀美遠光の受領は信濃の形勢に一新時期を創した。信濃の鎌倉時代はこれより始まるのである。

註(1)源氏六人受領の日付、専專分脈・百録抄には八月十四日とある。

(2)香妻鏡・源平鼎食記。

(3)神皇正統記。

(4)分國とは知行分の國の意義。尚、本志第八章國司・關東御分信濃國の條参照。

(5)幕半分派。鎌倉時代に於ける小笠原氏歴代中信濃守でなかつたのは長清の子長經のみである。

四 小笠原氏の信濃土著

信濃小笠原氏の本據地は伊那郡伊賀安庄であった。併し乍ら、小笠原氏の信濃來住土著に關しては異説が頗る多い。

第一 遠光が信濃守に任命された文治元年に其の子の小笠原長清と共に信濃に移つた、とするもので、寛政重修諸家譜や笠原大成の説く所である。また信陽雜誌は長清以後歴代(第二代長經を除く)を、勝山小笠原家

譜・千曲之眞砂は第三代長忠以後を松本城主としてある。今井登志喜氏の説によれば、故八代博士も小笠原氏は鎌倉初期から松本に在住したといふ見解を持つて居られたとの事である。當時の國司は任地に就くのを本體としたから、遠光以後信濃の國司たる小笠原氏が國衙の松本に在住したのであらうことを推論されたものと思はれる。

第二 伊那郡知事・伊那志喜は長治文治中伊那郡伴野に來り、尋て伊賀農庄松尾に居館を構へたと説いてゐる。これは香妻鏡文治二年十月二十七日の條に、長清伴野庄地頭となるに據つたものであるが、その伴野は伊那ではなく佐久郡の伴野であつたやうだから、移つたといふことに、先づ佐久郡に、次に伊那に移つたといふことに要形する。

第三 諸家系譜本の小笠原系圖、第二代長経の跡に「高倉院御宇・治承三乙亥五月十七日生・於山城國六波羅……」とあり、第三代長忠の諸に「建仁二壬戌四月廿六日生・於信州伊那松尾郷……建保二甲戌二月十二日於二祖神社壇・元服……」これに依ると、小笠原氏の伊那土著は長経の時であつたことになる。當時豪族の居館は本國の外に鎌倉にもあつた。

小笠原氏は禮式の家で京都に在ることが多かつたから、京都と本國の甲斐小笠原・鎌倉にも居館があつた。晩年の長清は京都に常住したものと考へられ、京都に卒してゐる。長経も鎌倉又は京都に在る日が多かつた。されば小笠原氏の伊那移住は長経の晩年であろう。

以上の諸説を分類すると、年代に關しては、遠光の時、初代長清の時、第二代長経の時、三説となり、場所に關しては、交治以後松本説、最初佐久、次伊那説、伊那來住説の三となる。實政以下の史書は何れも江戸中期以後、所傳によつて編纂せられ、史料が示されて居ないから、所説の當否を推究決定せんことは困難である。そのうち係圖本の小笠原系圖は家傳

ではあるが、元禄以前（寛永ならん）の古寫で、比較的信を措かれる。こ

れを旁證すべき他の史料を開くが故に、正確な年代は定め難いが、今のところ保闇といふ小笠原氏は長経の晩年（或は忠の初め）に伊賀良庄に土著し、松尾に居館を構へたとする説に従ふのが確當であるやうに思ふ。

鎌倉時代に小笠原氏が伊賀良庄の地頭であったことを證する直接史料は

現在のところ見當らない。けれども、武家出身の國司は當該領内に若干の

莊園を有して居た。例へば信濃守三喜時達が水内郡市村高田庄の地頭で

あった如くである。小笠原氏もまた此の如く初祖道光以来伊賀良庄の地頭であつたと考へた。下伊那郡松尾村に現存する小笠原氏の祖神廟八幡社には鎌倉時代の造立にかかる等身大、衣冠束帶の木造八幡神坐像があつて、

其の胎内墨書き銘に「……建治三年丁丑春、造ニ始御頭」十二年 弘安戊子五月 中勅准諸卿立」とある。造始御頭の御頭は御社頭の義であるとすると、建治三年に社殿の改築を計画し、十二年後の弘安十一年（正応元年）に完成し、御神像も刻成されたことになる。銘文に施主の名が記されてないから、或は當時伊賀良庄の地頭であつた北條氏の造立かとも考へられるが、平姓北條氏が八幡様を氏神としたとは常識的にも首肯し難い。正喜元丁巳十二月二日 奉上書八幡三所御寶殿 大氏子小笠原信義守長政」とある標記（寫）もあることだから、この御神像を以て當代小笠原氏が伊賀良庄の地頭たりしことを逆推し得べき史料と思われる。

要するに、長清の父道光、信濃守となりし時、小笠原氏は佐久野平庄、伊那伊賀良庄等の地頭に補せられたが、それは庄全體の地頭ではなかつたであらう。北條氏も庄内に地頭職を持つてゐた。長清・長経は京都に在住することが多かつたから、小笠原氏は三代長恩の頃より伊賀良庄に土著したのであると推測したい。

註(1) 長清及び長経事蹟の概観により推定。
(2) 島田八幡社神像胸内銘全文は本書本編第十章第五節に収める。
(3) 本朝高僧傳・京兆高僧寺沙門正清傳・小笠原貞示肖像畫譜。尚本所領を納子政長に與へた譲状がある。

嫡子兵庫助政長

後子

甲斐國原小笠原庄

子九分一五松

壹所 信濃國伊賀良庄

後子可為松

壹所 同國守護兼

子九分一五松

壹所 譲岐國龜岡庄

武田第五

壹所 上總國鷹崎社

御兵定新

(下略)

〔藤山小笠原文書〕

吉野時代小笠原氏の所領はこの外に建武以後の勳功による新恩地として

美濃中御尉・信濃住吉庄・同郡春近領等があつて、この譲状のは腑子分である。初めて駿河守たる甲斐小笠原庄につづいて伊賀良庄が記され、註に「可為一松王丸分」とある。松王丸は松尾館に因む小笠原綱長の童名であるから、この兩庄が小笠原綱長家の所領であつたことを示してゐる。此の狀は北條氏滅後十二年に出したものであるけれども、小笠原氏が前代より伊賀良庄に地頭たりしことを逆推し得べき史料と思われる。

要するに、長清の父道光、信濃守となりし時、小笠原氏は佐久野平庄、

伊那伊賀良庄等の地頭に補せられたが、それは庄全體の地頭ではなかつたであらう。北條氏も庄内に地頭職を持つてゐた。長清・長経は京都に在住

することが多かつたから、小笠原氏は三代長恩の頃より伊賀良庄に土著し

第一回 錦倉時代第十章社寺の發展と信仰上卷真二七
松原神社創建

この鐘はもと北佐久郡高瀬村大字鳴森字落合の慈壽寺（新善光寺）にあったのを、延徳元年六月武田軍が岩尾城築討の際これを略取して松原（南佐久郡北牧村）へ持ち去ったのだといはれる。現在は同地松原湖畔諏訪神社境内に再さわしのまま用されてある。鍾銘（池の間）に、

敬口

信州佐久郡大井庄落合

新善光寺

奉施入額鏡一口長四尺二寸

右志者為二法界衆生往生極樂也

弘安二年己亥月十五日

太勸進法阿蘇陀佛

勸進觀法者二人

大旦那源朝臣光長

并諸旦那
大工伴良

又胸の爪の下面（厚さ一寸五分）には一列に左の如き陰刻がある。

寛元二年甲辰七月十日辛酉暮三時本師阿蘇陀如來、同八月辛酉暮二移觀音至一光三尊三金剛、建長元年丙午十月一日不斬念佛始ノ之、勸進法阿蘇陀佛

銘によればこの鐘は弘安二年八月大井庄地頭大井光長（朝光の子）が法界衆生、往生極樂の為に新鑄する所である。

尚光長は三十五年前の寛元二年に本尊阿蘇陀如來と脇侍觀音勢空の金銅佛を鑄造し、六年後の建長元年より不斷の念佛を始めたが、弘安二年更に梵

鐘を造つたことがわかる。これは下伊那郡文永寺の鐘と共に信州最古のもので、全形及び細部の手法優秀、當代の特徴がよくあらはれてゐる。かくして大井氏は善光寺を手近な所へ移して念佛三昧の境地に入ったのであつた。

元の僧石梁仁恭は一山國師の弟子である。正安の頃御所と共に來朝して下諏訪慈壽寺に住し、後慈壽寺を創め、九州の聖福、洛の建仁寺に遷れる」と本朝高僧傳に見え、又後漢碑判には

佐久郡慈壽寺 俗國山開山石梁和上惠灯禪師

と記してゐる。慈壽寺は其の後一たび送歸し、天正十八年開山を開山として再興、時宗寺と云ひたること北佐久郷誌に見える。弘安の頃は念佛門であつたのが、正安には石梁を開山とする開山門となり、天正には時宗に歸つてゐるのである。あまりにも宗派の説釋が甚だしいのは何故か、新善光寺と慈壽寺とは別寺であつたのかも知れない。

註(1)小林尚二氏「松原神社と古鐘」及び同書所収の鍾銘拓本。

(2)河野方春氏信濃名僧略傳集五一三頁所収。

金臺寺及び十念寺の一通上人開傳遺物

時宗の開祖一通上人は文永・弘安の頃、北信濃を遍歴して民衆を化した。この説は文藝術的な方法を以て布教し、むづかしい教理よりも俗間に通俗した楽器や舞踊によつて諸行無事を教へた效果的のもので、これを應應念佛と云ひ、歸依者が甚だ多かつたことは前述の如くである。一通上人は弘安二年冬佐久地方に入つた。伴野庄野澤城主伴野太郎時信（一説時風）は上

人を城中に留め焼き焦くこれを信信した。此時金臺寺が野澤に開創されたと傳へられる。同寺所藏の紙本著色一通上人繪傳は應應道場本の系統に属するもので、十卷中第二の一卷である。奥書に、

右此紙卷之縁起悉横珪、故修三覆一者也。

元祐十二年九月一日 遊行四十五世記之

此の一巻者三祖上人之眞跡而最初の一巻者十九代上人之補寫也。右爲「本山代々之交割」、然信州金臺寺者、依レ有二由縄^レ、今以レ之令レ寄「附彼寺」者也。

雄時實居丁丑冬

とある通り、寶曆七年に總本山の清淨光寺から、由縄有るに依つて寄附されたものである。特別の由縄とは、此の巻の冒頭に左のやうな佐久地方教化の一節が書かれてあるのを指すのである。

同^レ年信濃國佐久郡社野といふ所にて、歲末の別時に、紫雲はしめて立待けり、さて其所に念佛往生をねかふ人有て、聖を留奉ける比、そろんに心すみて念佛の信心もおこり、踊躍歡喜の誤いともろくむちければ、同行ともに聲をとのへて念佛し、挨拶をたたいておとり給けるを、見るもの隨喜し、聞人萬仰して、金響をみかき鳴させて聖に奉けり、然ハ行者の信心を羅の只に示し、報佛の願叶を金響のひよきにあらはして、長き間の衆生をおどろかし、群迷の結縛をすむ(繪略)また信濃奇跡錄三には

今此邊、稱釋念佛と名つけて、大鼓を打、絶うち鳴して唱るものこれよりはしまる。

とある。

地頭の伴野太郎は八箇の金鐘を譲り、それは清淨光寺の什寶となつた。野澤町船部の鍛冶場はこれを鑄造した所であるといふ。金臺寺現藏の絵巻は此の時に贈られた八箇中の二と稱せられ、既述高井郡出土延慶のものと同型同大で、繪傳と併せて上人巡化の跡を残るべき遺品である。

ある。

尚金臺寺には遊行第二祖他阿上人自筆の紙本墨書き名消息一編あり、繪傳と共に昭和九年一月三十日国寶に指定せられてゐる。其の本文は、

鎌倉はをひたしきさはきにて候れとも、道場ハ殊に閑に候つる也、

遊行五十二世他阿一海

其故ハしけく來駿原ハ皆合戰の場へ向候、これは留守の跡にて無ニ別事、候、たたかひの中にも、よせ手旗のうちとも、皆念佛にて候ける。としうもしだりとて後日に頼めざる、駿原、これの御房連はまへ出て念佛者には皆念佛し、めて往生を遂させ、いくさの後ハこれらを皆見知して、人々念佛の信心強興行し候、命延長は又可申承^レ、あながしく、

南無阿彌陀佛

五月廿八日

證阿彌陀佛返事

他阿彌陀佛

北條氏の勢衰へて鎌倉に動亂起り、金仏に来てゐた武士は皆戦場に向ひたれば、道場は閑散になつた。戦のうちに或は内外には念佛の聲みちみちた。同討したる各により、漸に處せらるる武士に念佛を勧めて往生を説げさせ、念佛心^レ狂惑なるを書き送つたものである。以て當時健倉附近に於ける念佛流行の情況を窺ふことの出来る興味ある消息である。本書は年紀を關いてゐる。文中の「おひたしきさはき」は元弘三年五月の新田義貞の鎌倉攻の時と推定する一説もあるが、他阿上人の示寂は十五年前の元應元であるから、其の時でないことは明らかである。^レ何れにしても、この消息は清淨光寺と金臺寺との間には日常文書の往復が絶えなかつたことを立證するものである。

弘安二年の冬、信州佐久郡の大井太郎と申する武士、此の聖にかひ奉りて、發心して一向に極樂をねかひけり、かの跡にてはへりけるものは、佛法釋迦の心なかくたえはてゝ、念佛誦經のものひなかりけるか、ある夜夢に見るやう、家のめぐりに小佛のあまた行道し給ふ中に、たけの高きをは一通上人と申見ておとろきて、陰陽師をよひて、今見る事は悦かうれへかと問、陰陽師曰出度悦なりとうらなひけり、此の時發心して聖を講し奉りて三日三夜供養を行ひて余仏を申き、結願して聖は帰り給ぬ、數百人おとりまはりける間に、板敷ふみおとしなとしたりけるをつくるふべき由、人申ければ、是をは一遍聖のかたみとすへし、つくるふへからすとて、そのままにて靈侍りけり、かの漢の威儀、直臣の諱言をしのひて、朱櫻のおれたるをつくろはさりげんも思ひあはせられて、ことにわりなくこそおほえはへれ、かの女、其のち專修の行者となつて、つるに往生をとけにけり。(續略)

(一) 通鑑卷第五

これは北佐久郡南大井村平原十念寺の番縄を語るものである。大井庄の地頭大井太郎某は上人の教化によりて發心し極樂を看うたが、その跡は佛法釋迦の心なき者であった。或る夜の夢に小佛が數多行道し給ふ中に丈の高いのが一遍上人だと告げられ、陰陽師に占はせた所めでたい事だと言はれて大に喜び、そこで三日三夜の供養を行ひ、念佛を唱へ、數百人踊りまはつた。かかる機縁によつて一遍道場が建立せられた。それが十念寺であるといふのである。十念寺の寶物として二十五菩薩面が所蔵せられ、その由來は同じく寺藏、永正三年丙寅年(1506)の「阿彌陀如來二十五菩薩面來迎靈起勸進帳之事」に詳述せられてある。この面をかぶつて踊るのが近郊に名高い平原念佛である。この二十五菩薩面は様式から見て鎌倉に上るものではな

い。縁起の作られたのと同時代と推定せられるが、融通念佛宗係の遺物であることだけは動かないであらう。

注(1)この経文の刻銘は故意に消抹せられて讀み得ない。(小林尚二氏談) 南佐久郡誌 地理篇五三六頁・中野効四郎氏「一遍上人と信濃について」(信濃第一卷第二號)

(2)この寺にはその外に一遍上人の著衣と傳へられる麻の袴衣がある。 信濃名勝録三 紫雲山什寶を參照せよ。

(3)北條九代記下、北條時村が嘉元三年四月廿三日葬つて謀殺されたことを記してある。文書に「としうらしたりとて云々」とあれば、「謀殺はをひたしきさはき」は此の謀殺をさしたものではならうかと想はれる。

(4)望月華山氏 一遍上人及給同傳に就きて。

(5)寺傳 明治十三年上板の村誌には正和二年十一月僧大元の開基創建とある。

(6)同上、北佐久郡南大井村、及び信濃第一卷第一號附錄同書 薩摩寫真、同第三、四葉、二十五菩薩面來迎靈起等

第二編建武中興時代 第三章足利尊氏の派と大井城の難上巻 頁四五四

第三節 大井城の戦

東山道は官軍は騎手であるからとあつて、源連軍よりは一二三日後れて都を出發した。源正伊富木王¹¹は洞院實成等を始めとして島津・忽那以下九州、四國の大名、さては案内知つたる仁科・高梨・志賀・村上等の信濃武士を従へ給ひ、黒田宿より左折し、東山道によりて信濃に打入つた。國司堀川

光耀は官軍を迎へてこれに馳せ加はつた。

大平記事四義貞爲「前後後」附「一吉御通」前後後一事

建武二年三月廿五日

忽那文書

二

其大將ニハ先大智院宮、彈正伊宮、洞院左衛門、督實世、持明院兵衛督入

道通應、園中裕基達、一條中將爲冬、侍大將ニハ江田修理充行義、大輔左

京大夫氏義、島津上郷入道、同筑後前司、要庭、石谷、萬子、落合、仁科、

伊木、津志、中村、村上、頼綱、高梨、志賀、眞壁十郎、美濃稚介助重、

是等ヲ宗從ノ侍トシテ、其勢合五千餘騎、黒田宿ヨリ東山道ヲ經テ、佑

漢國へ入ケレハ、當國司堀河中納言二千餘騎ニテ馳加ル、其勢ヲ合テ萬

餘騎、大井ノ城ヲ攻落シテ、同時ニ鎌倉ヘ寄ント大手ノ相國ヲ待タリケ

リ。

官軍は進んで佐久郡に入り、大井城に押し寄せた。城將大井朝行は疊を固くして防戦すること數日、此の時貳黨小笠原貢宗・村上信貴は大井の圍急なるを聞き、兵を合せて來援したが、官軍の勢弱くして城兵支ふる能はず、十三日城は遂に陥つた。此の戦に伊豫の人忽那重清は官軍東津上郷入道貢久の手に屬して勇戦し、四國の河野通増もまた軍忠を抽んでた。

（表文）
（花押）

伊豫國忽那島東浦地頭次郎重清致軍忠子書事、

右尊氏重義爲「説詞」、下「賜討手輪旨」、屬ニ大滿軍洞院左衛門督入
道通應、園中裕基達、一條中將爲冬、侍大將ニハ江田修理充行義、大輔左
京大夫氏義、島津上郷入道、同筑後前司、要庭、石谷、萬子、落合、仁科、
伊木、津志、中村、村上、頼綱、高梨、志賀、眞壁十郎、美濃稚介助重、
是等ヲ宗從ノ侍トシテ、其勢合五千餘騎、黒田宿ヨリ東山道ヲ經テ、佑
漢國へ入ケレハ、當國司堀河中納言二千餘騎ニテ馳加ル、其勢ヲ合テ萬
餘騎、大井ノ城ヲ攻落シテ、同時ニ鎌倉ヘ寄ント大手ノ相國ヲ待タリケ
リ。

無相應
（表文）
（花押）

伊豫國忽那島東浦地頭次郎重清致軍忠由事、

右尊氏重義爲「説詞」、下「賜討手輪旨」、屬ニ大滿軍洞院左衛門督入

道通應、園中裕基達、一條中將爲冬、侍大將ニハ江田修理充行義、大輔左

京大夫氏義、島津上郷入道、同筑後前司、要庭、石谷、萬子、落合、仁科、

伊木、津志、中村、村上、頼綱、高梨、志賀、眞壁十郎、美濃稚介助重、

是等ヲ宗從ノ侍トシテ、其勢合五千餘騎、黒田宿ヨリ東山道ヲ經テ、佑
漢國へ入ケレハ、當國司堀河中納言二千餘騎ニテ馳加ル、其勢ヲ合テ萬
餘騎、大井ノ城ヲ攻落シテ、同時ニ鎌倉ヘ寄ント大手ノ相國ヲ待タリケ
リ。

（表文）
（花押）

山道通合書、大滿軍院右大將駿、于「時左衛門督、

建武二年至二于同三年一

四

通增十十五年九月廿二日置奉、建武二年乙亥十二月、属ニ新田義貞卿義下
御手、發「向山道」之、致「隨分之軍忠」、令「參落」事（中略）

（翌年正月廿七日賣茂河原の戰功を述）此等子細御見知之上者、

陽「第一見書」、備「向後越境」、猶為「致」弓箭面目、「言上如」件、

建武三年二月三日

(1) 東山道の主將を太平記には大智院宮・彈正尹宮御二人となし、續史愚抄には御一人として「彈正尹忠房親王」(人世説)、「彈正尹忠房親王」(源氏後孫説)といつてある。

彈正尹宮は天正本太平記尾崎宮を作り、今川家・金勝院・南都本太平記等尾張宮を作る。而して公卿補任(正徳二年)には「從三位・忠王」五月十四日叙・元無位無官・六月十二日任彈正尹・八月五日兼治部卿・(准)雅明親王曾孫・母」とあり、また本朝皇胤招遠錄は雅明親王(高倉天皇御子)曾孫として尾崎宮を載せてゐる。以上を参考すれば、尾崎宮は即ち彈正尹忠王なること明かである。太平記諸異本の尾崎宮は尾崎宮の誤である。

参考太平記及び續史愚抄に彈正尹宮を頼徳天皇御曾孫忠房親王にあつてある。これは公卿補任(貞和三年)に「源康良左衛門・七月日爽、父入道彈正尹忠房親王」とあるによつたものであらうが、この説は前引諸史料により誤なることを知り得る。大日本史料は彈正尹忠房親王説を採用してゐる。

(2) 尾崎國美栗郡木曾川町黒田、鐵道東海道線木曾川駅の在るところ、尾張街道の古驛であつて北宿の名が残つて居る。
(3) 「科・高梨・志賀・村上等は信濃に於て國司の軍に加はり、東山道軍を迎へたとも解釋することができる。

(4) 参考太平記に、「仁科・毛利家・北條家・西源院・南都本云・高梨左近路道字」、而金勝院本云、「號元好」とある。

(5) この村上は信濃の人と推定せられるが、稍々疑問のところもある。

(6) 参考太平記に、「高梨・毛利家・北條家・西源院・南都本云・高梨左近路監・金勝院本作「左近將曹公算」、とある。この左近將監は建武武者所結番交名中に見ゆる義繁である。

(7) 参考太平記に「志賀・金勝院本有出納字」とある。

(8) 莫懶氏は常陸國原壁に起り、莫懶城に居る。正平の頃美濃小木曾庄の地頭に莫懶小太郎政幹がある。〔高山寺文書〕

(9) 北佐久郡岩村田町の東方に接して黒岩城がある。文明年間大井光照の後再築して居城とした。黒岩城の北に墳いで王城がある。王城は正層の頭、村上天皇皇子の住み給ふ所と傳へられる。更にその北に続いて石笠城がある。〔岩村田町誌・北佐久郡誌〕 東山道軍の攻陥した大井城は黒岩城等のことであらう。〔若崎長忠氏説〕

(10) 忽那氏は伊豆國風早郡忽那より起る。忽那七島は三津瀬の北海上に、與居島の陰に聯繋し、瀬戸海の咽喉を占めて居る。平安末忽那長者親朝この島に居り、應原氏を稱した。曾孫兼平銀倉の始、この地頭物追捕使となる。所詮海原(水前)の一である。玄孫重明、子重義、子重清は建武以後勳士した。重清の日記である「忽那一族軍忠次第」は當代の有力なる史料としてあらはれてゐる。〔史籍叢書考證〕、〔第1卷〕、〔卷〕

(11) 河野氏は伊豫第一の大族、同國風早郡河野郷に起る。孝謙天皇の後裔となる。所詮海原(水前)の一である。玄孫重明、子重義、子重清は建武以後勳士した。重清の日記である「忽那一族軍忠次第」は當代の有力なる史料としてあらはれてゐる。〔史籍叢書考證〕、〔第1卷〕、〔卷〕

第二節 大塔の戦

この戦は守護長秀と、村上満信を盟主とする反守護衆との間に行はれ、其の場所は更級郡藤ノ井附近にして、これに参加せるは南北朝混に於ける大小名の殆んど全體であつた。守護方は長秀の根據地たる伊那の將士及び市河氏にして、反守護方は北信義・東信義・安義・源貞の諸族を悉く網羅してゐたのだから、まさに信義全體の高麗であつた。されば、ある人はこれを信義の南北戦と云うてゐる。戦はあまり長期には至らなかつたが、よほどの激戦であつた。亂の速因は南北分立の餘波であることは勿論だが、其の直接動因は義浦の統一政策に対する国内大小豪族の反抗であり、或はまた小笠原長秀應永六年の島津源應の延長とも見られるべきものであつた。

父長秀の後を承けて小笠原家の總領家となり信義の守護となつた長秀は、京都に生長して弓馬の式作法に精通する武人としてよりは寧ろ慈風の實公子であつた。大内の亂平定の翌應永七年七月長秀は都を打ち立つて、先づ伊那郡伊賀良庄に至り、尋で佐久郡に入り、同族大井光矩に將軍の御教書を示し、守護權の確立、一國統一の實を擧げんことに協力を求め、且これを國內の諸族に觸れしめた。村上・高梨・源貞・下野・佐久・小笠・高井の諸族多くは其の旨を領承したが、年來の仇敵たる大文字一揆の徒は反抗の氣勢を示した。⁽¹⁾

かくて長秀は諸人の日を憂かすばかり都風の義浦びやかな行駕を整へ、伊那衆二百余騎を從へ、悠々と秋だけなはなる河中島の平野を疎りあるか、

せ書光寺に打ち入つた。寺家に落ちついた長秀は先づ奉行人を定め、大犯三ヶ条を察として制札を立て、諸人に其の沙汰を遵行せしめた。恭教の意を表せんため國人は群集して伺候したれども、長秀算大にからへて、扇をも帶せず、また一懸の沙汰にも及ばなかつた。彼の物々しい行裝とこの傲岸なる態度とは北信義武士の反亂を激發せしむるに十分であつた。大文字一揆の徒は摩寺に會合、衆議盛々であつたが、先づ糧便の後に從つて對面を避け、然る後ち露機の處置に従ふべしと評決し、馬・太刀を振りて名ゝ懲罰の禮を致したから長秀も喜悅の眉を開いた。⁽²⁾

河中島の多くは村上氏の知行にして、折柄秋の收穫に際してゐた。長秀は非分の押領と稱し、且は守護の請役に事寄せ、村上氏に命じて入郷の諸務を致させしめた。村上満信の憤懣一方ならず、遂に反旗を翻さんことを決意して國內の諸族に檄を飛ばした。かくて大文字一揆の人々は勿論のこと、佐久三家・高梨・井上・島津さては源貞・源義家の一黨に至るまで悉く之に應じ、集り来る軍兵凡四千騎、これに對する長秀の兵は僅に八百騎に充たず、守護軍に馳せ加はつたのは獨り市河氏のみであつた。⁽³⁾

長秀は將軍家弓矢の箇範としてお覺え殊に目出度きものから、之を笠に、所謂腰袋を纏々の行駕を豪らしく書光寺に乗り込み、其の勢威を示して土著を壓服しようとしたが、一方では、ここで謀を画してしまへば領土削減・公課増収の不安がある。殊に累代の怨敵である、忽ち協力一致して奉兵に及んだのであつて、是等の消息を知らないで、故に偏諱尊大に構へたり入郷の所務を致させしめようとしたのは長秀の不覺であつた。

懸軍萬里、寡兵の長秀に勝算は立たないが、退いて恥を辱さんよりは進んで侵襲を決するに若かずとなし、長秀は寺家を打ち出で、九月廿四日更級郡横田河原に進んだ。審手之を見て八方より押つ取り囲み、兩軍大に四

宮河原に戦うた。守護軍は三たび敵陣を駆け破り、長秀は勝に乘じて手兵を率し、辛うじて赤澤氏の驅逐城に駆せ移るを得たが、敗軍たる坂田・坂西・古米等の率む三百余騎は敵兵の爲に中断するて續く能はず、止むを得ずして大塔の古要塞に走り込み、俄に榎木を剪つて鹿鳴を結び塙を設へ、これに籠城することになった。敵兵雲集して隙間もなく攻め立てた。城兵屈せず日餉を支へたれども、時は神無月、寒風に暴され、糧食既に竭き、馬を剥してその肉を食ふに至つた。籠城に在りたる長秀は大塔の急に赴かんとあせりたれども、兵寡く且傷きて力及ばず、唯座視するのみであつた。此の時大井光矩は五百騎を以て丸子に在陣した。長秀使を以て切に合力を頼みたれど、兩軍の形勢を観望して容易に動かなかつた。救援全く絶望となりたる大塔の城兵は十月十七日に至り、遂に城門を開いて最後の突撃を試み、或は敵中に駆け入りて闘死するもの、或は砦中に止りて自殺するもの、坂西良國・坂田入道・常葉入道以下三百有餘人、難云の死するもの其の數を知らずと稱せられた。

大塔の要害全く陥るや、總軍は直に籠城に押寄せたれば、略奪は旦夕に迫つた。この時に當り、丸子に在りたる大井光矩の居中調停によりて兩軍の間に和議成立し¹⁵、寄手は兵を收めたから、危地を脱した長秀は入關の花々しさに似もやらで、悄然として京都に歸り去つた。是に於て村上源信等退居して、

小笠原信濃守長秀賜「安堵之御下文」、去七月廿一日今二下國、致一國平均沙汰¹⁶之條、「無相違」之條、事於寄ニ守護諸役一掠¹⁷譲代相傳之私領、一行二井邊¹⁸之間、葱訴至極而、不レ圖迄二十合戰一處也、云々、

と、長秀の罪状を幕府に申告して其の立場を明にした。¹⁹

大塔合戦は信濃に於ける南北争争の延長にしてまたその餘波でもある。主將の村上及び高梨・島津等を除く反守護軍の大多數は宮方の武士であつた。大塔物語は此の戦に於ける敵味方の人名を詳細に傳へ、それは説いて吉野時代に於ける宮方・武家方の分野を逆推すべき好資料であるから、稍煩雑になるが、これに市河文書に見える分を加へ、兩属の將士名を列記することとする。²⁰

守護軍

長秀勢（伊那衆が最も多い。然し他都の將士も交つてゐる。）

小笠原長秀	中河三郎	坂田左馬助入道
坂西次郎長國	宮瀬宮内正兼門尉	山寺五郎
武田上野守	於曾七郎	住吉五郎
古米左近蔵監入道	(子息)同將監	下藤伊豆守
問 美作守	中山常陸守	赤澤但馬守(滿義)
同 駿河守(經治)	同 劇馬守秀國	伊豆木美作守
下枝尾張守	同 沢内守	櫻葉出羽守
同 若狭守	同 七郎	橘戸肥後守
井深勘解由左衛門	高森式部丞	脇屋後守
常葉入道	(子孫)同下總守	(次男)同五郎
(三男)尾八郎	柳木石見人道清忠	同五郎太郎
大井大蔵主	布施兵庫介	宇木
中島	狗薄	荒屋
榮白四郎	稻富源四郎	大曾中務

市河氏貞は行中に逃げ参じ、在々所々に宿直し、癸酉の任に當った。⁽¹⁾

應永十年七月、村上・大井・友野・井上・須田氏等聯合してまた兵を擧げた。慈忠即ち氏貞等を率て應原に、尋で生仁城に之を討ち、十月また鹽崎新城に載り、漸くにしてこれを鎮定するを得た。十一年九月高梨左馬介また叛いた。慈忠再び奥都に發向し、相原・若柳・下平河(何れも水内部)の各要害を攻め落し、加佐・蘿より東条に至つて落陣した。この戦に市河氏また軍忠を致した。⁽²⁾ 應永二十二年七月須田信義守爲謀叛したるにより、慈忠これを攻打。市河越中守その軍に從ひて忠勤を抽んでた。

大塔の戰後五年を経たる應永十二年十一月、小笠原長秀は其の所領を弟政康に譲與した。⁽³⁾ 同廿三年十月、足利満隆・上杉謹秀(氏憲)・鎌倉に叛し、管領持氏の脅を襲うた。持氏駿河に走り、謹秀は一たび鎌倉を占領した。是に於て將軍義持は山名時周を遣し、且東國の將士に會して謹秀を討たしめた。政康は始め甲斐の武田信滿と共に謹秀に味方せんとしたが、義持の御教書に接したるに依り持氏を援助することとなり、信濃の兵を發し、駿

河の今川義政等と兵を合せ十二月謹秀の軍と相撲國小幡に載りて之を破つた。⁽⁴⁾ 翌元正月、満隆・謹秀等自殺して亂平ぎ、政康等は歸國した。⁽⁵⁾

應永三十二年十二月將軍義持は小笠原政康を信濃守源職に補した。⁽⁶⁾

頃信濃は小笠原氏の量廻守護であつたが、甲斐國には二人の守護あり、武田氏は東部、逸見氏は西部を分領した。然るに義に謹秀に與したる武田信滿は持氏に攻められ、応永二十四年二月都留郡木賊山に自殺し、長子信元高野山に逃れたるにより、逸見氏は甲斐全國を領有するに至つた。然るに應永二十九年六月信滿の二男信長國に歸り、逸見氏と載りて之を擊破した。そこで持氏は一色持家を將として信長を攻めしめ、八月信長は遂に持氏に

降つた。是に於て持氏は逸見氏に甲斐を領せしめんとしたるに、幕府は却つて信元を召し出して駿奥守となし、甲斐に入部せしめた。⁽⁷⁾ 駿國の守護たる

小笠原政康はこのたび信元の入部につき種々駿旅奔走した。義持は十月書を政康に送つて信元に合力せしめ、且甲斐の國情を注申せしめた。⁽⁸⁾

應永の終頃、越後の守護は上杉朝廟(朝方の子)であった。其の宰上杉頼勝・長尾朝景(信義守)等は關東の持氏に應ぜんとし、長尾朝景(上野介・三箇長尾)等は京都將軍の命を奉じた。是に於て越後國分裂し連年兵亂絶えず、守護朝房は遂に國を脱出した。此時、幕府は書を小笠原政康に送り、越後の動亂を鎮定して上洛すべきことを命じてゐる。⁽⁹⁾

政康は越後の亂鎮定せる後上洛した。正良元年八月幕府は其の勳功の賞として信濃守源兼一圓を沙汰せしめ、或はまた將軍義教は政康に就いて射を學ぶ等、重用せられた。⁽¹⁰⁾

註(1)吉田家日次記。

(2)市河文書。

(3)同上。

(4)同上。

(5)同上。

(6)同上。

(7)同上。

(8)同上。

(9)同上。

(10)同上。

(11)同上。

(12)同上。

(13)同上。

(14)同上。

(15)同上。

(16)同上。

(17)同上。

(18)同上。

(19)同上。

(20)同上。

(21)同上。

(22)同上。

(23)同上。

(24)同上。

(25)同上。

(26)同上。

(27)同上。

(28)同上。

(29)同上。

(30)同上。

(31)同上。

(32)同上。

(33)同上。

(34)同上。

(35)同上。

(36)同上。

(37)同上。

(38)同上。

(39)同上。

(40)同上。

(41)同上。

(42)同上。

(43)同上。

(44)同上。

(45)同上。

(46)同上。

(47)同上。

(48)同上。

(49)同上。

(50)同上。

(51)同上。

(52)同上。

(53)同上。

(54)同上。

(55)同上。

(56)同上。

(57)同上。

(58)同上。

(59)同上。

(60)同上。

(61)同上。

(62)同上。

(63)同上。

(64)同上。

(65)同上。

(66)同上。

(67)同上。

(68)同上。

(69)同上。

(70)同上。

(71)同上。

(72)同上。

(73)同上。

(74)同上。

(75)同上。

(76)同上。

(77)同上。

(78)同上。

(79)同上。

(80)同上。

(81)同上。

(82)同上。

(83)同上。

(84)同上。

(85)同上。

(86)同上。

(87)同上。

(88)同上。

(89)同上。

(90)同上。

(91)同上。

(92)同上。

(93)同上。

(94)同上。

(95)同上。

(96)同上。

(97)同上。

(98)同上。

(99)同上。

(100)同上。

(101)同上。

(102)同上。

(103)同上。

(104)同上。

(105)同上。

(106)同上。

(107)同上。

(108)同上。

(109)同上。

(110)同上。

(111)同上。

(112)同上。

(113)同上。

(114)同上。

(115)同上。

(116)同上。

(117)同上。

(118)同上。

(119)同上。

(120)同上。

(121)同上。

(122)同上。

(123)同上。

(124)同上。

(125)同上。

(126)同上。

(127)同上。

(128)同上。

(129)同上。

(130)同上。

(131)同上。

(132)同上。

(133)同上。

(134)同上。

(135)同上。

(136)同上。

(137)同上。

(138)同上。

(139)同上。

(140)同上。

(141)同上。

(142)同上。

(143)同上。

(144)同上。

(145)同上。

(146)同上。

(147)同上。

(148)同上。

(149)同上。

(150)同上。

(151)同上。

(152)同上。

(153)同上。

(154)同上。

(155)同上。

(156)同上。

(157)同上。

(158)同上。

(159)同上。

(160)同上。

(161)同上。

(162)同上。

(163)同上。

(164)同上。

(165)同上。

(166)同上。

(167)同上。

(168)同上。

(169)同上。

(170)同上。

(171)同上。

(172)同上。

(173)同上。

(174)同上。

(175)同上。

(176)同上。

(177)同上。

(178)同上。

(179)同上。

(180)同上。

(181)同上。

(182)同上。

(183)同上。

(184)同上。

(185)同上。

(186)同上。

(187)同上。

(188)同上。

(189)同上。

(190)同上。

(191)同上。

(192)同上。

(193)同上。

(194)同上。

(195)同上。

(196)同上。

(197)同上。

(198)同上。

(199)同上。

(200)同上。

(201)同上。

(202)同上。

(203)同上。

(204)同上。

(205)同上。

(206)同上。

(207)同上。

(208)同上。

(209)同上。

(210)同上。

(211)同上。

(212)同上。

(213)同上。

(214)同上。

(215)同上。

(216)同上。

(217)同上。

(218)同上。

(219)同上。

(220)同上。

(221)同上。

(222)同上。

(223)同上。

(224)同上。

(225)同上。

(226)同上。

(227)同上。

(228)同上。

(229)同上。

(230)同上。

(231)同上。

(232)同上。

(233)同上。

(234)同上。

(235)同上。

(236)同上。

(237)同上。

(238)同上。

(239)同上。

(240)同上。

(241)同上。

(242)同上。

(243)同上。

(244)同上。

(245)同上。

(246)同上。

(247)同上。

(248)同上。

(249)同上。

(250)同上。

(251)同上。

(252)同上。

(253)同上。

(254)同上。

(255)同上。

(256)同上。

(257)同上。

(258)同上。

(259)同上。

(260)同上。

(261)同上。

(262)同上。

(263)同上。

(264)同上。

(265)同上。

(266)同上。

(267)同上。

(268)同上。

(269)同上。

(270)同上。

(271)同上。

(272)同上。

(273)同上。

(274)同上。

(275)同上。

(276)同上。

(277)同上。

(278)同上。

(279)同上。

(280)同上。

(281)同上。

(282)同上。

(283)同上。

(284

有質美濃入道性存

高麗豐後守泰時

上原

矢輪

古田

中立軍

大井治部少輔光矩

註(1)大塔物語。

(2)同上。

(3)同上及び市河文書。

(4)町田謙助氏

異本對然大塔物語解題。

(5)更級郡川柳村大當。鐵道信越線ノ井川交叉點の南方數町のところ。

水流の爲、地盤崩れで疊跡を認め難い。市河文書には二柳城とある。

大當は四方平地にして、幕兵を以て廿日余りを支へんことは至難と思はれる。大塔要皆は或は二柳西方の丘陵地帶ではなかつたらうか。

(6)大塔物語・市河文書。

(7)柳和の際、小笠原は更級郡四宮を村上に割譲したのであると更級郡

誌に記してある。

(8)此の時長秀の父長基猶葛として井川に在籠するに、父子互に反目陥落したもののやうだ。何となれば長秀は伊勢勢のみを率んで井川勢を率ゐない事、出發の際佐久の大井を訪ひしも井川の父を訪ひし形跡なき事、蓬川と井川とは一日里程なるに長基これを援けたる事實がないこと等である。思ふに長基は前年守護代二宮を放逐せし程にて、幕府より同じ使命を帯び來れる子息長秀と対策を異にしたものと見える。長秀父を説伏する能はず、其の失敗せること勿論である。〔松本市史〕

(9)大塔物語

00大塔物語の類本に大塔記あり、幕原拾葉に收められてゐる。大塔記

は後代に編纂せられ、大塔物語の記事を簡略に書きかへ、且參載將士を附會増補してある。信用を措き難いものであるから、これを採らざ、大塔物語より、長秀勢中赤薄但馬守と櫛置石見す入道の名

其の他は大塔物語より、長秀勢中赤薄但馬守と櫛置石見す入道の名は市河文書より補入した。

00中川三郎は或は小笠原政康か。〔松本市史〕

02小笠原は原本に或は源原とある。

03三村兄弟の禪津一黨中にあること既し。三村係圖に、此の合戦にて

兄弟共に討死である。以前より三村氏は筑摩郡洗馬の地頭らしく、

小笠原の隨身であったと思はれる。〔松本市史〕

第三節 北信濃動亂相次ぐ

應永六年小笠原長秀は信濃守護職となつて入都したが、國人等其の所勤に従はず、度々亂を起し、長秀遂に京都に還りたること既述の如くである。大塔城の行はれた次の年應永八年二月十七日、幕府は新波義將をして代つて信濃守護たらしめた。そこへ義將は鶴田達江・道常榮を守護代となし、四月五日京都を發して信濃に下向せしめた。五月幕府は信濃守護を御料國となし、代官として依田左衛門・大夫某及び飯尾左近將監某をして下向せしめた。かくの如く頃々として代官の交送せしは、國人の反抗依然として止まず治績を挙げざるに由るものである。此の間にあつて、市河氏はかはるこなき幕府の忠勤者であった。應永十年の頃、守護代官細川悲忠入部の際、

03 小笠原系圖（諸家系圖纂）

第四節 小笠原・村上兩氏の交渉と信濃の統平

ここに翻つて幕府と関東管領の關係について述べておく必要がある。空所であり、甲斐以東の十箇國は鎌倉府の分國と定められた。然るに關東は第三代氏満の時より奥羽二州をも所管することとなり、其の勢力益々増大するに従つて、關東管領の足利氏は心懼く警り、自ら公方と稱し、後には己れ本家に代つて將軍たらんの野望を有するに至り、遂に京都・鎌倉對立の形勢を現出した。そこで幕府は關東の分國內に干涉を加へ、以て鎌倉を制衡せんとした。將軍は關東所管の分國甲斐・常陸等に幕府扶持衆(幕府の任命した守護)を新に任補してその勢力を發ぎ、幕府の威權を確立せんとするに至つたから、幕府と關東との確執は漸く高じ來つた。前述、源秀胤後甲斐に於ける紛擾、越後の分製の如きは何れもその現れに外ならない。義持奔走して後醍醐院斷の義教が將軍となるに及び、兩者の反目は一層激しくなつて來た。信義・越後は京都將軍の分國であるが、鎌倉の分國たる甲斐・上野と境を接し、謂はば二大勢力の衝突地點となつたわけである。随つて古野郡除草上野・越後の新庄城は信義の佐久・三家・村上・諫助諸氏と氣味を離して鎌倉と連絡し、幕府の勢力を代表する守護小笠原氏に對抗することになつたから、守護對そら兼旗陣の大小紛争が繰起しつつあつたのである。かくて信義に於けるこの兩勢力の對立は北信義の強豪村上氏と守護笠原氏との衝突を結果するに至つた。

を起して練合に應じ、北國より東國に通ずる要衝を扼すとの知らせがあつた。幕府は信濃守護政宗及び越後守護今川範政を國に就かしめ、これに備ふる所があつた。^四

永享五年閏七月政康はまた西上した。^五かかる間に東國に於ける幕府對辯倉の事情は次第に急迫して來た。七年正月駿河の今川範忠は持氏出兵の企を報じ、持氏が密書を三河の豪族六家に送つて之を語り疎翁に應ぜしむる由を報じて來た。是に於て幕府は小笠原政康を辭職せしめ、信濃を警戒せしめた。

此の時に當り、村上滿信の子中務大輔^{（通）}は、船野・望月・福津・井上、高梨及び大文字一派の諸族と謀し合せ、蘆田氏と聯合して守護に抗せんとした。守護小笠原氏としても、これらの謀叛は大勢の危険であるわけであるから、この両勢力の衝突は早晩来るべからざるものであつたのである。佐久の大井持光は蘆堤の蘆田氏と隙あり、黙に交渉しようとした。小笠原氏は大井氏と同族であるから、永享七年二月義教は政康に命じてこれを羽停せしめた。政康は裏方を諭したが謀叛に付して干戈に及んだ。政康即ち兵を發して大井氏を襲け、蘆田氏を討たんとした。會々持氏が陸奥の佐竹義兼を討たんとするにより、幕府は政康に命じ、蘆田を討つを停めて義兼を援けしめた。

政康の帯助出動により滝田氏の治野は延引したが、永享八年三月政康は兵を率みて東信濃に入り、大井持光、無後の守義代長尾上野介邦景等と合^ひし、千曲川を渡つて先ず蘆田氏の裏與津浦氏を小懸に攻め、芝生^{スカヒ}・別府^{シカヒ}兩城を陥れ^{スル}、八月海野^{シマノ}・福井^{フクイ}・今立^{コリタケ}・合軍を駆逐し、進んで佐久郡に入り終に蘆田氏を降した。

守護軍の策戦は佐久・小縣を略し、然る後奥西より村上氏の本城川中島

を衝かんとするにあつた。報清之を察し、家臣布施伊豆守を鎌倉に遣し援を請はしめた。飽くまで將軍に抗せんとする持氏は直に出兵せんとしたが、執事上杉憲實の諫止により村上氏の援助を實行し得なかつた。

同八年、信州守護人小笠原（大輔）大夫入道ト村上中務大輔確執ノ事アリ、村上ハ速々持氏へ心サシタ通ルニヨリテ、村上カ合力シテ燒井左衛門

〔注〕

等ヲ

大將

トシテ、上州一揆武州新一揆ヲ信州難シム、管領上杉安房守憲

實

是ヲ聞テ、信濃ハ京都公方ノ御分國ナリ、小笠原其守護タレハ、村上

是ニ敵對スル事イヘナシ、鎌倉ヨリノ加賀然ルヘカラスチ思ニヨリテ、

上州

ハ憲實カ守護タル故ニ、彼一揆ハ出陣ストイヘトモ、憲實カハカラ

イニテ國境ヲ越ヘス、是ニヨリテ其事延引ス、

〔鎌倉九代後記〕

翌

九年

六月

持氏

は上杉憲直

を將とし、重ねて信州に岡田せしめようとしたし、又持氏、憲實を討たんとするなりとの流言もあつた。憲實の被官、萬忠思

旗

の士妻を閑て各地より集り、鎌倉將に亂れんとした。持氏これを憂へ、

自ら憲實の邸に至ら、面のあたり諒解して病氣事なきを得た。尋て又罪を

憲直

に歸してこれを追うた。憲實居居し、宿に其の子憲忠をして上野に遷げ歸らしめた。上野は憲實の配下であったから、一揆は一旦出陣せしも憲實の命により國境を越えなかつたので、信州出兵は自ら中止されるに至つた。

同九年、重テ小笠原退治ノ爲ニ、上杉憲直守護大將トシテ、武州本一揆ヲ荒向ラルヘキ沙汰アリシカ、其儀ナラム、管領安房守憲實ヲ討ルヘキ結構ノ由難説アリテ、憲實カ被官人等鎌倉ニ豈集ス、是ニヨリテ同六月三日以來聚ニ發動ス同七日持氏憲實カ宿所へ赴キテ寛ラル、同十

五日、陸奥守并其子淡路守憲家ハ憲實ニ恐テ恭奉へ退ク同七月廿五日、憲實
か櫻子（セ忍テ）上州へ下向ス、同廿八日ノ曉一色宮内大輔直景モ、今度ノ謀議者ノ張本タル故ニ、三浦（退ク）、又憲實カ家人大石見守憲重長尾左衛門尉景仲、今度騒動ノ本人ナリ、鎌倉ヲ逃キヨシカルヘシト沙汰ス

レバ、憲實はヲ用ス、同八月十三日、持氏重テ憲實カ宿所へ來リテ、管領職元ノ如タルヘシト頻ニナタメラル、憲實固辞スル事叶ハスシテ領掌ス、然に其年武州代官ニツキテ施行ノ事アレヒ、判形ニ及ハスシテ心底解スト、云云

かくの如く持氏、憲實第一回の衝突は信濃の亂により誘發されたのである。憲實は常に正義を似て忠言を呈したるにより、しばらくは時局を維持するを得たが、しかし持氏、憲實の間は次第に悪化し、殊に信濃の問題のため憲忠益々破滅し、これより勢力は一時して持氏對憲實の關係となり、更に紛糾せる諸問題と合し、遂に京都・鎌倉の破裂となるのである。

佐久・小縣の諸城を席捲せる政策は轉じて村上氏に迫り之を突破した。

今や開東の援軍來らず、孤城落日の村上氏は降を請うの止むなきに至つた。天皇御船を幕府に賜ひ、公卿以下信濃の平定を委託した。

八月十七日晴、村上安藝上落、明日可レ有「御對面」、御聽可レ被進之由、三條城ニ告示、南御方御聽可レ有二御參之一由入江殿より被

申、中、十八日南落、早旦御劍付三條進シ之、南御方被レ參、有「御對面」、

〔春闇日記〕

十八日内子、南附、早旦參相府一年來所被レ攻ノ信濃國住人村上安藝守某降参、今日入相府見參、仍人々實ニ申之、自レ内被レ造御劍

一、鎌倉御使、參内、要す今一給之由」

〔鎌倉記〕

などある。長期に亘った信濃の擾亂について、天皇深く御懲念あらせられたこと申すも良し、公卿以下幕府當路者に至るまで、この間事が如何に重大視されてゐたかは以上によつてよく了解せられると思ふ。

顧みれば、吉野末期南朝の委譲攝はざるに當り、幕府は新に信濃守護及び守護代を補して強族を抑へ、其の權威を確保し、似て國內の和平統一を企図したのであるが、前守護小笠原及び村上以下の國人盡つてこれに反抗し、從つて討てば從つて起り、亂紛擾を極めた。應永の初め幕府は方針を一變し、張を以て弱を制するの方策に出で、小笠原氏を起用して再び守護たらしめた。貴公子長秀は大塔に失敗せしも、弟政康不世出の材を以て内外征戰の功を積み、反守護の領袖村上を足下に駆逐せしめ、漸くして國內統一の實を擧げ得たのである。國人が幕府に反抗の火種を切つた元中四年よりは五十年、それが小笠原對村上の抗争に變化した應永七年よりは三十八年の歳月が流れである。かくして所領擴充問題も略々解決し、多年結んで解けなかつた新舊豪族間の感情も融和し、南北對立の餘波も底まゝ、國人は將軍の權力を代表する守護の管治に服した。村上氏の降伏は室町時代初期に於ける信濃史に一新時期を畫するもので、こゝしばらくは國内静謐の日が續いた。

註 (1) 満濟准后日記 正良元年十月十六日。
 (2) 同上 永享五年閏七月十七日。
 (3) 同上 永享七年正月十八日。
 (4) 村上中務大輔の名前は各種の小笠原系譜・信陽雜誌に據る。其の受領名、薩成記に安藤守に作り、小笠原系譜・信陽雜誌に左京大夫に作

る。蓋し前後の改稱に係るものである。相浦は實政重修諸家譜の腹浦

とあるに當る。また更級郡誌には頼國としてある。

(5) 足利將軍家御内書案及び女房卷書(松本市史上卷一九一、一九二頁)。

(6) 永享七年九月二十二日、勝山小笠原文書。

(7) 滿濟准后日記、同年正月廿九日條に

大井モアンシモス構「要害一候、サク郡ヲトヲリテ、ウスピタウケヘモ又上野國ヘモ可^レ能通^ル之間、以^テ筑後勢一大井ヲ御合力候テアシタク御邊境^{可^レ}然矣、大井ト小笠原ト一所ニ罷成候者、信州事^{ハ可^レ}有^レ一何程^一候哉、左様ニ候者關東邊事^又一方ハ可^レ罷立^一御自由存候、此由存中入候哉、越後勢合力事以^テ赤松播磨守^{可^レ}彼^レ御ニ付長尾^一」

とあるにより、長尾邦景は信濃に出兵して小笠原に合力したと推定した。

(8) 小笠原村芝生田。

(9) 関都同村別府。

御永享八年八月三日 勝山小笠原文書。

(10) 村上氏と健倉との交渉に關しは大日本史料・結城戰物記・喜連川判鑑・

鎌倉物語等を參照す。以下同じ。

(11) 小笠原・村上講和の條件は、義に大塔合戰後村上氏に割譲したる更級郡四宮を小笠原氏に還附することであつたと更級郡誌は推測してゐる。

第五節 永享の亂

信義に於ける小笠原・村上兩氏の確執は鎌倉府の持氏・源實衡の嫡孫を開いたのであるが一旦は落着した。然るに翌十年六月持氏はその子賢王丸に元服を加へようとした。源實は先例により使者を京都に上して將軍の偏諱を請ふべきを主張した。持氏肯んぜず、鶴岡八幡社前に元服させ名を義久と命じた。是に於て持氏・源實の間は益々相容れざるに至つた。長尾忠政等居中調停を試みしも持氏聽かず、源實遂に鎌倉を去つて本國上野白井に據り、二人の間は全く断絶した。永享十年八月持氏は一色直義・同時家を大將として源實を討たしめ、且自ら兵を率ゐて武藏高安守に陣した。是に於て源實使を遣せて要を幕府に訴へた。義教は最早捨て置くべきにあらずとなし、關東征伐の論旨を申請ひ、上杉勝房（禪秀の子）を大將として持氏を討たしめ、小笠原政康・今川範忠・武田信重をして東海・東山の兵を以て參合せしめた。政康は一族或百人等を率ゐ、永享十年九月六日信濃を進發、上野に入つた。

京軍は今川・武田の勢を合せ足柄・箱根兩道より進撃し、東軍は水に繋りて之を阻止した。九月十日箱根の戦に京軍利を失ひ、多くの戦死者を出した。今川記この日の戦況を敍したるうちに、

第一度目の合戦に、河野、小笠原、武田一ツに成つて、同一日攻來した。宮根別當、大森の人々、くつきやうの惡所に引かけ、先のとく山上より縣下しければ、京勢引退き、三島にもたまり得て、沼津、真門に陣を取て、しばらく息をそむける。

九月十日、京勢發向、河野四郎、小笠原政康、今川範忠、武田信重、

朝倉義景、佐々木河等於二箱根山一合戰、京勢敗北、

とあり、小笠原勢の參戰を記してある。併し乍ら、十月十日政康なほ板鼻に勝利すること源山小笠原文書により明なれば、この記事は使用できない。

九月二十八日京軍の足納よりする者は速で早川尾に振り、上杉範直と戰つて之を敗り、其の部下數十人を斬つた。持氏は相模海老名道場に移つた。十月一日義教書を政康に送り、源實たとひ勝利を得ると雖も命を持たずして歸國すべからざる旨を申送つた。既にして上野に向つた。色氏は源實に応するに至つたから諸軍戦はずして海老名に引退した。是に於て源實は白井を發し十月十九日府中近くの分寺河原に著陣した。信濃の消息は明かでないが、將軍義教の旨に従ひ源實に合力したと察せられる。鎌倉の將士は源實の出馬を聞き、持氏に駆き源實に応するものが多かつた。持氏は據らなく和陸を申入れたけれども源實は拒絶した。偶々三浦野高も持氏に背き、十一月一日上杉朝の兵と大藏谷なる持氏の館を燒討したから義久は屬谷に逃れ、義久の弟尊王丸・安王丸・永安王等が出現し、鎌倉府は陥つた。そこで持氏は金澤の稱名等に入り閉居し、薙髪して良を誇うた。十一月十一日持氏を鎌倉永安寺に移し、上杉朝・千葉胤重等交番に之を警固した。源實使を京都に遣し、持氏の死を宥められん事を請ひしも義教許さず、翌十一年閏正月廿五日相国寺住持廣運を関東に下して持氏を殺すべきを源實に諭し、また書を小笠原政康に與へ、武田信重・河野義通等と談合して永安寺を攻めしめ、且持氏處分の促進を下命した。二月十日源實は幕命を奉じ、持朝・胤重等をして永安寺を攻めしめたから、持氏は叔父源直と共に自殺した。時に源實は持氏の子義久をして繩を綱がしめんことを乞つたが亦許されず、同二十八日義久も報國寺に於て自殺した。年僅に十

一歳であった。

註(1)永享十年八月十七日及び八月廿九日 勝山小笠原文書。

(2)同年九月六日及び九月廿四日 同上。

(3)八月十七日付同文書封紙に「永享十年十月十日板鼻下着」と註記あるは、政康此の時なほ上野落陣中なるを示し、また九月六日同文書に「關東發向事遅々不レ可レ」然候、既於「海道三ヶ所一及ニ合戦」畢、不日令「進發」云々とあるによるも、政康が九月十日箱根の戰に加はつてゐなかつたことは明瞭である。

(4)永享十年十月一日 勝山小笠原文書。

(5)政康は今川・武田兩氏と同一行動に出で、直に上野に打ち入り、

廉政と合同して鎌倉に進んだであらうことは、九月廿四日の勝山小笠原文書に「上杉安房守(高實)合力事、現形以前(鎌倉の反鎌倉露之前の意)、彼ノ仰之威、末ニ駆越一之臣、今月七日安房守注進到來候」とあるによりて知ることができる。

(6)建内記永享十一年閏正月廿五日。

(7)永享十一年閏正月廿四日 勝山小笠原文書。

(8)其の他、結城戦場記・鎌倉大日記・永享記・喜連川判斷等。

第六節 結城合戦と全信濃諸將の従征

鎌倉の滅するや、持氏の二孫春王・安王は傳母に抜けられて日光山中に潜み、末子永壽王は持氏恩顧の僧侶昌在に保護せられて信濃に落ち、佐久の大井持光を選んだ。持光は永壽を領内安原の安養寺に匿まひ扶持した。

幕府は小笠原政康に命じて持氏の諸子を探索せしめた。政康日光山に至つ

たが得る所なく、兵を收めて歸つた。よつて春王・安王は満に日光を出でて常陸に至り、永享十二年三月四日同國茂木城に旗を揚げ、尋で小栗に杜き伊佐に遷り、使を結城朝に遣し、持氏の遺棄回復の事を依頼した。氏

朝之を詰して、春王・安王の其の居城に迎へた。そこで安王は御教書を關

東の諸君に發して援を求めた。信濃の大井持光之を聞き、永壽王を結城に送致した。⁽¹⁾

鎌倉成氏は同姓持氏一亂之時、永享十一年十一月朔日、永壽王と申、五歳にて鎌倉小八幡社まで落しける。瑞泉寺昌在西堂義して、常陸國住人筑波別當大夫郎等二人御供申、甲州へ忍て綱治が家にかくれけり、二人常陸國中都に隠して逆心を企、同二十一日結城氏馬をたのみ籠

信濃へ落行、大井越前守持光を捕獲たまひしが、同十三年三月四日舍兄

城有しかは、大井持光が家臣蘿田清野二人をつけて六歳の時結城の城に覆滅す。(鎌倉大草紙)

関東の豪族之が爲に二つに分れ、一は結城氏に應じ、一は上杉氏に屬し、又形勢を観望するものもありて、その影響は信越裏羽に迄及び一大戦局を現出した。東京都に聞え、四月幕府は諸將を催促して征討せしめた。上杉憲實は伊豆國清寺に隠遁してゐたが、幕命により再び立って軍務を督する事となり、弟清方及び上杉持朝を遣して攻撃に着手せしめ、五月十一日憲實自ら兵を率みて神奈川に次し、次いで野本(武藏守比企龍)に陣した。

かくて清方・持朝等は七月廿九日より結城に迫り、八月憲實は小山に入つた。此時大井持光兵を信濃に起して氏朝に應じ、碓氷峠を越えんとしたるを以て、上杉重房は上野に出でて之を押へた。田⁽²⁾

長崎港主ハ七月八日河ヲ立、野本唐子ニ遣留シ、同八月九日小山庄祇園城ニツキ給フ、其比信濃ノ住人大井越前守持光御所万ニナリ旗

フ學、日井峰マテ相來ト聞ヘケレハ、是ヲ防シタメニ上杉・三郎重方國
分ニ陣ヲトル、〔下略〕

元來結城は平地に設けた城であるが、結城町は其の城跡、防禦堅固な
のみならず、城中に糧食を貯へ、持久の謀をなせるが故に、寄手は城を
環囲し、上州の兵は西に陣、北朝は房州の兵を率ゐて西北に、京軍及び
宇都宮・土岐・小田・北條等の兵は東北に、武田氏及び越後・信濃の軍兵
は東南に、若松・小山・千葉氏及び武藏・上総・下總の諸士は南に陣し、
清方は西方に在つて諸軍を督した。既にして諸軍大挙して攻むること半年、

城兵よく拒いで下らなかつたが、城中の山内氏部少継出でて陣りたるより
寄手稍々振ひ、清方は諸將に攻撃の方略を語り、十二月十一日總攻撃を行つたが猶懶らず、兩軍は對峙して年を越えた。

翌嘉吉元年四月十六日清方は調を決し、諸方面一斉に攻撃を開始した。
城兵は力を竭くして困る勢いだ。數度なる頃、城中に内應する者ありて火
を放つた。煙雲盛に起り、硝薬燃え、土卒燒に唱び進退度を失ふ。諸軍
乘じて急に之を攻め、城邊に陥り、春王丸・安王丸女装して脱れ出でたる
も、長尾因幡守京に擒にせられ、小山四郎は永壽王を生捕り、氏朝父子、
五人、一族男女三百八十餘人、土卒一萬八千餘人悉く戦死した。實景は春
王・安王を京都に護送したが、途にして將軍の命あり、美濃國垂井金澤寺
に於て之を斬つた。永壽王は釋されて京都に在つたが、後元服して成氏と
名乗り關東に下向して鎌倉の主となつた。^(三)

或は云く、春王・安王を捕にしたるは小笠原政康である。政康これ護
送して垂井に斬つたのである。

又結城没落ノ時、春王安王ハ長尾因幡守生捕り、路次ヲ守護シテ上洛

ス、『義小笠原政康』同五月十六日、濃州垂井ノ道場金澤守ニテ密セラル、
〔建久九年後記〕

小笠原系圖この一説に従ひたるものか、政康二孤を擒にしてこれを贈送
せしことを載せてある。然るに結城戰場記・永享記・鎌倉大蔵紙等は爲者
を長尾因幡守實景として政康を記さない。史料綜覽はこの説を採用してゐ
る。小笠原系圖にいふ所は更に研究の餘地があらう。

將軍義教は小笠原氏の功を賞し、政康には感狀及び鷲太刀（友成作）を、
宗康には感狀及び太刀を與へた。

永享の頃、政康は一族宦官人を率いて武藏に赴きたるに過ぎなかつたや
うである。然るに此の結城戦は日本半島の兵四万を圍み半歳を費したほど
の大戦争であった。諸つて信濃のあらゆる人小家族は守護の手に従つて從
軍して居る。結城攻に於ける信濃勢の氏名は結城陣番帳に詳しい。それは
左の如くである。

結城陣番帳

抑關東下野國結城爲「追治之」、從二京都・諸軍勢被「著盡一歲、然
間、從二公方様一陣中奉行之儀小笠原・大膳大夫被「仰付」、任「上恩」
之旨、國領守備開闢ニ在陣之間、小笠原大膳大夫司「任」下知「之由、
被「仰出」候者也、長州之諸侯並家人等光祿院中「之參圖、同矢倉之番

次第、

一 番 小笠原五郎駿

二 番 高型駿

三 番 須田駿
四 番 井上駿
五 番 武石駿

五番	若規殿
六番	井上產四郎殿
七番	須田式部承殿
八番	村上殿代屋代殿
九番	栗田殿代井上孫次郎殿
十番	海野殿
十一番	麿澤殿
十二番	菅坂殿
十三番	鳴津殿
十四番	諏方信源守殿
十五番	大原殿代
	田莊治殿代
十六番	落合殿
	小田切殿 (守一)
十七番	猪寺殿
	知久殿
十八番	源方氏部大輔殿
	伴野殿
十九番	赤澤殿
	和田殿
二十番	坂西殿
	後藤殿
廿一番	大池殿
	波多殿
廿二番	同名中殿
	大甘殿
廿三番	平瀬殿
	村井殿
廿四番	三村殿
	小坂殿 (守一)
廿五番	山中殿
	下條殿
廿六番	同名下野守殿
	柳澤殿
廿七番	折野殿
	山中太郎殿
廿八番	坂治上野守殿
	於曾殿
廿九番	同名但馬守殿
	山家殿
三十番	武石殿
	同名但馬守殿
卅一番	若規殿
	山家殿
卅二番	武石殿
	同名但馬守殿
卅三番	若規殿
	山家殿
卅四番	武石殿
	同名但馬守殿
卅五番	若規殿
	山家殿
卅六番	武石殿
	同名但馬守殿
卅七番	若規殿
	山家殿
卅八番	武石殿
	同名但馬守殿
卅九番	若規殿
	山家殿
四十番	武石殿
	同名但馬守殿
四十一番	若規殿
	山家殿
四十二番	武石殿
	同名但馬守殿
四十三番	若規殿
	山家殿
四十四番	武石殿
	同名但馬守殿
四十五番	若規殿
	山家殿
四十六番	武石殿
	同名但馬守殿
四十七番	若規殿
	山家殿
四十八番	武石殿
	同名但馬守殿
四十九番	若規殿
	山家殿
五十番	武石殿
	同名但馬守殿
五十一番	若規殿
	山家殿
五十二番	武石殿
	同名但馬守殿
五十三番	若規殿
	山家殿
五十四番	武石殿
	同名但馬守殿
五十五番	若規殿
	山家殿
五十六番	武石殿
	同名但馬守殿
五十七番	若規殿
	山家殿
五十八番	武石殿
	同名但馬守殿
五十九番	若規殿
	山家殿
六十番	武石殿
	同名但馬守殿
六十一番	若規殿
	山家殿
六十二番	武石殿
	同名但馬守殿
六十三番	若規殿
	山家殿
六十四番	武石殿
	同名但馬守殿
六十五番	若規殿
	山家殿
六十六番	武石殿
	同名但馬守殿
六十七番	若規殿
	山家殿
六十八番	武石殿
	同名但馬守殿
六十九番	若規殿
	山家殿
七十番	武石殿
	同名但馬守殿
七十一番	若規殿
	山家殿
七十二番	武石殿
	同名但馬守殿
七十三番	若規殿
	山家殿
七十四番	武石殿
	同名但馬守殿
七十五番	若規殿
	山家殿
七十六番	武石殿
	同名但馬守殿
七十七番	若規殿
	山家殿
七十八番	武石殿
	同名但馬守殿
七十九番	若規殿
	山家殿
八十番	武石殿
	同名但馬守殿
八十一番	若規殿
	山家殿
八十二番	武石殿
	同名但馬守殿
八十三番	若規殿
	山家殿
八十四番	武石殿
	同名但馬守殿
八十五番	若規殿
	山家殿
八十六番	武石殿
	同名但馬守殿
八十七番	若規殿
	山家殿
八十八番	武石殿
	同名但馬守殿
八十九番	若規殿
	山家殿
九十番	武石殿
	同名但馬守殿
九十一番	若規殿
	山家殿
九十二番	武石殿
	同名但馬守殿
九十三番	若規殿
	山家殿
九十四番	武石殿
	同名但馬守殿
九十五番	若規殿
	山家殿
九十六番	武石殿
	同名但馬守殿
九十七番	若規殿
	山家殿
九十八番	武石殿
	同名但馬守殿
九十九番	若規殿
	山家殿
一百番	武石殿
	同名但馬守殿

廿五番	桑原殿	下枝殿
廿六番	雨宮殿	於曾彌太郎殿
廿七番	大井三河守殿	下條將監殿
廿八番	生仁殿	標葉與五郎殿
廿九番	同名越前守殿	下枝河内守殿
	小出切越後守殿	横田殿
	同名遠江守殿	同名對馬守殿
	仙仁殿	萬智殿
	今井殿	大岩殿
	屋代大藏丞殿	同名對馬守殿
廿一 番	飯沼殿	廿一 番
廿二 番	松岡殿	廿二 番
廿三 番	關殿	廿三 番
廿四 番	黑田殿	廿四 番
廿五 番	名子殿	廿五 番
廿六 番	牛坂殿	廿六 番
廿七 番	吉田殿	廿七 番
廿八 番	赤須殿	廿八 番
廿九 番	河野殿	廿九 番
三十 番	飯島殿	三十 番
三十一 番	大島殿	三十 番
三十二 番	片切殿	三十二 番
三十三 番	藤島殿	三十三 番
三十四 番	小井忌殿	三十四 番
三十五 番	宮田殿	三十五 番
三十六 番	山寺殿	三十六 番
三十七 番	上穗殿	三十七 番

多久間駿

立屋駿

三十番

桐原駿

市村駿

同名阿波守駿

同名小次郎駿

雁駿

右一日一夜當番被勧請者也、

〔笠糸大成附錄 雜集〕

信濃勢を二十銭に分ち、一日一夜の交代を以て書院及び矢倉番に當らしめたのである。結城敷場物語に「信濃勢三千餘騎」とあるから、一組が凡そ百騎づつであったわけである。これによれば、永秀王を匪たる故で結城に應じたる大井持光の如き、首尾兩端を持したる安保信濃守其の如き、一二の除外例はないでもなかつたが、凡そ全信濃の諸侯が出揃つて守護小笠

原氏指揮の下に參政したことがわかる。信濃の國人が此の如き統制ある行動に出でたることは建武動亂以後百有餘年、始めて見られる事象であつた。これは當時幕府の紀綱仲張の反映であつて、守護の威令は全信濃に及び、まさに小笠原氏全盛時代を現出したのであつた。

以上を要するに、室町時代の初め、幕内は強烈にして制し難き豪族を抑へ、統一の實を擧げんとし、小笠原長秀を守護として入部せしめたが、村上源信・大文字一揆・高麗朝高等之に抗し、應永七年の大塔合戦となり、長秀敗れて京都に走つた。その後も餘氣絶ゆることなく、守護及び守護代の更迭は頻々として行はれた。永享の終、守護小笠原康政、村上源信と兵を構へた。村上氏鎌倉府の兵を藉らんとして果らず、遂に屈して降を請う

た。この小笠原・村上の衝突を最後として建武以來凡そ百年間に亘った信濃の動亂は終焼し、守護小笠原氏は一國統一に成功するを得た。一面から観れば此の時幕府の威力大に發揮せるに外ならない。永享の末年から嘉吉の初にかけ開拓に起つた結城戦役に、全信濃の將士は守護旗座に屬して参戦し、茲に新舊豪族間の感情も融和し、公武分立の摩擦も解消した。併し乍ら、それは一時的で、永續性ある換南統一には程遠いものであつた。結城陣後十年ならざるに、守護小笠原氏は總領職を争ひて分裂し、國內の統制力を失ふと共に群雄割據の戦国時代に移り行き、小國分立して相攻撃する間に、北或は東より侵入せる豪族の混戦地としての信濃を現出するやうになる。

(3) 四脚調戴に「安興安樂寺、済家不也、今在二將軍石」、高八九尺、是往日水篠王遊戲之地也、又尼寺號「光明寺」、唐王丸母舊跡云々」とある。

(2) 史料綜覽・石川文書。

(3) 諸書に春王十三歳、安王十二歳といへり、故に年齢より云へば春王が兄ならんか、石川文書等の御教書の署名を見るに、皆安王より出でたり、されば安王は或は春王より年少なりと雖も、蓋し正嫡の出にて、春王は庶出なるが如し、とにかく持氏の相続者は安王なるが如し、(田中義成氏 足利時代史一五六、一五七頁)

(4) 永草記・結城敷場記・鎌倉九代後記・渡邊世祐氏 室町時代史。

(5) 同上。

(6) 五月廿六日 湯山小笠原文書兩通。この文書は奥典せられたる太刀を供せて宮内省の所蔵となつてゐる。

(7) 十二月一日(永享十二年)阿波文書の厚實書狀(安政史料叢書古文)

第四回 莊園 第四節 八條院御領第十三大井庄下巻頁、一二六、

第十三 大井庄

大井庄

大井の庄名は和名抄、佐久郡大井郷に起つたものであらう。大日本地名辭書、大井郷に「今岩村田町、平根（平尾横根）、三井などの地なるべし、中世大井庄と云へるは、廣く美理、小沼二郷の地をも總べ、佐久三庄の隨一たりき」とある。美理郷はその諺耳取附近、今の三間・中佐郡の邊で、小沼郷は小沼村より長倉へかけての地であるとすれば、この説は大體に於て誤なきものである。

莊園大井の初見は吾妻鏡文治二年三月の乃貢未齋庄々注文に見える「八條院御領大井庄」であらう。
續いて、同書文治四年六月四日、「
(前略)

八條院領

信濃國大井庄

(九庄名略)

信濃國伊賀良庄

以上、件庄年貢、或先々注進、或本文書落失、(中略)時政地頭にて
他人沙汰不可レ入之様に聞召しかば、言上不レ及レ沙汰一、如レ此
事、只可一計沙汰一之由、可レ被レ仰也、

また、同書建久五年七月の様に、

十六日乙亥、信濃國大井庄乃貢事、於今年一春、十一月中可レ究済

京都「之旨、彼レ仰下云々、

と、當庄の納稅期を定めてあるなどである。附つては嘉元四年六月の昭慶門御領目録に「解分」などもある。之を要するに、

大井庄の本家は八條院にして、領家は解原(小鹿)であつたのである。

註(1)本書本篇第三章第二節第一參看のこと。
(2)同 第四節第三參看のこと。

(3)同 註略傳參看のこと。

一 關係資料

大井庄關係史料を次に列舉する。

松原神社鑑銘

敬白 信州佐久郡大井庄落合新善光寺 奉施入堀達一(中略)弘安二年(即)八月十五日(中略)大旦那源朝臣光長(下略)

二

諸方上宮頃後給番下知狀(嘉慶四年三月)

一番五月會分

右頭大井庄内 矢島、湯原、塙原、大井六郎入道付小田井、東布施郷等

頭等

渡頭馬大井庄内 長土西郷源達摩五良左衛門尉付同庄内塙原地頭等井小田
切立在衙尉知行分

六番五月會分

右頭大井庄内安原、香坂郷大井又三良入道、南市村、崎田、西布施、櫻郷
除大井三郎寄子分地頭等

(3) 全本文書第一篇第十一章第五節第二參看のこと。

(4) 北佐久郡西長倉村追分譲訪神社藏。

(5) 南佐久郡前山村字前山前山寺、信濃庄園の研究所収。

(6) 北佐久郡本牧村望月城光院所藏。

(7) 詳細は譲訪史料叢書卷十・参照のこと。

二 大井庄の地頭

譲倉初期に於ける大井庄の地頭の北條時政であつたことは前引吾妻鏡に依つて時かである。後小笠原長清の七男朝光が此の地を知行し、居城を構へて土著し、大井氏を名乗つた。尊卑分脈に「朝光・大井太郎・信濃國大井知行」とある。朝光が大井庄地頭職を貰つた時は詳かでない。或は元久二年時政失脚して伊豆に退いた時であらうか。是れより先、長清は勝庄伴野の地頭であつたから、其の勢力此の地に及びたる結果であらう。嘉慶の結番下知狀(前引史料二)に、矢場・湯原・塙原に大井六郎入道、安原・香坂に大井又三郎入道、手丘郷に大井三郎房、姓名不詳に大井三郎等があつて御役を勤仕してゐるのは、庄内に於ける大井一族の分居繁榮を物語るものである。

其の他、長土呂郷には薩摩五良左衛門尉が居た。五良左衛門尉は塙野郡の坂木南北郷や、小笠郡浦野庄馬越に居た藤原氏の族にして、刑部左衛門の子親宗のことである。¹²⁾

此の時に當り、大井庄の西部所謂澁野庄には澁野族望月氏ありて、川西地方を領有し、大井氏と比肩する姓族であつた。福王寺阿彌陀如来胎内銘(前引史料三)は望月氏の存在を立證するものである。大井・望月兩氏の分流は庄内に落籍して各その居住地を名字とした。健倉時代に於ける大井・望月兩氏間の交渉は不明であるが、建武以後南北相分れるに及び、同

じく八條院の御領下でありながら、望月氏は宮方として譲訪氏と同一行動に出で、大井氏は宗家小笠原と共に武家方となつて、莊内の兩頭目と對峙する状勢であつたと思はれる。

註(1)栗岩英治氏は信濃庄園の研究に於て、「小笠原長清は最初の恩賞として佐久野を賣り、承久の變の恩賞として伊賀良を得たので、寒い

土地から暖かい郷土へ移り、其の後を六男時長に與へたのであらう。

(中略) 又大井庄の地頭でもあつたと見えて、それは七男朝光に與へてゐる」というてゐる。但健倉初頭大井庄の地頭は北條時政であつたことは上述の如くである。

(2) 萬葉氏については本書第一篇第一章第七及び第二篇第二章第四節参考のこと。

三 領域

前段に掲げた史料一乃至七のうちより、大井庄所屬郷村を抽出し、これに現在地名を配當すれば、凡そ次の如くである。

○平尾郷	○長土呂郷	○平尾郷
安原郷	同郡平根村平尾	同郡平根村平尾
香坂郷	同郡三井村安原	同郡三井村安原
落合	同郡同町鳴澤上中西下	同郡同町鳴澤上中西下
	同郡同町鳴澤上中東	同郡同町鳴澤上中東
	同郡中佐都村塙原	同郡中佐都村塙原
○根々井	同郡同村根々井	同郡同村根々井

南市村	同郡三岡村市村
小田井	同郡御代田村小田井
矢崎郷	同郡本牧村矢島
東布施郷・西布施郷	北佐久郡布施村牧布施・入布施か
堀郷	同郡南御代田村茂田井
鶴鳥郷	同郡同村望月の内
志津田郷 ⁽²⁾	同郡協和村志津田・三井・小平等
比田井郷	同郡同村比田井
田口郷	同郡久保田口村田口
小田切下	同郡日田町下小田切
湯原	同郡伊原村湯原
○小田切上中	同郡同村上小田切・下小田切
青・沼	同郡青沼村
崎田	同郡穗波村崎田
手原郷	(不明)
無印は鎌倉吉野時代の史料(一~三)に見える郷名、○印は室町時代の史料(四~七)に見える郷名である。	○印は鎌倉吉野時代に於ける北佐久郡の大井庄は、東北部の長倉地方の内、北部の小諸地方、西部に於ては望月牧附近を除く大井庄を有するものであつたが、これは公田の如きを交えてゐたことがひない。而して岩村田附近の古名は大井であるから、岩村田・長土呂あたりが原始的大井庄であらう。

加之、大井庄は其の南に接する伴野庄をのり越し、南佐久郡の田口・神竈・初原等諸村の千曲川を夾む数ヶ郷村をも包有するものであつた。かくの如く庄園の範囲は必ずしも一團の地域を限るものにあらずして、數里隔所に飛地、附屬地を有する所以は莊園発達の當初、豪族又は中央に於ける權門勢家の兼併又は加勢によつて、其の領域の次第に擴大せる發展過程の痕跡に外ならないのであつて、それは莊園通有の一形態であることを注意したい。

室町時代の大井庄の範囲は前代大差ないものであつたことは前表に依つて了解し得られる。唯東部に長倉(坂)附近の加はつてあるのは牧の莊園化を示す事例である。

註(1)天正六年二月の上諭方大宮同前官瑞籠外延過官帳に、

一瑞籠三間 長倉之内 横根發地番歷三ヶ所とある。

(2)同帳に、

一瑞籠一間 志津田郷として、三井郷領分・三井之郷・原之郷とある。

附説 浪野庄

北佐久郡北御牧村下之原字宮に鎮座する兩羽神社(舊大宮大明神)の懷札に、
信濃國佐久郡浪野庄霧原里太玉郷宮村

當社神主立神新九郎源信景

奉建立大宮大明神宮一字成就之役

良基秉生者我等今敬禮 當村大小諸三郡大聖寺仙石越前守殿御武運長

慶長十一年丁未九月二十一日

とある。これによれば慶長の頃、このあたりが滋野庄と呼ばれてゐたことがわかる。次に長野縣町村誌（北佐久郡）を見ると、布施（布施村）、蓬田・桑山（以上北御牧村）、印内（本牧村）を滋野庄といふと記してある。而して、同じ川西でも白鶴の郷村は大井庄となつてゐる。即ち角曲川流域の望月坡を中心とした所が滋野庄であつたことになる。然るに、この所謂滋野庄の村々は天正の頃まで大井庄であつたことは、前に引證せる史料二に志津田郷、同六に望月が何れも大井庄であつたことにより明瞭である。されば角曲川流域の一部を滋野庄と呼ぶやうになつたのは慶長以後と思はれる。慶長十年徳川秀忠は征夷大將軍に任ぜられた。蓋し動亂漸くに鎮まり、江戸時代文化の曙光の閃めき始めた時だから、山間にも文字を解する者多くなり、印内・津金寺其の他滋野庄關係の遺文・遺跡・遺物に注意せられ、随つて滋野姓望月氏の本據地でもあつたことが明らかになりたる爲、當時の好事家によつてかく呼びなされたものと思はれる。

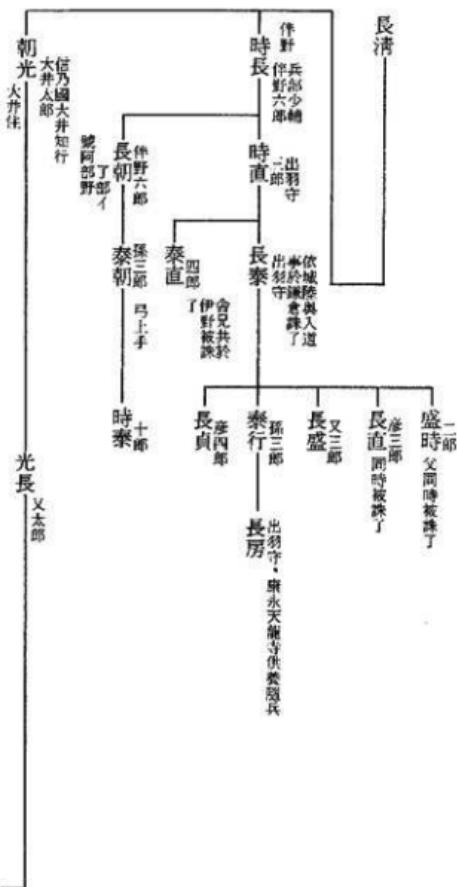
註(1)兩羽神社は古く太玉大明神と稱し、祭神は太玉命、天兒屋根命にして、望月氏の勧請する所なりと傳へられ、其の銀杏圓船代の像といふ

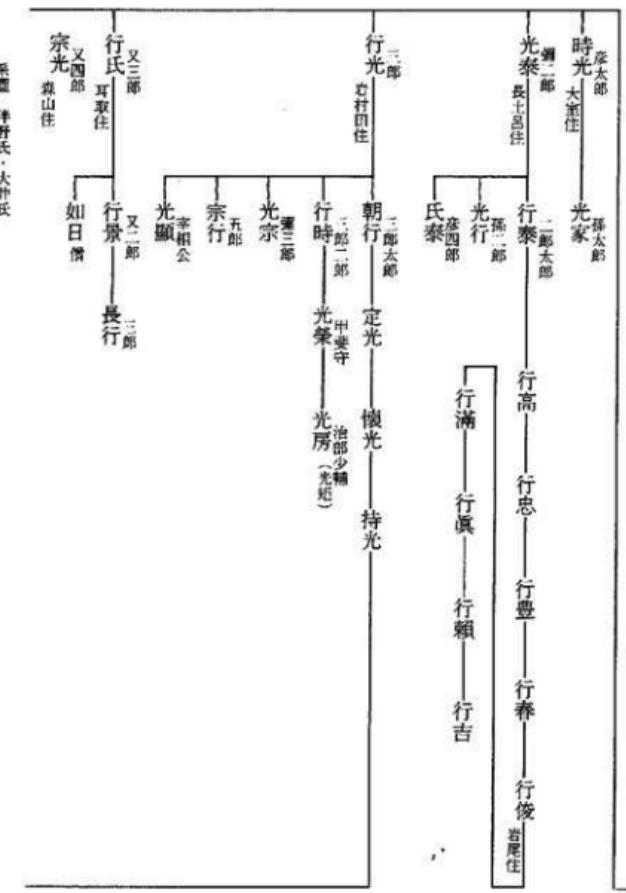
古木像が二軒残つてゐる。（下ノ城村誌）

(2)棟札は北佐久郡北御牧村渡邊邊重平氏の所藏。

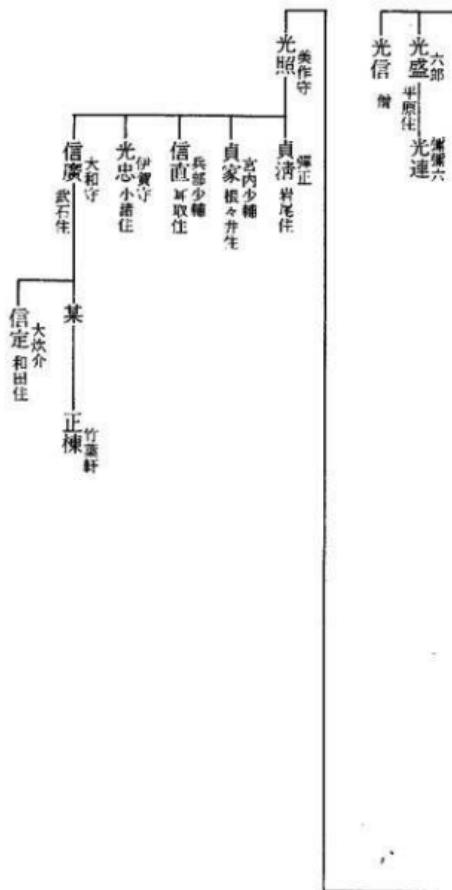
伴野氏・大井氏

系圖 伴野氏・大井氏





系圖 伴野氏・大井氏



註 伴野氏は尊卑分脈、大井氏光長以後は小縣郡史(二〇二頁)に據る。

大井城址

調査委員 岩崎長思

一、名稱 長野県指定史蹟大井城

二、所在地 北佐久郡岩村田町大字岩村田字荒宿東王城・黒岩城・石並城。

三、城廬

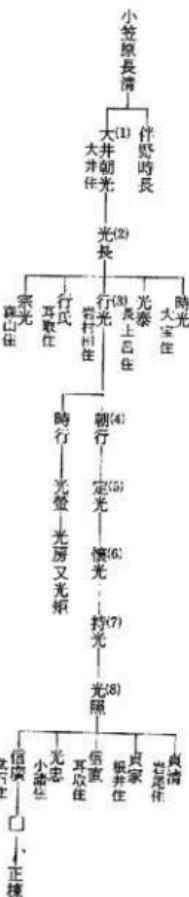
(一) 大井地名考

和名録所載佐久郡大井郷に岩村田・平根・三井・中佐郷・御代田・南大井の各町村を當てて居ることには誤なしと認めるが大井なる字名が現存しないので郷を代表した地名がどこであったかは今猶推考を要する。大井郷にも牧馬のあったことは岩村田の北・御代田境に野馬除の小字があり、岩村田・上平尾・安原等に宿る古地名のあることによって推定される。佐久高麗到る處で飼はれた牧馬が大井郷でも養まれたのである。けれども大井郷であつて大井牧でなかつたのは古代木賀の方の主産地であつてここに入檍が繁殖したこと告げて居る。それ故に大井は米作と離れ難い大堰と解すべきであらう。京都の大堰川から推考すれば佐久の大堰川は源川を當てることが出来る。併し堰路として大なるは湯川系揚水中古代著名のものとしては大井城下から揚げて居る常木堰である。今日常木堰の裏ふ所は岩村田・中佐郷・中津を通じて五千石に達する。今日產米は地たる中佐郷附近の田園の第一開拓は自然流路たりし湯川の利用による。次は平安の初期と推定する常木堰である。篠川の初期に至つた開拓家階從五位市川五郎兵衛はこの堰路を延長して常木新田を開いて一層田面を擴大し後更に矢張り開拓家たりし延從五位柏木小右衛門開通の御影堰末や之等による少並の涌水

を利用しても今日に至つて居る。とにかく平安初期としては常木堰は大工事である。その流路は大堰であつた。堰の訓はセギ、場口は井口ともいふ。井口の字名及び姓氏はこれによる。堰路を井堰ともいふ、則ち大井は大堰と解する所以である。岩村田の地名は岩村田の田の意、大井城湖一帯及び對岸鳥羽郡稱荷に岩磐露出せりよりこの村名を生じ大井郷中の一村となりその附近の田地を岩村田の田と呼稱し後轉じて岩村田が村名になり、ここに人煙の繁くなるにつれて岩村田が大井郷に置換へられるに至つたものであらう。併し足利末造は兩用であつたが徳川に入り慶長十八年頃中仙道の開通により岩村田驛が著はれて大井は失はれた。常木堰の語義はまだ考へ及ばない。

(二) 大井氏

大井郷は平安末に至つて大井庄になりその地域は郷より廣い。鳥羽天皇の奥女嶺宇内親王即ち八條院の御領となり、藤原宗繼がその領家であつた。而してその中心地盤が岩村田であつたことは前記大井地名考によつて明かである。大井庄内での豪族に坂野氏の一系大井氏があつた。その遺構は中佐都根井に在る。根井泰親は義仲の娘下四天王の一人であつたが義仲の隣壁に殉じてから根井一族は解消し、數年後北條時政がこの庄の地頭であつたことは東應文治四年六月四日の記録によつて明かである。時政失脚後甲斐の小笠原氏の管する所となり、承久の頃吉濃の守護小笠原長清の子時長は伴野庄を管して、前山に居住し伴野を氏稱し、弟朝光は大井庄を管し大井即ち岩村田に居住して大井を氏稱し、佐久平を南北に二分して小笠原の勢力範圍に歸し、その後盛衰はあつたが足利末迄續いた。朝光以後大井氏の世系は次の通りであつた。



大井氏初代朝光及び第二代光長の居所はまだ明かでない。四箇證説は「朝光嘉慶元年三月九日於岩村田館せられ時二十八歳」とあり。龍雲寺所蔵東京帝大所収文書弘治元年同寺第六代社家誠文大井殿數代の法名中に朝光の法名は松山栗公大謹定門。光長のは萬年空公大海定門とある所から見れば朝光・光長與に單に遜位ではあるまい。第三代行光以後は岩村田屋居住である。その館號がどこであったかの跡付けは困難であるが地名地形等から見て武家の居館としては岩村田町字荒宿から城郭附返一帯で城郭居館と推定する。伴野氏について見れば前山及び野澤の遺蹟は城郭居館である。王城とは四脚籠裁採録の「雜記」によれば「村上天皇の皇子信濃に下向、佐久郡春日村に住給ひ、後甲州へ御勤使になって勝間に王場を建て、翌年

那文書に依る。第五代光榮をへて第六代光房（又光矩）の代慶永七年川中島大塔の戦には光矩中立を守り終りに小笠原勢と東北信武族との和解を遂げた。第七代大井持光は承安十一年その甥關東管領足利持氏の季子永義王七歳をその乳母の兄なる三井安房なる安養寺住僧に託して鞠育し、承安十五歳に至り足利成氏と稱しそれより威を關東に振ふに及び持光の威も雄倉に加り屏形と稱し通称に別名した。ここに於いて四隅大井領に歸屬し大井氏に勤行し且近國の諸侯を來つて謁を持光に請ふに至つた。その所領は佐久三十六郷中廿四郷邑六十と稱せられ、大井氏最盛の時期であり、從つて岩村田の最も殷盛な時代である。

卷之三

も王坂は石井・黒岩兩城の中央に位し三城中最初の陣と見るが出来る。氏綱は傳承によれば朝光が御食から動搖した若宮八幡、となつて居る。釋迦寺は岩村田の龍藏寺と三井村安原の安安寺である。墓地は岩村田町上ノ城及び安原の西城附近にあつたといふが今は明でない。

第八代光宗は牛井源氏から入って大井氏を嗣いたが應永元年には村上公頼と大井ケ原に敗って敗れて甲州に奔り、成氏の威望衰ふると共に大井氏も勢頽き、文明十一年には伴野氏と戦つて敗れ、同十六年には村上伴野の兩軍大井城を攻め寄手に火を放つ、折ふし風呂吹きわたり城郭を灰にし並木を燒きつくし焼火勢は四方に廣まつて神社佛閣民家を破滅に露し光照支へるに由なく遂に降服した。かくて大井氏は承久年間その延祐朝ここに進駐

以来八代凡二百六十餘年にして衰微し、その後村上氏次いで平賀氏に管理され更に武田氏の入佐によつて大井城の存在はその蔭を薄くしてしまつた。岩村田も足利の中頃には殷賤な町であったが應仁文明以後住民四散して小村となり多くの寺院も荒廃してしまひ大井氏の武備も文化も分り兼ねるようになつた。

四 城 蹤

岩村田町荒宿の東から東北に亘る南北約七百米、東南約百米から二百米近い幅を持つ南北に細長い臺地がある。地層は浅間山流出の岩盤を基岩として居る。東は絕壁でよち難く湯川に臨んで對岸の三井平裏の臺地と相對して湯川方面から臨めば自然の城郭景觀を具備して居る。南から西を巡り北にかけて浅間山麓によく發達して居る田切を利用した裏社がある。この細長い臺地が史上にある大井城跡である。この細長の地域は切通しによつて三分されて居る。平根村に通する切通し以南の一郭南北約二百米位の地域を黒岩城と稱し、その西南の岩盤の黒い所からこの名を得て居る。その頂上一帯はほぼ平原地である。この平根行別通から北石子廢泉行切通迄これも南北約一百米位が王城である。中央に臺地を横切る標記あり幅六米深さ二米位、南半は畠地となり、北半は畠地の間に墓地が多い。岩子行切通以北は約三百米は石垣又はいせなみ城と稱へ松林間に墓地と臺地がある。以上の三城を合せて大井城といふ。

岩村田附近に大井一族の居城跡が前記大井氏世系で示した大室・長土呂・耳取・森山・岩尾・根井・小諸の外上ノ城・越城がある。上ノ城は岩村田の南にあり大井氏詔の城といはれて居る。笛川末岩村田森城の構築によつてその原形は認められないが自然の城郭景觀を持つて居ることは大井城と同様である。今は徳川幕末の城跡として本懸の史蹟に指定されて

居る。燕城は三井村安原の北約百米の獨立せる山の頂にあり、大井城を東に去る約三井四面の眺望開け矢張り自然の城地である。現在上面は多く耕されて畠地となり處々林樹ありその基盤は安原石の臺地をなし古の城郭遺蹟はない。併し山下にはここのが城跡にちなむ字名がある。

長土呂の城跡は岩村田町大字長土呂の中央にあり、古來陣城と呼ばれ東西

五十八間南北六十七間の長方形をなし面積三千八百八十六坪を有し東南の隅が徳川時代からの廻倉や明治時代からの長土呂分教場等によつて破壊される而居る外土居社・藤社等發存しかにも足利時代型の居館跡らしい風格を備へて居る。土居の内部は大體畠地となつて居る。長土呂郡落は元同村西約一升半の鶴林附近にあつたがここに移つたといふ。或はこの城郭築造と關係あるか。

五 保 存

大井城跡は畠地や墓地になつてその原形を大部分失ひ残存の部分も將來永久現状保存は困難である。併し大井庄の地頭の居城跡を明にするには必ず要なることなるが故に黒岩城中央の見晴らしに櫓を建てゝ大井城中の黒岩城を示し他の二城をここに附説したい。燕城・長土呂の陣城にも標柱を要する。

「日本城郭大系」長野県

佐久市賣一四

大井城

大井城は岩村田の東北側にあり、東側は一〇m内外の断崖となつて湯川に臨んでゐるが、他の三方はほとんど高低差がない、岩村田の市街地に統一している。北側から石並木・玉垣・黒岩城と並び、構築年代は石並木城が最も古く、統いて玉城・黒岩城の順とされている。三城を合わせて大井城あるいは岩村田城と呼び、文政十六年（一八二四）までは大井庄地頭として佐久郡東北部を中心に勢力を振るつた大井宗家が、のちにその支族が本拠地とした。現在、長野県指定史跡となつてゐるが、その遺構はほとんど無に近い。

大井氏は甲斐源氏の流れを汲み、小笠原氏を称した長清は「鎌倉方無二のなりなければ、信濃・阿波二ヶ国の太守となりて、魚子に領米地、各庄園に付られたり。朝光も大井に入部あり、いくほとなく嘉禄元年三月十九日、於岩村田第卒せらる」と『四都譜載』にあるとおり、朝光は大井庄の地頭として岩村田館に居を構えた。この館は石垣城であったとされているが、地頭領分に充當できる水田地帯の存在や歴の構造などから長土呂館ながどりやかたが、それではなかつたかとする説もある。

當時、佐久郡には滋野氏に属する望月氏らの旧勢力があつたが、その間

歩を擴大し、その子は長土臣・耳取・森山・平原らに館を傳えた。
建武二年（一二三五）、北条時行を擧じて鎌倉に攻め入った北条家の挙兵（中先代の乱）は、足利尊氏に時行討伐の口実を与えた。鎌倉に下った尊氏は自ら征夷大將軍を称し、朝廷の命に従わず、かえって新田義貞の討伐を諸国に伝えた。信濃では前守護小笠原貞吉や村上信貞らがこれに応じたが、小笠原氏系である大井氏もこれに加わった。そこで彈正尹宮熙王を大将に、四國・九州の大名・信濃の仁科・高麗氏ら一万人余の朝庭軍は、東山道を佐久郡に入り、「於大井庄合戦」（『忍那文書』など）が行われた。城将大井朝行は奮闘数日にして敗死したが、十二月二十三日に落城した。大井庄合戦とあるのみで、現地については詳らかでない戦場も、城将大井朝行とあるからには大井氏の居城大井城・石並城であったに違いない。石並城はこの際、破壊され、以後、大井城一王城となつたのではないか。

大井氏は、中先代の乱に続く大井庄合戦で敗れたが、足利氏が権力を握るに及んで再び勢力を盛り返し、繁栄を経けた。大井氏は永享十年（一四三八）、関東管領の圧力に反抗して鎌倉へ攻め入った鎌倉以来の旧勢力、信濃の守護小笠原政康らの軍には同系統でありながら加わらず、かえってこの戦い（永享の乱）で敗れた北条持氏の末子永秀王を安原の安養寺（あんようじ）にかゝった。このような関係で永秀の亂に続いて行なわれた越城合戦（永享十二年）には、大井一族がほとんど小笠原政康に従って裏旗軍に属したにもかかわらず、ひとり岩村田大井家のみはこれに加わらなかつた。そのため、一時は非運の時もあったが、永秀王が成人して古河公方となるに及んで再び勢力を盛り返し、文明十六年（一四七八四）まで、岩村田大井氏の繁

繁榮期の大井城下を「四郷譜」は「応永年中、大井越前守、關東管領足利持氏公に仕て、武効三軍に出たり、したがつて大井の城も盛大也」「民家六千軒、交易四達し、賑ひ田府にまさり、八日町通石橋といふ所、城外市店の中央なりとそ」「大井城外の広狹を按、南北凡四十丁許、東西凡三十四丁、或ハ四十三丁許、交易利通の地統也」としており、真光寺、龍雲寺、その他の寺社が立ち並んでいた。しかし、文明十六年、更級・境科両郡から小奥郡にかけて勢力のあった村上氏が大兵をもって岩村田の宿城を攻撃し、火を放ったので、城は落ち、被下町は一幸に灰燼に覆し、主大井安房丸は小路に逃れ、鎌倉時代からの岩村田大井宗家もここに滅亡した。

天文九年（一五四〇）頃から本格的に開始された甲斐武田氏の佐久侵入で、同十二—十三年頃には内山・志賀城を除いて佐久には武田氏の手中に落ちた。岩村田城主大井典盛は迫られて小県郡長慶に移り、そこも攻められて生け捕られ、甲府へ送られたのが同十二年九月である。この戦いで岩村田城は兵火に遭つたらしく、同二十年には武田信玄の手で大改修が行なわれている。信玄はまた北高禪院を招いて龍雲寺を再興するなど、城下の再建にも力をいたし、「岩村田一郷の大小の人の内、先忠の者に候とも、当住に對し奉り奉るを企つれば、分國を差放すべき事」（『諸州古文書』）などの触れを出して旧勢力の一掃と民心の安定に努めた。そして越後上杉氏との抗争の間には、ここを中間の基地とした。

天正十年（一五八二）、武田氏が滅亡すると、佐久郡へは関東から北条氏助をはじめ、佐久の大勢はこれに従つた。一方、徳川家康も佐久郡の平定を望み、遠江二俣にあつた麾下の依田信蕃を佐久に遣し、春日の穴小屋

に籠もつて北条軍の機道を断たせたため、北条軍は徳川氏と和議を結び、関東に引き揚げざるをえなかつた。そこで、信蕃はいきに佐久の平定に乗出し、まず岩村田城を攻略した。この時の戰いについて「依田記」は「真田（昌幸）も御味方ニ罷成役」と申、右衛門佐（信蕃）と申合、岩村田と申地ヲ資取候半と申、八幡原と申所ニ陣を取、筑摩川の左ニ人數を立ならべ罷有候、右衛門佐ハ筑摩川を打越、旗名田と申所を越上り、則川ニ而罷僕人數を集々、夫より岩村田江櫛キ、其川口ニ敵突掛り候所ニ、右衛門佐自身真先ハ馬を入、乘崩、人數三百も討捕中候（中略）其時家康様より御績状御置頂戴之者ハ、依田左近之助・依田主膳・奥平金秀此者共にて御座候、（中略）岩村田右衛門佐子ニ入申ニ付て、名代ニ依田勘助と申者を指揮中候」と述べている。

大井城の遺構は、現在ほとんど残っていないが、元文年間（一七三六年—）に書かれた「四郷譜」には「古城跡凡南北七町余、東西巷丁半或武丁余、今之荒町此郡内なるへし、中に切通シニヶ處あり、中央を玉城と云、北をいせならびと云、前に御岸という所あり、南を黒岩といふ、上田軍記にいはゆる黒岩の陣城是也、今十二といふ洞あり、天正年中の、大手の櫓跡とそ、中央わうちやうの切通し、構造等といふ内に穴あり、二重掘あり、井水あり、赤堀垣外といふ所より木を取たる堤形あり、北にも門台・櫓台皆残れり、本丸に米穀の砂利出る所あり、大石を覆ふた所あり」とある。

燕 城

○佐久市安原字糸田①—④大井氏か⑤山根⑥—⑧
九〇×七〇三、高さ七三〇cm、北高一〇四〇—一

「長野県町村誌」
〔北佐久郡志〕

燕城は関東山地の最西端に属する小丘陵上にある。西侧一帯は高燥性の土地で、佐久平に続き、安原の集落が南側に隣接する。このあたりは古くから開けた地域で、城の近辺は古墳地帯で、南西部には安原大塚古墳（其ノ塚＝市指定史跡）があり、また東方九〇〇mのあたりには佐久における式内社の一つに比定されている英多神社がある。

城跡は現在、石材採取場となつて、まったく原形を残しておらず、「長野県町村誌」には「畿上平坦にして東西五十八間、南北四十二間、今林となる。建保年中大井太郎朝光旧館、後安原某住居大井氏與安原某成氏に從ひ関東へ移る」とある。ここが大井氏一族の支配地であったことは、嘉慶四年（一三三九）の「鎌倉幕府下知状案」に六番五月会分として「右頭、大井庄内安原・番坂郷大井又三郎入道」とあることで明らかである。

大井城関係年表

- 九三一 承平年間 委名類聚録である。佐久郡美理・大村・大井・刑部・青治(忍)・茂里・小治・鰐戸の郷名記される。
- 一七八六 文治二 後白河法皇、佐久郡伴野庄(院御領)・大井庄(八条院)等の年貢の未納を頼朝に督促させる。「吾妻鏡」
- 一一八八 文治四 頼朝、大井庄等関東知行国等の去年以前ノ未済の年貢を免せられんことを請う。「吾妻鏡」
- 一一九四 建久五 信濃國大井庄の今年年貢を十一月中に京都に完済の旨仰下さり。「吾妻鏡」
- 一一三八 厳仁元 大井太郎(光長)、将軍藤原頼経の人名の跡となる。「吾妻鏡」
- 一一四〇 仁治元 大井太郎(光長)、將軍家兼根社・三島社奉贈の後陣隨兵を整める。「吾妻鏡」
- 一二四四 寛元二 大井太郎(光長)落合の新善光寺三尊を塑造する。「新善光寺銅鑄像」
- 一二四六 寛元四 大井太郎(光長)御弓始の一番射手をつとめる。「吾妻鏡」
- 一二五〇 建長二 大井太郎等、幕内開拓内裏造営に築地用材を調達する。
- 一二七九 弘安二 小笠原光長、落合の新善光寺に銅鑄を寄進する。
- 一二八〇 弘安三 大井朝氏、流鏑馬の射手を勤める。「吾妻鏡」
- 一三〇一 乾元元 大井庄、御宇多上屋の御領となる。
- 一三〇六 德治元 大井庄、昭慶門院領として安堵される。
- 一三三九 元徳元 謙方案五月会に佐久郡の大井庄等郷名あり。「守矢文書」
- 一三三五 建武二 銀倉で御櫻御天皇に致いた足利尊氏直義を追討のため京都を発した東山道軍は、佐久郡大井庄において、尊氏党の小笠原宗・村上信貞と戦った。(「忍那文書」「忍那鍋開発記」「河野土同系図」)
- 一三四九 正平四 信濃國大田庄内大倉郷地頭職の津亂を守護代大井光長に命じて止めさせる。「金澤文庫文書」
- 一四〇〇 応永七 村上源信・伴野・平賀・田口・望月・桜井・高沼・洲吉・小野沢等の佐久勢をはじめ信濃国人を語らい、信濃守護小笠原長秀と四宮河原・塙崎城・大塔城に戦う。大井光矩丸子にひかえて長秀の命に応じない。大井光矩講和を斡旋し、長秀京都に帰る。「大塔物語」
〔市河文書〕
- 一四〇三 応永十 信濃の守護代人國の際、村上・大井・友野・井上・須田はこれに従わざ戦う。(市河文書)
- 一四五五 永享七 佐久の大井と芦田争う。足利義政は信濃守護小笠原長秀に大井持光を授けて芦田下野守を討つことを命じたが、ついで両者を和睦させ

せることを命じた。〔満清准居日記〕〔足利将軍御内書并奉書留〕

一四三九 永享一

関東管領足利持氏篠倉を自刃。持氏の子永寿王丸（五歳）信濃に落ち、大井持光に頼り、安養寺にかくまわれる。〔鎌倉大草紙〕

一四四〇 永享十二

結城氏部足利持氏の遺子春王丸・安王丸を結城城に迎えて幕府に反す。大井持光は家臣をつけて永寿王丸を結城に送る。〔美古文書〕

〔鎌倉大草紙〕

大井持光、結城氏朝に応じて碓氷峰に陣を進めたが上杉にはばまれる。〔永享記〕〔南方紀傳〕

一四四一 嘉吉元 再び永寿王丸大井持光のもとにかくまわれる。〔足利系図〕〔上杉略譜〕〔永享後記〕〔結城義高別記〕〔足利治乱記〕〔湘山異著集〕

一四四七 文安四 永寿王間東管領に捕せらる。〔鎌倉大草紙〕〔鎌倉九代後記〕〔吾妻川判斷〕〔上杉略譜〕〔足利系図〕〔永享記〕

諏訪上社御射山祭頭役、岩村田大井播磨守持光が勤める。〔諏訪社御射禮之古事記〕

一四五四 享徳三 諏訪上社頭役、岩村田、大井刑部少輔政光勤める。〔「」〕

一四五四 寛正二 諏訪上社頭役、岩村田、大井刑部少輔政光勤める。〔「」〕

一四六四 寛正五 諏訪信滿父子、佐久の大井殿と申し合わせて、甲斐に攻め入ったが御柱引のため軍を引いた。

一四六五 寛正六 窪町幕府奉行人伊勢貞親は、大井刑部少輔が馬を齧ったのを罰する。〔元日記〕

一四七二 文明四 大井市甲州に侵入し、八代郡花取山に戦う。〔妙法寺記〕〔王代記〕

一四七四 文明六 岩村田の大井政光は京泰相国寺落成院小袖村主橋川景三に、表徳号を譲り、その説を作つてもらつた。また、信濃の僧一音を法師として上洛させ、裏府に上奉した。〔瑞雲京華集〕

一四七八 文明一〇 諏訪上社頭役、岩村田、大井源政朝代初……〔諏訪社御射禮之古事記〕

一四七九 文明一一 伴野大井大乱、大井駿作等へ生取り、後帰す。〔「」〕

一四八三 文明一五 岩村田大井源安房丸代始……〔「」〕

一四八四 文明一六 岩村田の大井城破り、兵火によつて全町焼失。〔龍雲寺文書〕〔太田山賞録〕〔新撰和漢合璧〕

信濃の僧瑞知客、佐久郡信濃寺の住持畠中良宗の伝言をもつて和泉郡会寺の住持大般を訪い、大井、伴野、田口等の情勢を物語る。

大井は千鶴の大舟、執事は芦田と相木。
一四九三 明応二 岩村田鶴大井駿河守成光、佐久郡成身院に金糧饗を寄進する。

一五〇九 永正六 佐久郡大井城主大井玄慶、龍雲寺を再興。〔太田山賞録〕

特軍、上杉頼定等に命じて、伴野六郎と大井太郎の争を和解させる。〔御案内書〕

- 一五二三 大永三 大井貞隆、紀伊高野山蓮華定院をもって領内住民の宿坊と定める。[蓮華定院文書]
- 一五四〇 天文九 武田信虎、佐久郡に攻入り諸城をおとす。[勝山記]
- 一五四一 天文十 武田信虎、岩村田龍雲寺祖昌に便りをさる。[龍雲寺文書]
- 一五四三 天文一二 武田晴信、大井貞隆を小県郡長瀬に攻めてこれを生けどり、甲府に送る。[高白齋記]
- 一五五一 天文廿 武田晴信、桜井山城に入り、岩尾・岩村田城を修理する。[高白齋記]

大井城一大井城関係文献史料集一

発行日 昭和59年 3月31日

編集者 大井城跡総合調査団

発行者 長野県佐久市教育委員会

佐久市大字中込3056 T.584-01

電話 (0267) 2-2111

印刷所 株式会社 佐久印刷所